

国土強靱化年次計画2020

令和 2 年 6 月 1 8 日

国土強靱化推進本部

目 次

(頁)

はじめに	1
第 1 章 2020年度（令和 2 年度）の国土強靱化の取組について ..	2
1 国土強靱化年次計画2020の策定及びこれに基づく施策の推進	2
2 防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策の 集中的な実施及びその進捗管理	5
3 国土強靱化基本計画を踏まえた国の他の計画の見直し	6
4 国土強靱化基本計画に基づくその他の取組	6
第 2 章 各プログラムの推進方針、主要施策、重要業績指標等 ..	13
1 概要	13
2 45の各プログラムの推進方針及びプログラム推進のための主要施策 ..	21
第 3 章 防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策の 進捗管理	69
1 防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策の 進捗状況（事業費ベース）	69
2 160項目の緊急対策の進捗状況	69
3 昨年の災害時に効果を発揮した事例	70
（別紙 1）分野別施策一覧	77
（別紙 2）重要業績指標（KPI）一覧	121
（別紙 3）防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策進捗状況一覧 ..	132
（別紙 4）国土強靱化推進本部に報告すべき国の他の計画等	167
（別紙 5）重点化すべきプログラムに係る工程表	170

はじめに

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年法律第 95 号。以下「基本法」という。）が公布・施行されて以来 5 年半が経過した。

その間、近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、「国土強靱化基本計画」（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定。以下「基本計画」という。）を平成 30 年 12 月 14 日に見直し、中長期的な目標や施策分野ごとのハード・ソフトに渡る推進方針を明らかにした。また、重要インフラの緊急点検等の結果を踏まえた「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定。以下「3 か年緊急対策」という。）に基づき、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策を集中的に実施する等、事前防災により国民の生命と財産を守る国土強靱化の取組を政府一丸となって推進してきた。さらに、昨年も令和元年房総半島台風・令和元年東日本台風などの災害が発生し、多くの人命や財産が犠牲となったほか、広域にわたる長期停電や通信障害、複数河川での堤防の決壊などの甚大な被害が発生したことを踏まえ、河道掘削や堤防強化などの水害対策を中心に国土強靱化の取組をパワーアップさせてきたところである。

国土強靱化の取組を円滑かつ着実に推進するためには、基本計画や 3 か年緊急対策を踏まえるとともに、大災害の教訓を踏まえて当該年度に実施すべき主要施策を明示し、定量的な指標により進捗状況を把握・管理し、施策の充実を図るという PDCA サイクルを更に充実させることが必要である。

このような観点から、これまでも平成 26 年度以降 6 年間にわたり毎年度「国土強靱化年次計画」を策定してきたところであり（平成 26 年度から平成 30 年度までは「国土強靱化アクションプラン」として策定していたものを令和元年度に改称）、国土強靱化の加速化・深化に対応すべく、PDCA 機能の強化に加え、地方・民間・国民など国土強靱化を担う様々な主体に対する情報発信機能の充実を図るため、「国土強靱化年次計画 2020」を策定する。

第1章 2020年度（令和2年度）の国土強靱化の取組について

1 国土強靱化年次計画2020の策定及びこれに基づく施策の推進

（1）国土強靱化年次計画策定の趣旨

平成30年12月に基本計画が約5年ぶりに見直されるとともに、3か年緊急対策が策定され、国土強靱化は加速化・深化する段階に入った。

国土強靱化の取組を効果的・効率的に展開するためには、基本計画で定められた45の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群であるプログラムを不断に見直し、必要に応じて新しい施策等を追加するとともに、施策の進捗管理を徹底することが重要である。また、3か年緊急対策は、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、達成目標、実施内容及び事業規模等を明示して策定されたものであり、その進捗状況や目標の達成度合い等を把握・管理することは、国土強靱化の取組を更に次の段階に進める上でも重要な土台となるものである。

こうしたことから、毎年度、おおむね向こう1年間に取り組むべき具体的施策を企画・計画（Plan）、優先順位を付けて計画的に実施（Do）、重要業績指標、ベンチマーク指標等を活用して結果を評価（Check）、その上で、進捗状況に応じた修正、必要な新規施策の追加等の改善（Action）を行い、次年度につなげるというPDCAサイクルを活用した国土強靱化の取組のスパイラルアップが必要である。

このため、基本計画第4章3（1）のとおり、年次計画を策定し、各プログラムの推進方針に進捗管理のための定量的な指標を加えた推進計画及び各プログラムの推進のために当該年度に取り組むべき主要施策等を示すとともに、3か年緊急対策についても、年次計画において、達成目標や事業規模を踏まえたフォローアップを行うこととする。さらに、令和元年房総半島台風（第15号）及び令和元年東日本台風（第19号）などの被害を踏まえ、国土強靱化の取組をパワーアップさせるとともに、ハード・ソフトを組み合わせた対策を総動員できる態勢を整えていく。その上で、令和3年度以降も、基本計画に基づき、必要な予算を確保し、オールジャパンで防災・減災、国土強靱化を進め、国家百年の大計として、災害に強いふるさとを創り上げていく。

年次計画の策定に当たっては、国土強靱化の取組を広くわかりやすく伝える広報・普及啓発ツールとしての機能の強化・充実も併せて図ることとする。

（2）プログラム推進のための施策の充実・強化

基本計画の見直しを踏まえた年次計画2019策定以降の施策の進捗、令和元年房総半島台風・令和元年東日本台風等において新たに判明した災害の教訓、気象災害への気候変動の影響に関する知見、技術の進展等を踏まえ、各プログラムについて新しい施策を追加するなど施策の充実・強化を行い、第2章の各プログラムの推進方針に基づき同章の主要施策及び（別紙1）分野別施策一覧に取りまとめた424の施策に取り組む。

プログラムの推進に当たっては、施策の重点化・優先順位付け、ハード対策とソフト対策の適切な組合せ、国・地方公共団体・民間等との連携等に留意することとし、特に、国土強靱化に資する民間の投資や取組の促進、地方公共団体の取組への支援を通じた地方創生につながる地域の強靱化の推進、国土強靱化における国際貢献等については、以下を踏まえて推進する。

1）官民連携の促進と「民」主導の取組を活性化させる環境整備

国土強靱化を実効あるものにするためにも、国、地方公共団体のみならず、民間事業者等の主体的取組が極めて重要であり、官と民が適切に役割分担及び連携して推進する。こ

のため、民の自助や共助の活性化や公助への民の力の活用を進める。特に、各主体が実施する自助・共助の取組が効果的で持続的なものとなるよう、平時からのコミュニティの活力維持等への支援を行うとともに、災害対応において不可欠である民間のスキル・ノウハウや施設設備等の活用を推進する。

さらに、国土強靱化の取組に対する民間事業者の資金、人材、技術、ノウハウ等の投入（以下「民間の投資」という。）を促進する。

ハード対策とソフト対策の両面からの総合的な国土強靱化の取組は、生産力の強靱化などの民間事業者の災害対応力の向上を通じて、競争力の強化につながる等、それ自体が我が国の持続的な経済成長に貢献することが期待できる。

このため、民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携により、国土強靱化に資する自主的な設備投資等を促すとともに、PPP/PFI を活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組み（例えば、規制の見直し、税制の活用等）の具体化を着実に進める。また、地方公共団体と地域の民間事業者との双方向のコミュニケーションが積極的に行われるよう、情報提供や啓発を行う。

加えて、大規模自然災害等の発生後に国の経済活動を維持し迅速な復旧復興を可能とするために、中小企業等においては各々の事業形態や、想定される災害の特性等を踏まえた実質的な事業継続の取組の普及を図る等により民間企業等の事業継続の取組を一層促進するとともに、企業連携型の事業継続の取組を推進する。

2）地域の強靱化の推進

国土強靱化を効果的に進めるためには、地方公共団体を中心とした地域の強靱化の推進が極めて重要であり、このため、国と地方公共団体及び地方公共団体相互における十分な情報共有・連携を確保するとともに、統括・調整機能の向上や強靱化を担う人材の育成など地方公共団体等における組織体制の強化及び国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）の策定の加速化や地域計画に基づく事業への支援の強化を図る。

地域計画は、令和2年5月1日時点で全都道府県及び424市区町村で策定が完了しており、1,048市区町村において策定中（予定含む）など、令和元年度に取組が大きく進展した（令和元年5月1日時点の策定済は全都道府県及び111市区町村、策定中（予定含む）は81市区町村）。今後も引き続き、都道府県等と適切に連携しつつ、市区町村における地域計画の策定の促進・支援を重点的に実施する。具体的には、地域計画策定ガイドラインについて、地方公共団体における地域計画策定体制の構築から策定までの基本的な進め方、地域計画を策定した都道府県や市区町村から得られたノウハウ、策定に活用できるツールなどの内容の充実を図っていく。

また、内閣官房の職員が地方公共団体へ直接出向いて首長も対象とした説明会（出前講座）を積極的に実施し、地域計画に関する基礎知識や負担軽減に資する策定方法などをわかりやすく解説する。さらには、地域計画に基づく取組に対する関係府省庁所管の交付金・補助金による支援について、拡充を図っていく。その支援の内容等については、早期にわかりやすく示すことにより、地域計画の円滑な策定につながるようにする。

また、国土強靱化においては、自助、共助、公助を適切に組み合わせることが求められ、民間事業者、住民一人一人が主体的に行動することが基礎となることから、民間企業と地方公共団体の災害協定の締結、地域計画策定における住民参加や策定した地域計画の当該地域への周知・理解が一層図られるよう、先進的な取組事例の共有を図っていく。

このような地域計画の策定や地域計画に基づく取組に対する支援を行うことで、地方公共団体を中心とした地域の強靱化を推進していくこととしている。

また、巨大台風接近時など災害のおそれの状況に応じて、市町村が住民に対して適時的確な対応を取ることができるよう、避難勧告・避難指示（緊急）について自治体の意見を踏まえた制度上の整理と周知や、地方公共団体における受援体制の構築促進、避難勧告等の発令に必要な情報の提供、発令の判断から情報発信までの災害対応業務を支援するシステムの構築、災害情報の共有、AI や SNS、衛星を活用した情報システムの整備や新たな技術の研究開発と社会実装等を通じ、市町村に対する適切な支援を行う。

なお、国土強靱化の取組と地方創生の取組は、施策の効果が災害時・平時いずれを主な対象としているかの点で相違はあるものの、双方とも同じく、地域の豊かさを維持・向上させるという目的を有する。このため、東京一極集中からの脱却等の課題について、地方創生の取組とも連携しながら「自律・分散・協調」型国土構造の実現に向けて国土強靱化の観点から取組を推進する。

3) 世界の強靱化の主導など国際貢献の推進

多くの自然災害を経験してきた我が国は、国際的に見ても国土強靱化を先進的に進めている国の一つであり、近年の気候変動により世界的に自然災害が激甚化・頻発化していることや、持続可能な開発目標（SDGs）も踏まえ、「事前の防災投資」や「より良い復興（Build Back Better）」などの趣旨を率先して実行し、開発と国際協力における防災の主流化を主導することで、世界の強靱化をリードする等、国土強靱化に関する様々な分野において国際社会に貢献していくことが重要である。

具体的には、平成27年12月、第70回国連総会本会議において全会一致で採択された「11月5日を『世界津波の日』として制定する決議」を受け、世界各地における、津波に対する意識向上のための啓発活動や津波対策の強化等を通じ、イニシアティブを発揮していくとともに、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な防災協力の実施等のため、令和元年6月のG20サミットで表明された「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」に基づく取組を進める。また、経済協力開発機構（OECD）とリスク評価等に関する協力協定を結んだ東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）を活用しながら世界をリードしていく役割が求められる。

このような考えに基づき、国土強靱化に関する様々な分野において、情報交換の場づくりや人材の交流等を通じて諸外国との相互理解を深め、高め合いながら、我が国の国土強靱化の取組を一層推進するとともに、その成果を積極的に情報発信することを通じて、国際社会に貢献していく。

4) その他各府省庁での横断的な取組の推進

リスクコミュニケーション、人材育成、研究開発、老朽化対策は、基本計画において官民連携と並んで、特に横断的分野として推進方針が定められているものであり、特定の府省庁に限らず、全ての府省庁が分野横断的に取り組む。

国民が国土強靱化の重要性に理解と関心を深め、自助・共助・公助の理念に基づき、自らが主体的に国土強靱化について考え、行動することが重要であり、そのための環境整備を推進するため、リスクコミュニケーションや防災教育の実践と深化を進めるとともに、防災・減災、国土強靱化に関する各分野のプロ・専門家やリーダーを育成するため、産学官民における人材育成を推進する。また、今後、気候変動により自然災害リスクが高まると予測されていることを踏まえ、気候変動という要素を防災に組み込む「気候変動×防災」の視点の下で将来の気候変動を踏まえた防災を図るべく、気候変動による自然災害への影響に関する知見を充実させるとともに、気候変動対策としての脱炭素社会への移行等、将来に備えるための多様な主体における取組を推進する。

また、最新の科学技術やイノベーションの導入は、国土強靱化の取組を飛躍的に発展させる可能性を有しており、教育・研究機関、民間事業者における人材育成に加えて、激甚化する大規模自然災害に対応するためのAI、ビッグデータ、ロボット・ドローン技術、衛星データ（衛星リモートセンシング・測位）の活用などあらゆるテクノロジーを、基礎技術から応用技術までに至る国民の安全・安心に係る幅広い分野で各省横断的に研究開発を進めるとともに、社会実装を推進する。

さらに、いかなる事態が発生しても産業のサプライチェーンをはじめとする国家及び社会の重要な機能が機能不全に陥らず、国民の生命・財産に加えて我が国の産業競争力や経済成長力を守るとともに国際競争力の向上と成長戦略にインフラが寄与し、また、令和元年東日本台風の際に狩野川放水路等において、適切な維持管理が事前防災の効果の十分な発現に繋がった教訓を踏まえ、インフラの整備を進めるとともに、インフラの機能を持続的に発揮できるよう、不具合が生じる前に対策を行う「予防保全」の取組や、新技術の活用等により、加速度的に進行するインフラの老朽化対策に取り組む。

（３）指標の充実によるPDCAの強化

基本計画の下、PDCAの強化の観点から、（別紙２）重要業績指標（KPI）一覧のとおり、施策及び各プログラムの進捗管理のための重要業績指標を計 268 指標（重複除く。対前年+85.）設定し、それぞれの重要業績指標について、基準年度及び現状値並びに目標年度及び目標値を設定する。

重要業績指標については、具体的な数値指標の設定に当たり、必要に応じて想定リスクの規模、対象範囲等を踏まえることとする。

なお、施策の進捗を示す定量的指標は、必ずしも全ての施策について設定しうるものではなく、また、そもそも現時点で施策がない課題については設定されていないものであることから、国土強靱化の進捗状況について全てを重要業績指標により正確に把握できるものでないことに留意が必要であると同時に、次期年次計画の策定に向けて、引き続き、新たな重要業績指標の設定の検討が必要である。

また、年次計画 2019 では、国土強靱化全般としての進捗状況の把握を図るためのベンチマーク指標を、8つの「事前に備えるべき目標」の達成への寄与度等を踏まえて、重要業績指標の中からハード施策 34 指標、ソフト施策 25 指標設定した。

ベンチマーク指標については、重要業績指標の中から設定したことから、実施されている施策に関する指標に限られることとなり、「自律・分散・協調」型国土構造の実現といった課題についての指標が選定されていない。これについては、東京一極集中の状況を把握するためのモニタリング指標を設定して経年的に把握していくとともに、更なる適切な指標についても検討を行う。

2 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の集中的な実施及びその進捗管理

（１）防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の集中的な実施

3か年緊急対策は、平成 30 年に発生した一連の災害の教訓を踏まえ、国民の生命や生活・経済を支える重要インフラが自然災害発生時にその機能を維持できるよう、平時から万全の備えを行うため、「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」（平成 30 年 11 月 27 日重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議報告）のほか、ブロック塀、ため池等に関する既往点検の結果等を踏まえ、防災のための重要インフラ等の機能の維持及び国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持の2つの観点から特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策を、3年間で集中的に実施するものである。

160 項目の緊急対策について、事業拡充や制度改正等も行いつつ、平成 30 年度から令和

2年度までの3年間で、財政投融资の活用や民間事業者等による事業を含め、おおむね7兆円程度を目途とする事業規模で実施し、必要な対策を完了・概成又は大幅に進捗させることとしている。

(2) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の進捗管理

3か年緊急対策については、集中的かつ着実に実施し、160項目の緊急対策ごとに設定された目標の達成を確実なものとする必要があるため、年次計画において、160の各項目の進捗状況を把握・管理する。

具体的には、第3章に記載するとおり、3か年緊急対策全体でおおむね7兆円程度の事業規模（財政投融资の活用や民間事業者等による事業を含む）を目途としていたところ、現地状況の詳細確認等の精査の結果、現時点では約6.8兆円の事業規模となる。最終年度となる令和2年度までにこうした事業規模を確保することとしており、おおむね順調に進捗している状況である。また、160項目の緊急対策ごとの進捗状況は（別紙3）防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策進捗状況一覧で取りまとめたとおりである。

3 国土強靱化基本計画を踏まえた国の他の計画の見直し

基本法において、基本計画は「基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるもの」とされており、基本計画で定められた国土強靱化の基本的考え方や推進方針が行政の各分野において取り入れられ、実施されるためには、基本計画を構成する各施策の根拠となる国の他の計画等について、基本計画を踏まえた見直しを進めていく必要がある。

このため、関係府省庁は、基本法及び基本計画に基づいて実施する施策を推進するために、（別紙4）国土強靱化推進本部に報告すべき国の他の計画等に記載の国土強靱化に関係の深い計画等をはじめとして、所管の計画等について、平成30年12月の基本計画の見直しの趣旨も踏まえ、国の他の計画等の改定等の時期において、自ら精査し、国土強靱化に資する見直しを行い、様々な分野の計画等の下で施策等が推進されることを通じて、国土強靱化を総合的かつ計画的に進めることとする。

4 国土強靱化基本計画に基づくその他の取組

(1) 国土強靱化基本計画を推進する上で重要な政策課題の解決のための調査検討

国土強靱化の取組を効果的に推進するためには、脆弱性を克服するための課題について、基本計画において明らかにされた推進方針等に沿って、解決するための対応方を具体化することが必要である。このため、昨年度においては、特に戦略的に対応すべき課題（以下「戦略的政策課題」という。）である「東京一極集中リスクとその対応」及び「公共性の高いインフラを中心とした官と民の連携」を検討したところである。検討結果に基づき重点的に推進していく方針等については、以下に示すとおりである。

なお、今年度については、昨年度の「東京一極集中リスクとその対応」とも関連する「風土・自然条件に適う国土強靱化」及び「人とコミュニティのレジリエンス」を戦略的政策課題のテーマとして検討していく予定である。

1) 東京一極集中リスクとその対応

東京圏は、人口や建築物が密集し、かつ政治・行政・経済の中核機能が高度に集積しているため、首都直下地震など大規模自然災害が発生すると多大な犠牲者や避難者が発生するのみならず、災害応急対策に不可欠な政治・行政中核機能の麻痺や我が国全体の長期的な経済停滞を引き起こす可能性がある。このため、国土強靱化を進めるうえで東京一極集

中は喫緊の課題である。

① モニタリング指標による東京一極集中の状況把握

東京一極集中による災害時のリスクを効果的に軽減させるためには、客観的に東京一極集中の状況を把握するとともに、災害時におけるリスクを適切に評価することが重要である。そのため、東京一極集中の災害リスクに関連する指標として、東京圏の浸水想定区域、震度6強以上、液状化の危険度が高い区域における人口（表1）を「モニタリング指標」として設定し経年的に把握することとする。今後は、東京一極集中の災害時におけるリスクの国民への理解を促進するため、適切なリスク評価やリスクを踏まえた更なるモニタリング指標について検討する。

表1 東京一極集中の脆弱性を把握するためのモニタリング指標

○ 直轄河川の浸水想定区域における人口

浸水深	0.5m～3m	3.0m～5.0m	5.0m～20.0m	浸水区域全体	全体人口
東京圏の人口	494万人	248万人	48万人	790万人	3,610万人
割合(2015年/2000年)	13.7%/13.3%	6.9%/6.8%	1.3%/1.4%	21.9%/21.6%	
増加率(2015年/2000年)	1.11	1.09	1.03	1.10	1.08

出典)国土交通省「国管理河川_洪水浸水想定区域(想定最大規模)」より内閣官房で算出

○ 震度6強以上、液状化の危険度が高い区域の人口

震度6強以上の区域	都心南部直下地震		大正関東地震		全体人口
	震度6強以上	割合	震度6強以上	割合	
東京圏人口・割合 ^(2015年/2000年)	902万人	25.0%/23.3%	1,528万人	42.3%/41.3%	3,610万人
増加率(2015年/2000年)	1.16		1.11		1.08

出典)中央防災会議「首都直下地震モデル検討会」データより内閣官房で算出

液状化の危険度が高い区域	都心南部直下地震		大正関東地震		全体人口
	PL値>15	割合	PL値>15	割合	
東京圏人口(PL値>15)・割合(2015年/2000年)	506万人	14.0%/13.2%	832万人	23.0%/22.2%	3,610万人
増加率(2015年/2000年)	1.15		1.12		1.08

注) 東京圏:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

出典)中央防災会議「首都直下地震モデル検討会」データより内閣官房で算出

② 東京一極集中による災害時のリスク軽減のための推進方針

東京一極集中による災害時のリスクを軽減させるためには、「東京圏から分散させる取組」に加え、地域の魅力を高めるとともに、地域の強靱化にもつながる「地方を活性化させる取組」を進めることも重要である。このため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日閣議決定）や「国土形成計画」（平成27年8月14日閣議決定）における東京一極集中の是正に向けた取組とあわせて、地方の利便性を確保するための交通インフラ整備や安全性を高める防災インフラ整備等のハード対策と、地方における被災地の復興のために、東京圏からの企業誘致を促進するとともに、地方の魅力を高めるソフト対策を含めた「地方を活性化させる取組」を推進する。施策の推進に当たっては、東京一極集中の要因を多角的な観点から分析するとともに、客観的なデータにより検証しつつ進めていくことが必要である。

一方、東京は日本の経済成長を牽引すべき都市であるため、都市機能や安全性を高める対策の実施により、東京の利便性や国際競争力を損なうことなく進めることが重要である。

2) 公共性の高い民間インフラを中心とした官と民の連携

平成30年の台風第21号による関西国際空港ターミナルの閉鎖や北海道胆振東部地震によるブラックアウトの発生等、民間管理の重要なインフラがその機能を喪失し、国民の生活・経済に大きな影響を及ぼした。昨年度についても令和元年房総半島台風や令和元年東日本台風により、大規模停電や送電線等への被害により電力の安定供給確保が問題になるとともに、停電の長期化等による広範囲・長時間の通信障害により通信の早期復旧や利用者等に対する障害情報の提供等について課題となったところである。

また、災害時には、各機関の被災状況や運行状況など様々な情報を共有することが重要であるが、民間インフラや物流・運送業者等との情報共有が課題となっている。

さらに、国の経済活動を維持し、迅速な復旧・復興を可能にするために、地域の中小企業の強靱化が不可欠であるが、その取組が大企業に比べて遅れているため、リソースの少ない中小企業も防災・減災対策に取り組むことができるように多面的な支援が必要である。

① 公共性の高い民間管理インフラ全体の強靱化方針

民間が管理・運営している国民の生活や経済活動を支える重要インフラについて、大規模災害時においても機能が保てるよう、国・自治体における支援体制を強化していくとともに、防災対策に係る費用面、体制面も含めて評価・検討を行う。

また、風水害時の事前行動に関するBCPについては、自治体や事業者のタイムラインやBCPと連携して円滑な対応ができるよう検討を行う。加えて、南海トラフ地震臨時情報が発表された際の体制及び対応についても計画しておく。

さらに、災害時には、民間重要インフラについて、公共インフラと同様に稼働状況などの情報を積極的に災害対応機関へ伝達することができる仕組みの構築について推進していくとともに、個人情報保護の観点も配慮しつつ、可能な限り一般の方へ情報が提供できるように検討する。

② 強靱な電気供給体制の確立

送配電事業者に対する災害時連携計画の策定や既存設備の計画的な更新の義務化、無電柱化を含めた送配電設備への必要な投資を適切に行うための託送料金制度改革、山間部等において電力の安定供給・効率性が向上する場合、送配電網の独立運用を可能とする制度整備等を盛り込んだ、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（以下「エネルギー供給強靱化法」という。）に基づき、引き続き、環境整備を進めるとともに、樹木の伐採や鉄塔等の技術基準の見直し、電力会社間及び自衛隊との定期的な情報共有・共同図上演習を推進することにより、強靱かつ持続可能な電気の供給体制を確立する。

また、正確かつ迅速な復電の見通し策定・発信のために、発災直後の電力会社における巡視体制の強化や、AI等の新技術や衛星画像等を活用したシステム開発を推進する。

さらに、電力・ガス、燃料の安定供給や、サプライチェーン上重要な事業所・工場、生活必需品の生産拠点等の経済活動が継続できるよう、自家用発電設備や蓄電システム、定置用燃料電池の導入を支援するとともに、再生可能エネルギーやコジェネレーションシステムなど、自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

加えて、防災拠点となる自治体庁舎などの公共施設への非常用電源の整備について、自治体に対して財政的な支援を行うなど早期対策を促進するとともに、省エネルギー化を推進する。

③ 空港の強靱化対策

災害時における空港全体の機能保持及び早期復旧のための事業継続計画（A2-BCP）について、地震・風水害等の個別災害を想定した対応とするとともに、貨物運送事業者やアクセス交通事業者とも連携して行動できることを目指した計画を策定する。空港の重要施設については、津波・高潮ハザードマップ等を参考に浸水対策を実施する。

④ 災害情報の官民連携

被災都道府県の災害対策本部等で、国・自治体・民間が所有するインフラ・ライフラインの被災状況などの各種災害情報を、基盤的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）等を活用し集約・地図化して災害対応機関に提供する災害時情報集約支援チーム（Information Support Team。以下「ISUT」という。）について、民間との更なる情報連携や体制強化に努めるとともに、被災自治体のニーズを踏まえた地図の活用方法や、位置情報の整備についてマニュアル等を通じて自治体へ周知していく。

災害対応機関のニーズを踏まえた確かつ迅速に情報を共有するために、SIP4D と都道府県の防災情報システム、インフラデータプラットフォームやLアラートなど様々なデータとの連携について検討するとともに、一般公開が可能な情報は積極的に公開していく。

⑤ 中小企業の強靱化対策

「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」（以下「中小企業強靱化法」という。）に基づき中小企業等の自然災害等への事前の事業継続対策の検討について支援を行うとともに、複数の中小企業が連携して取り組む工業団地等での優良な取組等を積極的に発信し、近隣地域内の事業者間や遠隔地域での同業他社による復旧及び代替生産の連携を推進する。

また、中小企業・小規模事業者等に対して地震・水害ハザードマップ等を周知し、まずは自社の自然災害等のリスクについて認識することを促進する。

⑥ 災害時における通信サービスの確保

通信の早期復旧について、電力及び通信サービスの適切な確保のための一般送配電事業者及び電気通信事業者を軸とした連携、燃料供給及び通信の確保のための石油関連業界団体等及び電気通信事業者を軸とした連携、倒木処理等に係る電気通信事業者と都道府県等との連携協定等を推進する。そして、大規模災害時において関係機関の協力が必要となる事項に関するリエゾン業務等を整理したマニュアルを充実させるとともに、訓練等を通じてその実効性を図る。

また、災害時における電気通信事業者からの報告を迅速に取りまとめ、早急に通信設備の被害状況等を把握するための災害情報自動集約ネットワークシステムの開発に取り組む。

さらに、防災上必要な通信を確保するため、都道府県や市町村等の災害における重要な拠点をカバーする通信設備の予備電源等について、少なくとも 24 時間にわたる停電対策に取り組むこと等をガイドラインにおいて明確化するとともに、総合通信局等における移動電源車を追加配備する。

加えて、通信全体の仕組みや通信網の構成等について、一般利用者や災害対応機関等に対する周知など普及啓発に取り組む。

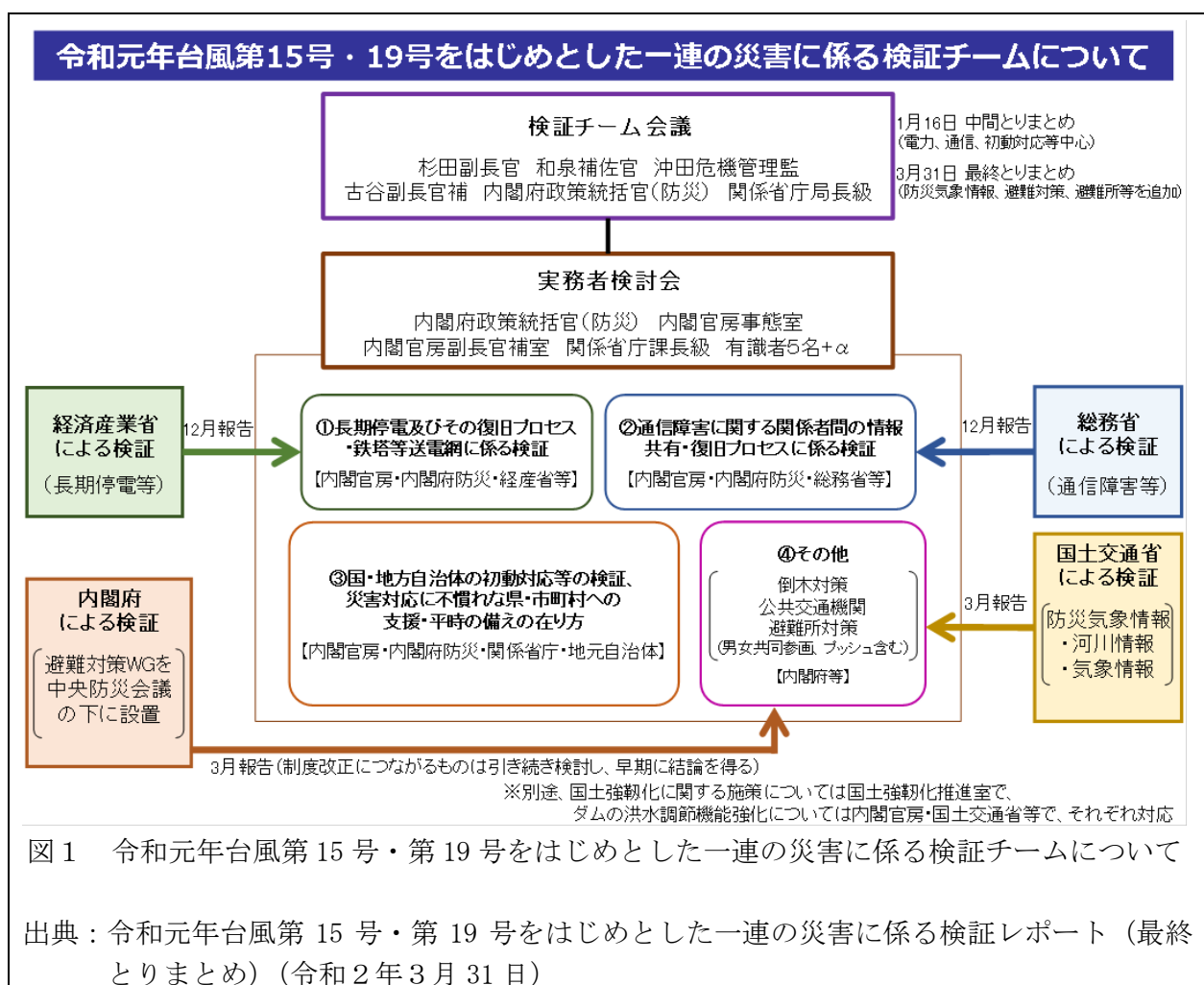
（２）大規模自然災害等を踏まえた国土強靱化の取組の強化

新たな大規模自然災害等が発生した場合、その知見や教訓を次期の年次計画による国土

強靱化の取組に反映させることは、国土強靱化の取組をスパイラルアップする上で極めて重要である。このため、基本計画第4章3（1）に基づき、今後、大規模な自然災害が発生した後、速やかに、被害の原因分析や課題整理等を実施するための関係府省庁と連携した体制として、「国土強靱化の推進に関する関係府省庁担当会議」を昨年度に設置したところである。今年度到大規模災害が発生した場合、必要があれば本会議を開催して施策の点検等を行い、国土強靱化の取組の強化を図ることとする。

一方、昨年は令和元年房総半島台風・令和元年東日本台風等により、各地で激甚な災害が発生した。このため政府においては、関係府省庁で構成する「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」を設置し、長期停電、通信障害、避難行動、河川・気象情報等の論点について検討を行い（図1参照）、事実関係や原因等の分析、具体的な対応策の整理を行った。さらに、各府省庁においても、既存ダムの洪水調節機能の強化、土砂災害対策、交通政策、放送の確保などの個別政策ごとに検証を行い、対応を検討してきたところであり、国土交通省においては、これらの成果や気候変動による水災害リスクの増大に備えた総合的な水災害対策などの検討成果を「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」として取り組む。

こうした検討で得られた成果を踏まえ、国土強靱化の観点からも必要な施策を推進していくこととし、このうち、本年度に取り組む施策については第2章に掲げる。

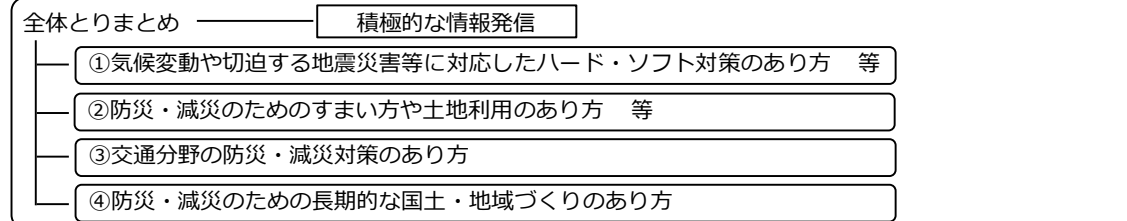


◎総力戦で挑む防災・減災プロジェクト ～いのちとくらしをまもる防災減災～

平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年房総半島台風・令和元年東日本台風など、気候変動の影響等により激甚な災害が頻発している状況に鑑み、国土交通省では「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト ～いのちとくらしをまもる防災減災～」に取り組む。

1. 検討テーマ

・以下のテーマについて、オール国交省として検討を推進。



2. 検討体制等

- ・1月21日に第1回国土交通省防災・減災対策本部(※)を開催し、プロジェクトをスタート。
- ・今夏までにプロジェクトの成果をとりまとめ予定。

※「南海トラフ巨大地震・首都直下地震対策本部」と「水災害に関する防災・減災対策本部」を発展的に統合

3. 情報発信

- ・防災・減災対策を進めるにあたっては、防災意識の向上などが不可欠。国民各層へ広く理解・共感を得ていく視点から、本プロジェクトについて、若手職員等の知見も活かして積極的な情報発信を行う。

図2 「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」の概要

◎「流域治水」の方向性～気候変動を踏まえた総合的な水災害対策～

気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者(国、都道府県・市町村・企業・住民等)により流域全体で行う治水「流域治水」への転換を目指す。また、全国の一級水系を対象に、早急を実施すべき具体的な治水対策の全体像を、都道府県や市町村と連携して検討し、国民にわかりやすく提示。(「流域治水プロジェクト(仮称)」)

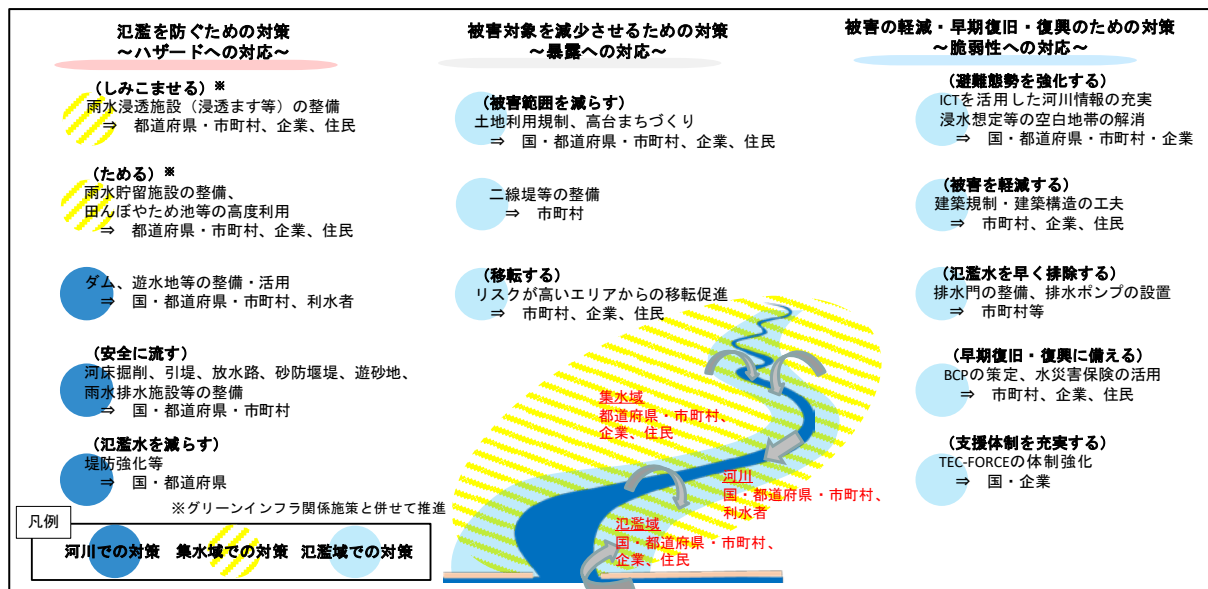


図3 「流域治水」のイメージ

◎自然環境の持つ防災・減災機能等を活用した「グリーンインフラ」の推進

頻発・激甚化する自然災害、ライフスタイルの変化などに対応し、持続可能で多様性のある魅力的な社会を実現するため、都市型水害に対し、自然環境が有する雨水の貯留・浸透機能や緑地・農地の確保により豪雨時のピーク流量低減、都市型水害の軽減に寄与し、3密とまらない良質なオープンスペースの充実等に寄与する「グリーンインフラ」の取組を推進する。



図4 「グリーンインフラ」の推進

(3) 災害時における新型コロナウイルス感染症への対応について

我が国では、新型コロナウイルス感染拡大の防止のために政府を挙げて取り組んでいるところであるが、このような中で大規模災害が発生した場合には、避難所等における新型コロナウイルス感染症対策が大きな課題となる可能性がある。

政府としては、従前より避難所に係る各種ガイドライン等を定め、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組を推進するとともに、感染症対策として、手洗い、うがいの励行、マスクの着用、医師・看護師等の巡回・派遣体制の確保等必要な措置を講ずるよう自治体に対して周知しているところであるが、避難所等における新型コロナウイルス感染症の対策のため、

- ・通常の災害発生時より可能な限り多くの避難所の開設、ホテル・旅館等の活用の検討・準備、在宅避難や親戚・友人宅等への避難の検討についての周知等による避難所における密集状態の回避
- ・マスク、消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄

などについて自治体の取組を促すとともに、国において災害時に避難所で必要となるパーティション、マスク、消毒液等のプッシュ型支援に備えた備蓄をするなど避難所における対策を促進、支援する取組を実施している。

引き続き、今回の新型コロナウイルス感染症の対応における知見や教訓を踏まえ、必要に応じ、大規模災害時における感染症対策について更なる検討を行うものとする。

第2章 各プログラムの推進方針、主要施策、重要業績指標等

1 概要

45の各プログラムの推進方針及びプログラム推進のための主要施策について、本章2に示す。（45のプログラムに係る「起きてはならない最悪の事態」は表2に示すとおり。また、令和2年度に取り組むべき主要施策の主な例を表3に、昨年の災害を踏まえた取組の主な例を表4に、それぞれ示す。）

国土強靱化を推進するため、主要施策も含めて、基本計画で定める12の個別施策分野別に（別紙1）分野別施策一覧に取りまとめる424の施策（対前年比+18）を推進する。また、各プログラム及び施策の進捗管理のため、（別紙2）重要業績指標（KPI）一覧のとおり268の重要業績指標（重複除く。対前年比+85）を設定する。

プログラムの推進に当たっては、プログラムが府省庁横断的な施策群であり、それぞれが連携することで一層の効果の発現が期待できることから、地方公共団体を含め、関係者間で重要業績指標などの具体的データを共有する等、プログラム推進の実効性・効率性が確保できるよう十分に留意することとする。

なお、基本計画第4章3（3）で位置付けた15の重点化すべきプログラム（本章2で《重点》と表示したプログラム）については、その重要性に鑑み、個々に工程表を作成し、プログラムの進捗状況や関係府省庁における施策の具体的内容・実現に向けた過程等を可視化している（別紙5）。これらの重点化すべきプログラムについては、引き続き目標の更なる早期達成、目標の高度化等を含め、取組の一層の推進に努めるものとする。

また、重要業績指標の設定に加えて、国土強靱化全体の進捗状況を把握するため、8つの事前に備えるべき目標の達成への寄与度等も踏まえて、代表的な重要業績指標を「ベンチマーク指標」として、以下のとおりハード施策35指標、ソフト施策25指標を設定している。

＜ベンチマーク指標 ハード施策一覧＞

指標名	単位	初期値	初年度	2015	2016	2017	2018	2019	目標値	目標年度
【国交】住宅の耐震化率	%	82	2013				87		耐震性の不足するものをおおむね解消	2025
【国交】建築物の耐震化率	%	85	2013				89		95	2020
【国交】地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積	ha	0	2011	1310	1706	2323	2596	2763	5745	2020
【農水・国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）	%	39	2014	40	46	47	53		69	2020
【国交】人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率（①国管理）	%	71	2014	71.3	71.8	72.2	72.9		76	2020
【国交】人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率（②県管理）	%	55	2014	55.3	55.5	55.8	56.2		60	2020
【国交】土砂災害から保全される人家の割合	%	24.8	2014	25	25.2	25.5	25.6		26.8	2023
【経産】低圧本支管の耐震化率	%	77.7	2008	87.1	88.1	88.8	89.5		90	2025
【国交】緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	%	75	2015			78	79		81	2020
【国交】道路斜面や盛土等の要対策箇所対策率	%	62	2015			69	71		75	2020
【総務】緊急消防援助隊の増強	隊	6258	2019					6258	6600	2023
【防衛】【耐震化対策】自衛隊施設（耐震改修促進法等を踏まえた3階建て以上、かつ、床面積の合計が1,000㎡以上の庁舎等）の耐震化実施率	%	82	2013	89	90	90	93	94	95	2020
【厚労】病院全体の耐震化率	%	72.9	2017			72.9	74.5		80	2020
【厚労】社会福祉施設等の耐震化率	%	86.3	2013	89.6	90.3				95.2	2020
【警察】都道府県警察本部及び警察署の耐震化率	%	77	2010	91	93	94	95	96	97	2020
【国交】官庁施設の耐震基準を満足する割合	%	88	2013	90	91	92	93	94	95	2020
【警察】警察移動無線通信システムの更新・統合	都道府県	4	2017			4	8	18	47	2022
【文科】技術試験衛星9号機(ETS-9)の打上げ	年	0	2019					0	1	2022
【文科】ETS-9の技術実証（全電化衛星技術）	年	0	2022	0	0	0	0	0	100	2025
【文科】ETS-9の技術実証（大電力化、高排熱技術）	年	0	2022	0	0	0	0	0	100	2025
【国交】災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾（重要港湾以上）の割合	%	31	2014	45	79	80	80	83	80	2020
【国交】航空輸送上重要な空港のうち、地震時に航空ネットワークを維持する機能を有する空港数	空港	0	2015	0	3	3	6	7	13	2022
【経産】非常用発電設備の設置・増強や強靱性評価、強靱化対策を行っている製油所・油槽所の割合	%	30	2019					78	100	2020
【国交】市街地等の幹線道路の無電柱化率	%	16	2014			16.9	17.4	17.7	20	2020
【国交】首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率	%	97	2017			97	97		100	2022
【農水】更新等が必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合	%	0	2015	0	9	19	31		50	2020
【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率	%	39.3	2017			39.3	40.3		50	2022
【国交】災害時における主要な管渠の機能確保率	%	46	2014	47	48	50	51		60	2020
【国交】災害時における下水処理場の機能確保率	%	32	2014		35	36	37		40	2020
【経産】対策を行った集積場の数	%	44.1	2018				44.1	47.1		
【農水】市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合	%	65.36	2018				65.36		74.51	2023
【農水】周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数のR5年度目標値に対する達成率	（千）集落	56.2	2018						58.6	2023
【環境】災害時再稼働可能な施設の割合	%	18	2018				18		50	2025
【環境】自然公園等施設の緊急対策箇所	箇所	0	2018				0	218	317	2020
【国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）	%	37	2014	42	47	55	59		75	2020

<ベンチマーク指標 ソフト施策一覧>

指標名	単位	初期値	初年度	2015	2016	2017	2018	2019	目標値	目標年度
【国交】液状化ハザードマップ公表率	%	21	2018				21		100	2020
【国交】最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施	市町村	0	2015	15	18	91	129		140	2020
【国交】最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合	%	0	2015	0	0	6	26		100	2020
【国交】大雨の予測の正確さを表した指標値（値が1に近いほど正確な予測）		0.53	2017			0.53	0.53	0.52	0.55	2022
【国交】土砂災害から保全される人家の割合	%	24.8	2014	25	25.2	25.5	25.6		26.8	2023
【国交】土砂災害警戒区域を指定、又は指定予定市町村において、土砂災害防止法に基づく土砂災害ハザードマップを公表済みの市町村の割合	%	65.3	2016		65.3	79.2	83.8		100	2022
【国交】大雪の予測の正確さを表した指標値（値が1に近いほど正確な予測）		0.57	2015	0.57	0.61	0.62	0.63	0.62	0.64	2020
【農水】応急用食料（主食系）の充足率	%	100	2013	100	100	100	100	100	100	毎年度
【防衛】防災訓練等の実施率	%	100	2013	100	100	100	100	100	100	毎年度
【内閣府・国交】都市再生安全確保計画等の策定とPDCAサイクルの実施	計画	0	2019					16	50	2023
【環境】災害復旧に対応した浄化槽台帳システム整備市町村数	市町村	30	2008				180	174	672	2023
【経産】災害時石油供給連携計画実施訓練の前年度課題の改善率	%	47	2014		100	100	100	100	100	2023
【総務】アラート高度化システムを導入している都道府県数	都道府県	0	2018				0	0	15	2020
【内閣府】大企業のBCPの策定割合	%	60.4	2015	60.4		64			100	2020
【内閣府】中堅企業のBCPの策定割合	%	29.9	2015	29.9		31.8			50	2020
【国交】災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾（重要港湾以上）の割合	%	31	2014	45	79	80	80	83	80	2020
【金融】金融機関におけるBCPの策定率（全預金取扱金融機関）	%	95	2015	95	98	99	100	100	100	毎年度
【農水】食品産業事業者における連携・協力体制の構築割合	%	24	2012			50			50	毎年度
【国交】個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 河川〔地方公共団体〕	%	83	2014	84	84	89	89		100	2020
【国交】個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 ダム〔地方公共団体〕	%	28	2014	37	47	79	95		100	2020
【国交】個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 砂防〔地方公共団体〕	%	30	2014	45	62	79	100	100	100	2020
【農水・国交】個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 海岸〔地方公共団体〕	%	1	2014	7	18	39	71		100	2020
【国交】一定水準の防災機能を備えるオーブンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合	%	76	2013	85	85	91			89	2020
【農水】ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合	%	45	2015			73	79		100	2020
【環境】「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」におけるニホンジカの個体数目標	万頭	320	2011	328	323	310			152	2023

表2 起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	プログラム番号	起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護が最大限図られる II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 直接死を最大限防ぐ	◎1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		○1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		◎1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		◎1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		◎1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	◎2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		◎2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		○2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		◎2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全
		3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	○4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		◎4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	◎5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		○5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		◎5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-6	複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
		5-7	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
		◎5-8	食料等の安定供給の停滞
		5-9	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	◎6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		◎6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		○6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	◎7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		◎7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

※ プログラム番号冒頭の記号について、

◎は重点化すべきプログラム（15）

○は重点化すべきプログラムと関連の強いプログラム（5）を示す

表3 令和2年度に取り組むべき主要施策（主な例）

1. 直接死を最大限防ぐ

- 【国交】住宅・建築物の耐震化の促進
- 【文科】学校施設等の耐震化・老朽化対策の推進
- 【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進
- 【国交】立地適正化計画の強化（防災を主流化）
- 【農水・国交】地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備、海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進、海岸の侵食対策
- 【総務】住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・多様化の推進
- 【国交】事前防災等による水害発生の防止
- 【国交】洪水調節施設の操作ルールの見直し等施設等の機能向上
- 【国交】水害に強い地域づくり（河川、下水道）
- 【国交】社会全体で水災害に備える「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の推進
- 【国交】地下駅を有する鉄道の浸水対策
- 【国交】気候変動の影響を考慮した治水対策の推進
- 【内閣府】火山災害対策の推進
- 【国交】豪雨や火山噴火、地震等に伴う土砂災害に備えた土砂災害対策

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

- 【国交】救急・救命活動等に必要な空港施設の耐震化・浸水対策
- 【防衛・警察】救急・救助用資機材、装備品の充実
- 【厚労】災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の養成
- 【厚労】感染症法に基づく消毒や害虫駆除等の実施
- 【内閣府】避難所の運営状況等に関する取組状況調査

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

- 【法務】特別機動警備隊の活動に必要な備品の整備
- 【総務】地方公共団体の組織体制の強化・危機対応能力の向上
- 【内閣府・国交】国と地方の防災を担う人材の育成、地域と連携した防災拠点等となる官庁施設の整備

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

- 【総務】電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準への適合性を維持するための自己確認制度及び迅速な応急復旧のための体制整備
- 【内閣府】準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化
- 【総務】災害時における重要通信確保のための総合通信局への移動電源車の配備
- 【国交】ICTを活用した災害時の情報収集・提供
- 【国交】駅構内・車内を含めた旅客への情報提供の着実な実施
- 【国交】防災気象情報の継続的な提供
- 【内閣府】SIP 国家レジリエンス（防災・減災）の強化

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

- 【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発、港湾を活用した広域的な復旧・復興体制や物流の代替性の確保
- 【経産】中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策の促進
- 【国交】物流事業者における災害対応力の強化
- 【内閣府】企業の本社機能の地方移転・拡充の支援
- 【経産】大規模災害が発生した際の事業者、自治体、国との電力供給オペレーションの構築
- 【防衛】インフラ企業等関係機関との共同図上演習等の実施
- 【経産・国交・環境】地域資源の活用を通じた地域循環共生圏の構築とレジリエンス向上
- 【経産】災害時に地域の石油製品供給を維持するための災害対応型SSの整備
- 【国交】船舶、港湾、重要施設周辺海域における走錨事故の防止等に関する緊急対策
- 【国交】空港における暴風雨対策（浸水対策等）、地震・津波早期復旧計画策定の推進、航空ネットワークの維持等に必要な空港施設の耐震化・浸水対策

【国交】鉄道施設の耐震対策

【国交】新幹線ネットワークの着実な整備

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

【経産】強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立

【厚労】水道施設の耐震化、耐水化等の推進

【農水・国交】集落排水施設の耐震化、下水道施設の耐震、耐津波対策

【国交】道路、鉄道の斜面崩落防止対策

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

【総務】消防団を中核とした地域防災力の充実強化

【農水】ため池のハード及びソフト対策の推進

【農水】森林の国土保全機能（土壌侵食防止、洪水緩和等）の維持・発揮のための多様で健全な森林の整備等

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

【国交】大量輸送特性を活かした貨物鉄道による災害廃棄物輸送の実施、海上輸送による災害廃棄物の広域処理体制の構築

【国交】防災・減災の担い手の確保等の推進

【内閣府】被災者の住まいのあり方に関する検討

【総務】技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化

【文科】国指定等文化財の防災施設、埋蔵文化財施設の整備

【法務・国交】災害後の円滑な復旧復興を確保するための地籍調査による地籍図の整備等の推進

表 4 昨年の災害を踏まえた取組（主な例）

1. 避難対策の強化

- 【内閣府】災害リスクととるべき行動の理解促進（平時の対応）、高齢者等の避難の実効性の確保、大規模広域避難の実効性の確保についての取組を検討、実施
- 【国交】洪水ハザードマップ等を活用した住民一人一人の避難行動計画（マイ・タイムライン）の作成、水位周知河川等以外の中小河川における浸水想定図を都道府県が作成できるよう、手引きの取りまとめと技術的助言を実施
- 【国交】住民自らの避難につながる情報提供の充実のため、洪水時の観測に特化した低コストな危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラ等の設置・機能強化を推進
- 【内閣府】被災者のすまいについて、近隣都道府県との広域連携を前提とした大都市圏における賃貸型応急住宅の迅速かつ効率的な供与のあり方を検討
- 【文科】国立青少年教育施設について広域防災補完拠点として役割を明確化し、ライフライン機能を強化

2. 被災への備え

- 【厚労】へき地医療拠点病院等について、自家用発電設備や給水設備の増設等、診療機能等を3日程度維持するための取組を推進
- 【国交】二重偏波気象レーダーの導入等による台風・集中豪雨等の観測体制の強化・予測精度向上、大雨特別警報の精度改善や警報への切り替え後の情報提供等を含めた防災気象情報の高度化・伝え方の改善、地方自治体、住宅等におけるその適切な利活用について平常時からの取組を強化
- 【国交】異常気象発生時の鉄道の計画運休に備え、運転再開に必要な事前準備の強化、利用者に対し混乱が発生しないよう工夫した情報提供を実施
- 【環境】「化学物質に係る災害・事故対応マニュアル策定の手引き」を策定し、自治体におけるマニュアル策定を促進
- 【総務】都道府県等において、平時から土木・建築職等の技術職員が不足している市町村への支援を行うとともに、大規模災害からの復旧・復興に必要な中長期派遣要員を確保
- 【国交】技能労働者の処遇改善を図るため、適正な賃金水準の確保や社会保険加入対策、特に一人親方化抑制対策について実効性のある具体的対策を検討するとともに、インフラの品質確保とその中長期的な担い手確保にも資する入札契約方式等の活用・導入等を推進
- 【国交】道の駅の防災機能の充実、道路状況の迅速な把握と災害情報の提供、国が道路啓開等を代行できる制度の拡充等の災害時の体制を整備

3. 生活・なりわいのまもり

- 【国交】下水道計画の前提となる外力の設定方法等について、気候変動の影響を踏まえた検討を進めるとともに、気候変動を踏まえた下水道による浸水対策等を推進
- 【国交】災害リスクの見える化や開発許可の見直し、立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンの原則除外、防災集団移転促進事業の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制及び同エリア外への移転を促進するとともに、立地適正化計画の防災指針の作成等により居住誘導区域内の防災対策を推進
- 【国交】集合住宅等の浸水被害防止のため、市街地再開発事業、公営住宅整備事業等において、雨水貯留施設や止水板の整備、変電設備の浸水対策、排水能力の高い外構の整備等を推進

4. 水害への備え

- 【国交】事前放流の取組について、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、1級水系における利水ダムを含む全てのダムについて、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で調整し、本年出水期から新たな運用を開始。また2級水系についても取組を展開
利水ダムを含めた既存ダムを運用しながら徹底活用するため、事前放流を行う際の利水者の損失を補填する制度や、放流設備等の改造に対する補助制度を創設・運用
- 【国交】昨年度の台風等で被災した河川については、改良復旧を積極的に活用した災害復旧を推進。特に甚大な被害が発生した7つの水系で「緊急治水対策プロジェクト」に着手するとともに、全国の1級水系における緊急的に実施すべき具体的な治水対策等の全体像を示し（「流域治水プロジェクト（仮称）」）、事前防災対策を加速

- 【国交】河川整備、雨水貯留浸透施設の整備、家屋移転や住宅地のかさ上げ、浸水が想定される区域の土地利用制限など、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換
- 【国交】抜本的な治水対策への転換のため、治水計画の前提となる外力の算定や気候変動を踏まえた治水計画に見直す手法を検討
- 【農水・国交】海岸堤防等について、内水浸水対策強化のための水門・排水機場等の整備や、高波等による護岸等の倒壊防止対策、複数の施設により波の力を分散させて受け止める面的防護対策を推進するとともに、気候変動に伴う平均海面の水位上昇や台風の強大化等を踏まえた今後の海岸保全のあり方、外力の考え方、整備手法など、気候変動適応策を具体化

5. 土砂災害への備え

- 【国交】遊砂地、流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤、インフラ・ライフライン、避難所・避難路を保全する砂防施設等の整備、監視カメラや流砂量計による監視体制の強化を推進
- 【国交】土砂災害警戒区域の指定や更なる区域指定の精度向上、標識等の設置による土砂災害警戒区域等の認知度向上、土砂災害に関するハザードマップの作成を推進

6. インフラ・ライフラインの耐災害性強化

- 【国交】浸水被害が想定される地下駅における、出入口、トンネル坑口部等の止水板・防水ゲート等の浸水対策、新幹線における車両及び重要施設に関する浸水対策を推進
- 【国交】船舶、港湾、重要施設周辺海域における走錨事故の防止のため、防波堤延伸、錨泊船舶への適切な情報提供、走錨リスク判定システムの開発等を推進
- 【防衛】復旧の迅速化を図るため、インフラ企業等関係機関との共同図上演習の実施等により事前の協力体制を強化
- 【農水】重点的な治山施設の機能強化・老朽化対策、避難経路を保全対象とした緊急的な予防対策等を実施
- 【総務】災害時の電気通信設備の損壊・故障による通信障害の状況把握、情報提供、復旧プロセスについて、総務省及び通信事業者リエゾンマニュアルの充実を図り、防災訓練等を通じてその実効性を向上
- 【総務】災害により電気通信設備等への電源供給が途絶し、事業者等の非常用蓄電池等では対応できない場合に備え、総合通信局等に移動電源車を配備
- 【経産】大規模災害発生時の迅速な電力復旧のため、復旧手法・設備仕様の統一化、復旧費用・電源車派遣の相互扶助制度の創設、事前の樹木伐採、定期的な情報共有・合同訓練の実施等により事業者、自治体、国が連携して被災者に円滑に電力を供給できる統一的な体制を構築
- 【総務】電力及び通信サービスの適切な確保のための一般送配電事業者及び電気通信事業者を軸とした連携について、訓練等を通じて推進
- 【総務】自治体庁舎等災害対応の重要拠点をカバーする携帯電話基地局、通信局舎の非常用電源を長時間化するためガイドラインの見直し
- 【総務】災害時の迅速な通信サービスの被害状況の把握のため災害情報自動集約ネットワークシステムを開発
- 【総務】非常用電源への燃料供給及び通信の確保のための石油関連業界団体等及び電気通信事業者を軸とした連携について、訓練等を通じて推進

2 45 の各プログラムの推進方針及びプログラム推進のための主要施策

■ 1. 直接死を最大限防ぐ

1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生《重点》

(推進方針)

- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建替え促進を含め、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置、建物評価手法の改善や金融商品の開発などのあらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進める。耐震診断義務付け対象建築物については、令和7年を目途に耐震性の不足するものをおおむね解消すべく、重点的な取組を推進する。また、既存の超高層建築物等については長周期地震動対策を進める。さらに、地方公共団体による大規模盛土造成地における造成年代調査を全国で実施するとともに、宅地の耐震化への取組を推進する。
- 官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設、矯正施設等について耐震化を進める。特に、市町村の防災拠点となる庁舎の耐震化を促進する。また、天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全対策等を進める。
- 交通施設については、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、耐震化や除却等を促進する。特に道路の無電柱化については、緊急輸送道路等の新設電柱の占用禁止や、既設電柱の占用制限に向けた調整を加速化するとともに、低コスト手法及び新技術・新工法の導入・普及などにより事業のスピードアップを促進する。また、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援する装備等にかかる技術開発を進め、実用化する。
- 地下空間については、ハード・ソフト両面から防災対策を進める。また、倒壊のおそれのある建物等から一時避難する空間や経路の整備を進める。
- 緊急地震速報等の改善・活用や、地震発生後に発表する面的な震度分布情報の高解像度化や長周期地震動に関する情報の提供及び地震観測施設の整備を進めるとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
- 首都直下地震などの人口や交通が集中している地域を襲う可能性が高いと言われている地震に対し、時系列の被害想定を踏まえた具体対策など、特に綿密な対応を準備するとともに、震災リスクの高い場所への過度な人口集中状態を緩和し、リスク分散を図るため、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、取組を進める。また、災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、定量的な数値目標を含む消防団の中期的な計画の策定支援等により消防団等の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。
- 住宅や建築物の開口部における飛来物対策など、強風時の飛来物の衝突による被害を抑制する取組を推進する。
- 災害リスクの見える化や開発許可の見直し、立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンの原則除外、防災集団移転促進事業の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制及び同エリア外への移転を促進するとともに、立地適正化計画の防災指針の作成等により居住誘導区域内の防災対策を強化する。
- 国土の防災性を強化するため、自然環境の持つ防災・減災機能等を活用した「グリーン

「インフラ」の取組について、官民連携や技術的支援等により推進する。

（主要施策）

- 【国交】住宅・建築物の耐震化の促進
- 【国交】超高層建築物等における長周期地震動対策の推進
- 【国交】宅地の耐震化の推進
- 【国交】官庁施設の耐震化及び天井耐震対策
- 【文科】公立学校施設の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策を含む）
- 【文科】国立大学法人等施設の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策、ライフラインの老朽化対策を含む）
- 【文科】私立学校施設の耐震化等（非構造部材の耐震対策を含む）
- 【文科】公立社会体育施設の耐震化
- 【文科】国立大学附属病院施設の防災・減災機能強化
- 【法務】矯正施設の防災・減災対策
- 【法務】法務省施設の防災・減災対策
- 【国交】道路橋梁の耐震補強
- 【国交】無電柱化の推進
- 【国交】地下街の防災対策の推進
- 【内閣府】大規模地震対策の推進
- 【文科】学校における防災教育の充実
- 【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進
- 【国交】災害リスクの見える化等による災害ハザードエリアにおける開発抑制
- 【国交】立地適正化計画の強化（防災を主流化）
- 【国交】災害ハザードエリアからの移転の促進

1-2）密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

（推進方針）

- 火災予防及び火災時の被害軽減のため、違反是正の推進、キャンペーン等による住宅防火対策の推進等を図る。
- 民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善整備については、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建て替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。
- 鉄道の沿線で火災が発生した場合において、輸送の安全が確保され、かつ安全・円滑な消火救急活動が実施されるよう、鉄道事業者が行う鉄道沿線火災に備えた関係機関との連携に関する取組状況を確認し、必要な助言等を実施する。
- 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進するとともに、災害警備訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推進する。
- 火災の発生には様々な原因があることを踏まえ、装備資機材の充実、各種訓練等による災害対応機関等の災害対応力を向上させる。
- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、ICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。
- 公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防

災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。

- 密集市街地を抱える大都市など、災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態を緩和していくため、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、取組を進める。
- また、災害リスクの見える化や開発許可の見直し、立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンの原則除外、防災集団移転促進事業の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制及び同エリア外への移転を促進するとともに、立地適正化計画の防災指針の作成等により居住誘導区域内の防災対策を強化する。
- 国土の防災性を強化するため、自然環境の持つ防災・減災機能等を活用した「グリーンインフラ」の取組について、官民連携や技術的支援等により推進する。

（主要施策）

【総務】火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策等の推進

【国交】密集市街地等の改善に向けた対策の推進

【国交】避難地等となる公園、緑地、広場等の整備

【国交】延焼防止等に資する緑地の確保等

【国交】緊急車両の進入路・避難路の整備

【国交】鉄道の沿線火災発生時における関係機関との連携強化

【警察】災害警備訓練の実施

【総務】緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化

【国交】TEC-FORCE等の派遣等の発災時の対応と人員・資機材等の充実・強化等

【総務】Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化等による情報伝達体制の強化

【国交】ICTを活用した災害時の情報収集・提供

【内閣府】地域防災力の向上推進

【経産・国交・環境】地域資源の活用を通じた地域循環共生圏の構築とレジリエンス向上

【国交】災害リスクの見える化等による災害ハザードエリアにおける開発抑制

【国交】立地適正化計画の強化（防災を主流化）

【国交】災害ハザードエリアからの移転の促進

1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生<<重点>>

（推進方針）

- 津波浸水想定エリアなど、津波災害のリスクの高い地域に、依然として多くの人が生活している状況を是正していくため、津波防災地域づくり等を推進する。
- 強い地震動の後に直ちに避難を開始できるよう、住宅・建築物の耐震化や家具の転倒防止策を推進するとともに、学校施設等の老朽化対策を進める。
- 南海トラフ沿いで観測され得る多様な発生形態に備えた対応について、国、地方公共団体、関係機関等が協力して検討を進める。また、観測体制の整備を進めるほか、施設全体の損傷レベル等の評価技術や、中小地震動を用いた構造物の動的特性の評価技術の開発等、調査研究の推進により科学的知見の充実を図る。さらに、「世界津波の日」を契機とした津波防災のあり方についての国際的な議論を展開し、よりよい対応策を見出していく礎づくりを進める。
- 大規模津波が想定される地域等において、事前防災対策として河川・海岸堤防等の整備と耐震対策や、河川・海岸の水門、樋門等の自動化・遠隔操作化の整備を進めるとと

もに、適切に維持管理していく。海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮しつつ、高波等による護岸等の倒壊防止対策や複数の施設により波の力を分散させて受け止める面的防護対策等を推進するとともに、気候変動に伴う平均海面の水位上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響及び今後の海岸保全のあり方や海岸保全の前提となる外力の考え方、気候変動を踏まえた整備手法など、気候変動適応策を具体化する。

- 海岸防災林については、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果の発揮が図られるよう、その機能の維持・強化等に取り組む。
- 南海トラフ西側の領域など観測網が手薄なエリアにおける観測網の整備を進めるとともに、地震・津波観測監視システム（DONET）と日本海溝海底地震津波観測網（S-net）の観測データの利活用を推進する。また、救難・救助活動等の応急対策や住民の迅速な避難を促すため、津波警報・注意報の解除の見込み時間や津波の広がりや推移をビジュアル化して提供するなどの改善に着手する。さらに、防災行政無線の戸別受信機の導入、ラジオ放送局の難聴対策、Ｌアラートの高度化、SNS など ICT を活用した情報共有、旅行者に対する情報提供アプリの開発などの情報伝達手段の多重化・多様化を推進するとともに、定期的に訓練等を実施する。
- ハザードマップの作成や、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、国による広域のかつ実践的な訓練の実施を通じた地方公共団体の支援、定量的な数値目標を含む消防団の中期的な計画の策定支援等による消防団等の充実強化、地区防災計画制度の普及・啓発等により、防災力を強化する。
- 避難路、避難場所の整備・保全を進める。また、避難に自動車を用いることができる者についてあらかじめ合意形成を図るとともに、それ以外の者は、夜間停電を考慮しつつ徒歩や自転車での避難することを前提に、避難経路・避難方法を検討し、実行できる環境を整える。
- 港の船上や空港の機内など、様々な状況下にいる者を想定した避難方法を整える。
- 孤立・漂流した者の命を可能な限り救うため、船舶や航空機等の整備や自衛隊ヘリコプターの映像伝送装置の整備を進めるとともに、災害対応のためのロボットやドローンの社会実装に向けた実証を推進する。
- 災害リスクの見える化や開発許可の見直し、立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンの原則除外、防災集団移転促進事業の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制及び同エリア外への移転を促進するとともに、立地適正化計画の防災指針の作成等により居住誘導区域内の防災対策を強化する。
- 国土の防災性を強化するため、自然環境の持つ防災・減災機能等を活用した「グリーンインフラ」の取組について、官民連携や技術的支援等により推進する。

（主要施策）

- 【文科】公立学校施設の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策を含む）
- 【国交】大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策
- 【農水・国交】水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化、効果的な管理運用の推進
- 【農水・国交】地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備
- 【農水・国交】海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進
- 【農水】海岸防災林の整備
- 【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進
- 【文科】南海トラフ海底地震津波観測網の構築

- 【国交】 ICT を活用した災害時の情報収集・提供
- 【総務】 住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・多様化の推進
- 【文科】 学校における防災教育の充実
- 【国交】 防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備、活用、共有の推進
- 【国交】 大規模災害に備えた訓練・防災教育等の強化
- 【国交】 津波・高潮ハザードマップ作成の推進
- 【農水】 荒廃地等における治山施設の整備
- 【国交】 地震・津波防災対策のための津波防災情報の整備による船舶安全の確保
- 【国交】 港湾における津波避難対策の実施
- 【警察】 警察用航空機等の整備
- 【国交】 災害リスクの見える化等による災害ハザードエリアにおける開発抑制
- 【国交】 立地適正化計画の強化（防災を主流化）
- 【国交】 災害ハザードエリアからの移転の促進

1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生《重点》

（推進方針）

- 堤防整備や河道掘削、樹木伐採、洪水調節施設の整備、堤防決壊を防止又は決壊までの時間を引き延ばす堤防の強化対策、堤防の決壊による壊滅的被害を回避する高規格堤防の整備、ハード・ソフト両面からのダム再生、排水機場、大規模地下貯留施設などの排水施設の整備・耐水化等の事前防災対策を推進する。
- 「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき、1級水系における利水ダムを含む全てのダムについて、出水期から新たな運用を開始するとともに、2級水系についても取組を展開する。
- 昨年度の台風等で被災した河川については、改良復旧を積極的に活用した災害復旧を進める。特に甚大な被害が発生した7つの水系については、国、県、関係市町村等が連携し、流域全体でのハード・ソフト一体となった「緊急治水対策プロジェクト」に、本年1月より着手するとともに、これら7水系以外にも、どこで豪雨が発生してもおかしくない状況であることから、全国の1級水系における緊急的に実施すべき具体的な治水対策等の全体像を示し（「流域治水プロジェクト（仮称）」）、事前防災対策を加速していく。
- 洪水時の河川の水位を下げ、洪水を安全に流すための抜本的な治水対策や流域における対策を進めることを基本としつつ、並行して、越水を想定した河川堤防の強化対策について検討を推進する。
- 洪水・高潮・津波による広域的な浸水等を防ぐため、海岸保全施設、河川管理施設等を整備し、適切な維持管理、計画的な更新を行うとともに、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用及び新技術を活用した河川管理・危機管理体制の強化を進める。
- 大規模な津波、高潮、洪水等によるゼロメートル地帯等における社会・経済的被害の最小化のための取組を推進する。東京ゼロメートル地帯においては、大規模氾濫が発生した場合でも、命の安全が確保され、最低限の避難生活水準を確保でき、また社会経済活動が長期停止することなく迅速に復旧できるよう高台まちづくり（線的・面的につながった高台・建物群の創出）を進めていく。

- 洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難体制の整備、避難の実効性確保に向けて検討を推進する。
- 身を守る避難行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、ハザードマップ等を活用した住民一人一人の避難行動計画（マイ・タイムライン）を作成するなど、自らの判断で行動できるよう不断の見直しを行う。学校や職場においては、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、体験型学習などの効果を高める防災教育を教科横断的に推進する。また、水位周知河川等以外の中小河川における浸水想定図を都道府県が作成できるよう、手引きの取りまとめと技術的助言を実施する。洪水等、高潮については、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を５段階の警戒レベルにより提供する。地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。
- 災害リスクととるべき行動の理解促進（平時の対応）のため、避難行動を促す普及啓発活動や、避難勧告・避難指示（緊急）について自治体の意見を踏まえた制度上の整理と周知、テレワークの協力要請等を行う。また、高齢者等の避難の実効性の確保のため、福祉関係者等が高齢者・障害者宅訪問時に災害リスク等を本人と確認等する。
- また、大規模広域避難の実効性の確保のため、暴風雨時の避難回避や計画運休等を見込んだ早めの避難等の調整・発令タイミングの必要性等、広域避難に当たっての留意点周知や、災害発生前に大規模広域避難を円滑に行うために、避難住民の輸送のあり方や、広域にわたる多くの自治体の避難受入れ態勢など、その仕組みの制度化の検討を行う。
- 地方公共団体等の防災部局や下水道部局等において、水防団の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築する。
- 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による総合的な防災力の強化や、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化を進めるとともに、新技術の活用、地方公共団体と連携した訓練などを進める。
- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で水災害に備える「水防災意識社会」の再構築に向けて、河川管理者・都道府県・市町村等からなる大規模氾濫減災協議会等において、メディア関係者や公共交通事業者、利水ダムの管理者や市町村の高齢者福祉部局等とも連携して減災のための目標を共有し、中小河川も含めた全国の河川において、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。
- 各地域の大規模氾濫減災協議会等において、多機関連携型タイムラインの拡充、水害対応タイムラインの確認と併せた避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等における民間施設や神社仏閣、隣接市町村等における避難場所・避難所の設定、洪水対応訓練や避難訓練等実施によるタイムラインの検証・改訂、緊急的な避難先を確保する必要がある地域における退避場所の整備、民間企業における水害対応版 BCP の策定促進等、「「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」（平成29年６月20日国土交通省とりまとめ）に位置づけた取組を着実に推進する。
- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、防災行政無線の戸別受信機の導入、ラジオ放送局の難聴対策、Lアラートの高度化、マスメディア・ネットメディアと連携し SNS など ICT を活用した情報共有、旅行者に対する情報提供アプリの開発などの情報伝達手段の多重化・多様化を推進する。
- 住民自らの避難につながる情報提供の充実のため、洪水時の観測に特化した低コストな危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラ等の設置・機能強化を推進する。
- 大雨特別警報の精度改善や警報への切り替え後の情報提供等を含め、防災気象情報の高度化・伝え方の改善を進めるとともに、その適切な利活用について平常時からの取組

を一層強化・推進することにより、気象災害等による死傷者数の低減を図る。

- 多数の死者を発生させないため、災害警備訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推進する。
- 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、流域のあらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換する。具体的には、地下街等の浸水対策を推進するほか、雨水貯留浸透施設等の整備による流域の持つ保水機能の維持向上、土地利用規制による遊水機能の維持、家屋移転や住宅地のかさ上げ、浸水が想定される区域の土地利用規制など、総合的な水災害対策を都市部のみならず全国で推進する。また、早期の堤防整備などの対策が困難な地域においては、地域の意向も踏まえながら輪中堤などのハード整備と土地利用規制などのソフト対策を組み合わせる、土地利用と一体となった水災害対策を推進する。
- 洪水浸水想定エリアなど、災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態を緩和していくため、「自律・分散・協調」型国土形成や合理的な土地利用を促す効果的な方策を検討し、取組を進める。
- 各自治体等が作成するハザードマップにより、浸水被害が想定される地下駅について、出入口、トンネル坑口部等について、止水板や防水ゲート等の浸水対策を推進し、防災・減災対策の強化を図る。特に、新幹線における車両及び重要施設に関する浸水対策については、計画規模降雨に対して、浸水被害が発生しても運行への影響を僅少な範囲に留めるような対策を推進する。
- 高潮等から背後地を防護するため、また国土の保全に資するよう海岸の侵食対策を推進する。
- また、内水浸水対策強化のための水門・排水機場等の整備や、高波等による護岸等の倒壊防止対策や複数の施設により波の力を分散させて受け止める面的防護対策を推進する。
- 気候変動に伴う平均海面の水位上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響及び今後の海岸保全のあり方や海岸保全の前提となる外力の考え方、気候変動を踏まえた整備手法など、気候変動適応策を具体化する。
- 計画的かつ効率的な安全度の向上等、着実に河川整備を推進するとともに、既に顕在化している気候変動による豪雨の頻発・激甚化を踏まえた治水対策を推進するため、将来予測の定量的な評価を進めるとともに、治水計画の前提となる外力の算定や気候変動を踏まえた治水計画に見直す手法の検討を進め、抜本的な治水対策への転換を図る。
- 気候変動の影響を踏まえた下水道計画の前提となる外力の設定方法等について検討を進めるとともに、気候変動を踏まえた下水道による浸水対策等を推進する。
- また、災害リスクの見える化や開発許可の見直し、立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンの原則除外、防災集団移転促進事業の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制及び同エリア外への移転を促進するとともに、立地適正化計画の防災指針の作成等により居住誘導区域内の防災対策を強化する。
- 国土の防災性を強化するため、自然環境の持つ防災・減災機能等を活用した「グリーンインフラ」の取組について、官民連携や技術的支援等により推進する。

（主要施策）

【内閣府】地域防災力の向上推進

【国交】事前防災等による水害発生防止

【農水】農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進（排水対策充実、地すべり対

策等)

- 【国交】洪水調節施設の操作ルールの見直し等施設等の機能向上
- 【国交】水害に強い地域づくり（下水道）
- 【国交】河川管理施設・砂防設備等の戦略的維持管理・更新
- 【文科】学校における防災教育の充実
- 【国交】水防団の充実強化等による地域水防力の強化
- 【国交】TEC-FORCE 等の派遣等の発災時の対応と人員・資機材等の充実・強化等
- 【内閣府】土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進
- 【国交】社会全体で水災害に備える「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の推進
- 【国交】洪水ハザードマップの作成支援等減災対策
- 【国交】水害対応タイムラインの作成
- 【国交】内水ハザードマップの作成支援等減災対策
- 【総務】Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化等による情報伝達体制の強化
- 【総務】住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・多様化の推進
- 【国交】緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信
- 【国交】ICTを活用した災害時の情報収集・提供
- 【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進
- 【警察】災害警備訓練の実施
- 【経産・国交・環境】地域資源の活用を通じた地域循環共生圏の構築とレジリエンス向上
- 【国交】水害に強い地域づくり（河川）
- 【国交】鉄道施設の浸水対策
- 【農水・国交】水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化、効果的な管理運用の推進
- 【農水・国交】地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備
- 【農水・国交】海岸の侵食対策
- 【国交】防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備、活用、共有の推進
- 【農水・国交】海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進
- 【国交】気候変動の影響を考慮した治水対策の推進
- 【国交】災害リスクの見える化等による災害ハザードエリアにおける開発抑制
- 【国交】立地適正化計画の強化（防災を主流化）
- 【国交】災害ハザードエリアからの移転の促進

1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生<<重点>>

（推進方針）

- 土砂災害警戒区域の指定、火山災害に係る避難計画の策定等の進捗が途上であり、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策で十分に対応できないおそれがあるなどの課題があるため、令和3年度打ち上げ予定の先進レーダ衛星（ALOS-4）の活用等、広域的かつ大規模な災害発生時の対応方策について推進する。
- 想定している規模以上の土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫等）、火山噴火等に対して、人的被害の発生を防ぐため、土砂災害や火山研究の人材育成、大規模噴火による大量降灰がインフラに及ぼす影響検討・研究等を含めた防災・減災対策を推進する。また、「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、関係省庁等による具体的な対策の検討を行う。
- 社会経済上重要な施設や避難地・避難路の保全のための土砂災害対策について、引き

続き関係機関が連携して事前防災対策としての遊砂地整備等のハード対策を着実に推進する。また、近年の土砂災害発生状況等を踏まえ、事前防災対策として、土砂・洪水氾濫対策のための遊砂地整備や土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する。また、土砂災害の危険性の高まりを覚知するため、監視カメラや流砂量計による監視体制を強化する。警戒避難体制の整備、土砂災害に関する防災訓練等の地域の防災力を高めるためのソフト対策を組み合わせた対策を進めるとともに、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、土砂災害については、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供する。地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

- 災害リスクととるべき行動の理解促進（平時の対応）のため、避難行動を促す普及啓発活動や、避難勧告・避難指示（緊急）について自治体の意見を踏まえた制度上の整理と周知、テレワークの協力要請等を行う。また、高齢者等の避難の実効性の確保のため、福祉関係者等が高齢者・障害者宅訪問時に災害リスク等を本人と確認等する。
- 流木による被害を防止・軽減するため、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達促進のための間伐など、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じたきめ細かな対策を実施する。森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を推進した上で、地域に根差した植生の活用など、自然と共生した多様な森林づくりを図る。
- 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理などのソフト対策を組み合わせた対策を推進する。
- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、防災行政無線の戸別受信機の導入、ラジオ放送局の難聴対策、Lアラートの高度化、マスメディア・ネットメディアと連携し SNS など ICT を活用した情報共有、旅行者に対する情報提供アプリの開発などの情報伝達手段の多重化・多様化を推進する。
- 多数の死者を発生させないため、災害警備訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推進する。
- 国による地方公共団体等の支援のため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化を進める。
- 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査及び区域指定を踏まえ、実施すべき警戒避難体制の整備の取組を推進する。
- また、土砂災害警戒区域に指定されていない箇所においても土砂災害が発生したことなどを踏まえ、土砂災害警戒区域の指定や更なる区域指定の精度向上、標識等の設置による土砂災害警戒区域等の認知度向上等を行い、土砂災害の防止を図る。
- さらに、災害リスクの見える化や開発許可の見直し、立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンの原則除外、防災集団移転促進事業の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制及び同エリア外への移転を促進するとともに、立地適正化計画の防災指針の作成等により居住誘導区域内の防災対策を強化する。
- 国土の防災性を強化するため、自然環境の持つ防災・減災機能等を活用した「グリーンインフラ」の取組について、官民連携や技術的支援等により推進する。
- 民間のカメラ等を最大限活用した火山監視・観測体制の強化、台風・集中豪雨等に対する観測体制の強化・予測精度の向上を図る。また、災害時には TEC-FORCE の一員として活動する JETT（気象庁防災対応支援チーム）を派遣し、自治体や防災関係機関等のニ

ーズに合った防災支援を行うとともに、平時には自治体や住民の防災気象情報等の活用を促進し、地域防災力の強化を図る。

(主要施策)

- 【文科】ALOS シリーズ等の地球観測衛星の開発
- 【国交】SAR 衛星データ等による全国陸域の火山の地殻変動の監視
- 【内閣府】火山災害対策の推進
- 【内閣府】土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進
- 【文科】次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト
- 【経産】過去に発生した災害要因の解析・評価（火山の噴火履歴調査と火山地質図の整備）
- 【国交】河道閉塞等が発生した場合の緊急調査の実施および緊急情報等の通知
- 【国交】豪雨や火山噴火、地震等に伴う土砂災害に備えた土砂災害対策
- 【国交】大規模地震を踏まえた土砂災害対策
- 【農水】荒廃地等における治山施設の整備
- 【総務】Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化等による情報伝達体制の強化
- 【総務】住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・多様化の推進
- 【国交】ICT を活用した災害時の情報収集・提供
- 【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進
- 【国交】土砂災害ハザードマップ作成や火山地域の緊急減災計画策定の促進
- 【国交】災害リスクの見える化等による災害ハザードエリアにおける開発抑制
- 【国交】立地適正化計画の強化（防災を主流化）
- 【国交】災害ハザードエリアからの移転の促進

1-6) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

(推進方針)

- 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐため、降雪に関する予測について面的な情報の充実を図るとともに、平時から、それら情報の適切な利活用についての取組の推進や、暴風雪・豪雪が予測される時の不要不急の外出を抑制させる取組を推進する。また、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階から利用者へ情報提供を図る。
- 防災行政無線の戸別受信機の導入、ラジオ放送局の難聴対策、Jアラートの高度化、SNS など ICT を活用した情報共有、旅行者に対する情報提供アプリの開発などの情報伝達手段の多重化・多様化を推進する。
- 降雪の影響等の情報の収集を行うため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、早期の被害情報の把握を行うシステムの拡充・運用開始等、多様な情報収集を確保するとともに、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を進める。
- 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時において、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るため、ハード・ソフトの両面から道路交通確保の取組を推進する。また、鉄道交通を確保するため、新幹線が雪に強いインフラであるという観点も踏まえ、新幹線鉄道網の整備を進めるほか、在来線の除雪体制の構築等を進める。
- 雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業の、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。また、自動運転技術等を活用し、熟練技能者の不足を補う除雪機械などの装備の高度化を進める。

- 身を守る行動のとり方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育、除排雪時の安全管理の徹底等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。
- 寒さによる死傷者の発生を防ぐため、無電柱化や送配電の耐雪害対策、復旧迅速化のための行政・自衛隊と電力会社の連携、復旧マニュアル整備等、エネルギー供給施設について、ハード・ソフト対策を実施する。

（主要施策）

- 【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進
- 【国交】駅構内・車内を含めた旅客への情報提供の着実な実施
- 【国交】道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供
- 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用
- 【防衛】ヘリコプター映像伝送装置の整備等による情報収集体制の整備
- 【国交】道路の雪寒対策の推進（雪崩防止柵等の防雪施設の整備、除雪作業、凍結防止剤散布、各機関による情報連絡、チェーン装着指導）
- 【国交】鉄道における雪害対策の推進
- 【国交】防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進
- 【内閣府】地域防災力の向上推進
- 【経産】送配電網の耐雪害対策

■ 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止《重点》

（推進方針）

- 陸・海・空の輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進める。また、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保や、行政と倉庫業者・トラック事業者等が連携した支援物資輸送体制の構築を図るとともに、平常時の輸送力を強化する。さらに、港湾施設の耐震・耐波性能の強化による交通ネットワークの確保を進めるとともに、大規模災害時における船舶の確実かつ迅速な活用のため、走錨事故の防止対策、地方公共団体等におけるマニュアル等の策定、防災訓練でのマッチングシステムの運用などを進める。
- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、官民が連携した物資調達の仕組みを構築する。また、災害関連情報の収集・提供を行うため、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。
- 災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、道路等の啓開に必要な体制の整備を行う。また、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、広域交通管制システム及び官民の自動車プローブ情報を融合し活用するプローブ情報処理システムを統合した新広域交通管制システムの整備・運用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。さらに、交通規制等の情報提供により、混乱地域の迂回や自動車による

外出を控えるよう、国民の理解と協力を促す。

- 水道事業者等における耐震化計画の策定と水道施設の耐震化を推進する。また、地下水や雨水、再生水などの多様な水源利用を普及促進する。地下水の危機時における代替水源に関する検討を進めるとともに、雨水、再生水などの多様な水源利用を普及促進する。また、避難所となる施設で、井戸や給水タンクの設置、非常用電源の設置等水の確保に向けた取組を進める。
- 経年劣化したガス管について、耐震設計指針を周知し、耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えを推進する。また、ガス供給の迅速な復旧に関する訓練等について継続する。
- 再エネ発電設備の災害時の活用や公的施設・避難所等における自立・分散型エネルギーや空調・自家発電設備の導入、耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保等を促進する。また、地域の燃料アクセスや災害・停電に備えた SS 対策等燃料供給の確保を促進するとともに、各家庭における備蓄を促進する。
- 応急用食料の調達の実効性について、図上訓練等を通じ検証を継続するとともに、観測情報や社会動態把握を統合し、交通網の結節点における食品の貯蔵・保管拠点の検討等、避難や食料及び物資供給等災害時の緊急活動を支援する情報システムの開発を行う。特に、南海トラフ地震は、必要とされる応急用食料が最も多いことから、被災地の道路状況や食品工場の操業状況等を勘案して、最適な食料供給の方法を検討する。また、調達の必要性も勘案し、調達方法と合わせて精査する。
- ラストマイルにおける円滑な支援物資輸送を実施するため、地方ブロック毎に行政と倉庫業者・トラック事業者等が連携した体制の構築を図るとともに、実動訓練の成果を反映したハンドブックを活用した取組を促進する。
- 災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態や発電所などのエネルギー施設の集中状態を緩和していくため、再生可能エネルギー電源等の分散型電源を活用した地域マイクログリッドの導入等、「自律・分散・協調」型の国土形成・国土利用を促す効果的な方策を検討し、取組を進める。また、避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保のため、住宅・建物等の耐震化を進める。また、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。

(主要施策)

【国交】道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強

【国交】救急・救命活動等に必要空港施設の耐震化・浸水対策

【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用

【国交】道路啓開計画策定（災害に備えた関係機関との連携）

【国交】道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供

【厚労】水道施設の耐震化や耐水化等の推進

【文科】学校施設等の避難所としての防災機能の強化等の普及・啓発

【経産】災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進

【環境】災害時に役立つ再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備に関する整備等の支援

【農水】応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進

【国交】ラストマイルを含む円滑な支援物資輸送体制の構築

【国交】大規模災害に備えた訓練・防災教育等の強化

【内閣府】地域防災力の向上推進

【経産】災害時に自立した電力供給が可能な地域マイクログリッドの構築支援

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(推進方針)

- 道路の防災対策や無電柱化、鉄道施設、港湾施設等の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山による避難経路の保全等の対策等を着実に推進する。
- 既存の物流機能等を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、船舶による緊急輸送に係る環境整備、貨物輸送事業者のBCP策定、海拔表示シートの整備、山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道の把握・活用、高規格幹線道路へのアクセス性の向上等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組等を促進する。
- 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実、通信基盤・施設の堅牢化・高度化、ドローン・映像伝送用資機材等の活用、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの活用、地理空間情報の活用等により多様な情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。
- 広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、応急用食料等の調達品目及び業種の必要な見直しを行うとともに、関係機関の情報共有円滑化の仕組みの構築、訓練等を通じた関係者の習熟度の向上を推進する。また、災害時に備え家庭における食料備蓄を普及するとともに、地域防災計画においても孤立対策を検討する。
- 警察・消防等を含む地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、施設の耐震化等の取組を進める。
- 孤立集落の発生を防ぐため、道路のり面の崩壊防止やアクセスルートの多重化等を行う。また、空からのアクセスも可能となるようあらかじめ離着陸場となる地点の指定等を行うとともに、必要な装備の整備を進める。
- 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化を進める。

(主要施策)

- 【国交】道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強
- 【国交】豪雨や火山噴火、地震等に伴う土砂災害に備えた土砂災害対策
- 【国交】災害時における海上輸送ネットワークの確保のため、利用可能船舶の把握、船舶の利用に係る関係者との体制構築等の推進
- 【国交】多様な主体が管理する道の把握・活用
- 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用
- 【国交】大規模災害に備えた訓練・防災教育等の強化
- 【警察】警察施設の耐災害性の強化
- 【総務】常備消防力の強化
- 【防衛】自衛隊の災害救助能力の向上のための装備品の整備
- 【防衛】自衛隊航空機の安定的使用に係る場外離着陸場の整備

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足<<重点>>

（推進方針）

- 自衛隊、警察、消防、海保等において災害対応力強化のための広域支援を含めた体制整備、ドローンや風水害対策車を含む装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化、水防団、消防団や自主防災組織の充実強化、DMAT 及び自衛隊災害医療基幹要員の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。大規模災害発災後、直ちに活動を開始すると見込まれる米軍との連携について、連携手順を日米双方で明確化するとともに、海外からの応援部隊の受入れ、連携活動の調整方法等について周知・運用を図る。
- 仙台防災枠組を、国内外において普及・定着を図るとともに、我が国の災害から得られた経験・知見・技術を活かし、戦略的な国際防災協力の展開及び国連など国際機関を通じた国際防災協力等を推進する。
- 関係省庁の災害対応業務、関係機関における情報共有・利活用、UTM グリッド地図の活用等について、標準化を推進する。また、地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用した合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。
- 地域における活動拠点となる警察施設、消防庁舎、自衛隊施設及び海上保安施設等の耐災害性を更に強化する。また、自衛隊ヘリコプター映像伝送装置の整備など、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。
- 地方公共団体、関係府省庁の連携等により、活動経路の耐災害性を向上させるとともに、装備資機材の充実、広域交通管制システム及び官民の自動車プローブ情報を融合し活用するプローブ情報処理システムを統合した新広域交通管制システムの整備・運用、ICT を活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路・航路啓開が行われるよう支援する。
- 住宅・建物の耐震化等を進め、負傷者の発生を抑制する。
- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、地方公共団体に対し、平常時から、応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておくことを促す。

（主要施策）

- 【国交】巡視船艇・航空機の整備
- 【警察】災害用装備資機材の充実強化
- 【総務】常備消防力の強化
- 【総務】消防団を中核とした地域防災力の充実強化
- 【防衛】自衛隊の災害救助能力の向上のための装備品の整備
- 【防衛】大規模災害時における在日米軍との連携の深化
- 【厚労】災害派遣医療チーム（DMAT）の養成
- 【国交】海上保安施設の耐災害性の強化
- 【内閣府】災害対応業務標準化の推進
- 【内閣府】国際防災協力の推進
- 【内閣府】総合防災訓練大綱に基づく総合防災訓練の実施
- 【総務】消防庁舎の耐震化
- 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用

2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

（推進方針）

- 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子供の安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化等家族の安全を確信できる条件整備を進める。
- 鉄道施設の被害を最小化するとともに、鉄道の運行再開について各事業者が定めている手順にのっとり、速やかに運行を再開できるよう備える。また、部分的な運行再開が旅客集中による混乱を招く可能性があること等も踏まえ、運行再開時の相互協力等が速やかに行えるよう関係事業者間における連携体制を強化する。また、計画運休について、運転再開に必要な要員・資機材配置等の事前準備の強化、利用者に対し混乱が発生しないよう工夫した情報提供を実施する。
- 地震、土砂災害、洪水、津波、高潮等による道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車で安全円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保や運行経路等を、交通事業各社及び関係機関が速やかに調整できるよう連携体制を強化する。
- 交通の安全と円滑を確保するため、広域交通管制システム及び官民の自動車プローブ情報を融合し活用するプローブ情報処理システムを統合した新広域交通管制システムの整備・運用、信号機電源付加装置をはじめとする交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進める。また、交通渋滞により代替バスの円滑な運行ができなくなる事態を回避するため、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を光ビーコン、ETC2.0等を活用して自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、国民の理解と協力を促す。
- 都市再生安全確保計画やエリア防災計画等の策定のみならず、計画に基づく滞在者等の安全の確保に向けた取組を一層促進する。
- 滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を促進する。また、徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進める。
- 鉄道等の麻痺が多数の帰宅困難者を生む原因となる、大都市中心部への昼間人口の一極集中状態を緩和していくため、「自律・分散・協調」型国土形成や合理的な土地利用を促す効果的な方策を検討し、取組を進める。

（主要施策）

- 【内閣府・国交】主要駅周辺等における帰宅困難者対策の推進
- 【国交】異常気象発生時の二次災害に備えた運転規制の適正な実施
- 【国交】地方公共団体等と連携した帰宅困難者対策の検討・実施
- 【国交】帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進
- 【国交】帰宅困難者対策に資する公園緑地の活用等

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（推進方針）

- 南海トラフ地震・首都直下地震等多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師等の医療従事者、薬剤や治療設備等）の需要量に比し、

被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、医療リソースの需給の把握を行う。また、医療リソースの需給の把握を踏まえ、医療リソースの供給体制の確立を図るため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含めた府省庁横断的な具体の検討を行う。

- 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築する。
- 災害拠点病院及び救命救急センター等の耐震化未了施設の解消を図るとともに南海トラフ地震等における浸水想定区域内の医療施設については、移転等の対策に取り組む。また、機能停止を回避するためのBCPを立てておくとともに、災害対応機能の高度化に向け、体制の充実を図る。
- 国立大学附属病院等施設は、それぞれの地域における機能・役割を果たすために、防災・減災機能強化を含めた施設整備を進める。
- 災害拠点病院等におけるエネルギー確保については、自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄の必要性について継続的に認識を促すとともに、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高める。また、エネルギー効率の高い設備の導入や、非常用電源の確保、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の普及や地域マイクログリッドなどの自立・分散型エネルギー設備の導入、LPガスや灯油など、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性の向上を促進する。
- 人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築する。また、下水道が使用できない場合にも備える。
- へき地医療拠点病院等について、自家用発電設備や給水設備の増設等、診療機能を3日程度維持するための取組を推進する。
- 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する。
- DMATについては、被害想定等を踏まえた必要チーム数を考慮し、計画的に養成して行くとともに、災害経験を踏まえ、定期的な養成体制及び活動内容の見直しや情報システムなど装備の改善を行い、常に能力の維持・向上を図る。DMAT以外にも、DPATや災害時の医療支援活動等に対応できる、職種を横断した人材養成に取り組む。また、自衛隊においても、大量負傷者に対応できる自衛隊災害医療基幹要員を養成する。
- 被災都道府県の災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、支援に参集した日本医師会災害医療チーム（JMAT）など保健医療活動チーム等の派遣調整業務を行うこと等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた資源配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。また、派遣調整等を行う人材である（都道府県・地域）災害医療コーディネーターを養成する。
- DMAT等及び支援物資が災害拠点病院等に到達できるよう、代替性確保のための高規格幹線道路等の整備及びアクセス向上、道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強、無電柱化、環状交差点の活用、空港施設の耐震化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を進める。また、患者及び医薬品等の搬送ルート of 優先的な確保等道路啓開計画の実効性向上の取組を進める。
- 交通渋滞により、緊急車両が到達できない事態を回避するため、広域交通管制システム及び官民の自動車プローブ情報を融合し活用するプローブ情報処理システムを統合した新広域交通管制システムの整備・運用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。また、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を光ビーコン、ETC2.0等を活用して自動車運転

者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、国民の理解と協力を促す。

- 被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し治療するための航空搬送拠点・航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等の強化に向けて、必要な設備や機能や資機材等とともに、政府艦船や民間船舶を活用した船舶医療活動要領について検討し、具体化する。また、これら災害時に需要がある医療用資機材等を常に維持していくため、その平時活用策について検討する。
- 住宅・建物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。また、首都直下地震想定エリアなど、災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態を緩和し、かつ地方の定住人口が少なくなりすぎて平時からの医療サービスを維持できなくなる状態を回避していくため、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、取組を進める。

（主要施策）

【厚労】医療リソースの需給の検討

【厚労】医療施設の耐震化

【厚労】病院における事業継続計画（BCP）の策定

【厚労】へき地医療拠点病院等の給水設備の強化

【厚労】へき地医療拠点病院等の自家発電設備の強化等

【経産】災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進

【環境】災害時に役立つ再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備に関する整備等の支援

【経産・国交・環境】地域資源の活用を通じた地域循環共生圏の構築とレジリエンス向上

【文科】国立大学附属病院施設の防災・減災機能強化

【国交】気候変動等に対応した渇水対策及び災害時における用水供給の確保

【文科】大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化

【厚労】災害派遣医療チーム（DMAT）の養成

【厚労】災害派遣精神医療チーム（DPAT）の養成

【防衛】大規模災害による大量負傷者に対応できる衛生科基幹隊員の養成

【厚労】（都道府県・地域）災害医療コーディネーターの養成

【厚労】被災地における各種保健医療活動チームの連携体制構築

【内閣府】航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等の医療機能強化に係る検討

【国交】救急・救命活動等に必要空港施設の耐震化・浸水対策

2-6）被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（推進方針）

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進する。また、災害発生時に、地方公共団体において、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持する。
- 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道の主要な管渠の耐震化を早急に進めるとともに、平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震を踏まえ、下水道 BCP 策定マニュアルを改訂し、各団体における下水道 BCP をブラッシュアップさせる。また、下水道が使用できない場合にも備える。

- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する。
- 避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、0157、コロナウイルスなどが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つため、必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、的確に確保できるようにしておく。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を、各地方公共団体において計画しておく。
- 医療活動を支える取組を着実に推進する。
- 住宅・建物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建物の耐震化を進める。

（主要施策）

- 【厚労】 予防接種法に基づく予防接種の実施
- 【厚労】 感染症法に基づく消毒や害虫駆除等の実施
- 【国交】 下水道施設の戦略的維持管理・更新
- 【国交】 下水道 BCP のブラッシュアップ
- 【国交】 下水道施設の耐震、耐津波対策
- 【内閣府】 避難所の運営状況等に関する取組状況調査

2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生《重点》

（推進方針）

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月内閣府（防災担当）とりまとめ）等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化等、避難所としての防災機能を強化する。
- 避難所の利用に当たっては、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の利用計画策定を推進する。また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活が困難な要配慮者を受け入れるための施設として福祉避難所の指定促進とその運営体制の確保を、行政とともに進める。
- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
- 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するため、地方ブロック毎に行政と倉庫業者・トラック事業者等が連携した体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。
- 車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する。また、迅速な被災者支援のために市町村による被災者台帳作成の事前準備を推進する。
- 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉塞症（いわゆるエコ

ノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害直急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼす精神的な問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。

- 平時から保健医療・介護の連携を推進することにより、地域包括ケアシステムの構築を進め、高齢者がコミュニティの活動に参加する環境を整備し、コミュニティの災害対応力を強化する。
- 災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。また、災害対策本部内に設置する保健医療調整本部や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けたチームを養成する等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。
- 道の駅や国立青少年教育施設など、災害時に活用が可能な施設について、役割を明確化するとともに防災機能を強化する。
- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、適切な処置が行われるようにする。
- 住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知する。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて、大都市圏について近隣都道府県との広域連携を前提とした賃貸型応急住宅の迅速かつ効率的な供与のあり方を検討する。
- 避難所から仮設住宅、復興住宅への転居の繰り返しのみならず、在宅被災者も被災後の人口減少による地域社会の変容等、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等の提供などが可能となる取組を推進する。
- 大都市圏において膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常備消防力の強化、定量的な数値目標を含む消防団の中期的な計画の策定支援などにより消防団等の充実強化等を進めるとともに、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態の緩和していくことにより、避難所の需要を大幅に低減させていく。また、指定避難所とされている公共施設の耐震化等を進める。

（主要施策）

【内閣府】避難所の運営状況等に関する取組状況調査

【文科】学校施設等の避難所としての防災機能の強化等の普及・啓発

【文科】公立学校施設の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策を含む）

【文科】私立学校施設の耐震化等（非構造部材の耐震対策を含む）

【文科】国立大学法人等施設の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策、ライフラインの老朽化対策を含む）

【環境】災害時に役立つ再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備に関する整備等の支援

【文科】独立行政法人国立青少年教育振興機構の広域防災補完拠点化

- 【国交】防災拠点等となる建築物の機能継続にかかるガイドラインの周知
- 【国交】道路施設が持つ副次的機能の活用（道の駅の防災機能付加、海拔表示シートの設置等）
- 【厚労】社会福祉施設等の耐震化等
- 【厚労】都道府県単位での公民協働の広域的な福祉支援ネットワークの構築
- 【厚労】水道の応急対策の強化
- 【国交】ラストマイルを含む円滑な支援物資輸送体制の構築
- 【内閣府】被災者台帳の整備・推進
- 【厚労】災害派遣精神医療チーム（DPAT）の養成
- 【厚労】被災地における各種保健医療活動チームの連携体制構築
- 【厚労】災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の体制構築
- 【内閣府】被災者の住まいのあり方に関する検討

■ 3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

（推進方針）

- 被災により被収容者の逃亡などの最悪の事態が想定される矯正施設及び法務省施設等の耐震化を老朽化対策と合わせて着実に推進する。あわせて、矯正施設における経年劣化したデジタル無線機の更新整備や、災害時に関係機関との間で情報共有体制の構築を、訓練等を通じて進めるとともに、ライフラインを安定的に確保し矯正施設の一部を地方公共団体等の避難場所に指定する等地域と連携した取組を進める。さらに、災害時における逃走防止及び職員非常招集の迅速化を図る体制確保や不測の事態に対し適切に事態の収束を図るため、特別機動警備隊の活動に必要な備品等の整備や訓練を実施する。
- 警察施設の耐震化を推進するとともに、老朽化した警察施設の建て替えや、警察活動に必要な通信機能、指令機能の更新整備や高度化、警察用航空機等の配備、映像伝送用小型無人機（ドローン）の運用態勢構築等により機動警察通信隊等の機能の更なる高度化を図り、災害時における警察機能の確保を図る。また、地域特性や実災害を踏まえた実戦的訓練や関係機関との合同訓練を通じ、警察災害派遣隊の災害対処能力の更なる向上に取り組むとともに、訓練から得られた知見は速やかに関係機関と共有するなど、治安の悪化に対応する体制づくりをハード・ソフト一体的に進める。
- 信号機電源付加装置や老朽化した信号機、道路標識・道路標示等の交通安全施設等の計画的な更新・整備、環状交差点の活用等を進める。
- 交通情報の集約や、収集する情報の拡大、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制の実施等、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する。あわせて、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する。

（主要施策）

- 【法務】矯正施設の防災・減災対策
- 【法務】法務省施設の防災・減災対策
- 【法務】矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働
- 【法務】矯正施設における災害時の飲料水等の確保
- 【法務】少年鑑別所の収容の確保及び非常招集時における初動体制の迅速化

- 【法務】 特別機動警備隊の活動に必要な備品の整備
- 【警察】 災害警備訓練の実施
- 【警察】 交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用
- 【警察】 警察施設の耐災害性の強化
- 【警察】 通信指令施設の更新整備
- 【警察】 機動警察通信隊の対処能力の更なる向上
- 【警察】 信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備
- 【警察】 老朽化した信号機や道路標識・道路標示等の交通安全施設等の更新

3-2) 首都圏等での中央官庁機能の機能不全

(推進方針)

- 中央官庁機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから、レジリエンスの観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する。
- 政府全体の BCP や各府省庁の BCP に基づき、大規模災害時における庁舎施設での業務継続の困難、参集要員の不足、非常時優先業務の長期継続など、さまざまな事態を想定した訓練・教育を実施するとともに、計画の実効性について評価を行うことを通じて、計画の見直しを重ねる。
- 官庁施設の耐震化について、老朽化していく官庁施設に対して、計画的かつ重点的に事業を執行するとともに、庁舎内の什器の固定、天井などの非構造部分の耐震化等についても更なる実施を促進する。また、津波浸水地域に立地する官庁施設について、津波襲来時において、災害応急対策活動の継続等のための改修を推進する。
- 被害情報をはじめとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、国・地方公共団体・民間等関係機関との効果的な連携など、非常時においても業務を円滑に遂行するための体制を確保する。特に、水害発生時には、浸水推定図を速やかに公開する。また、緊急撮影等により現地の被災状況を迅速に把握し、取得した被災情報を関係機関へ提供する。
- 首都直下地震をはじめとした大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、中央官庁の非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないように、BCP 等を踏まえ、各府省庁において、庁舎の耐震化等、電力やガスなどのエネルギーの確保、情報・通信システムの冗長性の確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保、浸水対策等を推進する。
- 官庁施設周辺のインフラの被災やエネルギー供給の途絶によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策や緊急輸送道路等の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する。

(主要施策)

- 【内閣府】 現地対策本部設置のための官庁施設の整備
- 【内閣府】 各府省庁の業務継続計画の評価
- 【総務】 消防庁の災害対応能力の強化
- 【国交】 官庁施設の津波対策
- 【国交】 防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備、活用、共有の推進
- 【国交】 官庁施設の耐震化及び天井耐震対策
- 【国交】 地域と連携した防災拠点等となる官庁施設の整備

3-3) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(推進方針)

- 地方行政機関等の災害対応などの行政機能の確保はレジリエンスの観点から極めて重要な意味を担うことから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する。
- 市町村のための業務継続計画作成ガイドや大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き、地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン等を活用しつつ、地方公共団体における BCP の策定、見直し及び実効性確保のための取組を促進する。また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をするとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的を持った合同訓練等を継続していく。
- 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進める。そのため、国、地方公共団体等との相互連携のもと、庁内の受援担当者を設置するなど応援職員等を円滑に受け入れられるような体制の構築を推進する。
- 警察署や消防庁舎等の防災拠点となる公共施設等について、未だ一部の施設で耐震性が確保されていないことから、耐震化に早急に取り組む。さらに、警察活動に不可欠な警察通信の確保のため、老朽化等した非常用電源設備の更新を推進する。
- 被災リスクに備えた救急・救助、医療活動等の維持に必要なエネルギーの確保については、備蓄等を促進するとともに、石油製品の備蓄方法、供給体制に係る訓練、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する。また、被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に市町村において被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう、マイナンバーの積極的な利用も含め助言等に取り組む。
- 行政機関の施設・職員そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、治山対策等を着実に推進する。
- 平時から、「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年法律第55号。以下「大規模災害復興法」という。）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等をハンドブック・事例集として関係省庁及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う地方公共団体等の対応力向上を図る。
- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。
- 学校施設について構造体の耐震化を早期に完了する。また、安全対策の観点から、古い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を進める。また、学校施設以外の避難所における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化していく。
- 迅速な応急・災害復旧のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を進める。

(主要施策)

【内閣府】国と地方の防災を担う人材の育成

【内閣府】南海トラフ地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域における地方公共団体の業務継続計画の策定

【内閣府】地方公共団体における災害時受援体制の構築の推進

【内閣府】総合防災訓練大綱に基づく総合防災訓練の実施

【国交】防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備、活用、共有の推進

【内閣府】被災者台帳の整備・推進

【総務】消防庁舎の耐震化

【総務】防災拠点となる公共施設等の耐震化

【文科】公立社会体育施設の耐震化

【総務】消防庁の災害対応能力の強化

【総務】災害対策本部設置庁舎における非常用電源の確保

■ 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(推進方針)

- 電気通信事業者の協力の下、「通信回線の脆弱性評価マニュアル」を情報提供することにより、各府省庁における情報通信システムの脆弱性対策を支援する。
- 電気通信設備の損壊又は故障等にかかる技術基準が遵守されるよう、各事業者は当該基準への適合性の自己確認を継続する。災害等が発生した場合には、その被災状況等（通信途絶、停電等）を踏まえ適宜見直しを検討する。
- 昨年度の災害で課題となった、通信障害の状況把握、情報提供、復旧プロセスについて、総務省及び通信事業者リエゾンのマニュアルの充実を図り、また、倒木処理に係る電気通信事業者と都道府県との協定締結の推進や電力・燃料・通信の連携に係る申合せに基づき、関係機関間の連携について訓練等を通じてその実効性の向上を図る。
- 電力及び通信サービスの適切な確保のための一般送配電事業者及び電気通信事業者を軸とした連携について、訓練等を通じて推進する。
- 非常用電源への燃料供給及び通信の確保のための石油関連業界団体等及び電気通信事業者を軸とした連携について、訓練等を通じて推進する。
- 自治体庁舎等災害対応の重要拠点をカバーする携帯電話基地局、通信局舎の非常用電源を長時間化するためガイドラインの見直しを行う。
- 災害時の迅速な通信サービスの被害状況の把握のため、災害情報自動集約ネットワークシステムを構築する。
- 大規模災害を想定した広域的な訓練等を実施し、総合的な防災力の強化を進める。
- 電力等の長期供給停止を発生させないように、電力等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に推進する。
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、自衛隊、海保等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上やドローン・映像伝送用資機材等の新技術活用等を図る。
- 準天頂衛星システムなどを活用した安否確認サービス及び災害・危機管理通報サービスの提供を行いつつ、これらの防災機能の強化に係る開発を行うとともに、防災関係部

局や自治体における導入検討を促すための端末の貸与等を引き続き実施する。

- 災害により電気通信設備等への電源供給が途絶し、事業者等の非常用蓄電池等では対応できない場合に備え、総合通信局等に移動電源車を配備し、重要通信の確保に必要な電源確保を迅速に行う体制を強化する。
- 土砂災害防止法に基づく基礎調査及び区域指定を踏まえ、実施すべき警戒避難体制の整備を推進する。

（主要施策）

【各府省庁】中央省庁の情報通信システムに対する脆弱性評価

【総務】電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準への適合性を維持するための自己確認制度及び迅速な応急復旧のための体制整備

【国交】大規模災害に備えた訓練・防災教育等の強化

【防衛】各種訓練を踏まえた関係機関との通信連携要領の確立

【国交】大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策

【国交】無電柱化の推進

【防衛】野外通信システム等の整備等による通信能力の向上

【防衛】防衛情報通信基盤の各種通信器材の着実な更新等

【警察】通信指令施設の更新整備

【警察】機動警察通信隊の対処能力の更なる向上

【警察】警察移動無線通信システム等の更新整備

【内閣府】準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化

【文科】技術試験衛星 9 号機（ETS-9）等の通信衛星の開発

【総務】災害時における重要通信確保のための総合通信局への移動電源車の配備

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

（推進方針）

- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に放送の中断がないよう、送信所の移転、FM 補完局や予備送信所、中継局の整備等を推進する。
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも情報提供が出来るよう、通信衛星等の代替手段の整備、基盤となる Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達及び高度化を推進する。また、ケーブルテレビのネットワークの光化・複線化を進める。
- 放送局等の被害を生じさせない洪水対策等を進める。

（主要施策）

【総務】難聴地域解消のためのラジオ中継局の整備の推進

【総務】災害対策としてのラジオ中継局の整備の推進

【文科】技術試験衛星 9 号機（ETS-9）等の通信衛星の開発

【総務】放送局等の耐災害性を強化するための予備送信設備等の整備

4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態<重点>

（推進方針）

- 全ての住民に Jアラートによる緊急情報を確実に提供するため、Jアラートと連携す

る情報伝達手段の多重化に努める。

- 防災行政無線のデジタル化の推進、Ｌアラート情報の迅速かつ確実な伝達及び高度化の推進、ラジオ放送局の難聴対策、旅行者に対する情報提供の着手、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、地方公共団体や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する。
- 官民の自動車プローブ情報等を活用した交通状況の迅速な把握及び警察庁に集約する交通情報の増大に向けた広域交通管制システム及びプローブ情報処理システムを統合した新広域交通管制システムの整備・運用や信号機の更新、ドローン・映像伝送用資機材等の活用による被害関連情報の収集、GPS 波浪計・海域の地震津波観測網・GNSS 位置情報提供システム等による地震関連情報の提供、IT・SNS 等も活用して情報収集手段の多様化・確実化を進める。また、地震の規模の提供等について陸海統合地震津波火山観測網（MOWLAS）等の活用により、より迅速化への取組を進める。
- G空間情報センター、総合防災情報システム、統合災害情報システム、災害情報ハブの取組、SIP4D 等を各府省庁や地方公共団体等の各種災害対応に活用するとともに、情報収集・提供の主要な主体である地方公共団体の人員・体制を整備する。
- 甚大な被害をもたらす大規模災害時にも気象・地震・火山等の監視・予測が継続して行えるよう観測施設の機能強化を行うとともに、防災拠点となる気象台の重要設備の更新強化により業務継続性を確保する。
- 道路の雪寒対策、液状化対策、道路橋の耐震補強、斜面对策等により、発災後の避難路を確保する。
- 通行実績情報等の自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく。
- 地震、津波などの災害時において、訪日外国人旅行者、国内旅行者へ適切・確実に情報が届くような体制を構築する。
- 災害時等における鉄道の運行情報については、鉄道事業者において、駅構内放送・車内放送、運行情報ディスプレイ、駅頭掲示等に加え、HP や各種 SNS も活用し、利用者に対して速やかに提供し、利用者等の混乱を抑制する。計画運休の実施や災害等が発生した際には、訪日外国人を含む利用者への情報提供を鉄道事業者において適切に行う。
- 大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。
- 通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める。
- 情報発信業務に従事する職員の不足を生じないように交通ネットワークの確保対策を進める。
- システムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する。
- 昨年度の災害で課題となった、通信障害の状況把握、情報提供、復旧プロセスについて、総務省及び通信事業者リエゾンのマニュアルの充実を図り、また、倒木処理に係る電気通信事業者と都道府県との協定締結の推進や電力・燃料・通信の連携に係る申合せに基づき、関係機関間の連携について訓練等を通じてその実効性の向上を図る。
- 災害により電気通信設備等への電源供給が途絶し、事業者等の非常用蓄電池等では対応できない場合に備え、総合通信局等に移動電源車を配備し、重要通信の確保に必要な電源確保を迅速に行う体制を強化する。
- 情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を進める。

（主要施策）

【総務】Ｌアラート情報の迅速かつ確実な伝達及び高度化の推進

【総務】G空間防災システムの普及の促進

- 【総務】難聴地域解消のためのラジオ中継局の整備の推進
- 【国交】ICTを活用した災害時の情報収集・提供
- 【国交】駅構内・車内を含めた旅客への情報提供の着実な実施
- 【国交】外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達（指針）
- 【警察】機動警察通信隊の対処能力の更なる向上
- 【総務】災害時に円滑な臨時災害放送局の開設
- 【内閣府】総合防災情報システムの整備
- 【内閣府】準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化
- 【文科】技術試験衛星9号機（ETS-9）等の通信衛星の開発
- 【国交】防災気象情報の継続的な提供
- 【国交】G空間情報センターをハブとした地理空間情報の円滑な利用促進
- 【内閣府】SIP 国家レジリエンス（防災・減災）の強化
- 【国交】道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供
- 【総務】災害時における重要通信確保のための総合通信局への移動電源車の配備

■ 5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下《重点》

（推進方針）

- 災害後の経済活動を支える海上交通ネットワークの維持を図るため、耐震強化岸壁や粘り強い防波堤の整備等、港湾施設の耐震・耐波性能等の強化を推進する。また、民有港湾施設の耐震化支援及び関連する技術開発などの施策を推進する。
- 設計に用いる波浪を最新の知見で更新し、主要な港湾施設に対する耐波性能の照査や緊急性の高い施設の嵩上げ・補強を実施するとともに、気候変動に伴う平均海面の水位上昇や台風の強大化等の影響を踏まえた港湾施設の整備手法等について検討を進める。
- 製造業、物流事業者の BCP 策定を促進する。また、製造業（荷主）と物流事業者間など企業が連携した BCP の策定を促進する。空港が機能不全に陥った場合を想定し、物流関係者間の連携計画を策定し、計画に基づいた訓練を行い、災害対応能力の向上を図る。
- 中小企業強靱化法に基づく事業継続力強化計画等の策定を個別支援（ハンズオン支援）するとともに、認定を受けた計画に記載された取組を金融・税制等で支援することにより、中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策を促進する。
- 災害に強い民間物流施設の整備促進を図る等、民間企業における事業継続に資する施設整備等の取組を促進する。
- 海域監視・情報提供体制の強化による海上交通安全の確保、航路啓開計画の策定、道路の防災対策や無電柱化、航路標識や港湾施設の耐震・耐波性能の強化、空港施設の耐震化、早期復旧計画の策定、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する。
- 企業の本社機能等の地方移転・拡充をオフィス減税・雇用促進税制等により積極的に支援するとともに、移転・拡充が円滑に進むよう、事業環境の整備を総合的に推進する。
- 我が国の国土強靱化対策の知見を共有する等、海外の防災能力強化に取り組む。
- 地域の具体的な被害予測などのきめ細やかな情報の提供を促進するとともに、総合相談窓口等の体制を整える。
- 民間企業のレジリエンス向上をけん引する専門人材を、各地域において育成する。

（主要施策）

【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発

【内閣府】民間企業及び企業間/企業体/業界等における BCP の策定促進及び BCM の普及推進

【経産】中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策の促進

【農水】水産物の一連の生産・流通過程における BCP の策定の促進

【国交】物流事業者における災害対応力の強化

【国交】海域監視・情報提供体制の強化

【国交】航路標識の強靱化

【内閣府】企業の本社機能の地方移転・拡充の支援

5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

（推進方針）

- 送配電事業者に対する災害時連携計画の策定や既存設備の計画的な更新の義務化、無電柱化を含めた送配電設備への必要な投資を適切に行うための託送料金制度改革、山間部等において電力の安定供給・効率性が向上する場合、送配電網の独立運用を可能とする制度整備等を盛り込んだ、エネルギー供給強靱化法に基づき、引き続き、環境整備を進めるとともに、樹木の伐採や鉄塔等の技術基準の見直し、電力会社間及び自衛隊との定期的な情報共有・共同図上演習を推進することにより、強靱かつ持続可能な電気の供給体制を確立する。
- 電力及び通信サービスの適切な確保のための一般送配電事業者及び電気通信事業者を軸とした連携について、訓練等を通じて推進する。
- 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LP ガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院、及び食料など物資供給・貯蔵拠点等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の普及促進等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進するとともに、自治体や事業者等が連携し、地域における真の地産地消型エネルギーシステムの展開に向けた取組を推進する。
- 災害時石油・石油ガス供給連携計画に基づく訓練を実施し、訓練において判明した課題等を踏まえた計画の見直しを促す。また、「系列 BCP」の定期的な見直しを促し、石油業界の災害対応能力の強化を図る。
- 燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、発災後の迅速な輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実や、関係機関の連携体制の整備を推進する。
- 非常用電源への燃料供給及び通信の確保のための石油関連業界団体等及び電気通信事業者を軸とした連携について、訓練等を通じて推進する。
- 住民拠点 SS の整備や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・LP ガス充てん所の災害対応力の強化を推進する。また、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策や燃料備蓄など需要家側の対策を推進する。
- ガソリン等の不足に備え、電気自動車、CNG 燃料自動車、LP ガス燃料自動車・船舶、

LNG 燃料自動車・船舶など、輸送用燃料タイプの多様化、分散化を図る。

(主要施策)

- 【経産】大規模災害が発生した際の事業者、自治体、国の間の電力供給オペレーションの構築
- 【防衛】インフラ企業等関係機関との共同図上演習等の実施
- 【環境】災害時に役立つ再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備に関する整備等の支援
- 【経産・国交・環境】地域資源の活用を通じた地域循環共生圏の構築とレジリエンス向上
- 【経産】災害時石油ガス供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し
- 【経産】災害時石油供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し
- 【経産】ガス工作物等に係る地震・津波対応力強化
- 【経産】災害時における石油製品供給の継続のための BCP の見直し
- 【防衛】サプライチェーンの確保に係る関係機関との合同訓練等の実施
- 【経産】災害時に地域の石油製品供給を維持するための災害対応型 SS の整備
- 【経産】石油製品のサプライチェーンの維持・強化に向けた SS 過疎地対策の推進

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(推進方針)

- 石油コンビナート等防災計画について、訓練や関係機関間の連携強化を通じ、実効性を担保する取組を継続して推進する。
- コンビナートに係る設備や高圧ガス設備の耐震化を推進する。また、高圧ガス設備について、南海トラフなど巨大地震を想定した液状化、流動化等への対策の検討を進める。
- コンビナート周辺地域における常備消防力の強化に加え、コンビナートの関係機関による連携体制を構築・強化する。
- ドラゴンハイパー・コマンドユニット及び消防ロボットシステム（スクラムフォース）について、関係機関との合同訓練の実施等を通じた運用体制の強化を図る。
- 製油所・油槽所が存在する重要港湾以上の港湾における関係者が連携した港湾 BCP を策定する。

(主要施策)

- 【総務】石油コンビナート等防災計画の実効性の担保
- 【経産】製油所・油槽所の緊急入出荷能力の強化
- 【経産】既存の高圧ガス設備の耐震化
- 【経産】高圧ガス設備の耐震設計基準の見直し
- 【総務】石油コンビナート事業者の応急対応力、関係機関との連携の強化
- 【総務】緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化
- 【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発

5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

(推進方針)

- 国内外の船舶事業者に対し、旅客船、船舶の津波避難マニュアルへの理解及び作成を促進するため、必要な協力・支援を実施する。

- 船舶活用ニーズと活用可能な船舶の迅速なマッチングを可能とするシステムについて、防災訓練に際して試験運用を行う等により、今後より一層実効性の確保を推進する。
- 港湾施設等海上輸送の維持に必要なインフラ施設の耐震・耐波性能の強化について推進する。設計に用いる波浪を最新の知見で更新し、主要な港湾施設に対する耐波性能の照査や緊急性の高い施設の嵩上げ・補強を実施するとともに、気候変動に伴う平均海面の水位上昇や台風の強大化等の影響を踏まえた港湾施設の整備手法等について検討を進める。
- 台風等による高潮・高波・暴風等への対応を追加し港湾 BCP の実効性を高めるとともに、より広域的な港湾機能の代替性について検討する。
- 高潮浸水等によるコンテナターミナル等の機能停止を回避するため、電源設備の浸水対策やコンテナの流出対策等を実施する。
- 災害時においても港湾機能を維持するため、港湾管理者、海上保安庁等が連携して、航路啓開訓練を踏まえ航路啓開計画を充実させるなど効果的な航路啓開の実施体制の強化を図る。

（主要施策）

【国交】津波発生時における旅客及び船舶の津波避難マニュアル策定等の推進

【国交】災害時における海上輸送ネットワークの確保のため、利用可能船舶の把握、船舶の利用に係る関係者との体制構築等の推進

【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発

【国交】港湾を活用した広域的な復旧・復興体制や物流の代替性の確保

【国交】効果的な航路啓開等に係る関係機関の連携の強化等

5-5) 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響《重点》

（推進方針）

- 荷主、運送事業者、交通事業者、道路等の管理者、研究機関が幅広く連携し、幹線交通が分断するリスクの分析と認識の共通化を進め、それぞれの BCP 等に反映する。例えば、運送事業者においては、暴風雨、暴風雪等が予測される地域や時間帯を迂回する経路の選択等、需要側においては、一定量の部品在庫の確保等、大規模自然災害により交通網が利用できない事態を考慮した事業計画を検討しておく。
- 道路橋梁の耐震補強や鉄道、港湾、空港の施設の耐震化、液状化対策、耐波耐津波対策、浸水対策、停電対策、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等、交通インフラそのものの強化を進める。また、洪水、土砂災害、高潮、津波等、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進める。
- 現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供する。
- 代替性の高い道路網・鉄道網の構築を進める。特に、その超高速性により国土構造の変革をもたらす「リニア中央新幹線」に関しては、建設主体である JR 東海が、国、地方公共団体等と連携・協力しつつ、整備を推進する。また、雪や大雨などの災害に強く、災害時には代替輸送ルートとして機能する新幹線ネットワークや、大都市圏環状道路などの高速道路ネットワークについてそれぞれ事業評価等の総合的な評価を踏まえた着実な整備、高速道路における暫定 2 車線区間の 4 車線化などの機能強化等を推進する。さらに、緊急車両の進入路の設置、高規格幹線道路等へのアクセス性の向上等を進める。

物流上重要な道路輸送網においては、平時も含め安定的な輸送を確保するための機能強化を進める。

- 交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないように、関係者が連携し、啓開の優先順位決定や複数モード間の代替輸送、交通全体のマネジメント力を強化する。また、鉄道や自動車が利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮する
- 車両が被災した際の対応について、諸手続等の負担を軽減し、迅速化する。
- 老朽化対策、道路啓開・航路啓開の計画策定と連携強化、農林道その他迂回路となり得る道の整備、情報把握と共有、海域監視・情報提供体制の強化、走錨事故の防止対策による海上交通安全の確保、信号機電源付加装置をはじめとした交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等とともに、交差点改良、歩道の設置を含めた道路の拡充、防護柵や標識・標示・路面表示の充実などの交通安全対策を進める。
- 交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、広域交通管制システム及び官民の自動車プローブ情報を融合し活用するプローブ情報処理システムを統合した新広域交通管制システムの整備・運用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通対策への活用、一般道路利用者への迅速な交通情報提供を行う。
- 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時において、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るため、ハード・ソフトの両面から道路交通確保の取組を推進する。
- 港湾施設において台風等による高潮・高波・暴風等への対応を BCP に追加して対応を強化するとともに、空港施設について、アクセス事業者など関係機関と連携して行動できる BCP を策定する。

(主要施策)

- 【国交】道路橋梁の耐震補強
- 【国交】道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強
- 【国交】航空ネットワークの維持等に必要な空港施設の耐震化・浸水対策
- 【国交】鉄道施設の耐震対策
- 【国交】鉄道河川橋梁の流失、傾斜対策
- 【国交】鉄道の隣接斜面の斜面崩壊対策
- 【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発
- 【国交】道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供
- 【国交】大都市圏環状道路の整備
- 【国交】代替性確保のための道路ネットワークの整備
- 【国交】新幹線ネットワークの着実な整備
- 【国交】道路啓開計画策定（災害に備えた関係機関との連携）
- 【国交】迅速な航路啓開のための体制の整備
- 【国交】災害時における海上輸送ネットワークの確保のため、利用可能船舶の把握、船舶の利用に係る関係者との体制構築等の推進
- 【国交】効果的な航路啓開等に係る関係機関の連携の強化等
- 【国交】船舶における走錨事故の防止等に関する緊急対策
- 【国交】港湾における走錨事故の防止等に関する対策
- 【国交】重要施設周辺海域における走錨事故の防止等に関する緊急対策
- 【国交】被災者のための移動自動車相談所の設置
- 【国交】港湾を活用した広域的な復旧・復興体制や物流の代替性の確保

- 【国交】 空港における地震・津波早期復旧計画策定の推進
- 【警察】 交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用
- 【警察】 信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備
- 【警察】 老朽化した信号機や道路標識・道路標示等の交通安全施設等の更新
- 【警察】 環状交差点の活用

5-6) 複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響

(推進方針)

- 航空ネットワークの維持等のため管制機能確保に必要な管制施設等並びに最低限必要となる基本施設等の空港施設の耐震化を推進する。さらに、浸水被害を防ぐため、護岸の嵩上げや電源設備への止水扉設置、排水ポンプの改良などによる浸水対策を実施する。
- 空港における災害対応を反映させた早期復旧計画策定や、訓練を通じた体制の整備に加え、航空会社の資機材やスタッフの確保等、空港機能の維持に係る関係機関との連携体制を継続・強化する。航空輸送上重要な空港においては、復旧作業が開始でき次第、3日以内に民間航空機の運航が可能となる状態まで空港機能を復旧させる体制を構築する。また、首都圏空港をはじめ、国内外の社会経済活動に特に大きな影響を及ぼしかねない空港においては、更に短期間で空港機能を回復させる体制を構築する。
- 空港機能の代替性を確保するための道路や鉄道など陸上輸送機能の確保について推進する。

(主要施策)

- 【国交】 航空ネットワークの維持等に必要な空港施設の耐震化・浸水対策
- 【国交】 空港の暴風雨対策（浸水対策等）
- 【国交】 空港における地震・津波早期復旧計画策定の推進

5-7) 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響

(推進方針)

- 日本郵便株式会社において、直営の郵便局舎について耐震化を進める。また、BCP については、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行う。
- 交通の麻痺による郵便サービス等の停止を防ぐため、道路防災対策等を進める。
- 全ての主要な金融機関等において早期に BCP 策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を実施する。また、BCP の実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する。
- 金融機関等が被害を受けないよう洪水対策等を進める。

(主要施策)

- 【総務】 日本郵便株式会社における郵便局施設の耐震化
- 【金融】 金融機関における BCP の策定・実効性の検証、非常時参集要員体制の整備
- 【金融】 金融機関のシステムセンター等のバックアップサイトの確保等
- 【金融】 各金融機関等のシステムセンター等の耐震化、自家発電機の設置等
- 【金融】 銀行業界など関係業界内横断的な防災訓練等の実施

5-8) 食料等の安定供給の停滞《重点》

（推進方針）

- 水産物の一連の生産・流通過程に係る個別地域 BCP の策定を促進する。また、農業水利施設を管理する土地改良区等においても、業務継続計画の策定を推進する。
- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制構築の促進・普及啓発、事業者による BCP の策定を促進する。また、自立・分散型エネルギー設備の導入、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性を向上させていく。
- 農林水産業に係る生産基盤等について、農業水利施設や農道橋等の耐震化、保全対策、総合的な防災・減災対策を推進する。水産物の流通拠点や生産基盤施設等の耐震化等を推進する。
- 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路橋梁、港湾、空港などの物流インフラの耐災害性強化、輸送モード相互の連携、平時における産業競争力強化の観点も兼ね備えた災害に強い物流インフラ網の構築を進めるとともに、荷主と物流業者が連携した BCP 策定を促進する。
- 平素からの取組として、適切かつ効率的な備蓄の運用及び安定的な輸入の確保を図る。また、緊急時には、備蓄の活用及び輸入の確保といった対策を着実に実施する。

（主要施策）

- 【農水】水産物の一連の生産・流通過程における BCP の策定の促進
- 【農水】土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定）の推進及び体制強化
- 【農水】災害時における食品サプライチェーンの事業者間の連携・協力体制の構築
- 【農水】災害時における食肉の持続可能な生産・流通の確保
- 【農水】停電時における生乳の持続可能な生産・流通体制の強化
- 【農水】農業水利施設の耐震化
- 【農水】ため池のハード及びソフト対策の推進
- 【農水】農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進（排水対策充実、地すべり対策等）
- 【農水】農道・農道橋等の保全対策の推進
- 【農水】漁港施設の耐震化等
- 【国交】代替性確保のための道路ネットワークの整備
- 【国交】物流事業者における災害対応力の強化
- 【農水】卸売市場施設整備の推進
- 【農水】「緊急事態食料安全保障指針」に基づく対策
- 【農水】応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進

5-9) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

（推進方針）

- 上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化について、都道府県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を進める。
- 災害時においても水道施設の被害の抑制や影響を最小化できるよう、水道施設の耐震化や耐水化、バックアップ機能の整備等を推進する。
- 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、「雨

水の利用の推進に関する法律」（平成26年法律第17号。以下「雨水利用推進法」という。）に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する。

- 現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、「水循環基本法」（平成26年法律第16号）に基づき、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用、危機時の代替水源としての地下水活用等の取組を進める。
- 老朽化が進む上水道、工業用水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める。

（主要施策）

【厚労】水道の応急対策の強化

【厚労】水道施設の耐震化や耐水化等の推進

【農水】農業水利施設の耐震化

【農水】ため池のハード及びソフト対策の推進

【農水】土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定）の推進及び体制強化

【農水】農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策

【農水】GISを活用した農業水利施設の可視化・共有化

【経産】指針に基づく更新計画の活用による工業用水道強靱化の推進

【経産】広域的災害発生時の工業用水道事業における応援体制の確保

【国交】雨水・再生水等の水資源の有効利用等

【農水】農業用水緊急節水対策本部による関係者間の情報共有等の促進

【国交】気候変動等に対応した渇水対策及び災害時における用水供給の確保

■ 6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止《重点》

（推進方針）

- 送配電事業者に対する災害時連携計画の策定や既存設備の計画的な更新の義務化、無電柱化を含めた送配電設備への必要な投資を適切に行うための託送料金制度改革、山間部等において電力の安定供給・効率性が向上する場合、送配電網の独立運用を可能とする制度整備等を盛り込んだ、エネルギー供給強靱化法に基づき、引き続き、環境整備を進めるとともに、樹木の伐採や鉄塔等の技術基準の見直し、電力会社間及び自衛隊との定期的な情報共有・共同図上演習を推進することにより、強靱かつ持続可能な電気の供給体制を確立する。
- 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院、及び食料など物資供給・貯蔵拠点等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進するとともに、自治体や事業者等が連携し、地

域における真の地産地消型エネルギーシステムの展開に向けた取組を推進する。

- 大規模停電時でも自立して電力を供給できる「地域マイクログリッド」の構築を推進する。
- 電力システムを支える基幹設備の自然災害に対する不断の耐性評価を行い、電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化を図る。
- 製油所・油槽所の非常用発電設備の設置や、強靱性評価、耐震・液状化対策、入出荷設備の能力増強、安全停止対策等を支援するとともに、護岸の強化等を着実に推進する。また、災害時石油供給連携計画に基づく訓練を実施する。さらに、製油所・油槽所が存在する重要港湾以上の港湾における関係者が連携した港湾 BCP を策定する。
- 国家備蓄原油・製品放出の機動性の確保、LP ガスの国家備蓄の確保・維持を図る。
- 燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する。

（主要施策）

- 【経産】大規模災害が発生した際の事業者、自治体、国の間の電力供給オペレーションの構築
- 【経産】強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立
- 【防衛】インフラ企業等関係機関との共同図上演習等の実施
- 【環境】災害時に役立つ再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備に関する整備等の支援
- 【経産】災害時に自立した電力供給が可能な地域マイクログリッドの構築支援
- 【経産】電気設備の大規模自然災害等対応力強化及び復旧迅速化の検討
- 【経産】災害時石油供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し
- 【経産】製油所・油槽所の緊急入出荷能力の強化
- 【経産】電力インフラの強靱化に関する緊急対策
- 【国交】道路啓開計画策定（災害に備えた関係機関との連携）
- 【国交】効果的な航路啓開等に係る関係機関の連携の強化等
- 【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止《重点》

（推進方針）

- 上水道施設等が被害を受けないよう、防水扉や止水堰設置等の洪水対策等を進める。
- 上水道、工業用水道施設等の効果的な耐震化対策や耐水化対策を進めるとともに、都道府県や水道事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を進める。
- 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化、道路防災対策等を進めるとともに、地下水の危機時における代替水源に関する検討を進めるとともに、雨水利用推進法に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する。

（主要施策）

- 【厚労】水道施設の耐震化や耐水化等の推進
- 【厚労】水道の応急対策の強化
- 【経産】指針に基づく更新計画の活用による工業用水道強靱化の推進

【経産】広域的災害発生時の工業用水道事業における応援体制の確保

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(推進方針)

- 下水道施設や主要な下水道管渠の耐震化・耐水化を、地方公共団体と連携して着実に推進する。また、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理を進める。
- 地方公共団体における下水道 BCP のブラッシュアップや、マンホールトイレの整備など、被害の最小化を図る取組を推進する。
- 農業集落排水施設の機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に推進する。
- 浄化槽については、合併処理浄化槽の普及を促進する。また、浄化槽台帳システム整備を進め、設置・管理状況の把握を促進する。

(主要施策)

- 【国交】下水道施設の戦略的維持管理・更新
- 【国交】下水道施設の耐震、耐津波対策
- 【国交】下水道 BCP のブラッシュアップ
- 【農水】集落排水施設の耐震化等
- 【環境】環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備の推進
- 【環境】浄化槽長寿命化計画策定推進への支援

6-4) 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

(推進方針)

- 道路啓開・航路啓開計画の実効性向上に向け、協定等に基づく訓練等の積み重ねを進める。
- 地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるよう、日頃から建設業従事者の育成、資機材の拠点が各地にある状態の保持に努める。
- 広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、その軸となる代替性の高い道路網の構築を進める。また、緊急車両の進入路の設置、高規格幹線道路等へのアクセス性の向上等を進める。
- 物流上重要な道路輸送網について、平時も含め安定的な輸送を確保するための機能強化を進めるとともに、災害時には地方管理道路において道路種別を問わず、必要に応じ国が道路啓開・災害復旧を代行し、道路の迅速な機能回復を図る。
- 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時において、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るため、ハード・ソフトの両面から道路交通確保の取組を推進する。
- 地方行政機関等（警察/消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する。
- 新幹線構造物の計画的な大規模改修、道路橋梁の耐震補強、土砂災害対策、道路の無電柱化、老朽化した信号機の更新、その他交通施設に関する耐震化、液状化対策、耐波耐津波対策、耐水対策、停電対策、豪雨対策、土砂災害対策や、交通施設の閉塞を防ぐ

周辺の対策を進める。また、交通インフラの維持管理、更新に関する技術開発を進め、実用化を図る。

- ALOS シリーズに代表される広域高分解能衛星についての的確に運用し、後継機の着実な開発・導入・打ち上げなど、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等に活用できる体制を維持する。また、電子基準点について位置情報インフラとしての安定的な運用ができるよう機能を強化する。さらに、天候や昼夜を問わず、被災状況をより正確・迅速に把握できる衛星の安定的な運用を行う。また、人の立入りが困難な災害現場でも、調査・復旧工事が可能な災害対応ロボット等の開発、導入、オペレーターの育成を進める。
- 道路が復旧するまでの間も、可能な限り交通の安全と円滑を確保するため、官民のプローブ情報の活用等を進める。
- 空港の機能確保に必要な管制施設等並びに最低限必要となる基本施設や電気室など空港運営に係る重要施設等の耐震化や浸水対策を推進する。

（主要施策）

- 【国交】効果的な航路啓開等に係る関係機関の連携の強化等
- 【国交】広域避難路（高規格幹線道路等）へのアクセス強化
- 【国交】TEC-FORCE 等の派遣等の発災時の対応と人員・資機材等の充実・強化等
- 【国交】道路橋梁の耐震補強
- 【国交】道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強
- 【国交】新幹線の大規模改修に対する引当金積立制度による支援
- 【国交】鉄道河川橋梁の流失、傾斜対策
- 【国交】鉄道の隣接斜面の斜面崩壊対策
- 【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発
- 【警察】信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備
- 【農水】農道・農道橋等の保全対策の推進
- 【警察】老朽化した信号機や道路標識・道路標示等の交通安全施設等の更新
- 【文科】ALOS シリーズ等の地球観測衛星の開発
- 【国交】安定的な位置情報インフラの提供のための GNSS 連続観測システム（電子基準点網）の推進
- 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用
- 【国交】道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供
- 【国交】空港施設における耐震化・浸水対策

6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

（推進方針）

- 大規模地震想定地域等における海岸堤防等の防災インフラについては、完了に向けて計画的かつ着実に耐震化・液状化対策、高潮対策等を進めるとともに、津波被害リスクが高い河川・海岸において、堤防のかさ上げ、水門、樋門等の自動化・遠隔操作化、海岸防災林等の整備を推進する。
- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化、迅速な応急・災害復旧のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を進める。
- 総合防災情報システム、統合災害情報システム、SIP4D 等により、関係機関における

情報共有を円滑に進める。

(主要施策)

【農水】 海岸防災林の整備

【農水・国交】 水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化、効果的な管理運用の推進

【農水・国交】 地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備

【農水・国交】 海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進

【国交】 下水道施設の耐震、耐津波対策

【経産】 災害対応等のためのロボット・小型無人機（ドローン）の技術開発・実証

【国交】 防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進

【国交】 TEC-FORCE 等の派遣等の発災時の対応と人員・資機材等の充実・強化等

【防衛】 自衛隊艦艇の安定的使用に係る港湾等の調査

【防衛】 自衛隊航空機の安定的使用に係る場外離着陸場の整備

【国交】 ICT・データ・新技術等を活用した災害対策の構築

■ 7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生《重点》

(推進方針)

- 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の解消に向けた取組を進める。解消に至らないまでも、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等を推進する。また、首都直下地震想定エリアや密集市街地を抱える大都市等、災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態を緩和していくため、「自律・分散・協調」型の国土形成・国土利用を促す効果的な方策を検討し、取組を進める
- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建替え促進を含め、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置、建物評価手法の改善や金融商品の開発等、あらゆる手法を組み合わせ耐震化を進める。
- 官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設、矯正施設等について耐震化を進める。また、天井など非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を進める。
- 地震後の電気火災を防止するため、感震ブレーカー等の普及を進める。
- 道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる高規格道路等の整備、緊急車両の進入路の整備、広域交通管制システム及び官民の自動車プローブ情報を融合し活用するプローブ情報処理システムを統合した新広域交通管制システムの整備・運用等を進める。また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用に加え、自転車等を活用したパトロール等を検討し、配備・訓練する。
- 避難場所としての公園、緑地、広場等の計画的な整備を進める。
- 高機能消防指令センターや耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進める。また、常備消防力の強化のため、消防の広域化等を進める。
- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性

貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進める。

- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、定量的な数値目標を含む消防団の中期的な計画の策定支援などにより消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。

（主要施策）

- 【国交】避難地等となる公園、緑地、広場等における老朽化対策の推進
- 【国交】避難地等となる公園、緑地、広場等の整備
- 【国交】延焼防止等に資する緑地の確保等
- 【国交】密集市街地等の改善に向けた対策の推進
- 【内閣府・総務・経産】大規模地震時の電気火災対策の推進
- 【厚労】水道施設の耐震化や耐水化等の推進
- 【総務】緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化
- 【総務】常備消防力の強化
- 【総務】消防防災施設の整備
- 【総務】消防団を中核とした地域防災力の充実強化
- 【内閣府】地域防災力の向上推進

7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

（推進方針）

- 関係機関による合同訓練については、より実戦的な訓練を心掛け、周辺住民への情報伝達及び避難の促進まで含めた関係機関の連携体制を確認するとともに、装備資機材等の機能向上も行い、より実効性のある体制づくりを推進する。あわせて、地域の災害特性を踏まえた防災訓練・教育を継続的に実施していく。
- 危険な物質を取り扱う施設の耐震化、防波堤や海岸堤防等の整備・耐震化、地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する。また、気候変動に伴う平均海面の水位上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響及び今後の海岸保全のあり方や海岸保全の前提となる外力の考え方、気候変動を踏まえた整備手法など、気候変動適応策を具体化する。
- 大規模津波・高潮等によるコンテナ、自動車、船舶、石油タンク等の漂流物防止対策等を推進する。
- 海岸漂着物等が引き起こす二次災害を防止する観点から、海岸漂着物等の処理を推進する。
- 自然環境が有する防災・減災機能を定量評価し、自然環境を保全・再生することにより、効果的・効率的な災害規模低減を図る。

（主要施策）

- 【国交】関係機関と連携した海上における災害対応能力の向上
- 【総務】緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化
- 【総務】石油コンビナート等防災計画の実効性の担保
- 【経産】製油所・油槽所の緊急入出荷能力の強化
- 【経産】既存の高圧ガス設備の耐震化
- 【農水・国交】地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備

【国交】船舶に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達

7-3) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(推進方針)

- 避難路沿道の住宅・建築物の耐震化を進める。
- 沿道（道路区域外）に起因する事故・災害を防止するため、道路管理者が沿道区域の土地等の管理者による適切な管理を促す。
- 沿道の住宅・建物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める。特に道路の無電柱化については、緊急輸送道路等の新設電柱の占用禁止や、既設電柱の占用制限に向けた調整を加速化するとともに、低コスト手法及び新技術・新工法の導入・普及等により事業のスピードアップを促進する。
- 鉄道の閉塞についても、対策を検討する。
- 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、路面下空洞調査、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等を進める。
- 災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化させておく。
- 自動車が通行できない時に、自転車等効率よく現地調査を行う手段の確保や、官民の自動車プローブ情報、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用等既設の計測・観測機器類等の活用により、通行できない場所を迅速に把握できるようにする。また、広域交通管制システム及びプローブ情報処理システムを統合した新広域交通管制システムの整備・運用等を進める。
- 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE等の体制・機能の拡充・強化を進める。

(主要施策)

【国交】無電柱化の推進

【国交】道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強

【国交】鉄道の隣接斜面の斜面崩壊対策

【国交】下水道施設の戦略的維持管理・更新

【国交】下水道施設の耐震、耐津波対策

【国交】TEC-FORCE等の派遣等の発災時の対応と人員・資機材等の充実・強化等

7-4) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

(推進方針)

- Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化や、火山の噴火履歴調査と火山地質図の整備、衛星画像等の活用などの情報関係施策を推進し、住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生等を防止する。
- 土砂災害警戒区域に指定されていない箇所においても土砂災害が発生したこと等を踏まえ、土砂災害警戒区域の指定や更なる区域指定の精度向上、標識等の設置による土砂災害警戒区域等の認知度向上等を行い、土砂災害の防止を図るとともに、土砂災害に関

するハザードマップ策定を支援する。

- 施設管理については、より効率的な点検・診断を推進する。また、地域特性を踏まえた予防保全型のアセットマネジメントシステムを地方公共団体に広げるとともに、地図情報・防災情報などの多様なデータを管理できる情報プラットフォームを構築し災害時にも活用する。
- 大規模地震やその後の降雨等による土砂災害発生箇所において、再度災害防止対策、多数の死者を発生させないための被災者救助、搜索関係施策、施設機能確保のための発電設備の導入等を推進する。
- 河道閉塞（天然ダム）等が発生した場合に、土砂災害防止法に基づき、市町村が適切に住民の避難指示の判断ができるよう、緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を市町村に提供する。
- 森林の適正な管理を推進する。山地災害については、航空レーザ計測等の ICT も活用した発生のおそれの高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や機能強化・老朽化対策、森林の整備を組み合わせた対策の実施及び流木災害への対応強化を進める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。
- 社会資本整備や土地利用等に際して自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」を官民連携・分野横断で推進するとともに、その効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。
- 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」により、農業用ため池の適切な管理の確保を図るとともに、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」により、防災上重要な農業用ため池について、必要となる工事等を推進し、農業用ため池の決壊等による災害の未然防止を図る。
- 土砂災害対策、ため池の耐震化等について、関係府省庁・地方公共団体・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を進める。
- 発電専用ダムなど、我が国の電力システムを支える基幹設備について、自然災害等に対する耐性について不断の評価を行い、規制の整備等の必要な対策を実施する。
- 震災リスクの高い場所への人口の集中を解消することを検討する。また、災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する。また、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

（主要施策）

【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進

【国交】防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備、活用、共有の推進

【国交】土砂災害ハザードマップ作成や火山地域の緊急減災計画策定の促進

【国交】豪雨や火山噴火、地震等に伴う土砂災害に備えた土砂災害対策

【農水】GISを活用した農業水利施設の可視化・共有化

【国交】河川管理施設・砂防設備等の戦略的維持管理・更新

【国交】河道閉塞等が発生した場合の緊急調査の実施および緊急情報等の通知

【農水】荒廃地等における治山施設の整備

【農水】ため池のハード及びソフト対策の推進

【農水】農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進（排水対策充実、地すべり対策等）

【国交】大規模災害に備えた訓練・防災教育等の強化

7-5) 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

(推進方針)

- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行う。また、地方公共団体における化学物質に係る事故対応マニュアルの策定を支援するとともに、これらのフォローアップを行う等、マニュアルの実効性を高める。
- 高圧ガス等の漏洩を防止するための基準の改定や、これを踏まえた高圧ガス施設の耐震化の実施、及び大規模地震等により有害物質の流出が懸念される鉱山集積場の対策を速やかに実施する。
- 放射性物質の漏洩・拡散を防ぐため、施設の改修を行う。

(主要施策)

【環境】「化学物質に係る災害・事故対応マニュアル策定の手引き」の策定

【環境】災害時における二次災害防止のための有害廃棄物対策

【国交】海上における有害・危険物質対応能力の維持向上

【経産】鉱山集積場の耐震化への対策

【文科】量子科学技術研究開発機構の被ばく医療共同研究施設の改修

7-6) 農地・森林等の被害による国土の荒廃<重点>

(推進方針)

- 農業水利施設等の長寿命化や耐震化、耐水対策、非常用電源の設置、安全施設の整備等の施設整備を進める。また、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設などの地域資源の適切な保安全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう活動組織の広域化等の体制整備を推進する。さらに、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する。
- 山地災害については、航空レーザ計測等の ICT も活用した発生する危険性の高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や機能強化・老朽化対策、森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木捕捉式治山ダムの設置などの流木災害への対応の強化等を通じて、事前防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る。特に、近年の山地災害の発生状況を踏まえ、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策等を現地の状況に応じて複合的に組み合わせた治山対策を進めるとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を推進する。また、海岸防災林の整備等により、大規模津波等による被害を軽減することで人家・公共施設等の保全を図る。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。
- 社会資本整備や土地利用等に際して自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」を官民連携・分野横断で推進するとともに、その効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。
- 土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築、および迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る。また、近年の土砂災害発生状況等を踏まえ、事前防災対策として、土砂・洪水氾濫対策のための遊砂地整備や土砂・流

木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する。

- 森林の有する多面的機能の発揮に向けて、条件不利地等を含む森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図るため、施業コストを低減させるとともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。CLT 製品・技術の開発・普及など、地域材を活用した新たな木材需要創出等に努める。また、地域の活動組織による森林の保全管理活動等を市町村等の協力を得て支援するとともに、施業の集約化を図るための条件整備や森林境界明確化等を推進する。
- 風倒木等による建物や道路、鉄道、電線等への二次的被害への対応として、道路等に近接する森林において、道路や電線の管理者、鉄道会社等と適切に連携を図りつつ、復旧に向けた被害木の処理や多様な樹種の植栽、危険木の除去を含む間伐等の予防的な取組を推進する。
- 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、自然公園の適切な施設整備・長寿命化対策を推進する。
- 農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させる。
- 地域の強靱化を進めるため、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組など、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、取組を進める。

（主要施策）

【農水】GISを活用した農業水利施設の可視化・共有化

【農水】農業水利施設の耐震化

【農水】農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進（排水対策充実、地すべり対策等）

【農水】農村における地域コミュニティの維持・活性化や自立的な防災・復旧活動の体制整備の推進

【農水】海岸防災林の整備

【国交】豪雨や火山噴火、地震等に伴う土砂災害に備えた土砂災害対策

【環境】森林等の荒廃の拡大を防ぐための鳥獣害対策の強化

【農水】荒廃地等における治山施設の整備

【農水】森林の国土保全機能（土壌侵食防止、洪水緩和等）の維持・発揮のための多様な健全な森林の整備等

【農水】山村コミュニティによる森林整備・保全活動等の推進

【農水】CLT（直交集成板）等の開発・普及

【経産】大規模災害が発生した際の事業者、自治体、国の間の電力供給オペレーションの構築

【農水】農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全

■ 8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

（推進方針）

- 発生推計に合わせた災害廃棄物の仮置場の確保、災害時に有効な資機材等の確保を推進する。
- 自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入など、大規模自然災害発生時においても速やか

に災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備を進める。

- 市町村による災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る。
- 発災後の速やかな災害廃棄物処理体制構築に向けて市町村による災害時の有害廃棄物対策検討を進める。
- 災害廃棄物の広域処理に関し、貨物鉄道や港湾を活用した海上輸送などの大量輸送特性を活かした災害廃棄物の広域処理体制を構築・強化する。
- 災害廃棄物処理の円滑化を図るために、災害時に基幹となるリサイクル拠点のプラスチックリサイクル体制の拡充・強化を行う。

（主要施策）

【環境】 災害廃棄物仮置場整備の支援

【環境】 循環型社会形成推進交付金等による一般廃棄物処理施設の防災機能の向上への支援

【環境】 災害廃棄物対策指針に基づく自治体による災害廃棄物処理計画の作成支援

【環境】 廃棄物処理技術と教育・訓練プログラムの開発

【環境】 災害時における二次災害防止のための有害廃棄物対策

【国交】 海上輸送の大量輸送特性を活かした災害廃棄物の広域処理体制の構築

【国交】 貨物鉄道の大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送の実施

【環境】 災害に強いリサイクル設備の整備

8-2) 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

（推進方針）

- 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等の BCP の策定や将来の担い手育成及び地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討する。また、復興まちづくり計画をあらかじめ策定し、復興ビジョンに定めた強靱な地域像に向け、平時から戦略的に整備を進める。
- 被災後に早期かつ確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等の復興事前準備の取組を推進する。
- 復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく。
- 大規模災害の経験や教訓を現場に活かす専門的研究とその成果を現場に活かしていく人材育成等を進める一方、各地域には、多分野に精通した技術者等を育成する。また、都道府県等において、平時から土木・建築職等の技術職員が不足している市町村への支援を行うとともに、大規模災害からの復旧・復興に必要な中長期派遣要員を確保する。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて、大都市圏について近隣都道府県との広域連携を前提とした賃貸型応急住宅の迅速かつ効率的な供与のあり方を検討する。また、平時から機能する地域コミュニティの拠点を構築するとともに、地

域の活動組織による森林整備活動等により、地域住民同士のきずなを強めておく。

- 被災地の医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、ひいては住民の流出につながるのを防ぐため、医療機関の耐災害性を高める。
- 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなる状態を回避していくため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組む。
- 自宅を失う者が大量発生しないよう、住宅の耐震化や、防災集団移転の促進など災害リスクの高い場所へ地域人口が集中している状態を解消していくための合理的な土地利用を促す方策を検討し、取組を進める。

（主要施策）

【農水】山村コミュニティによる森林整備・保全活動等の推進

【農水】農村における地域コミュニティの維持・活性化や自立的な防災・復旧活動の体制整備の推進

【国交】復興事前準備の推進

【内閣府】円滑な復旧・復興に向けた取組の強化

【国交】防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進

【内閣府】防災に関する知識及び技術の普及

【内閣府】被災者の住まいのあり方に関する検討

【厚労】医療施設の耐震化

【国交】水害に強い地域づくり（河川）

8-3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

（推進方針）

- 平時から基本的な地理空間情報を整備するとともに、準天頂衛星7機体制の実現により得られる高精度測位データ等も活用し、G空間情報センター、SIP4D、災害情報ハブ等による災害情報共有の取組を進める。
- 災害発生後には、観測衛星による高精度な観測データを迅速かつ高頻度に関係機関等へ提供することと合わせ、データ判読技術を有する人材の育成、解析ツールの研究開発に取り組む。
- 地震・津波、洪水・高潮等による浸水対策や海岸侵食対策、山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の取組を着実に推進するとともに、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化等迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進する。
- 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化を進める。

（主要施策）

【内閣府】準天頂衛星7機体制の開発・整備・運用

【国交】G空間情報センターをハブとした地理空間情報の円滑な利用促進

【文科】ALOS シリーズ等の地球観測衛星の開発

【国交】衛星測位システムで標高が決まる社会の実現（航空重力測量）

【国交】事前防災等による水害発生の防止

- 【国交】大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策
- 【農水・国交】水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化、効果的な管理運用の推進
- 【農水・国交】地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備
- 【農水・国交】海岸の侵食対策
- 【農水・国交】海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進
- 【国交】TEC-FORCE等の派遣等の発災時の対応と人員・資機材等の充実・強化等

8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(推進方針)

- 石垣等も含む文化財の耐震対策や防火対策のほか、これらに必要な防災設備の整備等を進める。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。
- 都市部地方部問わず、コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を維持する、地域での共同活動等を平時から仕掛けていく。
- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を図る。
- 博物館（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブ化するなど、文化財の保護対策を進める。
- 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避するため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取組を進める。

(主要施策)

- 【文科】国指定等文化財の防災施設の整備
- 【環境】自然生態系の機能を活かした社会の強靱性の向上
- 【文科】民俗文化財の伝承・活用等
- 【農水】山村コミュニティによる森林整備・保全活動等の推進
- 【文科】博物館資料の保管環境整備の推進

8-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

(推進方針)

- 地籍調査の円滑化・迅速化を図るため、都市部における官民境界の先行調査や、山村部におけるリモートセンシングデータを活用した調査など地域の特性や技術の進展に応じた効率的手法の導入等を進めるとともに、「国土調査事業十箇年計画」（令和2年5月26日閣議決定）に基づき、今後災害が想定される地域において重点的に地籍調査を推進する。また、「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」及び「震災復興型登記所備付地図作成作業5か年計画（熊本県）」等に基づき、大都市、被災地等において重点的

に登記所備付地図を作成する。

- 全国に設置された電子基準点について、位置情報インフラとして安定的な運用ができるよう機能を強化するとともに、リアルタイムに地殻変動を捉え、地震や津波、火山災害等の対策に役立つ情報を提供する。また、電子基準点の安定的な運用のため、故障・停止を未然に防ぎ、機器更新等を実施する。
- 国・地方公共団体等が、被災状況を把握・整理する機能を維持するため、電子国土基本図などの基本的な地理空間情報や自然災害と地形の関係を表した全国活断層帯情報等の防災地理情報を継続して整備・更新・提供し、国民の防災意識向上のための地理教育に活用するとともに、国土地理院や国・地方公共団体等が整備したデジタルの測量成果を保管し、これらの統合的な検索・閲覧・入手を可能にする。
- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。また、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を進める。
- 所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続を合理化する特例制度や、一定期間の利用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする制度、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図るとともに、土地の適正な利用・管理に向けたマッチング・コーディネート等の機能を担うランドバンク等の地域連携に資する先進的な取組の支援により、復旧・復興のための用地確保の円滑化に資するようにする。さらに、相続による所有権移転等を登記に反映させる仕組みや、管理不全化を防止する等のために土地所有権を放棄することができる仕組みを創設する等の、民法・不動産登記法の改正に取り組む。
- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等の復興事前準備の取組を推進する。
- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知する。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて、大都市圏について近隣都道府県との広域連携を前提とした賃貸型応急住宅の迅速かつ効率的な供与のあり方を検討する。
- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、地方公共団体に対し、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておくことを促す。
- 自宅を失う者が大量発生しないよう、住宅の耐震化や、防災集団移転の促進等災害リスクの高い場所へ地域人口が集中している状態を解消していくための合理的な土地利用を促す方策を検討し、取組を進める。

(主要施策)

【法務・国交】災害後の円滑な復旧復興を確保するための地籍調査による地籍図の整備等の推進

【法務】登記所備付地図作成作業

【国交】安定的な位置情報インフラの提供のための GNSS 連続観測システム（電子基準点

網)の推進

- 【国交】防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備、活用、共有の推進
- 【国交】防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進
- 【経産】石油製品のサプライチェーンの維持・強化に向けたSS過疎地対策の推進
- 【法務・国交】所有者不明土地等対策の推進
- 【国交】復興事前準備の推進
- 【内閣府】被災者の住まいのあり方に関する検討
- 【農水】山村コミュニティによる森林整備・保全活動等の推進
- 【国交】水害に強い地域づくり（河川）

8-6) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

(推進方針)

- 大規模災害の発生による、我が国の貴重な自然環境・観光資源の喪失や、安全安心な社会・経済環境が失われないよう、最大限の備えを進めるとともに、災害発生時に、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路に配慮した初動対応が可能となるよう体制構築を推進する。また、各国の防災・復興を担う行政官及び地方のリーダーなどの人材育成への協力等により、国際社会とともに、災害に負けない強靱な社会の構築を進める。
- 平時から、大規模災害復興法の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を関係省庁及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う地方公共団体等の対応力向上を図る。
- 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理計画の策定や災害廃棄物の広域輸送に関する体制の構築を図る。また、将来の地場の産業の担い手育成や、地場産品の海外市場進出支援、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、復興ビジョンを平時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える。
- 大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関におけるBCPの策定及びその実効性の確保が必要であり、策定されたBCPの実効性の検証等を継続的に実施していく。
- 大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者のBCPの策定を促進する。成田空港の災害時の機能不全を想定し、空港BCPとの整合を確保しつつ、物流業者間の連携を強化する。
- 中小企業強靱化法に基づく事業継続力強化計画等の策定を個別支援（ハンズオン支援）するとともに、認定を受けた計画に記載された取組を金融・税制等で支援することにより、中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策を促進する。

(主要施策)

- 【国交】道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供
- 【国交】外国人旅行者に対するウェブサイト等での災害情報の発信
- 【内閣府】防災計画の充実のための取組推進
- 【内閣府】円滑な復旧・復興に向けた取組の強化
- 【金融】金融機関におけるBCPの策定・実効性の検証、非常時参集要員体制の整備
- 【内閣府】災害対応業務標準化の推進

- 【国交】 海上輸送の大量輸送特性を活かした災害廃棄物の広域処理体制の構築
- 【国交】 物流事業者における災害対応力の強化

第3章 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の進捗管理

3か年緊急対策に関しては、進捗状況のフォローアップを定期的に行い、その結果を公表するものとされていることを受けて、年次計画において、3か年緊急対策の進捗状況を、関係府省庁からの報告に基づき以下のとおり取りまとめた。

1 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の進捗状況（事業費ベース）

3か年緊急対策全体でおおむね7兆円程度の事業規模（財政投融资の活用や民間事業者等による事業を含む）を目途としていたところ、現地状況の詳細確認等の精査の結果、現時点では約6.8兆円の事業規模となる。3年目となる令和2年度までにこうした事業規模を確保することとしており、おおむね順調に進捗している状況である

区分	事業規模 ＜当初想定＞	事業規模 ＜令和2年度時点＞
防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策	おおむね 7 兆円	約6.8兆円
I. 防災のための重要インフラ等の機能維持	おおむね3.5兆円	約3.4兆円
（1）大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化	おおむね2.8兆円	約2.8兆円
（2）救助・救急、医療活動等の災害対応力の確保	おおむね0.5兆円	約0.5兆円
（3）避難行動に必要な情報等の確保	おおむね0.2兆円	約0.1兆円
II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持	おおむね3.5兆円	約3.5兆円
（1）電力等エネルギー供給の確保	おおむね0.3兆円	約0.3兆円
（2）食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保	おおむね1.1兆円	約1.1兆円
（3）陸海空の交通ネットワークの確保	おおむね2.0兆円	約2.0兆円
（4）生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保	おおむね0.02兆円	約0.03兆円

※ 四捨五入の関係で合計が合わないところがある

2 160項目の緊急対策の進捗状況

160項目の緊急対策の進捗状況については、以下のとおりである。（項目ごとの実施概要、実施箇所数等の詳細は（別紙3）のとおり。）

	3か年緊急対策 閣議決定時点	年次計画2020 策定時点
令和元年度までで目標達成	25項目	29項目
令和2年度で目標達成予定	133項目	123項目
期間未定（精査中）	2項目	—
令和3年度以降に目標達成予定	—	8項目

3か年緊急対策として、令和2年度末までに所定の目標を達成する予定の緊急対策は152項目、令和3年度以降に目標達成予定が8項目となっており、全体としては、おおむね施策目標の達成が見込まれる。

なお、令和3年度以降に目標達成予定の8項目の緊急対策については、関連する他の計画との調整を踏まえた事業計画変更、地方単独事業等における地方自治体の財源確保、施設設置者の財源確保、契約不調等のため、一部の内容について令和3年度以降の完了見込みとなっている。これら緊急対策については、関係府省庁において速やかな目標達成に努める。

3 昨年の災害時に効果を発揮した事例

<水災害の防止>

河道掘削による河川の水位低下、砂防堰堤の整備による土石流の捕捉、道路排水構造物の補修等による冠水防止等の効果が確認された。

- ・全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（河道等）
- ・全国の中小河川における土砂・洪水氾濫等の危険性に関する緊急対策
- ・道路の排水施設等に関する緊急対策

<重要インフラの機能維持>

海岸護岸や消波ブロックの整備による高潮・高波による浸水被害の防止、ため池改修による決壊防止、治山施設の設置や流木の恐れのある危険木の伐採による山腹の保全、防潮工による海岸防災林の保全、強風用固定衛星アンテナへの交換等による固定衛星通信設備の機能維持、電動車による避難所や老人ホーム等への給電、農業水利施設の整備による排水・用水供給能力の確保、移動携帯電話基地局の配備による不通エリアの解消、航路標識の倒壊防止等の効果が確認された。

- ・全国の海岸堤防等の高潮等に対する緊急対策
- ・ため池に関する緊急対策
- ・国土強靱化緊急森林対策（治山施設）
- ・国土強靱化緊急森林対策（海岸防災林）
- ・国土強靱化緊急森林対策（流木対策）
- ・国土強靱化緊急森林対策（森林整備対策）
- ・固定衛星通信設備等に関する緊急対策
- ・電力インフラの強靱化に関する緊急対策
- ・農業水利施設に関する緊急対策
- ・全国の航路標識に関する緊急対策（海水浸入防止対策等）
- ・携帯電話基地局に関する緊急対策

<監視・観測、情報発信の維持>

河川監視カメラの夜間監視対応によるリアルタイムな出水状況の把握、全国50水系の水害リスクラインの公表による地先ごとの氾濫切迫性の見える化、土砂災害発生への恐れがある地域の絞り込みによる地方自治体の避難勧告発令判断の支援、气象台やレーダー・波浪計・津波観測施設の機能バックアップ等の効果が確認された。

- ・全国の水文観測・監視施設の緊急対策
- ・河川情報の提供方法・手段等に関する緊急対策
- ・土砂災害対策のためのソフト対策に関する緊急対策
- ・気象・地震等観測施設の継続性確保に関する緊急対策
- ・気象業務を維持するための拠点施設の継続性確保に関する緊急対策

<救助・救援能力の確保>

必要な資機材の確保による自衛隊や警察、消防による救助・救援能力の維持等の効果が確認された。

- ・ 自衛隊の防災関係資機材等に関する緊急対策
- ・ 警察における災害対策に必要な資機材に関する緊急対策
- ・ 警察用航空機等に関する緊急対策
- ・ 警察情報通信設備・機器の整備等に関する緊急対策
- ・ 地域防災力の中核を担う消防団に関する緊急対策
- ・ 災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の災害対応機能確保に関する緊急対策
- ・ 災害対策用衛星携帯電話に係る緊急対策

＜円滑かつ確実な避難の確保＞

主要交差点における信号機の滅灯防止、矯正施設の避難所としての機能の確保などの効果が確認された。

- ・ 矯正施設監視システム設備等の機能確保に関する緊急対策
- ・ 信号機電源付加装置の更新・整備に関する緊急対策

<水災害の防止>

河川 全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策(河道等) 国土強靱化

◎対策の効果事例

概要:平成30年7月豪雨を踏まえ、樹木繁茂・土砂堆積及び橋梁等による洪水氾濫の危険所等の緊急点検を行い、流下阻害や局所洗掘等によって、洪水氾濫による著しい被害が生ずる等の河川約2,340河川について、樹木伐採・掘削及び橋梁架替等の緊急対策を実施する。

府省庁名:国土交通省

洪水氾濫等に対応した樹木伐採・掘削等を実施

- 阿賀野川流域では、令和元年東日本台風により、令和元年10月12日昼前から13日未明にかけて広い範囲で強い降雨があり、多いところで降り始めからの総雨量が530mmに達し、満願寺水位観測所において氾濫危険水位(8.30m)を0.54m超過する出水となった。
- 周辺では洪水を流下させる断面が不足しているため、平成24年度より河道掘削・樹木伐採を実施してきており、更に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により河道掘削等を推進し、今回の出水では、これまでの整備によって羽越線橋りょう部において約14cmの水位低下効果を発揮した。



砂防

全国の中小河川における土砂・洪水氾濫等の危険性に関する緊急対策

国土強靱化

◎対策の効果事例

概要:平成30年7月豪雨を踏まえ、緊急的に土砂・洪水氾濫等対策が必要な箇所や砂防関係施設の施設配置計画等の緊急点検を行い、土砂・洪水氾濫等の発生リスクが高く、緊急性の高い約410箇所(砂防)・約20河川(河川)について、流域における土砂・洪水氾濫に対応した砂防関係施設の施設配置計画の策定や砂防堰堤・遊砂地等の整備、河道断面の拡大等の緊急対策を実施する。

府省庁名:国土交通省

流域における土砂・洪水氾濫に対応した砂防関係施設の施設配置計画の策定や砂防堰堤・遊砂地等の整備、河道断面の拡大等

箇所:約410箇所(砂防)・約20河川(河川)
土砂・洪水氾濫等の発生リスクが高く、重要性(多数の家屋や重要な施設などの保全対象)、災害履歴、施設整備状況の観点から緊急性の高い箇所

期間:2020年度まで

実施主体:国、都道府県

内容:流域における土砂・洪水氾濫に対応した砂防関係施設の施設配置計画の策定や砂防堰堤・遊砂地等の整備、河道断面の拡大等を実施

達成目標:
土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い箇所において人命への著しい被害を防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の対策を概ね完了



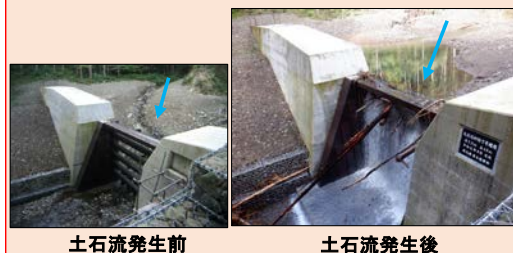
河道断面の拡大イメージ



遊砂地の整備イメージ

○効果事例

- ・群馬県吾妻郡東吾妻町岩下地区では、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策により、砂防堰堤の整備をすすめ、令和元年9月に完成
- ・令和元年東日本台風の降雨により発生した土石流約1,300m³を捕捉し、下流の人家14戸、公共施設(病院、公民館等)への被害を未然に防止



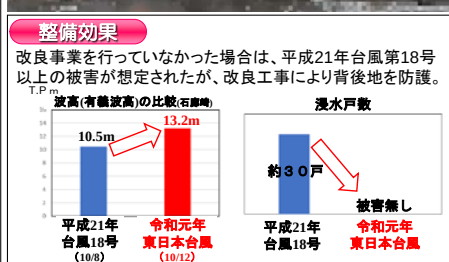
◎対策の効果事例

概要：緊急点検の結果を踏まえ、ゼロメートル地帯または重要な背後地を抱え、堤防高や消波機能等が不足する海岸のうち、堤防等の高さまたは消波機能等が不足し、早期に対策の効果があげられる緊急性の高い箇所において、高潮・津波対策等の緊急対策を実施する。

府省庁名：農林水産省、国土交通省

海岸堤防等の緊急対策

- 葉山海岸では、平成21年の台風第18号による高波被害（浸水戸数約30戸等）を踏まえ、護岸改良及び消波ブロック設置等の対策を実施。
- 平成30年度より「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として対策を加速し、令和元年度に概成。
- 令和元年東日本台風では、平成21年台風第18号を上回る波高を観測したものの、整備された施設により背後地を防護。



◎対策の効果事例

概要：平成30年7月豪雨等により山地災害が多発していることを踏まえ、山地災害危険地区等の荒廃状況、既存施設の健全度の緊急点検を行い、緊急的に対策が必要な山地災害危険地区等において、治山施設の設置等により、荒廃山地の復旧・予防対策を実施する。

府省庁名：農林水産省

治山施設の設置等

箇所：広島県神石高原町

荒廃山地
大量の土砂が下流域に流出



- ・台風に伴う豪雨により、表層崩壊が発生し重要な生活道路を寸断。
- ・次期降雨等による拡大崩壊や更なる土砂の流出により、下流域にも被害を及ぼす危険性が高く、緊急的な復旧が必要。

治山施設の設置による
荒廃山地の復旧



- ・治山施設の設置により、令和元年9月に山腹の復旧を完了。
- ・山腹の復旧により、その後の豪雨等による被害発生を防止し、安全な交通を確保することで、地域住民の生活環境を向上。

◎対策の効果事例

概要：平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の主要な携帯電話基地局を対象に、予備電源の整備状況等の緊急点検を行い、被害状況の把握から応急復旧の初動対応等に課題があったため、迅速な応急復旧のための体制整備を行う。また、通信事業者において、応急復旧手段である車載型基地局等の増設を実施する。

府省庁名：総務省

車載型基地局等の増設

内容：大規模災害時に主要基地局の機能維持が難しいおそれが高い応急復旧対策拠点※1に配備する車載型基地局等を増強することで管轄下のサービスエリア支障を防止。

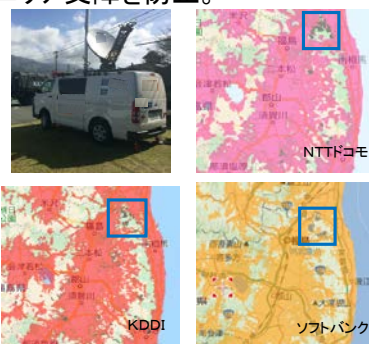
※1 停電した携帯電話基地局の応急復旧のため、車載型基地局、可搬型伝送路設備、移動式電源設備等を保有する拠点

令和元年度までの実施箇所数：150台※2

※2 見込みの箇所数を記載しており、実際の箇所数は今後変わらう

対策効果発現状況：令和元年東日本台風の影響で、停電及び回線断が生じ、携帯電話基地局の多くが停波したが、本件対策により増配した車載型基地局等の運用により、役場や避難所を中心とした重要拠点を含む支障エリアの解消に貢献した。

実施主体：通信事業者



車載型基地局（左上）と令和元年東日本台風による被害最大時の携帯電話3社のエリア支障
※：図中の青枠は、実際に車載型基地局等を配備した丸森町の役場・避難所付近におけるエリア支障箇所を示したもの

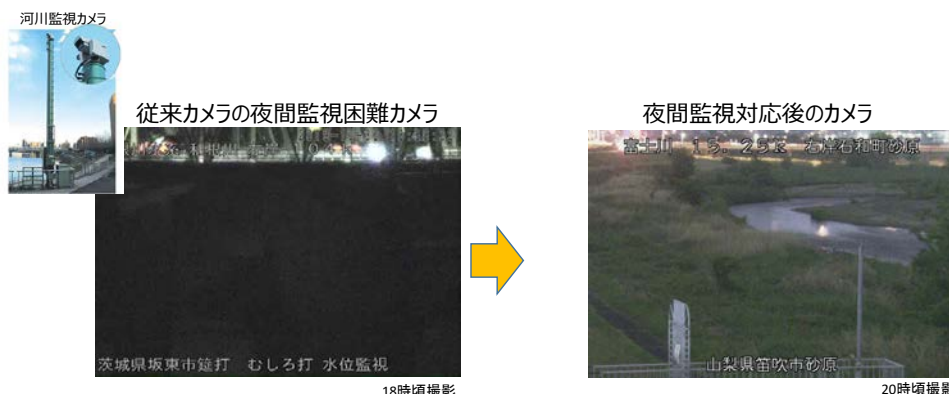
<監視・観測、情報発信の維持>

◎対策の効果事例

概要：平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の河川の水文観測・監視施設等を対象に観測・通信機能の安全性等の緊急点検を行い、浸水や停電により連続的な観測・監視ができなくなる恐れのある水文観測所約1,100箇所、河川監視カメラ約500箇所等について、浸水・停電対策を実施する。

府省庁名：国土交通省

監視施設、庁舎等



河川監視カメラの夜間監視対応により、令和元年東日本台風等で夜間に発生した出水状況をリアルタイムに把握。

◎対策の効果事例

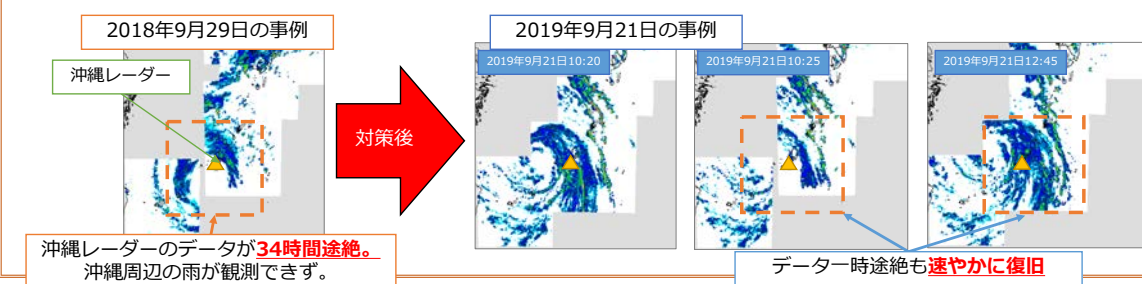
概要：平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、気象・地震等の観測施設を対象に、災害時の継続性に係る緊急点検を行い、大規模災害時や停電時等に観測データの収集に支障が生じ、気象・地震等の監視・予測に大きな影響を及ぼすおそれのある施設が約1,300カ所判明したため、これら施設について機能強化や非常時の電源・通信設備等の整備を実施する。

府省庁名：国土交通省

電源・通信等の強化

台風や集中豪雨を監視する**気象レーダー**は、山岳等に配置され、地上の通信回線が脆弱であることが判明したことから、3か年緊急対策として**非常時のバックアップ回線を整備**した。

対策後、沖縄レーダーにおいて、**台風第17号の襲来中に通信回線の異常が発生**したが、バックアップ回線により**速やかに復旧**し、防災気象情報発表に係る影響を最低限に抑えることができた。



<救助・救援能力の確保>

◎対策の効果事例

概要：平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、警察情報通信設備・機器等の整備状況等の緊急点検を行い、設備・機器の更新・増強の必要性が認められた全47都道府県警察及び各地方機関について、災害対応能力が強化された無線システムへの更新等の緊急対策を実施する。

府省庁名：警察庁

警察無線通信システム等の更新

箇所：全47都道府県警察及び各地方機関
期間：2020年度まで
実施主体：国

対策効果：「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」において更新整備することとしている警察移動無線通信システム等については、順次整備が実施されているところであるが、運用中の同様のシステムについては、例えば、次の効果が上がっている。

- 令和元年東日本台風の際、電気通信事業者の回線が不通となる中、警察移動無線通信システムにより、警察活動に必要な通信手段を確保できた。



警察移動無線通信システム



映像伝送用資機材等の更新、増強

箇所：全47都道府県警察及び各地方機関
期間：2020年度まで
実施主体：国

対策効果：「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」において更新整備することとしている映像伝送用資機材等は、各都道府県警察及び各地方機関に順次配備されており、例えば、次の効果が上がっている。

- 令和元年東日本台風の際、「映像伝送用資機材」を活用し、被災状況や警察部隊の活動状況等の映像を警察本部等にリアルタイムで伝送した。

映像伝送用資機材等

令和元年東日本台風における映像伝送状況（宮城県）



◎対策の効果事例

概要 要:平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の信号機電源付加装置の整備・保守状況等の緊急点検を行い、各都道府県の主要幹線道路や災害応急対策の拠点に連絡する道路等における信号機の減灯対策を推進するに当たり、優先して対策を行う必要性が認められた箇所について、約1,000台の信号機電源付加装置を更新・整備する緊急対策を実施する。

府省庁名:警察庁

信号機電源付加装置の更新・整備

箇所 所:信号機電源付加装置約1,000台の更新・整備

期 間:2020年度まで

実施主体:国、都道府県

対策効果:「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」において整備することとしている信号機電源付加装置につ

いては、各都道府県警察に順次整備されており、例えば、次の効果が上がっている。

- 台風第17号の際、停電地域において、新たに設置された信号機電源付加装置が起動したことで、主要交差点における信号機の減灯を防止した。

(宮崎県警察)



減灯した信号交差点



(別紙 1) 分野別施策一覧

1. 行政機能／警察・消防等／防災教育等

施策名称	令和2年度に実施すべき事項	該当プログラム
【内閣官房】地方創生に資すると考えられる政府関係機関の地方移転	政府関係機関移転基本方針に基づき、文化庁については、テレビ会議システム等を活用しながら京都・東京の分館組織における業務の試行・改善等を進めつつ機能強化を図るとともに、職員の住環境の確保や家族に対する教育・保育等を含めた福利厚生への適切な配慮等、円滑な移転に向けた準備を着実に進める。消費者庁については、2020年度に徳島県における恒常的拠点として「消費者庁新未来創造戦略本部」を発足させ、モデルプロジェクト・政策研究等の推進により、消費者行政を更に進化させるとともに地方創生への貢献も目指す。研究機関・研修機関等については、それぞれの取組について、関係者間（国・地方の産学官）で共同して作成した具体的な展開を明確にした5年程度の年次プランに基づき、取組を行う。	3-2)
【内閣府】SIP 国家レジリエンス（防災・減災）の強化	＜避難・緊急活動支援統合システムの開発＞ 自然災害観測網に加えて、災害時の社会動態を観測することで、緊急対応や避難誘導等に有益な情報を抽出する社会動態把握技術を開発し、併せて通信途絶領域においても即時に情報を伝達する技術を開発することで、政府の緊急対応の充実に図るとともに、自治体及び国民一人ひとりに、避難に必要な災害情報や必要な物資を提供し、ライフライン等の復旧や災害時保健医療の効率化を実現するため、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風の被災者で得られた情報をもとにシステムのプロトタイプ版の開発構築等を行う。 ＜市町村災害対応統合システムの開発＞ 市町村の適切な避難勧告・指示や緊急活動の優先順位付け等の判断を支援するため、最先端のAI、IoT技術と既存技術を融合し、避難勧告等の発令に必要な情報を地区・校区等の小エリアで、かつ短時間で提供するとともに、発令情報が自動配信されるシステムの開発に向けて、システムのプロトタイプの開発構築等を行う。 ＜被災地支援のためのSIP4Dを活用した災害情報リアルタイム共有促進技術開発＞ 基盤的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）と都道府県災害情報システムとの接続による情報共有自動化のための技術開発と実証を行い、SIP4Dを通じて迅速な情報共有のための体制づくりを進める。	1-3) 1-4) 1-5) 1-6) 2-1) 2-2) 2-3) 2-5) 2-7) 3-3) 4-1) 4-3) 5-1) 5-5) 5-9) 6-4) 6-5) 7-1) 7-4) 8-3) 8-5)
【内閣府】立川・有明の丘・東扇島施設の適切な維持管理の実施	首都圏で大規模災害が発生した際には、災害対策本部等を設置して広域的な災害応急対策を推進するため、災害対策本部予備施設（立川）及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘・東扇島）の改修・維持管理を行う。	3-2)
【内閣府】現地対策本部設置のための官庁施設の整備	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生時の宮城県及び岩手県における現地対策本部設置候補場所である盛岡第2合同庁舎の改修設計を行う。	3-2)
【内閣府】円滑な復旧・復興に向けた取組の強化	平成29年九州北部豪雨、平成30年7月豪雨等による災害で講じられた施策の事例を収集し、事例集やハンドブックについて、改訂を行う。また、地方公共団体等において事例集等が有効に活用されるよう周知等を行う。	3-3) 8-2) 8-6)
【内閣府】防災に関する知識及び技術の普及	阪神・淡路大震災を始めとした国内外の地震災害の経験や教訓などに関する震災関連資料の収集・展示並びに地震防災の調査研究及び専門家の育成等の事業を行う特定地震防災対策施設の運営費を補助することにより、大震災の経験を語り継ぎその教訓を未来に活かすために、防災の重要性の市民への普及啓発、実践的な防災研究、災害対応の現地支援やネットワークの形成等を通じて、地域防災力の向上を図る。	3-3) 8-2)

【内閣府】総合防災訓練大綱に基づく総合防災訓練の実施	令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風に係る災害を含む既往の災害対応等を踏まえ、民間企業等と連携した各種防災訓練の実施等により、防災関係機関の機能確認、相互の協力の円滑化、防災計画等の課題を発見し継続的な改善、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上、各防災担当者の日常の取組について改善を図る。	1-3) 2-3) 3-2) 3-3) 5-2)
【内閣府】国と地方の防災を担う人材の育成	「自然災害に迅速・的確に対応できる人材」や「国・地方のネットワークを形成する人材」の育成を図るために、地方公共団体や指定公共機関等の職員に対し、内閣府防災でのOJT研修及び「有明の丘基幹的広域防災拠点施設」における研修を実施する。OJT研修については広く参加を呼びかけ、有明の丘研修は定員の拡大を検討するとともに、毎年度災害が発生し検証等も行われていることから、これら最新の知見も含め学習方法、内容の改善を行い学習効果を向上させる。また、令和元年房総半島台風・令和元年東日本台風をはじめとした一連の災害に係る検証（中間とりまとめ）を踏まえ、自治体（主に市町村）の危機管理・防災責任者を対象に、初動対応や災害対応の各フェーズで必要となる知識・技術を付与するための研修の実施を検討する。	2-7) 3-3) 8-1)
【内閣府】大規模地震対策の推進	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震で想定される地震動・津波の設定及びこの地震動等による被害想定・対策検討の検討・とりまとめを行う。 相模トラフ地震における長周期地震断層モデルの構築及び長周期地震動による超高層建築物の構造躯体への影響評価の検討・とりまとめを行う。 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応に関する実効性のある仕組みづくりを実施する。	1-1)
【内閣府】大規模地震における津波対策の推進	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震で想定される地震動・津波の設定及びこの地震動等による被害想定・対策の検討・とりまとめを行う。 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応に関する実効性のある仕組みづくりを実施する。	1-3)
【内閣府】土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進	大規模・広域避難について、広域避難体制の整備、避難の実効性確保に向けて引き続き検討を行う。 「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」での検討を踏まえ、災害リスクととるべき行動の理解促進（平時の対応）、わかりやすい防災情報の提供（災害時の対応）、高齢者等の避難の実効性の確保、大規模広域避難の実効性の確保について出水期までに行う取組の確実な実施、来年度以降も含め中長期的に行う取組についての推進を行う。 「火山防災対策推進ワーキンググループ」の最終報告（平成27年3月とりまとめ）、平成27年に改正された活火山法の内容を踏まえ、各種対策を推進する。 各火山地域における警戒避難体制の整備を促進するため、火山防災エクスパートの派遣、火山防災協議会等連絡・連携会議の開催、指針・手引等を用いた研修の開催等の取組を実施する。 突発噴火時の緊急避難対策を推進するため、集客施設等における避難確保計画作成を支援する。 「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、関係省庁等による具体的な対策の検討を行う。	1-3) 1-4) 1-5)
【内閣府】火山災害対策の推進	「火山防災対策推進ワーキンググループ」の最終報告（平成27年3月とりまとめ）、平成27年に改正された活火山法の内容を踏まえ、各種対策を推進する。 各火山地域における警戒避難体制の整備を促進するため、火山防災エクスパートの派遣、火山防災協議会等連絡・連携会議の開催、指針・手引等を用いた研修の開催等の取組を実施する。 突発噴火時の緊急避難対策を推進するため、集客施設等における避難確保計画作成を支援する。 「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、関係省庁等による具体的な対策の検討を行う。	1-5)
【内閣府】被災者台帳の整備・推進	災害発生時に市町村において被災者台帳を迅速に作成し効率的に活用できるよう、マイナナンバーの積極的な利用も含め助言等に取り組む。	2-7) 3-3)
【内閣府】国際防災協力の推進	各種国際会議等において我が国の「山台防災枠組」の取組や過去の災害から得られた知見などを共有するとともに、アジア防災センター等を通じて地域内防災協力により、国際防災協力を積極的に推進し、同枠組の普及・定着に努める。	2-3)
【内閣府】地域防災力の向上推進	災害時の行動における地区防災計画の効果検証を行うとともに、地方公共団体や地域住民等に対する研修を実施する。さらに、有識者とともに、全国に共通する課題をテーマに、その課題解決に資する共助のあり方を検討する。	1-1) 1-2) 1-3) 1-4) 1-5) 1-6) 2-1) 2-3) 2-5) 2-7) 3-3) 7-1) 8-4)

【内閣府】防災ボランティアの連携促進推進	被災者一人ひとりに寄り添った支援を円滑に行うため、行政・災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）・NPO 等の三者の連携体制を構築・強化する。 平時・発災時に連携して行うべき事項を特定し、連携して行う作業の手順等を整理するなど、三者連携体制構築・強化のためのガイドラインを作成する。 三者連携の体制がない都道府県がいまだ12 団体あるところ、上記ガイドラインを踏まえて、自治体と協働して、三者連携体制構築・強化のための研修会や訓練などを加加速度的に実施するほか、市町村域の連携モデルや広域連携モデルとなる連携体制構築モデル事業を実施する。 三者連携の基礎が一定程度ある自治体に対し、連携のコーディネーター「中核人材」として必要なスキル（被災者支援法体系、三者連携ファシリテーション、三者連携体の組織マネジメント等）を集中的に学ぶための研修を実施する。 行政・ボランティア・NPO 等間の意見交換や取組発表の場を設け、ボランティアの裾野拡大を推進する。特に、福祉、教育、まちづくり系の分野の巻き込みを図る。	2-3)
【内閣府】実践的な防災行動定着のための国民運動の推進	「第 36 回防災ポスターコンクール」を実施する。防災に関するポータルサイト TEAM 防災ジャパンによる情報発信を行う。多様な主体が一堂に会する総合防災イベント「防災推進国民大会 2020」を開催する。津波防災に関する普及啓発活動を実施する。	2-3)
【内閣府】災害種別図記号による避難対策等の推進	2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に向け、JIS 化した避難場所に誘導するための図記号の国民周知、自治体への標識整備への啓発を行う。 (注) 令和 2 年 3 月 30 日に、東京オリンピックは令和 3 年 7 月 23 日から 8 月 8 日に、東京パラリンピックは同年 8 月 24 日から 9 月 5 日に開催されることが決定された。	1-2) 1-3) 1-4) 1-5) 1-6)
【内閣府】代替庁舎あわせ先確保の検討	北海道等の合同庁舎へ代替庁舎あわせ先協定の説明を行い、協力を依頼し、令和 2 年度での全地域確保をめざす。	3-2)
【内閣府】防災計画の充実のための取組推進	防災基本計画については、関係機関からのニーズを踏まえた改善策の検討・実施等により、防災計画全体の実効性の向上を図る。 首都直下地震において大きな被害が想定される地方公共団体において、地方緊急対策実施計画の策定が可能となるよう重点的に支援を実施する。 南海トラフ地震において大きな被害が想定される地方公共団体と、全ての指定行政機関及び指定公共機関において、南海トラフ地震防災対策推進計画の作成が促進されるよう重点的に支援を実施する。	8-6)
【各府省庁】各府省庁における代替庁舎の確保	各府省庁は代替庁舎を確保し、各府省庁の業務継続計画において代替庁舎の場所、代替庁舎に移転して実施する非常時優先業務、代替庁舎における執行体制、執務環境等について定める。内閣府は、各府省庁の代替庁舎における執行体制、執務環境等の確保を促すとともに、各府省庁における複数箇所の代替庁舎の確保に関する調整を行う。	3-2)
【各府省庁】各府省庁における庁舎の耐震安全化等	各府省庁は、中央省庁の庁舎の耐震安全性を確保し、非常時優先業務の内容に応じて要求される施設機能を確保するための対策を講ずるとともに、庁舎内の什物の固定、天井等の非構造部材の耐震化等の措置を講じ、内閣府はこれを促す。	3-2)
【各府省庁】各府省庁における通信・情報システムの冗長性の確保	内閣府は、首都直下地震発生時に中央省庁の庁舎において、通信・情報システムが安定的に稼働し、又は早期の復旧が図られるよう電気通信事業者との間で協力体制の充実に図るとともに、各府省庁は、専用回線、衛星携帯電話等の複数の通信手段の確保、通信網の冗長化等の措置を講ずるとともに、「情報システム運用継続計画」を作成し、非常時優先業務及び管理事務に係る情報システムについて、必要により相互に連携協力して、平常時の情報システム設置拠点と同時被災しないことが想定される場所にバックアップシステムを確保する等の措置を講ずる。	3-2)

【各府省庁】各府省庁における非常用発電等による電力の確保	各府省庁の非常用発電施設について、首都直下地震発生時に、非常時優先業務等を1週間程度継続させるために必要な燃料を確保するための方策を検討するとともに、内閣府は各府省庁における設備整備等の対応を促す。	3-2) 8-6)
【各府省庁】各府省庁における食料等の物資の備蓄	各府省庁は、首都直下地震発生時に職員が非常時優先業務又は管理事務を実施するために必要な食料等の物資を、参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員等の3日分程度備蓄し、内閣府はこれを促す。	3-2)
【内閣府】各府省庁の業務継続計画の評価	有識者等による評価を実施し、省庁業務継続計画の実効性向上を図る。	3-2)
【内閣府】南海トラフ地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域における地方公共団体の業務継続計画の策定	平成27年度に策定(改定)したガイドや手引きを活用し、地方公共団体の業務継続体制の確保に向けて、業務継続計画の作成等の促進を図る。	2-3) 3-3)
【内閣府】災害対応業務標準化の推進	<災害応急対策> 首都直下地震時における救援航空機等の安全対策マニュアルの実効性を高めるため、検討を継続するとともに、訓練等を計画する。 大規模地震・津波災害応急対策対処方針、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画及び首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画を改定する。 南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応について、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画への反映を見据えた検討を実施し、計画を改定する。 <災害情報ハブ等> 災害情報ハブ推進チームにおいて情報共有のルール等を検討するとともに、その他災害対応の標準化の推進に資する調査・検討を行う。 ISUT がより効果的に活動できるよう、災害対応に必要な地図情報のリスト、地図の活用例や地図作成のための標準的な手順等を整理した「ISUT 活用モデル」を作成し、地方公共団体に周知する。	2-3) 3-2) 3-3) 8-3) 8-6)
【内閣府】地方公共団体における災害時受援体制の構築の推進	平成29年に策定した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を活用し、研修会等を実施する等、地方公共団体の災害時受援体制の構築の促進を図る。	3-3) 8-6)
【金融】金融庁における災害時の金融機関等への金融上の措置の要請	甚大な災害が発生した場合には、応急資金への応需等の金融の円滑を図るため、金融機関に対する金融上の措置の要請を適時的確に実施する。	5-7)
【金融】金融庁における国内外への情報発信	災害等緊急時の対応について記載している「記者会見等実施マニュアル」や「ウェブサイト更新マニュアル」について、定期的に見直しを行い、必要に応じて追記・修正を行い、いつ災害等の緊急事態が発生しても対応できるよう常日頃から態勢整備を行っている。	8-6)
【金融】金融庁における自家発電機の燃料の確保、定期的なメンテナンスの実施	災害時に備え、今後も燃料の確保・定期的なメンテナンスを継続していく。	3-2) 5-7)

【金融】金融庁における通信手段の多様化	通信手段の多様化は達成できているため、今後の対応の必要性は特段ないものの、既存の通信手段より優れた通信手段が実用化された場合には、コスト面を考慮した上で積極的に採用する。	3-2) 5-7)
【金融】金融庁における防災訓練等の実施	金融庁防災訓練を実施し、金融庁 BCP の見直しを検討するとともに、政府図上訓練に参加して、関係省庁間での連携を図る。	3-2) 5-7)
【総務】消防防災施設の整備	大規模災害による被害を最小限に抑えることや救急需要に迅速・的確に対応すること等により、住民生活の安心・安全を確保するため、地方公共団体のニーズも踏まえながら、補助金を活用した施設の整備を重点的に推進していく。 消防庁舎における業務継続性を確保するために、各種機会を捉えて緊急防災・減災事業債等も活用した非常用電源の設置を呼びかけていく。	1-1) 1-2) 1-3) 1-4) 1-5) 1-6) 2-3) 7-1)
【総務】常備消防力の強化	広域化推進期限である令和 6 年 4 月 1 日の広域化実施に向け、財政支援や先進事例等の情報提供をするとともに、消防広域化推進アドバイザー制度等の活用により、広域化を推進するに当たっての諸課題への個別具体の相談に積極的に対応していく。 都道府県計画に基づき、各地域で広域化の実現に向けて取り組んでいけるよう、消防の広域化及び消防の連携・協力モデル構築事業により一層の支援を行う。	1-1) 1-2) 1-3) 1-4) 1-5) 1-6) 2-2) 2-3) 2-6) 2-7) 5-3) 7-1) 7-2)
【総務】火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策等の推進	火災予防及び火災時の被害軽減については、①違反是正の推進、②シンポジウム、キャンペーン等による住宅防火対策の推進、③火災予防の実効性向上及び規制の適切な運用、④再現実験映像の制作等による製品火災対策の推進等による火災予防及び火災時の被害軽減の取組を実施する。 危険物事故、石油コンビナート事故の防止、被害軽減については、①関係業界団体の講演会における説明又は意見交換会における情報交換等による災害発生時の危険物施設の事故防止対策、②事故情報等の関係機関等への提供及び関係業界団体が作成した自主行動計画を継続的にフォローアップすることによる事業者に対する保安向上への取組を推進する。	1-2) 5-1) 5-2) 7-1)
【総務】石油コンビナート事業者の応急対応力、関係機関との連携の強化	総務省消防庁のホームページや石油コンビナート等災害防止 3 省共同運営サイト等において、「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要（令和元年中）」を公表し、関係機関に情報提供を行う。	5-2) 5-3) 6-1) 7-2)
【総務】石油コンビナート等防災計画の実効性の担保	関係都道府県に設置されている防災本部が見直しを行った石油コンビナート等防災計画について、訓練や関係機関間の連携強化を通じ、当該計画の実行性を担保する取組の実施を促す。	5-2) 5-3) 6-1) 7-2)
【総務】地方公共団体の組織体制の強化・危機対応能力の向上	地方公共団体の首長及び危機管理担当職員に対し、直近の災害事例やそこから得られた知見等を適宜内容に反映させながら、研修を実施する。 市町村における業務継続性の確保を推進するため、災害時の応援受入（受援）計画の策定等を支援する。 小規模市町村における災害対応能力向上のため、全庁的な災害対応に係る実践的な訓練を実施するとともに、手引きを作成する。	1-1) 1-2) 1-3) 1-4) 1-5) 1-6) 7-1)
【総務】消防庁舎の耐震化	消防庁舎における業務継続性確保のための耐震化に係る技術的助言等を行うほか、各種機会を捉えて緊急防災・減災事業債等も活用した取組を呼びかけ、耐震率の向上を図る。	2-3) 3-3) 6-4)
【総務】防災拠点となる公共施設等の耐震化	防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る技術的助言等を行うほか、各種機会を捉えて緊急防災・減災事業債等も活用した取組を呼びかけ、耐震率の向上を図る。	3-3) 6-4)
【総務】Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化等による情報伝達体制の強化	次年度実施する多重化状況調査において、多重化を行う予定がない旨回答した市町村を訪問するなどして、他の情報伝達手段との連携を働きかける。 また、Jアラートの機能強化に向け、システム改修を行う。	1-2) 1-3) 1-4) 1-5) 1-6) 4-3) 7-4)

【総務】消防団を中核とした地域防災力の充実強化	将来の人口見通し等を踏まえ、消防団員数や装備の改善など、定量的な数値目標を含む消防団の中期的な計画の策定を支援すること、地域防災力の充実強化に向けた地域での議論の促進を図る。 また、訓練の実施等を通じて消防団の災害対応能力の向上を図るため、救助用資機材等を搭載した消防ポンプ自動車等を無償で消防団に貸し付ける事業を実施するとともに、令和元年度に補助対象資機材を拡充したことを踏まえ、市町村が消防団向けに救助用資機材等を整備する事業に対する支援を実施する。 さらに、消防団への加入を促進するため、ポスターやリーフレット、雑誌・広告等を活用した広報活動を実施するほか、都道府県や市町村が、地域の企業や大学等と連携し、事業所の従業員や大学の学生が入団することを前提に、新規分団の設立や事業所と地方公共団体が連携して実施する訓練等に係る費用を支援することで、女性・若者等の消防団への加入促進を図る。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-5)2-7)7-1)8-4)
【総務】緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化	浸水地域や土砂崩落現場で効果的な消防活動を行うため、津波・大規模風水害対策車、重機及び重機搬送車、高機能救命ボート等を中心に編成する土砂・風水害機動支援部隊を配備する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-2)2-3)3-3)5-3)6-1)7-1)7-2)
【総務】消防庁の災害対応能力の強化	これまでの訓練や実災害での課題を踏まえ、継続的に訓練を実施する。 次世代の衛星通信システムに係るモデル事業を実施するとともに、市町村・消防本部に対して衛星通信回線等を用いた非常通信手段の確保を働きかける。	3-2)4-1)
【総務】住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・多様化の推進	アドバイザーを市町村に派遣し、各市町村や都道府県の職員に対して、助言を行う。特に防災行政無線等や戸別受信機等の未整備団体については情報伝達手段の多重化・多様化を促進するよう、地域の実情に応じた助言を行う。また、豪雨災害時に速やかに避難することが求められる地域において、避難勧告等の情報が届きにくい高齢者世帯等への確実な情報伝達に課題がある市町村については戸別受信機等の配備を促す必要があるため、戸別受信機の現在の配備数が少ない市町村を対象に無償貸付による配備の支援を行うとともに、戸別受信機が未配備の市町村を個別に訪問し、配備等に関する助言や10台程度の戸別受信機によるモニター利用を実施する。	1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)4-1)4-3)
【総務】災害対策本部設置庁舎における非常用電源の確保	地方公共団体の災害対策本部設置庁舎における業務継続性確保のための非常用電源の整備に係る技術的助言等を行うほか、各種機会を捉えて緊急防災・減災事業等でも活用した非常用電源の整備を呼びかけ、整備率の向上を図る。	3-3)
【総務】被災市区町村応援職員確保システムの構築・職員確保システムの構築・運用による応援体制の強化	令和2年4月に行った被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱の改正について会議や説明会、訓練等において周知するとともに、災害マネジメント総括支援員等の研修を引き続き実施する。 南海トラフ地震、首都直下地震への対応について検討する。	3-3)
【総務】災害対応に必要な資格取得・講習受講の推進	地方公共団体向けの会議や説明会等の機会を捉えて、各団体における資格取得支援制度等の整備を促す。 地方公共団体における資格取得支援制度等の事例調査を実施し、好事例を収集の上、横展開を図る。	3-3)
【総務】技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化	都道府県等が技術職員を増員し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する場合には、増員された職員人件費に対して、地方交付税措置を講ずる。また、地方公共団体向けの会議や説明会等の機会を捉えて、各団体に対して制度等の周知を図る。	3-3)8-2)
【法務】法務省施設の防災・減災対策	現行の耐震基準を満たしていない法務省施設について、令和元年度以前に策定した施設整備方針に基づき、順次整備を実施するとともに、現行の耐震基準を満たす同施設についても、より長期間の使用が可能となるよう長寿命化改修等の検討・実施を図る。	1-1)1-3)3-1)
【法務】矯正施設の防災・減災対策	現行の耐震基準を満たしていない矯正施設についても、令和元年度以前に策定した施設整備方針に基づき、順次整備を実施するとともに、現行の耐震基準を満たす同施設についても、より長期間の使用が可能となるよう長寿命化改修等の検討・実施を図る。	1-1)1-3)3-1)
【法務】矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働	デジタル無線機を整備している矯正施設全庁において、当該機器の適正な稼働を確保するとともに、令和3年2月末をもって総リース期間が満了するPTI施設3庁を除く施設の当該機器の整備方針を策定する。	2-7)3-1)

【法務】矯正施設の被災状況に関する関係機関等との情報共有体制の検討及び構築並びに訓練の実施	大規模災害発生時等の矯正施設の被災や治安関係の状況に関する情報について、警察や自治体など関係機関との間で情報共有体制の構築等を進めるほか、矯正施設、特に刑事施設の一部を自治体等の避難場所に指定するなどの地域と連携した取組を推進する。	2-7)3-1)
【法務】矯正施設の監視カメラ等の総合警備システム、自家発電機・蓄電池、非常用食糧の更新整備	大規模災害発生時等において、矯正施設からの被収容者の逃亡を防止するため、経年劣化等した監視カメラ等の総合警備システムについて更新整備し、その適正な稼働を確保する。また、施設の適正な維持管理のため、非常登庁し、施設運営に当たる職員の生活環境を確保するため、職員用備蓄非常食を更新整備する。	2-7)3-1)
【法務】法務省施設の衛星携帯電話等の更新整備	全国の法務省の官庁施設に配備した衛星携帯電話及び法務本省、管区施設等に配備した IP 無線機の適正な稼働を確保する。	2-7)3-1)4-1)
【法務】少年鑑別所の収容の確保及び非常招集時における初動体制の迅速化	災害時における少年鑑別所収容者の逃走防止及び職員非常招集の迅速化を図るため、休日・夜間の二人勤務体制の庁又は職員定数 16 名未満の 9 庁に対して入退室管理システムを整備する。	2-7)3-1)
【法務】特別機動警備隊の活動に必要な備品の整備	矯正施設における保安事故や大規模災害等の不測の事態に対し、迅速かつ適切に事態の収束を図るため、特別機動警備隊の活動に必要な備品等を整備し、及び訓練を実施する。	2-7)3-1)
【法務】矯正施設における災害時の飲料水等の確保	飲料水や炊事用水を安定的に確保するための非常用浄水装置等について、令和元年度における刑事施設本所（黒羽刑務所を除く。）及び支所（収容定員 100 名以上に限る。）への整備状況に応じた当該非常用浄水装置等の整備方針を検討し、同方針を踏まえて整備する。	2-7)3-1)
【外務】「世界津波の日」に関する津波への意識向上のための普及啓発活動	国連防災機関（UNDRR）と共に「仙台防災枠組 2015-2030」と連携する形で世界各地で「世界津波の日」シンポジウム等の普及啓発活動を実施するとともに、世界津波の日高校生サミットに対する協力・支援を行う。 「仙台防災枠組 2015-2030」と連携する形で津波防災訓練や津波防災に関する研修等を実施する。	1-3)
【外務】外務省業務継続計画（BCP）実効性確認訓練の実施	令和元年度の訓練で得られた経験を踏まえて外務省業務継続計画（BCP）実効性確認訓練を実施し、その中で海外からの支援申し出への対応等について訓練を行う。	2-3)2-7)
【外務】各国の防災を牽引し災害後のより良い復興を担う行政官及び地方のリーダーなどの人材育成	仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ 2 の期限である 2022 年に向けて、着実に人材育成を実施する。	3-3)
【文科】学校における防災教育の充実	学校における防災教育・防災管理を行うために学校と家庭・地域・関係機関等との連携体制を構築・強化する地域取組を行う教育委員会を支援する。 各都道府県・指定都市の取組を検証し、先進的な取組を共有するなどして取組の質の向上を図る。 学校での防災教育の質的向上を図るため、教職員等を対象とした講習会に対して支援する。	1-1)1-3)1-4)1-5)1-6)2-7)7-4)
【文科】独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の施設整備	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所について、これまで崩落の危険性のある敷地内の擁壁等の改修等の整備を行ったが、今年度は、本研究所の研修宿泊棟の外壁改修や、研修棟等の自動火災報知設備の更新を実施する。	1-2)

【文科】国立大学の練習船を活用した災害支援体制の整備	建造を開始した2隻の国立大学の練習船について、災害支援機能の充実を見据えながら、計画通り工事を進める。大規模災害時に関係機関からの要請に基づき、物資等の輸送や給水、電力供給等の被災者支援を行うための災害支援ネットワークについて、関係大学、関係機関間の必要十分な議論を踏まえ、行動マニュアルを策定する。	2-1)
【文科】国立研究開発法人施設の高齢化・老朽化対策等	国立研究開発法人施設について、災害時の故障等により、研究開発の中断、データ消失、試料の滅失など研究開発活動に甚大な影響を及ぼす恐れがある重要設備（非常用発電設備、中央監視設備、電気・空調機械設備、ガス集中配管設備、研究設備等）について更新・改修を実施する。	1-1)
【文科】スーパーコンピュータを用いた地震や津波、豪雨等の災害予測	巨大地震による長周期地震のシミュレーションによる政府の防災対策への検討、地震や津波による複合災害や豪雨や台風などの気象現象の高精度かつリアルタイムな予報についての研究開発を実施するため、令和3年度の運用開始に向けて、「富岳」の製造・設置を着実に実施するとともに、「富岳」を用いた成果創出の取組に着手する。	1-1) 1-3) 1-4)
【文科】日本学士院の議場天井の改修	日本学士院会館総会議場の天井改修工事を実施する。	1-1)
【厚労】災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の体制構築	令和元年以降の研修については、DHEAT 構成員の養成にとどまらず、各自治体において研修を企画立案・実施できる人材の養成を目的として体系の見直しを行った。引き続き、研修体系の見直しを踏まえ、DHEAT の養成研修を各自治体が実施できるよう支援を行う。	2-7) 3-3)
【厚労】保健所の自家発電設備に関する緊急対策	自家発電設備の新設又は増設について必要な経費の補助を行うことにより、災害時に健康危機管理の中心拠点としての機能を3日間程度維持できる体制を確保する。	3-3)
【経産】大規模災害時にトラブル発生の際に高い独立行政法人関連設備の整備・補修	産業技術総合研究所の老朽化設備の更新及び改修を実施する。 製品評価技術基盤機構の作業準備棟の整備を実施する。	5-1)
【国交】官庁施設の津波対策	津波浸水地域に立地する官庁施設において、津波襲来時において、一時的な避難場所としての機能確保及び災害応急対策活動の継続のための改修を推進する。	1-3) 3-2)
【国交】地域と連携した防災拠点等となる官庁施設の整備	地域における防災拠点機能の強化を図るとともに災害に強い地域づくりを支援するため、地域と連携した防災拠点等となる横浜地方合同庁舎（平成30～令和4年度）等の整備を推進する。	1-1) 1-3) 3-2) 3-3)
【国交】災害応急対策活動に必要な官庁施設の電力の確保等	緊急にハード対策が必要な災害応急対策の活動拠点となる官庁施設について、大規模災害が生じた際における災害応急対策活動への支障のおそれを解消するため、自家発電設備の増設、受変電設備の改修、浸水対策、天井対策、天井耐震対策を実施する。	2-1) 3-2)
【国交】官庁施設の耐震化及び天井耐震対策	官庁施設の耐震診断結果に基づき、所要の耐震性能に満たない官庁施設の耐震補強等整備を推進する。	1-1) 1-3) 3-2)
【国交】水防団の充実強化等による地域水防力の強化	水防団員の処遇改善に向けた水防管理団体への働きかけを行うと共に水防活動に協力する団体等の加入促進を図るほか、より多くの住民が国、都道府県、水防管理団体（市町村等）が実施する訓練に参加するよう促進を図る。また、水防団員の確保を図るため、水防団員募集に係る広報を実施する。	1-3) 1-4) 2-3)
【国交】水害対応タイムラインの作成	出水期前に大規模氾濫減災協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認する。 水害対応タイムラインを活用して、洪水対応訓練を実施し、明らかにになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直す。 都道府県管理河川における水害対応タイムラインの作成等が進むよう、ノウハウの提供や助言などを行う。	1-3) 1-4)

【国交】TEC-FORCE等の派遣等の発災時の対応と人員・資機材等の充実・強化等	大規模自然災害発生時における初動対応能力の向上を図るため、ドローン等のICT技術を活用した情報収集力・防災対応力の強化、災害対策用資機材など装備品の拡充に継続して取り組み、TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化を図る。 また、TEC-FORCE隊員の技術力の維持・向上を目的とした研修に取り組む。 この他、地方自治体や関係機関と連携した訓練に継続して取り組み、災害対応力の向上を図る。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-5)3-2)3-3)4-3)5-5)6-1)6-2)6-3)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-3)
【国交】大規模災害に備えた訓練・防災教育等の強化	大規模津波防災総合訓練（令和2年11月頃予定）など、南海トラフ巨大地震等を想定した、関係機関と連携した実践的な訓練を支援地方整備局（関東、中部、近畿、四国、九州）を中心に実施し、総合的な防災力の強化を図る。また、避難訓練を通じた防災教育の支援や出前講座、授業のコーディネート、防災教育のコンテンツ作成等を実施する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-5)3-2)3-3)4-1)4-3)5-1)5-5)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)7-6)8-1)8-2)8-3)
【国交】被災者のための移動自動車相談所の設置	被災により被害を受けた自動車ユーザーに対し、各運輸支局が、整備事業者等の協力を得て、廃車等の諸手続の相談、無料点検等を行う『移動自動車相談所』を避難所等に設置する際は、速やかに対応する。	3-3)5-5)
【国交】自動車の取引、車検等の根幹となる情報インフラの災害時対応力の強化	自動車登録検査業務電子情報処理システムにおける災害発生時の対応訓練に継続して取り組み、災害対応力の強化を図る。	3-2)
【国交】港湾における津波避難対策の実施	津波避難計画未策定の港湾管理者に対して、「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」に基づいた避難計画の策定を働きかける。 地方公共団体等による津波避難施設の整備を支援するとともに、避難機能（退避施設等）を備えた物流施設等を整備する民間事業者に対して支援を行う。	1-3)2-1)
【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進	大雨特別警報解除後の河川増水に対する危機感の呼びかけ方の改善に取り組むとともに、住民への防災知識の普及啓発のため自治体等と連携し気象防災専門家の育成・活用を推進する。 二重偏波気象レーダーの導入及び地域気象観測システムの更新強化等により、台風・集中豪雨等に対する観測体制の強化・予測精度の向上を図る。大雨特別警報発表の技術的改善を行うとともに、熱帯低気圧の5日先までの予報を提供することによって、住民の避難行動を促す。地震発生後に発表する面的な震度分布情報の高解像度化や長周期地震動に関する情報の提供を行うとともに、津波警報・注意報の解除見込み時間の提供及び津波警報等のビジュアル化によって、二次災害を防止し、救難・救助活動等の応急対策に向けた判断支援や住民の迅速な避難を促す取組を進める。長期噴火がない火口からの噴火に対して迅速な降灰予報を提供し、住民・登山者の避難行動等を支援する。 JETT（気象庁防災対応支援チーム）の活動等を通じ、地方自治体の防災対応支援するとともに、引き続き各気象台の体制を強化し市町村や住民の防災気象情報等に対する理解促進の取組等を推進し、地域防災力の強化を図る。 加えて、地域における防災・減災対策に資する気候変動適応の取組がより効果的に進められるよう、最新の科学的知見を取りまとめた「気候変動評価レポート」の作成・公表及び市町村レベルでの防災・減災対策に資する地域気候変動予測情報の提供に向けた準備・検討を進める。 さらに、気象観測施設の非常電源を強化するとともに、地震観測施設の機能強化や非常時の電源・通信設備等の整備等、3か年緊急対策を着実に実施する。	1-1)1-3)1-4)1-5)1-6)7-4)
【国交】防災気象情報の継続的な提供	老朽化する気象レーダーや、地域気象観測システム（アメダス）、地震計の順次更新に加え、気象観測施設の非常電源を強化し、気象・地震観測や気象業務を維持するための拠点施設の継続性確保を推進する。	1-3)1-4)1-5)1-6)3-2)3-3)4-3)7-4)
【国交】迅速な航路啓開のための体制の整備	全国の重要港湾、特定港等主要港湾において、GNSS技術を用いた最低水面の調査を実施する。	5-4)5-5)

【国交】地震・津波防災対策のための津波防災情報の整備による船舶安全の確保	大規模な津波災害発生時における船舶交通安全を確保するため、早急に多様な想定地震津波に対応した情報図及び高精度な広域図の整備を行うとともに、整備済み情報図内の港湾施設変更等に対応した維持・更新作業を行う。また、津波襲来時の船舶の安全対策を検討する上で必要となる個別の海域に対応した様々な条件での情報図を作成するとともに、これを常に最新の情報で維持する。	1-3)1-4)3-3)5-3)5-5)6-1)6-4)
【国交】船舶に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達	災害の発生が予想されるときに、災害応急対策として、被害が想定される地域の周辺海域の在泊船舶や被害が想定される沿岸地域の住民、海水浴客等に対して、船舶、航空機等を巡回させ、船舶が指導のほか、拡声器、防災情報等表示装置等により周知する。加えて、航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。	1-3)4-1)4-3)5-4)7-2)
【国交】関係機関と連携した海上における災害対応能力の向上	コンベンター総合防災訓練等、関係機関との合同訓練を実施していく。特に2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に備え、首都直下地震等に起因する海上災害対応能力の強化を図る。 (注) 令和2年3月30日に、東京オリンピックは令和3年7月23日から8月8日に、東京パラリンピックは同年8月24日から9月5日に開催されることが決定された。	2-3)5-3)5-4)7-2)7-5)
【国交】海上における有害・危険物質対応能力の維持向上	油や有害液体物質等の大規模拡散及び流出事案の予防・対応のため、対応資機材の整備・維持管理及び職員の教育・研修等を推進する。特に2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に備え、東京湾内の狹隘な水域にも対応可能な資機材等の整備・維持管理を推進するとともに関係機関との更なる実践的な訓練を実施することにより、首都直下地震等に起因する海上災害への対応能力の強化を図る。 (注) 令和2年3月30日に、東京オリンピックは令和3年7月23日から8月8日に、東京パラリンピックは同年8月24日から9月5日に開催されることが決定された。	5-3)5-4)7-2)7-5)
【国交】北海道開発局庁舎の災害対応機能維持に必要な電力等の確保	定期的に点検を実施し、災害対応基盤施設である北海道開発局庁舎について、災害対応拠点としての機能維持に支障を及ぼす箇所があった場合、必要な機能を維持するための整備を実施する。	1-1)2-1)3-2)
【国交】海上保安施設の耐災害性の強化	被災又は停電等により救助・支援活動等に支障を来たすおそれがある海上保安施設について、非常用電源設備の設置等の緊急対策を実施する。	1-3)2-1)2-3)3-1)3-2)3-3)4-1)
【防衛】大規模災害による大量負傷者に対応できる衛生科基幹隊員の養成	個人として災害医療における高度の知識・技術を修得することのみならず、組織としてその修得した知識・技術の維持及び向上を図る観点から、各種防災訓練等への参加を推進する。	2-3)2-5)
【防衛】定年退職自衛官の活用による地方公共団体の組織体制の強化のための人的支援	地方公共団体の防災関係部局での退職自衛官の活用に関して、地方公共団体に対して退職自衛官の有用性について理解の促進を図るとともに、地方公共団体の防災関係部局に再就職を希望する幹部自衛官に対する防災・危機管理教育の実施等の施策を講じていく。	1-1)1-3)2-1)2-3)3-3)4-3)
【防衛】大規模な地震災害にも耐えうる自衛隊施設とするための施設機能の維持・強化	＜耐震化対策＞ 耐震改修促進法等を踏まえた3階建て以上、かつ、床面積の合計が1,000㎡以上の庁舎等の耐震化を効果的に実施する。 ＜津波対策＞ 建物等の高所化や開口部の水密化などの津波対策を推進する。 ＜3か年緊急対策＞ 自衛隊の迅速かつ適切な任務の遂行に支障を生じる恐れのある施設の耐震化対策、老朽化対策及び電力供給能力向上に係る整備について、着実に実施する。	2-3)

【防衛】各種訓練を踏まえた関係機関との通信連携要領の確立	関係機関及び自治体との連携を図るため、原子力防災訓練、みちのくアラート（仮）等を実施する。	1-6)3-2)3-3)4-1)
【防衛】野外通信システム等の整備等による通信能力の向上	自衛隊航空機等と海上保安庁航空機との近距離通信用無線機の整備として、航空機用無線機3式の整備を実施する。	1-6)3-2)3-3)4-1)
【防衛】防衛情報通信基盤の各種通信器材の着実な更新等	通信インフラの老朽化による抗堪性の低下及び通信所要の増大に対応するため、令和元年度末までに整備が完了したマイクロ器材6か所の維持整備を確実に行う。	1-6)3-2)3-3)4-1)
【防衛】自衛隊の災害救助能力の向上のための装備品の整備	中期防衛力整備計画（令和元年度～令和5年度）に基づき、継続的な新造機の製造（CH-47JA 3機、SH-60K 7機）、定期整備、部品製造等に必要なMOR（整備、修理、オーバーホール）認証取得、老朽化工具更新を実施する。	2-2)2-3)
【防衛】災害派遣時に迅速に人員及び物資の派遣を可能とする装備品の取得・整備	大規模災害時における被災者の救援や被災地への救援物資の輸送等を迅速に行うため、C-2のエンジンを6式整備する。	2-3)
【防衛】UTMグリッド（座標）の有効活用	関係機関及び自治体にUTMグリッドを活用した地区の使用を依頼し、各種防災訓練（机上訓練）等の場における活用について調整を実施する。	1-6)2-3)
【防衛】自衛隊艦艇の安定的使用に係る港湾等の調査	自衛隊艦艇が沿岸可能な港湾の調査及びエアクッション艇（LCAC）の揚陸適地調査を実施し、データベースの充実を図る。	1-6)2-2)2-3)6-5)
【防衛】自衛隊航空機の安定的使用に係る場外離着陸場の整備	自衛隊航空機が安定的に使用可能な場外離着陸場指定に係る調査を実施し、データベースの充実を図る。	1-6)2-2)2-3)6-5)
【防衛】大規模災害時における在日米軍との連携の深化	各種災害対応に万全を期すため、自衛隊統合防災演習や日米共同統合防災訓練等を実施し、在日米軍との調整要領の更なる深化を図る。	2-1)2-2)2-3)
【防衛】各種災害を想定した対処訓練の継続的実施	各種災害対応に万全を期すため、統合訓練計画に基づき、訓練を実施するとともに、防災関係機関等との連携要領の向上を図る。	1-3)1-6)2-3)2-7)
【防衛】サブライチエーションの確保に係る関係機関との合同訓練等の実施	経済産業省が主催する各種訓練への参加を通じ、関係省庁との協力的体制の強化に努める。	5-2)6-1)
【防衛】ヘリコプター映像伝送装置の整備等による情報収集体制の整備	現行の映像伝送態勢を維持する。 北海道地区に受信局アンテナ3式を整備する（熊の頭、別海、横津岳に整備）。 受信局アンテナを6式整備に着手する（陸自東北方面隊・東部方面隊・中部方面隊）。 ヘリサット（UH-60、UH-2）改修事業を実施する。	1-3)1-6)2-3)
【防衛】自衛隊の防災関係資機材等の整備	老朽化に起因した機能上の不具合等がある資機材等が置かれている全国の駐屯地等について、資機材等（医療用設備等・被服など）、通信機器等（通信機器・衛星通信など）及び車両等（車両・艦船・航空機）の整備を着実に実施する。	1-3)2-3)4-1)4-3)

【防衛】インフラ企業等関係機関との共同図上演習等の実施	災害時の自衛隊とインフラ企業等関係機関の協力による復旧の迅速化を図るため、共同図上演習等の実施等事前の協力が体制の強化に努める。	5-2)6-1)6-4)
【警察】警察施設の耐災害性の強化	警察施設の耐災害性の強化を図るため、警察施設の耐震改修・建て替え等を行う。	1-1)1-3)2-2)2-3)3-1)3-3)
【警察】警察用航空機等の整備	3か年緊急対策として製造中の警察用航空機を配備するとともに、警察用航空機の夜間撮影用資機材及び救難救助用連絡資機材を効果的に運用する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-2)2-3)3-1)3-2)3-3)7-1)
【警察】通信指令施設の更新整備	24時間365日体制で110番通報の受理、警察官への現場臨場指令等を行い、大規模災害発生時等においても迅速、適切な初動措置を図るため、都道府県警察と連携しながら計画的に通信指令施設の更新整備、高度化を推進する。	2-2)2-3)3-1)4-1)
【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用	民間事業者から提供を受ける情報量の拡大に向け、民間事業者と協議を実施するなどして事業の更なる改善を図る。 集約される交通流監視カメラ画像や民間事業者から提供を受ける情報量の拡大を図るため、広域交通管制システム及びブローブ情報処理システムを統合した新広域交通管制システムを整備・運用する。 警察が交通情報を外部機関と安全に送受信するために必要な交通情報ネットワークセキュリティ装置及びそのバックアップ装置を維持管理して、システムの安定した運用を図る。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)2-1)2-2)2-3)2-4)3-1)3-2)3-3)4-3)5-4)5-5)5-6)6-4)7-1)7-3)7-4)8-3)
【警察】信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備	社会資本整備重点計画では、平成27年度から令和2年度までに信号機電源付加装置約2,000台の整備を目標としていることから、緊急点検の結果を踏まえ、令和2年度は約300台の信号機電源付加装置を整備するなど、交通安全施設等の整備を推進する。	1-3)1-4)1-5)2-4)3-1)5-4)5-5)5-6)6-4)
【警察】環状交差点の活用	交通量等が一定の条件を満たす場所において、信号交差点の代替としての環状交差点の活用に向けた取組を推進する。	1-3)1-4)1-5)3-1)5-4)5-5)5-6)6-4)
【警察】災害用装備資機材の充実強化	災害現場における広域緊急援助隊員の安全性向上を図るため、フルボディハーネス及び切創防止用防護衣を整備する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)2-3)3-1)7-1)
【警察】災害警備訓練の実施	災害現場における広域緊急援助隊員の対処能力の維持・向上を図るため、専門的技能及び知識を有する広域技能指導官を派遣し、広域緊急援助隊合同訓練を全国で実施する（警視庁及び6管区警察局※北海道は地理的に近い、東北管区と合同で訓練を行う。）。1)	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)2-3)3-1)5-2)6-1)7-1)
【警察】災害警備訓練施設の維持・整備	より実戦的な災害警備訓練を実施するため、災害警備訓練施設（近畿管区警察局災害警備訓練施設、警視庁・東日本災害警備訓練施設）の維持・整備を図る。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)2-3)3-1)7-1)
【警察】機動警察通信隊の対処能力の更なる向上	機動警察通信隊の対処能力の更なる向上を図るため、各地方機関にドローンの運用態勢を構築するとともに、大規模災害による被害を想定した機動警察通信隊の訓練（ドローンの運用を含む。）を推進する。	2-2)2-3)3-1)3-2)4-1)4-3)
【警察】警察移動無線通信システム等の更新整備	大規模災害発生時の被災地での警察活動に不可欠な警察通信の確保のため、警察移動無線通信システムの更新・統合、耐震強度不足の無線中継所の建て替えを推進するとともに、大規模災害による被害を想定した訓練の実施・計画の見直し等を推進する。	2-3)3-1)3-2)4-1)4-3)
【警察】老朽化した信号機や道路標識・道路標示等の交通安全施設等の更新	社会資本整備重点計画では、平成27年度から令和2年度までに老朽化した信号機約43,000基の更新を目標としていることから、令和2年度は約7,000基の信号機を更新するとともに、老朽化した道路標識・道路標示等の交通安全施設等の更新を推進する。	1-3)1-4)1-5)2-4)3-1)5-4)5-5)5-6)6-4)

2. 住宅・都市

施策名称		令和2年度に実施すべき事項	該当プログラム
【内閣府】被災者の住まいのあり方に関する検討		大規模災害発生時における大都市圏の賃貸型志急住宅の「広域連携」を前提とした賃貸型志急住宅の迅速かつ効率的な供与のあり方について検討を行う。	2-7) 8-2) 8-5)
【内閣府・総務・経産】大規模地震時の電気火災対策の推進		感震ブレーカーの普及等による市街地火災対策を推進する。	7-1)
【内閣府】避難所の運営状況等に関する取組状況調査		指定避難所の防災機能の整備状況や、指定避難所となる可能性のある民間施設の実態だけでなく、大規模災害発生を踏まえた避難所制度の検討等の調査を行い、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組についての検討を行う。	2-6) 2-7)
【文科】学校施設等の避難所としての防災機能の強化等の普及・啓発		学校施設における非構造部材の耐震対策や学校施設の避難所としての防災機能強化を推進するため、講演・事例紹介等を行うセミナーを行い、非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策、防災機能強化等の普及・啓発を図る。	1-1) 1-3) 2-1) 2-7) 3-3) 7-1)
【文科】公立学校施設の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策を含む）		地方公共団体における非構造部材を含めた公立学校施設の耐震対策、トイレ整備等の防災機能の強化、緊急的に必要な老朽化対策を支援する。あわせて、計画的な長寿命化改修等を促進するための普及・啓発を推進する。	1-1) 1-3) 2-1) 2-7) 3-3) 7-1)
【文科】国立大学法人等施設耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策、ライフラインの老朽化対策を含む）		国立大学法人等施設整備費補助金等により、国立大学法人等施設非構造部材を含む耐震化対策及び教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設の老朽化対策（ライフラインを含む）を推進する。	1-1) 1-3) 2-7) 7-1)
【文科】国連大学の施設整備		これまで事前協議を行い実施計画を策定したが、今年度は設計、工事を実施し、国連大学内に設置されているエレベーターの耐震化対策等を完了する。	1-1) 2-7) 7-1)
【文科】公立社会教育施設（公民館）の耐震化		公民館の耐震化率や耐震診断の結果耐震性なしと判断された公民館の数値等について、研修会等において周知するとともに、公民館の耐震化の促進等について、各都道府県・指定都市教育委員会に通知する。	1-1) 1-3) 2-7) 3-3) 7-1)
【文科】博物館資料の保管環境整備の推進		資料の保管環境整備を推進するため、文化庁主催の研修や日本博物館協会等の関係団体が開催する会議等において、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」を周知する。	8-4)
【文科】独立行政法人教職員支援機構の施設整備		教職員支援機構の研修施設について、これまで外壁の落下の恐れがあった第3宿泊棟や研修棟の外壁クラック補修や屋上防水の改修等の整備を行ったが、今年度は災害時の一時避難所としての環境整備を図る為、高齢者や身障者等の受け入れのためのバリアフリー化や老朽化が著しい空調設備やエレベーター等の設備の改修の実施する。	2-7)

【文科】独立行政法人国立 青少年教育振興機構の広域 防災補完拠点化	安全点検の結果、動作不良等が報告されていた施設の自動火災報知設備、地下重油タンク、エレベーターについては整備を終えているが、従来から青少年教育施設において、リフレッシュキャンプ（被災児童・生徒の心身の健全育成やリフレッシュを図るために、一定期間、外遊び、スポーツ及び自然体験活動等ができる機会を提供する事業）等の防災・減災教育関連の取組や東日本大震災時における避難者の長期受入（那須甲子等）、自衛隊の拠点（岩手山等）など、様々な災害対応を実施しており、今後も各施設において広域防災補完拠点としての様々な役割を担うために、以下の施策を実施する。 ・全施設での防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの充実）の推進 ・各施設の実情に応じた広域防災補完拠点としての役割の明確化及び災害時の対応 ・各施設で予備的避難所の運営等のためのライフラインに必要な給排水設備や電源設備等の更新	1-1)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-3)2-4)2-7)3-3)
【文科】独立行政法人国立 女性教育会館の施設整備	災害発生時における指定避難所としての機能強化を図るため、国立女性教育会館の屋外給排水管等の改修工事を実施する。	2-7)
【文科】放送大学学園の施設整備	放送大学において、台風等に伴う長期停電被害が発生した際に無断断で電力を安定供給するUPS 部品更新工事を行うとともに、学習者等の安全・安心を確保するため、中央監視装置更新工事及び受水槽更新工事を行う。	1-2)1-6)2-7)
【文科】私立学校施設の耐震化等（非構造部材の耐震対策を含む）	私立学校を設置する法人における私立学校施設について、倒壊し又は崩壊する危険が特に高い施設（Is 値 0.3 未満）の構造体の耐震化や、耐震対策の緊急性の高い非構造部材の耐震化等の安全対策などを中心に、防災機能の強化を支援する。	1-1)1-3)2-1)2-7)7-1)
【文科】国立大学等の基盤的インフラ設備の強靱化に向けた緊急対策	災害発生時における国立大学等の情報通信機能の停止により災害情報等の収集・伝達のために必要な情報通信網への支障や、地震発生時に装置等の破損・破裂などにより被害が生じる恐れのある基盤的なインフラ設備の整備を実施する。	1-1)4-1)
【文科】量子科学技術研究開発機構の耐震改修等防災・安全対策	量子科学技術研究開発機構について、耐震診断の結果、基準を満たさなかった施設について、廃止または継続使用の予定について検討を行い、継続使用と判断がなされた施設について、耐震改修を進め、大地震に対する施設の安全性向上を図る。	1-1)1-3)2-6)7-1)8-1)
【文科】実大三次元震動破壊実験施設（E-デیفュエンス）を活用した震動実験研究	これまでに中層 RC 構造物の震動実験のデータ解析や、非構造部材を含む施設全体の損傷抑制及び損傷レベルの評価技術、情報収集に関わる研究開発を実施したうえで、今年度は地震による構造物のダメージを小さくする工夫・方策に用いられる有用なデータである構造物の動的特性（固有周期、剛性、減衰定数等）を、中小地震を用いて評価する技術開発に着手する。	1-1)1-3)3-2)7-3)
【文科】公立社会体育施設の耐震化	地方公共団体における公立社会体育施設の構造体や屋根、外壁、天井等の非構造部材の耐震化を促進する。	1-1)1-3)2-7)3-3)7-1)
【文科】独立行政法人日本スポーツ振興センター研究施設整備	ハイパフォーマンスセンター（IPSC）の国立スポーツ科学センター（JISS）について、耐用年数を経過した施設・設備の、老朽化対策を行い、施設利用者の安全確保・安定的な利用とともに避難場所としても機能するための環境を整備する。	2-7)7-1)
【文科】国宝・重要文化財（美術工芸品）の防災設備等に対する支援	「重要文化財（美術工芸品）防災設備事業」を活用した、文化財の防災のための警報設備・防火設備等の整備を支援する。	8-4)
【文科】国立文化施設等における来館者の安全確保等にかかわる対策	来館者の安全が確保されるよう、支障のある設備等について、改修工事を行う。	1-1)1-2)2-7)7-1)8-4)

【文科】国立文化施設等における来館者の安全確保等のための施設整備にかかわる対策	災害発生時などの有事の際に来館者の安全を確保するため、京都国立博物館の本館免震等工事に向けた調査、九州国立博物館の空調設備改修工事等を実施する。	1-1)1-2)2-7)7-1)8-4)
【文科】埋蔵文化財の施設等に対する支援	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業を活用した埋蔵文化財の調査、収蔵、情報発信拠点となる埋蔵文化財施設に係る支援を進める。 埋蔵文化財のパンフレット・展示等による情報発信を通じて、その保護の重要性を周知することにより、文化財の保護、防災等の重要性について地域住民の意識向上を図る。	1-2)7-1)8-4)
【文科】国指定等文化財の防災施設の整備	首里城跡やノートルダム大聖堂の火災を踏まえ、重要文化財等防災施設整備事業にて、所有者等に対して必要な防火対策、耐震対策等に係る施設整備の支援を実施する。特に世界遺産・国宝の建造物や、重要文化財を保管する博物館等の防火対策については早急な対応を図る。	1-2)7-1)8-4)
【厚労】水道の応急対策の強化	令和元年度の災害対応で得られた知見を踏まえ、立入検査等の機会を通じ、引き続き水道事業者等における危機管理マニュアルの策定及び充実等や道路等の地理情報を記載した水道施設台帳の作成・電子化を進める。	2-1)5-9)6-2)7-1)
【厚労】水道施設の耐震化や耐水化等の推進	改正水道法を踏まえて水道施設の計画的な更新等を適切に行うとともに、水道事業者等に対する耐震化計画等策定指針の周知や財政支援等により、引き続き水道施設の耐震化や耐水化・老朽化対策等の推進を図る。	2-1)5-9)6-2)7-1)
【国交】中古住宅に関する建物評価の改善等及び新たな金融商品開発の促進	価格査定マニュアルの宅建業者の実務における普及・定着を図る。 既存住宅・リフォーム市場の活性化のため、耐震改修融資、中古リフォーム一体型住宅ローン及びリバースモーゲージ型住宅ローンの普及を促進する。	1-1)2-6)2-7)7-1)7-3)
【国交】宅地の耐震化の推進	重要インフラ緊急点検の結果を踏まえ、地方公共団体による造成年代調査を全国で実施するとともに、宅地の耐震化への取組を促進する。 また、地震による宅地擁壁の崩壊や宅地地盤の液状化に備えるため、宅地擁壁の老朽化対策および、液状化のリスクをわかりやすく表現するマップの作成方法について検討する。	1-1)2-1)7-3)
【内閣府・国交】主要駅周辺等における帰宅困難者対策の推進	官民協議会による都市再生安全確保計画等の作成・改訂や計画に基づくソフト・ハード両面の取組に対する支援を行い、都市再生安全確保計画等の作成のみならず、計画に基づく滞在者等の安全確保に向けた取組を一層推進する。	1-1)2-1)2-4)
【国交】防災性に優れた業務継続地区の構築	大都市の防災性の向上、国際競争力強化に向けて、特定都市再生緊急整備地域において、都市再生安全確保計画に基づくエネルギー導管等を業務中枢拠点に必要なインフラとして整備を支援するとともに、業務継続地区における災害時のエネルギー供給を担保するため、エネルギーネットワークを形成する土地所有者間に承継効が与えられる非常用電気等供給施設協定の締結を推進する。	5-2)
【国交】密集市街地等の改善に向けた対策の推進	密集市街地等において、防災性の向上や住環境改善を図るため、避難路となる道路の整備や避難場所となる公園・空き地の整備、老朽建築物の除却や延焼防止性能の高い建築物への建て替え等の取組を推進する。	1-2)7-1)
【国交】地下街の防災対策の推進	地下街管理会社等が作成した地下街防災推進計画に基づき、地震や浸水発生時における地下街の防災対策を推進する。地下街における安全な避難等に関する緊急対策の着実な取組を推進する。	1-1)1-4)2-1)2-4)
【国交】避難地等となる公園、緑地、広場等の整備	防災・安全交付金等を活用し、住民の緊急避難の場や最終避難地、防災拠点等となる公園、緑地、広場等の整備を支援する。	1-1)1-2)1-3)1-4)2-1)2-5)7-1)
【国交】帰宅困難者対策に資する公園緑地の活用等	防災・安全交付金等を活用し、大都市部における帰宅困難者のための休憩・情報提供等の場となる公園緑地（帰宅支援場所）等の整備を支援する。	1-2)2-4)8-4)

【国交】延焼防止等に資する緑地の確保等	防災・安全交付金等を活用し、密集市街地等における大規模火災の延焼防止効果を向上させるための空き地等における緑地の整備を支援する。	1-2)7-1)
【国交】避難地等となる公園、緑地、広場等における老朽化対策の推進	防災・安全交付金等を活用し、避難地等となる公園、緑地、広場等における老朽化対策を支援する。	1-1)1-2)1-3)7-1)
【国交】下水道施設の単略的維持管理・更新	日常の点検・調査によって得られた維持管理情報を効率的、効果的に計画・設計、修繕・改築に活用したマネジメントサイクルの検討を行うとともに、下水道ストックマネジメント計画の策定目標を定める。	1-3)1-4)2-1)2-2)2-6)5-5)6-3)7-3)
【国交】下水道BCPのブラッシュアップ	近年の自然災害による下水道施設の被害から得られた教訓や対応事例を全国に発信するとともに、改定した下水道BCP 策定マニュアルをもとに、豪雨にも対応したより柔軟的な計画となるよう下水道BCP のブラッシュアップを推進する。	2-6)6-3)
【国交】下水道施設の耐震、耐津波対策	地震、津波に伴う下水道施設の被災により、市民生活や公衆衛生に重大な影響を及ぼすことのないよう、下水道施設（下水処理場や緊急輸送路等）に布設されている管路）の耐震、耐津波対策に対する支援を実施する。	1-3)2-1)2-2)2-6)5-6-3)6-5)7-3)
【国交】防災拠点等となる建築物の機能継続にかかわるガイドラインの周知	大地震時に防災拠点等となる建築物において、期待される機能の継続にあたり、参考となる知見をまとめた「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」について、防災拠点等建築物の建築主、設計者及び管理者のニーズに応じて広く周知を行う。	1-1)2-7)3-2)3-3)
【国交】超高層建築物等における長周期地震動対策の推進	相模トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する内閣府の検討の結果を踏まえ、当該地震動による超高層建築物等への影響と対策について、検討を行う。	1-1)2-7)
【国交】避難所等の天井脱落対策の推進	継続して既存の超高層建築物等の長周期地震動に対する構造安全性の検証を促進する。	1-1)2-7)
【国交】帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進	避難所等の既存天井の脱落対策に係る耐震改修を促進する。	1-1)2-4)2-5)
【国交】老朽化マンションの建替え等の促進	災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる一時滞在施設等の整備を行う、災害時拠点強化緊急促進事業を引き続き推進する。	1-1)7-1)
【国交】住宅・建築物の耐震化の促進	高齢者マンションの建替え等について、地方公共団体や関係団体等のセミナーと連携した専門家相談を実施する。 マンションの再生の円滑化の推進に関し、除却の必要性に係る認定対象の拡充や団地における敷地分割制度の創設など法改正による新たな制度を実施するための準備を行う。 耐震改修促進法に基づき、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等に対する耐震診断の義務付けを行うとともに、耐震診断や耐震改修について重点的支援を行う。また、耐震診断義務付け対象建築物については、令和7年を目途に耐震性の不足するものを概ね解消すべく、重点的な取組を推進する。さらに、耐震化に積極的に取り組む地方公共団体を対象とした住宅の耐震改修等に対する定額補助等により、住宅の耐震化を促進する。加えて、避難路沿道のブロック塀等に対し耐震改修促進法の枠組みを活用した耐震診断を推進するとともに、耐震診断や除却・改修等に対する支援等により、ブロック塀等の安全確保を推進する。	1-1)1-3)2-1)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)7-1)7-3)8-1)8-2)8-5)
【国交】防災拠点施設における既設エレベーターの地震対策の推進	平成30年大阪北部地震等を踏まえ、説明会を開催し、エレベーターの地震対策に係る説明資料を配布することにより、防災拠点施設となる建物の所有者等に対するエレベーターの地震対策の必要性について周知・啓発を図っていく。また、緊急対策の対象となるエレベーターが設置されている施設についてエレベーターの地震対策の検討状況の確認を行い、所有者等に対して地震対策の実施をはたらかせる。 防災・安全交付金によるエレベーターの防災対策改修事業について、地方公共団体と連携して補助制度の活用を促進するとともに、地方公共団体が所有する防災拠点施設に設置されたエレベーターについて、地方公共団体にに対し、地震対策の実施をはたらかせる。	2-5)2-7)3-2)3-3)

【国交】立地適正化計画の強化（防災を主流化）	令和2年6月10日に公布された「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の改正内容（立地適正化計画の記載事項に「防災指針」を追加等）について、地方公共団体等に対して周知等を実施するとともに、立地適正化計画の居住誘導区域から災害レゾナンスを原則除外する旨を政令改正により明記する。また、有識者で構成される検討会を開催し、「防災指針」に位置付けるべき内容など、水災害対策とまちづくりの連携のあり方について検討する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)8-2)8-5)
【国交】災害リスクの見える化等による災害ハザードエリアにおける開発抑制	「都市構造見える化」ツールについて高度化・普及啓発を図るとともに、関係省庁等と連携し、開発許可について規制エリアの見える化に取り組む。また、令和2年6月10日に公布された「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の改正内容（開発許可の見直し等）について、必要な政省令改正等を行うとともに、地方公共団体等に対して周知等を実施する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)8-2)8-5)
【国交】災害ハザードエリアからの移転の促進	令和2年6月10日に公布された「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」（仮称）の改正内容（仮称）について、地方公共団体等に対して周知等を実施する。また、「防災集団移転促進事業」について、計画策定経費予算を確保しつつ、地域の合意形成や移転先の検討を支援し、災害が発生する前の集団移転の促進を図る。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)8-2)8-5)
【経産・国交】建築物における電気設備の浸水対策にかかえるガイドラインの周知	令和元年東日本台風による大雨に伴う内水氾濫により、首都圏の高層マンションにおいて浸水被害が発生したことを踏まえ、建築物における電気設備の浸水対策のあり方や具体的事例について、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」としてとりまとめる。当ガイドラインについて、関連業界に対し、広く注意喚起を行う。	2-7)3-2)3-3)
【環境】熱中症予防のための緊急対策	自治体等担当者向けシンポジウムの開催、普及啓発資料の自治体等への配布など、熱中症予防に係る情報提供を強化する。 熱中症予防対策ガイドライン策定に向けて、地方公共団体や民間事業者等から熱中症対策に係る効果的な取組事例を収集する実証事業を実施する。 大規模災害時にも暑さ指数（WBGT）を提供できるよう、暑さ指数（WBGT）の発信体制の強化を実施する。 各種の熱中症予防情報がより一層効果的に国民の熱中症予防行動に繋がるよう、熱中症予防に関する新たな情報発信を検討するとともに、一部地域（関東甲信）で先行実施を行う。	2-7)4-3)

3. 保健医療・福祉

施策名称	令和2年度に実施すべき事項	該当プログラム
【内閣府】航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等の医療機能強化に係る検討	令和元年度作成の政府艦船を活用した船舶医療活動要領をもとに、民間船舶を活用した場合の対応を検証するため、医療モジュールの検討を含め、その活用方法等に関し、民間船舶を実際に使用した訓練を実施し、医療活動を実施する場合に必要な関係機関の連携のあり方等を定めた船舶医療活動要領の作成を行う。 政府艦船を活用した場合の船舶医療活動要領の更なる改善に向けた訓練等を実施し、必要に応じた同要領の見直しを行う。	2-5)2-7)
【文科】国立大学附属病院施設の防災・減災機能強化	国立大学法人施設整備費補助金及び財政融資資金の活用により、地域医療計画や「第4次国立大学法人等施設整備5か年計画」(平成28年度～32年度)を踏まえた各附属病院の長期整備計画に基づいて、防災・減災機能強化を含めた施設整備を実施する。	1-1)1-3)2-5)2-6)2-7)7-1)
【文科】大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化	選定された3大学（東北大学、新潟大学、熊本大学）において、令和2年度には予定されていた教育プログラムが全て開講され、医療チームにより災害医療全般に対応できるプロフェッショナルな人材を養成する。文部科学省においては、事業の進捗状況の検証のため、中間評価を実施する。	2-1)2-3)2-5)2-6)2-7)
【厚労】被災地における各種保健医療活動チームの連携体制構築	都道府県の実状に合った適切な活動調整が行われるよう、各活動の所管部局から都道府県の担当部局に対し通知の周知を行っていく。	2-5)2-6)2-7)3-3)
【厚労】災害派遣医療チーム（DMAT）の養成	DMATの更なる養成を図る。また、DMAT司令塔機能を担うDMAT事務局の体制強化に取り組む。	2-3)2-5)

【厚労】医療施設の耐震化	災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関等の耐震整備に対する支援を行う。	1-1)1-3)2-5)2-6)2-7)7-1)7-3)8-1)8-2)
【厚労】(都道府県・地域)災害医療コーディネーターの養成	活動要領を踏まえた研修カリキュラムの更新を行い、活動要領を理解した(都道府県・地域)災害医療コーディネーターの配置を推進する。	2-5)
【厚労】病院における事業継続計画(BCP)の策定	災害拠点病院以外の病院のBCP策定を推進していく。	2-5)
【厚労】医療リソースの需給の検討	各都道府県において、大規模地震等を想定した予測医療需給均衡度の算出を行う。	2-5)
【厚労】災害拠点病院等の自家発電設備の強化等	災害時において診療機能を3日程度維持するために非常用自家発電設備の増設等(燃料タンクの増設等)が必要な災害拠点病院等に対して、整備に必要な支援を実施する。	2-5)5-2)
【厚労】災害拠点病院等の給水設備の強化	災害時において診療機能を3日程度維持するために給水設備の増設等(受水槽の増設等)が必要な災害拠点病院等に対して、整備に必要な支援を実施する。	2-5)
【厚労】広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の機能拡充等	令和2年度に災害が発生した場合、その被災経験から得られた教訓を踏まえ、必要に応じてEMISを活用した情報収集体制の強化のため、当該システムの一部を改修し、操作性・機能の改善、情報項目の追加等を行う。	2-5)
【厚労】へき地医療拠点病院等の給水設備の強化	災害時において診療機能を3日程度維持するために給水設備の増設等(受水槽の増設等)が必要なへき地医療拠点病院等に対して、整備に必要な支援を実施する。	2-5)
【厚労】へき地医療拠点病院等の自家発電設備の強化等	災害時において診療機能を3日程度維持するために非常用自家発電設備の増設等(燃料タンクの増設等)が必要なへき地医療拠点病院等に対して、整備に必要な支援を実施する。	2-5)5-2)
【厚労】感染症法に基づく消毒や害虫駆除等の実施	平時から自治体において適切な健康診断や、防疫業務用設備用品の購入等を実施する。 万一災害が発生した自治体においては、必要に応じた感染症法に基づく消毒や害虫駆除等を実施する。	2-6)
【厚労】予防接種法に基づく予防接種の実施	感染症の発生およびまん延を防止するため、予防接種法に基づく予防接種を着実に実施する。	2-6)
【厚労】都道府県単位での公民協働の広域的な福祉支援ネットワークの構築	災害福祉支援ネットワークの体制整備を促進するため、構築済の自治体から好事例を収集し、未構築の自治体に対し周知を図るとともに、厚生労働省において「災害派遣福祉チームリーダー養成等研修」を実施し、災害派遣福祉チームの活動内容の質の確保を図る。	2-7)
【厚労】社会福祉施設等の耐震化等	社会福祉施設等の耐震化整備を推進するとともに、非常用自家発電設備及び給水設備等の整備を併せて推進する。	1-1)2-7)
【厚労】災害派遣精神医療チーム(DPAT)の養成	災害時に被災地域の精神保健医療機能を補完するために活動するDPATを全都道府県・指定都市に整備するために、DPATを養成するための研修を実施する。	2-5)2-7)
【環境】原子力災害医療機関の施設に関する緊急対策	内部被ばくの治療に必要な施設の整備を実施すると共に老朽化した設備機器等についても更新する。	2-5)

4. エネルギー

施策名称		令和2年度に実施すべき事項	該当プログラム
【農水】農村地域における農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーの導入促進		農業水利施設を活用した小水力等発電導入の取組を推進するため、技術者の育成を図るための研修を実施する。	2-1)
【経産】災害時に地域の石油製品供給を維持するための災害対応型SSの整備		令和元年房総半島台風の際、千葉県広域が停電の中、自家発電設備を有する一部のSSは営業を継続した一方、こうしたSSへの需要集中により行方不明や在庫不足が発生するなど、SSへの自家発電設備の導入を更に進める必要性が明らかになったことから、自家発電設備を備え、災害時にも燃料供給拠点となる住民拠点SSを新たに約8,000箇所整備する。また、重要施設などからの燃料供給要請への機動的な燃料供給体制を確保するため、緊急配送用ローリーの配備等も必要であることから、新たに約300台配備する。さらに、津波被害地域等における燃料供給の早期再開を目的とした災害時専用臨時設置給油設備を導入する。	1-6) 2-1) 3-2) 5-2) 6-1) 8-5)
【経産】国家備蓄原油・製品放出の機動性の確保		災害対応能力を強化するための地下タンクの入換・大型化、自家発電設備の稼働訓練を支援する。	2-1) 2-5) 3-3) 5-2) 6-1)
【経産】石油製品のサブプライチェーンの維持・強化に向けたSS過疎地対策の推進		各地域需要約4日分に相当する石油製品の国家備蓄を維持しつつ、国家備蓄石油の放出訓練等を通じ、機動性の確保に取り組む。	2-1) 5-2) 6-1) 8-5)
【経産】災害時等に備えて需要家側へ燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進		自治体と連携し、地域の燃料アクセス、水害等の災害や停電時への備えも考慮する等したSS過疎地対策に取り組むとともに、燃料供給の担い手確保に取り組む。	2-1) 2-5) 2-7) 3-2) 3-3) 5-2)
【経産】電気設備の大規模自然災害等対応力強化及び復旧迅速化の検討		避難所、多数の避難困難者が生じる施設、一時避難所となり得る施設等として地方自治体と協定等を締結している民間施設等における需要家側での燃料備蓄を推進するため、石油タンク、LPガスタンク、自家発電設備、GHP空調機等の導入支援事業を実施する。 また、一般消費者による自動車へのこまめな満タン給油や灯油買い置き等の自衛的な燃料備蓄の普及啓発を行う。	1-6) 5-1) 5-2) 6-1)
【経産】災害時石油ガス供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し		技術基準の改正内容を周知するとともに、必要に応じて技術基準に適合していない事業者に対する適切な措置を行う。	2-1) 2-5) 2-7) 5-2) 6-1)
【経産】災害時における石油製品供給の継続のためのBCPの見直し		新たなLPガス中核充填所の設置や地域事情に応じた燃料供給体制の強化を支援するため、令和2年度予算において、中核充填所の新設・既存の中核充填所における自家発電設備の嵩上げやタンク容量の増加といった災害対応能力の強化に係る事業を実施する。	2-1) 2-5) 3-3) 5-2) 5-3) 6-1)
【経産】災害時石油供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し		石油製品の供給を継続することができるよう、石油精製・元売各社が策定する「系列BCP」について、令和元年度の訓練において判明した課題等を踏まえた定期的な見直しを促し、石油業界の災害対応能力の強化を図る。	2-1) 2-5) 3-3) 5-2) 6-1)
【経産】製油所・油槽所の緊急出入荷能力の強化		災害時石油供給連携計画の訓練については、その定着・習熟を図るため、石油業界、関係省庁、地方公共団体等が連携した上で、訓練を定期的に実施する。令和元年度の訓練において見つけた課題について対応できるような形で、訓練企画を行う。	2-1) 2-5) 3-3) 5-2) 5-3) 6-1) 7-2)

【経産】 ガス工作物等に係る地震・津波対応力強化	ガス事業者のガス導管の耐震化率が2025年末までの目標値である90%に順調に近づいてきていることから、ガス事業者以外の関係者にもガス管の耐震化率向上の重要性を丁寧に説明しつつ、取組を進めていく。	2-1)5-2)6-1)
【経産】 災害時対応可能な天然ガス利用設備の導入及び機能維持強化による天然ガスサプライの促進及び災害時の強靱性の向上	中圧ガス導管で供給を受ける大規模一時滞在施設等に対する災害時対応型天然ガス利用設備の導入を加速化させるため、補助事業者において、公募説明会の回数を増やす等、本施策の広報活動の更なる強化を図る。	2-1)2-5)5-2)6-1)
【経産】 大規模災害が発生した際の事業者、自治体、国の間の電力供給オペレーションの構築	審議会において取りまとめた下記内容についてフォローアップを行う。 ①一般送配電事業者間の連携計画を策定し、復旧手法・設備仕様の統一化等を通じた復旧作業の迅速化促進 ②復旧費用や電源車派遣の相互扶助制度の創設 ③事前の樹木伐採など、地方自治体や他インフラ（通信等）との連携強化 ④電力会社間及び自衛隊との定期的な情報共有・合同訓練	5-2)7-6)
【経産】 石油製品の円滑な供給に向けた関係府省庁間連携スキームの構築	地方公共団体、関係省庁等との訓練については、その定着・習熟を図るため、関係機関で連携した上で、地方公共団体等のニーズに沿う形で訓練を定期的に実施する。	2-1)2-5)3-3)5-2)
【経産】 送配電網の耐雪害対策	送配電網の耐雪害対策について、事業者による適切な対策を推進する。	1-6)
【経産】 風力発電の安全確保	令和元年度に発生した風力発電設備の事故原因について調査・検討を行う。	6-1)
【経産】 ガス事業用LNG基地等に関する緊急対策	長時間停電時のガス事業者の供給機能を維持するため、ガスの長時間（3日間）連続製造/供給に課題が残る9事業所について、自家発電設備等を整備する。	2-1)5-2)6-1)
【経産】 電力インフラの強靱化に関する緊急対策	エネルギー需給構造の強靱化のため、累計約55万kW分の分散型電源等の導入を目指す。また、重要インフラの情報共有システムの構築を行う。 一昨年の北海道胆振東部地震や、昨年の令和元年房総半島台風・令和元年東日本台風による災害等には、大規模電源の喪失や鉄塔の倒壊など、復旧に時間を要する被害により、広域・長期間の停電が発生した。災害時に再エネ電源等の自立・分散型エネルギー設備を活用して地域に自立的な電力供給を可能とするシステムは、地域のレジリエンス向上に資する取組として期待されている。このため、先例モデルとなる事例構築や、運用にあたっての制度面の整理を実施する。 また、災害時に活用する設備の導入にあたっては、平常時から設備を有効活用することによる維持コスト低減も必要となる。マスタープランや有識者等との議論を元に普及に向けたビジネスモデルの事例収集を実施する。	2-1)2-5)6-1)
【経産】 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立	エネルギー供給強靱化法に基づき、送配電事業者に対する災害時連携計画の策定や既存設備の計画的な更新の義務化、無電柱化を含めた送配電設備への必要な投資を適切に行うための託送料金制度改革、山間部等において電力の安定供給・効率性が向上する場合、送配電網の独立運用を可能とする制度整備等を通じて、強靱かつ持続可能な電気の供給体制を確立する。	2-1)2-5)5-2)6-1)7-4)
【経産】 スマート保安の促進	IoTやAIなどの新技術を活用して、産業保安における安全性と効率性を高める取組、いわゆるスマート保安を推進するため、令和2年度に官民の協議会を立ち上げ、企業による先進的な取組を促進するとともに国による保安規制・制度の見直しを機動的かつ効果的に行うためのアクションプランを策定する。	5-2)5-3)6-1)

【国交】水力エネルギーの有効活用及び小水力発電の推進	国及び水資源機構が管理するダムにおいて、管理用水力発電設置の検討等を行い、関係者等との調整が整ったダムから順次設置していくとともに、平成25年より実施している水利権許可の手続きの簡素化により小水力発電の導入を促進していく。	2-1) 2-7) 7-4)
【環境】災害時に役立つ再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備に関する整備等の支援	地域防災計画に避難施設等として位置づけられた公共施設及び民間施設における、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコジェネレーションシステムや燃料電池等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施する。	2-1) 2-5) 2-7) 5-2) 6-1)

5. 金融

施策名称		令和2年度に実施すべき事項	該当プログラム
【金融】金融機関における国内外への情報発信		災害が発生した場合には、金融機関において、融資相談窓口の設置や災害特別融資の取扱い等、適時的確な情報発信を行う。	8-6)
【金融】金融機関におけるBCPの策定・実効性の検証、非常時参集要員体制の整備		非常時参集体制等を含む金融機関のBCPの実効性の検証等について、フォローアップを行うしていく。	5-7) 8-6)
【金融】金融機関のシステムセンター等のバックアップサイトの確保等		システムセンター等のバックアップサイトが確保されていない金融機関に対しては、対応を促していく。	5-7)
【金融】各金融機関等のシステムセンター等の耐震化、自家発電機の設置等		システムセンター等の耐震化、自家発電機の設置・定期的なメンテナンスが未済となっている金融機関等に対しては、対応を促していく。	5-7) 7-1)
【金融】金融機関における水や食糧、防災品等の必需品の備蓄		必需品の備蓄が行われていない等の金融機関に対しては、対応を促していく。	5-7)
【金融】金融機関における通信手段の多様化		通信手段の多様化が図られていない金融機関に対しては、通信手段の多様化等を促していく。	5-7)
【金融】銀行業界など関係業界内機動的な防災訓練等の実施		防災訓練等を引き続き実施し、防災意識を高めるとともに、課題の発見・解決等に取り組む。定期的な防災訓練を行うことで、防災意識を高めるとともに、有事の際の行動を確認しておくことで、実際の対応が必要になった場合に滞りなく情報共有等が行えるようになるものと考えられるため、金融庁、中央銀行、3市場、関係金融機関の参加による合同防災訓練を実施する。	5-7) 8-6)

6. 情報通信

施策名称		令和2年度に実施すべき事項	該当プログラム
【内閣府】総合防災情報システムの整備		令和元年度から運用を開始している新たな総合防災情報システムの定期保守等を通じ、安定的な運用体制を確保するとともに、他省庁等の保有する情報システムとの連携強化を進め、情報登録の自動化を図る。	4-3)

【内閣府】中央防災無線網設備の整備	指定公共機関 1 機関の移転に伴い、中央防災無線網衛星通信設備を構築する。 有明の丘基幹的広域防災拠点施設まか5 箇所（指定行政機関 3 箇所、危機管理信舎 1 箇所、指定公共機関 1 箇所）の直流電源設備修繕（蓄電池取替え）を実施する。 指定公共機関の追加指定 10 機関（平成 27 年、平成 29 年及び令和元年追加指定）について、協定締結に向けた協議を継続する。 指定公共機関の追加指定 1 機関（平成 29 年追加指定）について、中央防災無線網設備を設置するための詳細設計を実施する。	3-2) 4-1)
【内閣府】SNS を活用した防災情報の収集機能強化	SNS を活用した情報発信、情報収集に努める。	4-3)
【内閣府】準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化	安否確認サービスの導入自治体の増加に向けた普及活動を推進する。 安否確認サービスではスマホ de リレーを活用した避難所外情報の収集、災害危機管理通報では災害危機管理情報用の標準フォーマットに関する研究開発を推進する。 7 機体制確立のための追加 3 機（5、6、7 号機）の衛星開発を推進する。	4-1) 4-3)
【総務】Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達及び高度化の推進	地方公共団体やライフライン事業者等の情報発信者、多様なメディアによる更なる利活用及びLアラート高度化システムの導入を促進するため、Lアラートに関する研修やセミナーを通じた普及啓発等を行う。	1-6) 4-2) 4-3)
【総務】G空間防災システムの普及の促進	周辺自治体に先駆けた先導的な取組を行う自治体に対して補助事業によりシステムの実装に必要な支援を実施するとともに、G空間防災システムの自律的実装を促進するため関係省庁・組織と連携した普及啓発やセミナーの開催等の周知啓発活動を実施する。	4-3)
【総務】防災等に資するWi-Fi 環境の整備推進	令和 3 年度までの防災等に資する Wi-Fi 環境の整備目標数約 3 万箇所に対する残りの約 4,000 箇所について、「防災等に資する Wi-Fi 環境の整備計画」に基づき、Wi-Fi 環境の整備を推進する。	4-3)
【総務】難聴地域解消のためのラジオ中継局の整備の推進	令和元年度までの取組状況を踏まえ、難聴地域解消のためのラジオ中継局の整備に対して支援措置を継続し、災害対策としてのラジオ中継局の整備等を推進する。	4-2) 4-3)
【総務】災害対策としてのラジオ中継局の整備の推進	令和元年度までの取組状況を踏まえ、放送停波による情報遮断の回避といった防災上の観点によるラジオ送信所の新規整備等に対して支援措置を継続し、災害対策としてのラジオ中継局の整備等を推進する。	4-2)
【総務】放送局等の耐災害性を強化するための予備送信設備等の整備	令和元年度までの取組状況を踏まえ、大規模な自然災害により、「重大事故」が発生しないよう、放送事業者が行う地上基幹放送等の耐災害性強化に係る対策のための予備送信設備等の整備に対して予算措置により支援する。	4-2)
【総務】災害時に円滑な臨時災害放送局の開設	平時においては地方公共団体等が行う送信点調査や運用訓練に活用し、災害時においては地方公共団体に対して貸し出すことにより、災害時における迅速な開設を図る。また、大規模災害時にテレビ放送が途絶しないよう、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を行うとともに、地方公共団体や放送事業者が可搬型予備送信設備等を活用できるよう、運用マニュアルの更新等を行う。	4-3)
【総務】日本郵便株式会社における事業継続のための防災用品の備蓄	防災用備蓄の強化のため、品目、数量等の見直しを行う。 賞味期限・使用期限に合わせて防災用品を更改する。	5-7)
【総務】日本郵便株式会社における郵便局施設の耐震化	令和元年度未だに耐震工事の対象として計画した郵便局施設でありながら、実施に至っていない耐震工事を早期に完了させるよう工事を実施する。	5-7)

【総務】日本郵便株式会社が における郵便事業に係る事 業継続計画の策定	水害対策（被災地郵便局の窓口再開に向けた一部業務フロー）の見直しについて検討・実施する。 なお、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた感染予防物品の備蓄のあり方（具体的には備蓄目安を20営業日程度まで延長） 検討・BCPの見直しを実施する。	5-7)
【総務】放送ネットワーク 整備支援事業によるケーブ ルテレビネットワークの強 靱化支援	ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業及びネットワークの複線化等を通じた強靱化を目的とする事業を確 実に実施する。	4-3)
【各府省庁】中央省庁の情 報通信システムに対する脆 弱性評価	長期電源途絶等に対する情報通信システムの脆弱性評価については、「通信回線の脆弱性評価マニュアル」により、霞が関エリア 以外の各府省庁における情報通信システムの対策を支援する。	4-1)4-3)
【総務】電気通信設備の損 壊又は故障等に係る技術基 準への適合性を維持するた めの自己確認制度及び迅速 な応急復旧のための体制整 備	電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準への適合性について事業者に遵守させる。 通信の早期復旧について、電力及び通信サービスの適切な確保のための一般送配電事業者及び電気通信事業者を軸とした連携、 非常用電源への燃料供給及び通信の確保のための石油関連業界団体等及び電気通信事業者を軸とした連携について、訓練等を通じ て推進する。倒木処理等に係る通信事業者と都道府県等との連携協定等を推進する。そして、大規模災害時において関係機関の協 力が必要となる事項に関するリエゾン業務等を整理したマニュアルを充実させるとともに、訓練等を通じてその実効性を図る。 また、災害時における電気通信事業者からの報告を迅速に取りまとめ、早急に通信設備の被害状況等を把握するための災害情報 自動集約ネットワークシステムの開発に取り組む。 さらに、防災に必要な通信を確保するため、都道府県や市町村等の災害における重要な拠点をカバーする通信設備の予備電源等 について、少なくとも24時間わたる停電対策に取り組むこと等をガイドラインにおいて明確化する。 加えて、通信全体の仕組みや通信網の構成等について、一般利用者や災害対応期間等に対する周知など普及啓発に取り組む。 令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポートでは、通信事業者は、長時間停電に備え通信局舎 や携帯電話基地局の非常用電源を設置しているものの、令和元年房総半島台風の際には、想定を超える長時間の停電により、重要 な通信施設を非常用電源だけでは維持できなかったことが今後の課題として指摘されたため、総務省では災害時において電気通信 設備等への電源が途絶し、事業者等の非常用電源では対応できない場合に備え、令和元年度補正予算により総合通信局等に移動電 源車を9台追加配備する。	2-2)2-4)3-2)3-3)4- 1)4-3)6-5)
【総務】災害時における重 要通信確保のための総合通 信局への移動電源車の配備	令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポートでは、通信事業者は、長時間停電に備え通信局舎 や携帯電話基地局の非常用電源を設置しているものの、令和元年房総半島台風の際には、想定を超える長時間の停電により、重要 な通信施設を非常用電源だけでは維持できなかったことが今後の課題として指摘されたため、総務省では災害時において電気通信 設備等への電源が途絶し、事業者等の非常用電源では対応できない場合に備え、令和元年度補正予算により総合通信局等に移動電 源車を9台追加配備する。	2-2)2-4)3-2)3-3)4- 1)4-3)6-5)
【文科】気象庁の津波予報 等への貢献を目的とした地 震・津波・火山観測網の強 化	老朽化による故障等により情報発信が滞ることが無いよう、機器更新を計画的に実施し観測網の安定運用に努め、老朽化した観 測施設の改修・更新について検討する。また、観測データを活用した地震動及び津波の即時予測技術に関する研究開発において社 会実装に向けた開発システムへの高度化、ハザード評価の精度向上につながる長期評価の高度化に関する研究開発並びに火山活動の 推移を把握する研究開発を推進する。	1-3)1-5)4-3)
【文科】技術試験衛星9号 機(ETS-9)等の通信衛星の 開発	平成28年度から開発に着手したETS-9においては、ETS-VIIIの10年の運用で得られた知見・技術を活用しつつ、開発を着実に推 進する。	2-5)4-1)4-2)4-3)
【環境・内閣府】固定衛星 通信設備等に関する緊急対 策	固定衛星通信設備について、経年劣化が確認された8拠点について、設備更新を行う。 また、全国のおフサイトセンサー（OFC）の建物等について、津波、洪水、土砂災害による被害が想定される6施設全てについて、 浸水対策施設や砂防施設の整備等を行う。	4-1)4-3)

【環境・内閣府】 モニタリングポストの機能維持に関する緊急対策	<モニタリングポスト等の電源及び通信の多重化（平常時の環境放射線の監視及び緊急時の防護措置の判断に使用するもの）> 道府県に放射線監視等交付金を交付し、モニタリングポスト等の電源及び通信の多重化を実施していく。 <電子式線量計等の通信の多重化（緊急時の防護措置の判断に使用するもの）> 道府県に原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を交付し、電子式線量計等の通信の多重化を実施していく。	3-3) 4-3)
7. 産業構造		
施策名称 令和2年度に実施すべき事項 該当プログラム		
【内閣府】 民間企業及び企業間/企業体/業界等における BCP の策定促進及び BCM の普及推進	民間企業等の事業継続体制（BCP の策定状況）に関する実態調査を実施する。 官民が効果的に連携するための課題を考察・共有するため、官民による意見交換を定期的に実施する。民間事業者側からの官側への要望内容も踏まえて連携のための課題を抽出し、施策を検討し、着手可能なものから実行する。	5-1) 5-2) 5-8) 6-1)
【内閣府】 企業の本社機能の地方移転・拡充の支援	東京一極集中の是正に向けて、地方における雇用を創出するため、地域再生法に基づき自治体が作成する地域再生計画に沿って企業が行う地方拠点の強化に対して、支援措置を講じる。具体的には、東京 23 区からの企業の本社機能の移転（移転型）及び、地方において企業の本社機能を強化する取組（拡充型）に対してオフィス減税・雇用促進税制等により支援を行う。 利用促進のために、パンフレットやホームページ等による情報発信により、地方公共団体及び事業者に対する積極的な周知広報を図っていく。	5-1)
【経産】 災害対応等のためのロボット・小型無人機（ドローン）の技術開発・実証	災害時の被災状況調査や、老朽化するインフラ点検、監視や捜索、物流など、拡大しているドローンの業務用途ニーズに対応するため、福島ロボットテストフィールド等を活用した実証等を行い、ロボットやドローンの社会実装に向けた事業環境整備や国際標準の獲得を推進する。	1-3) 1-6) 2-1) 2-2) 2-7) 6-5)
【経産】 東アジア及び我が国の知見を活用した災害に強いインフラ整備等に向けた政策研究	現地政府を巻き込んだ東アジア・ASEAN の防災能力強化に向けた政策提言活動を実施するとともに、シンポジウム等を通じた研究結果の普及に努める。	5-1)
【経産】 高圧ガス設備の耐震設計基準の見直し	大規模な自然災害時におけるコンベナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等の低減に当たって、令和元年度までにサイトスペシフィック地震動の検討が概ね完了したため、液状化、流動化等への対策についての検討を開始し、必要に応じて基準改正等の検討を行う。	5-1) 5-3) 7-5)
【経産】 石油化学事業者による人材育成やリスクアセスメント等に関する実施計画の策定とその PDCA 実施の促進	石油化学事業者が人材育成やリスクアセスメント等に関する安全確保の具体的な実施計画を策定し、毎年の PDCA サイクルの実施により実効性を高めることを促進する。 令和元年度実施計画のフォローアップをまとめるとともに、そのフォローアップ内容や課題を踏まえた令和3年度実施計画を策定し、7月までに公表する。 また、一昨年に発生した北海道胆振東部地震、昨年に発生した山形県沖地震、九州豪雨、房総半島台風、東日本台風等による被害状況及び影響等を踏まえ、巨大地震・津波、最近多発している風水害などを想定した、従業員等の避難、設備のあり方などの対応方針に関する情報交換を行い、より効果が高がり、かつ、合理的な考え方、事例などについて業界団体が主催する有識者講演会、委員会に加え説明会ならびに勉強会開催等の場を通じて、人材育成につながる情報の共有を図る。	5-1)

【経産】中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策の促進	中小企業・小規模事業者による自然災害への事前の防災・減災対策の取組を促進するため、令和2年度で措置されている中小機構運営交付金を通じて「事業継続力強化計画」の普及啓発、策定支援を引き続き実施していくとともに、「連携事業継続力強化計画」の取組を増やし、遠隔地での代替生産等の好事例を横展開するとともに、計画策定後のフォローアップを実施する。また、令和元年東日本台風では、保険に加入しておらず資金繰りに困窮する事業者が多く見られ、自社の特徴を踏まえて正しい保険プランに加入してもらう様、特にリスクファイナンス対策を促す。	5-1)8-6)
【経産】既存の高圧ガス設備の耐震化	最新の耐震基準に適合するよう耐震補強対策に取り組む場合の費用の一部を補助することにより、補助促進を図る（球形タンクブレース：6基、リスクの高い重要設備5基を補助する予定）。また、事業者に対し、可能な限り早期の対策を要請していく。	5-1)5-3)7-5)
【経産】指針に基づく更新計画の活用による工業用水道強靱化の推進	各経済産業局単位で開催されるブロック会議等を通じて、計画作成及び事業の実施を促すとともに、計画作成及びその計画に基づき事業を実施している事業者の情報（事業体名の公表等）を、工業用水道事業者全体で共有することで、更なる計画策定等の推進を促す。	5-9)6-2)8-5)
【経産】広域的災害発生時の工業用水道事業における応援体制の確保	更新・耐震事業の進捗を促すために事業への補助を行うとともに、新たな補助制度の運用状況に鑑み、必要に応じて補助制度の見直しについて再検討を行う。 緊急対策が必要な事業に対し、補助要望を受けた事業については、補助金交付により支援を図れるよう調整を行う。 各経済産業局単位で開催されるブロック会議等にて全国相互応援体制の再周知を実施するとともに、各地域で行われる応援体制の更なる充実についての検討状況を踏まえつつ、地域の実情に応じた合同訓練や協定の整備等についても促していく。 データベースを定期更新する。	5-9)6-2)8-5)
【国交】防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進	「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を定期的に開催し、行政や建設業者団体、発注者団体等の関係者が一体となって、社会保険加入徹底と法定福利費の適切な支払等の認識を共有するとともに、引き続き法定福利費を内訳明示した見積書・請負代金内訳書の活用促進を図るための取組を推進する。 また、改正建設業法施行による社会保険加入に係る規制強化に伴って法定福利費の支払等を逃れるための偽装一人親方化の懸念があることから、協議会の下部組織として「規制逃れを目的とした一人親方化抑制対策に関する検討会（仮称）」を設置し、建設業者団体からの聞き取りによる職種ごとの一人親方化実態把握、実効性のある具体的対策の検討・方針とりまとめ等を行う。 加えて、引き続き、将来にわたるインフラの品質確保とその中長期的な担い手確保にも資する入札契約方式等などへの支援成果等の全国展開を行う。	1-6)2-1)2-2)2-3)2-5)3-2)3-3)5-1)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-3)8-1)8-2)8-5)

8. 交通・物流

施策名称		令和2年度に実施すべき事項	該当プログラム
【内閣府】官民が連携した物資調達の仕組みの構築		国・都道府県・区市町村・避難所等の各関係機関間で物資支援に関する情報を共有し、支援物資のより迅速かつ効率的な調達・輸送等を行うため、令和2年度より運用を開始する「物資調達・輸送調整等支援システム」について、引き続き、関係省庁・自治体に周知を図るとともに、訓練や実際の災害対応から課題を抽出し、手順等の見直しを行う。	2-1)
【内閣府】基盤整備の推進による地方創生のより一層の充実・強化		地域再生法の規定により内閣総理大臣が認定した244の地域再生計画に基づき、地方が地方創生の深化のために行う道路（市町村道、農道、林道）整備、汚水処理施設（下水道、集落排水、浄化槽）整備および港（港湾、漁港）整備に対して支援を行い、これららの基盤整備を通して、地域の防災・減災対策（避難路、緊急物資の輸送拠点としても活用される道路、港の整備等）、森林整備の促進や地方の活性化による国土の均衡ある発展等、国土強靱化にも貢献する。	1-1)2-2)5-5)6-3)6-4)6-5)7-6)8-2)8-4)8-6)

【国交】ラストマイルを含む円滑な支援物資輸送体制の構築	地方ブロックごとに国、自治体、倉庫業者・トラック事業者等の関係者が参画する協議会等を通じ、物流事業者団体との災害時協力協定の締結・高度化等の促進や、新たな民間物資拠点の選定及び「ラストマイル」における円滑な支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」の普及促進等、各地域における支援物資輸送体制の確立に向けた取組を実施するとともに、地方公共団体等が主体となって行う、支援物資輸送の実効性を高める取組を促進する。	2-1)2-7)
【国交】物流事業者における災害対応力の強化	物流総合効率化法の活用による災害に強い物流施設の整備促進や「荷主と物流事業者が連携したBCP作成のためのガイドライン」の周知による民間物流事業者のBCP策定等を促進する。また、成田空港が機能不全に陥った場合を想定し、空港BCPとの整合性を確保しつつ、具体的な被災想定のもと災害時における物流関係者間の連携について計画策定を行い、策定した計画に沿って机上訓練を実施する。	5-1)5-5)5-8)8-6)
【国交】緊急車両の進入路・避難路の整備	道路の高架区間や盛土区間等の一次的な避難場所としての活用を推進する。 道路の高架区間等を一時的な避難場所として地域防災計画変更に係る支援を行う。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)
【国交】道路施設が持つ副次的機能の活用（道の駅の防災機能付加、海拔表示シートの設置等）	自治体が策定する地域防災計画に基づき、自治体と役割分担を図りながら「道の駅」の防災設備を整備するとともに、広域的な復興・復旧活動拠点となる「道の駅」を重点的に支援する「防災道の駅」認定制度を導入する。 海拔表示シートを整備する。	1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-1)3-2)3-3)4-1)4-3)5-1)5-2)5-5)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)
【国交】道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供	令和元年東日本台風の際にはETC2.0データと民間プローブデータを災害対応に活用したところであり、引き続き、関係機関と連携し、災害時の通行可否情報の収集や提供を行うなど、情報収集の強化・提供情報の質の向上を推進する。	1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-1)3-2)3-3)4-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)
【国交】道路の雪寒対策の推進（雪崩防止柵等の防雪施設の整備、除雪作業、凍結防止剤散布、各機関による情報連絡、チェーン装着指導）	道路の雪寒対策として、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時において、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るため、ソフト・ハードの両面から道路交通確保の取組を推進する。	1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)4-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)
【国交】道路の液状化対策	道路構造物の液状化対策を行う。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)4-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)

【国交】道路啓開計画策定 (災害に備えた関係機関との連携)	大規模地震発災後、緊急輸送道路等の通行を可能とするため、実動訓練等を通じ、放置車両移動など対応能力を強化する。 道路の高架区間等を一時的な避難場所として地域防災計画変更に係る支援を行う。	1-1)1-2)1-3)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-2)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)
【国交】道路橋梁の耐震補強	大規模災害時の救急救命・復旧活動を支えるため、 ・緊急輸送道路の道路橋の耐震補強を加速化させる。 ・高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋の対策について、優先的に支援する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)4-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)
【国交】大都市圏環状道路の整備	迅速かつ円滑な物流の実現等のため、三大都市圏環状道路の整備を推進する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)
【国交】無電柱化の推進	無電柱化推進計画(平成30年4月6日決定)に基づき約1,400kmの無電柱化を着実に推進するため、個別補助制度を創設するとともに、引き続き3か年緊急対策に位置づけられた約1,000kmについて着実に事業を推進するほか、関係事業者と連携し、さらなる無電柱化の推進を図る次期推進計画の策定に着手する。 緊急輸送道路や幅員が著しく狭い歩道等の新設電柱の占用を禁止し、道路事業や市街地開発事業等の実施時に技術上困難な場合を除いて原則無電柱化するほか、既設電柱の占用制限に向けた調整を加速化させる。 低コスト手法及び新技術・新工法の導入・普及を図り、設計時のコスト比較を徹底することに加え、既設の民間管路等の活用や一括発注の検討などにより事業のスピードアップを促進する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)4-3)4-1)4-2)4-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)
【国交】代替性確保のための道路ネットワークの整備	代替性確保のための高規格幹線道路等の整備を推進する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)
【国交】道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強	大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支えるため、土砂災害対策道路事業補助制度等を活用し斜面崩落などを防止する道路法面や盛土等の防災対策を推進するとともに、新技術等の活用も検討し効率的な予防保全に向けた取組を推進する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)4-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)

【国交】多様な主体が管理する道の把握・活用	道路、農道、林道や民間の道の関係機関等で構成する「多様な主体が管理する道活用」連絡会を構成する、南海トラフ地震等を想定した7自治体において、具体的な取組を推進するとともに、「多様な主体が管理する道活用」連絡会における取組を、その他自治体へ展開する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)
【国交】広域避難路（高規格幹線道路等）へのアクセス強化	地域における追加のインターチェンジの必要性を検討し、合意形成が整った箇所において、スマートインターチェンジの整備を推進する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)
【国交】災害時における自転車の活用の推進	被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の活用の活用に関する取組事例や課題についてとりまとめ、地方版自転車活用推進計画への災害時における自転車活用施策の位置付けを推進する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)4-3)5-1)5-2)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)
【国交】津波発生時における乗客の安全確保	保安監査等の機会を捉え、鉄道事業者が行う津波発生時に備えた乗客の避難誘導に関する取組状況を確認し、必要な助言等を実施する。	1-3)
【国交】鉄道施設の浸水対策	河川氾濫や津波等により浸水被害が想定される地下駅等について、鉄道施設総合安全対策事業費補助（浸水対策）による支援を行う等、止水板、防水扉の整備を一層推進する。また、新幹線における車両及び重要施設については、令和元年度のとりまとめに基づき、浸水対策を推進する。	1-4)2-4)4-3)5-4)5-5)5-6)6-4)8-2)
【国交】駅構内・車内を含めた旅客への情報提供の着実な実施	鉄道事業者に対し、各種情報提供ツールや多言語案内の充実を図っていくよう働きかけを行う。計画運休の実施や災害等が発生した際には、訪日外国人を含む利用者への情報提供を適切に行うよう指示・指導を行うとともに、業務監査において必要に応じて改善を促し、利用者への情報提供の充実を図っていく。	1-3)1-4)1-5)1-6)2-4)4-3)
【国交】地方公共団体等と連携した帰宅困難者対策の検討・実施	自治体が主導する駅前対策協議会において、地方公共団体等と連携しながら、鉄道事業者も積極的に役割を果たしていくことが必要であり、鉄道事業者における備蓄等の取組について、監査のほか、事案が発生した際にその都度確認し、必要に応じ改善を促していく。	2-4)
【国交】新幹線ネットワークの着実な整備	令和4年度に九州新幹線（武雄温泉・長崎間）が、令和4年度末に北陸新幹線（金沢・敦賀間）が、令和12年度末に北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）がそれぞれ完成・開業予定であり、予定通りの完成・開業に向けて着実に整備を推進する。北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の環境影響評価の手続きを着実に実施する（令和元年度より4年程度）。	5-5)
【国交】貨物鉄道の大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送の実施	災害廃棄物輸送にも資する機関車の更新に対し、JR貨物を対象に税制特例による支援を講じる。	8-1)8-6)

【国交】新幹線の大規模改修に対する引当金積立制度による支援	東北（東京～盛岡間）・上越新幹線及び山陽新幹線について、積立期間中の法人税の繰り延べ制度による支援を講じる。	1-1)1-3)1-4)2-4)4-3)5-4)5-5)5-6)6-4)7-1)8-2)
【国交】貨物鉄道事業者のBCPの深度化の推進	災害等発生時を想定した訓練の実施状況を確認し、業務継続計画の深度化を推進する。	2-1)2-2)2-5)2-7)4-3)5-1)5-2)5-5)5-8)6-1)8-1)
【国交】鉄道施設の耐震対策	首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に備え、鉄道施設総合安全対策事業費補助（耐震対策）による支援を行う等、主要駅や高架橋等の耐震補強を一層推進する。	1-1)1-3)2-4)4-3)5-4)5-5)5-6)6-4)7-1)8-2)
【国交】鉄道における雪害対策の推進	降積雪期に迅速な除雪等が行えるよう、適切な時期に除雪車の出動準備、除雪体制の確認を行うよう指導する。	1-4)1-6)2-4)4-3)5-4)5-5)5-6)6-4)8-2)
【国交】地域コミュニティ維持のための地域交通網確保策の推進	都道府県・市町村が作成する防災計画に基づき、地方自治体及び他交通モードとの事前の協定締結状況の把握や、事業者団体、関係機関等との協力を行い、問い合わせ・相談に応じる等目標達成に向けた取組を支援するとともに、締結済み自治体においても締結内容の充実などを支援する。	6-4)
【国交】津波発生時における旅客及び船舶の津波避難マニュアル策定等の推進	全国の船舶運航事業者等に対し、津波避難マニュアル作成等に必要な協力・支援を図っていくとともに、船舶の津波避難に関連した訓練の実施を広く呼びかけていく。	1-3)5-4)5-5)6-4)7-2)
【国交】災害時における海上輸送ネットワークの確保のため、利用可能船舶の把握、船舶の利用に係る関係者との体制構築等の推進	大規模災害時に船舶の活用が迅速に対応可能となるよう、地方公共団体等におけるマニュアル等の策定、防災訓練でのマッチングシステムの運用等を促進する。 災害時における携帯電話基地局の船上開設について、携帯電話事業者と民間フェリー事業者等との協定締結に向けた関係者間の調整を促進する。 内閣府、警察庁、消防庁、防衛省及び民間フェリー事業者等と連携した「広域応援部隊進出のための民間フェリーの利用に関する問題検討会」と「民間フェリーを利用した広域応援部隊進出にかかる図上訓練」を実施する。	2-1)2-2)2-3)2-5)2-7)3-2)3-3)4-1)4-3)5-1)5-4)5-5)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)8-1)8-6)
【国交】海上輸送の大量輸送特性を活かした災害廃棄物の広域処理体制の構築	リサイクルポータル推進協議会や港湾管理者と連携し、災害廃棄物の取扱いについて協議・調整を行い、災害廃棄物に対応した受入施設および利用可能港湾に関する情報整理を行う。	8-1)8-6)
【国交】GPS 波浪計の情報伝達の信頼性向上	令和元年度までに実施した訓練を踏まえ、円滑な情報伝達を維持するため、特に訓練が必要な項目について、各地方整備局にて情報伝達訓練を実施する。	1-3)4-3)
【国交】効果的な航路啓開等に係る関係機関の連携の強化等	緊急確保航路において、航路啓開訓練を踏まえ、必要に応じて航路啓開計画を充実させた上で、航路啓開訓練を行う。	2-1)2-3)5-1)5-4)5-5)6-1)6-4)
【国交】港湾を活用した広域的な復旧・復興体制や物流の代替性の確保	令和元年房総半島台風等をはじめとする近年の台風による港湾での被害等を踏まえ、高潮・高波・暴風等への対応や瓦礫等の仮置き場等を考慮した港湾BCPの改訂を実施する。また、港湾BCPに基づく関係機関と連携した訓練を実施し、昨今の災害の教訓も踏まえ、PDCA サイクルによる継続的な見直し・改善を図る。 高潮浸水等によるコンテナターミナル等の機能停止を回避するため、電源設備の浸水対策やコンテナの流出対策等を実施する。 台風接近時の暴風等によるコンテナ等の飛散防止に係る民間事業者の取組の促進のため、コンテナ固縛の優良事例の周知を行う。	5-1)5-4)5-5)6-4)

【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発	災害時に陸上輸送が遮断された場合でも緊急物資の輸送を可能とし、災害後の経済活動を支える基幹的海上交通ネットワークの維持を図るため、耐震強化岸壁や粘り強い防波堤の整備等、港湾施設の耐震・耐波性能等の向上を推進する。また、民有港湾施設の耐震化支援及び関連する技術開発等の施策を推進する。	1-3) 2-1) 2-3) 3-2) 3-3) 5-1) 5-3) 5-4) 5-5) 5-8) 6-1) 6-4)
【国交】空港における地震・津波早期復旧計画策定の推進	発災後、空港を救急・救命活動や緊急物資輸送の活動等の拠点として活用するため、背後圏の経済活動を維持するため、空港における地震・津波に対応する早期復旧計画を策定する。早期復旧計画策定に際し、令和元年房総半島台風や令和元年東日本台風の対応の反省点や知見を計画に盛り込んだ計画とし、計画の有効性を図る。	2-1) 2-3) 2-5) 5-1) 5-5) 5-6) 5-8) 6-4)
【国交】空港における地震・津波避難計画策定の推進	空港内の旅客、関係職員及び周辺からの避難住民等の人命を保護するため、空港における地震・津波に対応する避難計画を策定する。避難計画策定に際し、令和元年房総半島台風や令和元年東日本台風の対応の反省点や知見を計画に盛り込んだ計画とし、計画の有効性を図る。	1-3) 5-6)
【国交】救急・救命活動等に必要空港施設の耐震化・浸水対策	地震発生時に、空港が救急・救命活動及び緊急物資等輸送拠点としての機能を確保するため、管制機能確保に必要な管制施設、最低限必要となる基本施設等の耐震化や浸水対策（排水ポンプ整備）を実施する。	2-1) 2-3) 2-5)
【国交】航空ネットワークの維持等に必要空港施設の耐震化・浸水対策	航空輸送上重要な空港について、地震発生時に航空ネットワークの維持や背後圏経済活動の継続性確保を図るため、必要な管制施設、基本施設等の耐震化や浸水対策（排水ポンプ整備）を実施する。	5-1) 5-5) 5-6) 5-8) 6-4)
【国交】外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達（指針）	「非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた検討会」での議論を踏まえ、災害時の外国人旅行者への対応に関する課題への具体的な対応策を検討し、実施する。	4-3)
【国交】外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達（アプリ）	「Safety tips」の災害情報を他のアプリへ提供するべく、他のアプリとの連携を推進するとともに、JNTO（日本政府観光局）の「Japan Official Travel App」の周知を図る。	4-3)
【国交】国内旅行者に対する情報提供体制の構築	危機管理時の組織マネジメントについて旅行業者に周知を行い、各旅行会社における安全管理責任者設置率向上を図る。	4-3)
【国交】外国人旅行者に対するウェブサイト等での災害情報の発信	平成 30 年 9 月に決定された「非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策」に基づき、災害発生時には、Japan Visitor Hotline（日本政府観光局コールセンター）における 24 時間、英語・中国語・韓国語での相談対応を行うとともに、日本政府観光局のウェブサイトや SNS 等で、災害の状況に応じて、訪日外国人が必要とする正確な情報発信（道路・交通の状況、観光地の営業状況に関する情報等）を行うなどの取組を推進する。	4-3) 8-6)
【国交】巡視船艇・航空機の整備	発災時における救助・救急活動、緊急輸送活動、海上緊急輸送ルート確保等の応急対策業務をより一層的確に実施するため、災害対応力を有する巡視船艇 12 隻・航空機 5 機を整備する。	1-3) 2-1) 2-2) 2-3) 2-5) 2-6) 2-7) 5-3) 7-2) 7-5)
【国交】鉄道河川橋梁の流失、傾斜対策	豪雨により流失・傾斜の恐れがある鉄道河川橋梁について、洗掘防止対策、異常検知システム設置等の豪雨対策を推進し、防災・減災対策の強化を図る。	1-4) 1-5) 2-4) 4-3) 5-4) 5-5) 5-6) 6-4) 8-2)
【国交】鉄道の隣接斜面の斜面崩壊対策	豪雨により斜面崩壊の恐れがある鉄道の隣接斜面について、斜面崩壊対策を推進し、防災・減災対策の強化を図る。	1-4) 1-5) 2-4) 4-3) 5-4) 5-5) 5-6) 6-4) 8-2)

【国交】 航路標識の強化	航路標識の耐震及び耐波浪補強を推進する。 海水浸入防止対策の整備を推進する。 予備電源の整備を推進する。 航路標識の維持管理の高度化を図るため、ICT 等の活用について、更なる検討を進める。 航路標識の老朽度調査を推進する。	5-1) 5-4) 5-5)
【国交】 海域監視・情報提供体制の強化	3 か年緊急対策として海域監視体制の強化が必要な海域にレーダー、監視カメラの整備を行う。 錨泊制限や巡視船舶等による指導、錨泊船舶への情報提供等を適切に実施する。 海上空港等重要施設の付近海域において、更なる監視・情報提供体制の検討を行う。	1-3) 2-1) 2-2) 2-3) 5-1) 5-4) 5-5) 5-8)
【国交】 船員教育施設の耐震改修の推進	学校施設の耐震診断の結果、Is 値 0.7 未満である海技大学第一実習実験棟、西教室（東・西）及び波方海上技術短期大学校学生寮の耐震改修工事を実施する。	1-1) 2-4) 2-7)
【国交】 空港施設における耐震化・浸水対策	航空輸送上重要な空港等において、護岸の嵩上げや電源設備への止水扉設置等による浸水対策を行う。	5-5) 5-6) 6-4)
【国交】 鉄道の沿線火災発生時における関係機関との連携強化	保安監査等の機会を捉え、鉄道事業者が行う鉄道沿線火災に備えた関係機関との連携に関する取組状況を確認し、必要な助言等を実施する。	1-2)
【国交】 船舶における走錨事故の防止等に関する緊急対策	船長等が走錨リスクを直接把握できるよう、個船の走錨リスクを予測し、船長等に情報提供するシステム（走錨リスク判定システム）を開発する。 開発したシステムの公開・普及方法について検討のうえ、民間企業への導入を促進することで走錨による橋梁等への衝突事故を未然に防止し、国民生活の安全・安心を確保し、経済活動の停滞を防止する。	5-1) 5-4) 5-5)
【国交】 港湾における走錨事故の防止等に関する対策	令和元年房総半島台風では、暴風により走錨した船舶が臨港道路の橋梁に衝突し、橋梁は甚大な損傷を受け、長期間通行止めとなったことを受け、船舶の安全な避難に資する避難水域の確保のための防波堤の延伸や、船舶の衝突が発生した場合でも、被害を軽減するため、防衝工の設置等の走錨事故の防止等に関する対策を実施する。	2-1) 5-1) 5-2) 5-3) 5-4) 5-5) 5-8)
【国交】 重要施設周辺海域における走錨事故の防止等に関する緊急対策	錨泊制限や巡視船舶等による指導、錨泊船舶への情報提供等を適切に実施する。 海上空港等重要施設の付近海域において、更なる監視・情報提供体制の検討を行う。	5-1) 5-4) 5-5)
【国交】 港湾広域防災施設における訓練・防災教育等の推進	港湾広域防災施設において、関係者（国、港湾管理者等）による緊急物資輸送等の訓練を行い運用体制の強化を図る。また、学校や地域の自治組織等に対し、施設見学や訓練等を通じた防災教育を実施する。	2-1) 2-3) 2-5) 5-1) 5-4) 6-1) 6-4)
【国交】 異常気象発生時の二次災害に備えた運転規制の適正な実施	保安監査等の機会を捉え、鉄道事業者が行う異常気象の発生に備えた運行管理に関する取組状況を確認し、必要な助言等を実施する。	1-4) 2-4)
【国交】 空港の暴風雨対策（浸水対策等）	台風、暴風雨等による空港施設の機能停止を防ぐため、電源設備の改良、排水ポンプの改良等浸水・冠水・暴風雨対策を実施する。	2-1) 5-5) 5-6) 6-4)

【国交】交通安全対策の推進	平常時・災害時を問わない安全な道路交通を確保するため、交差点改良、歩道の設置を含めた道路の拡充、防護柵や標識・路面表示の充実等の交通安全対策を推進する。	1-1) 1-2) 1-3) 1-4) 1-5) 1-6) 2-1) 2-2) 2-3) 2-4) 2-5) 2-6) 2-7) 3-2) 3-3) 5-1) 5-2) 5-4) 5-5) 5-6) 5-7) 5-8) 6-1) 6-2) 6-3) 6-4) 6-5) 7-1) 7-3) 7-4) 8-1) 8-2) 8-3) 8-4) 8-6)
---------------	--	--

9. 農林水産

施策名称		令和2年度に実施すべき事項	該当プログラム
【農水】農業水利施設の耐震化		計画的に耐震化計画を策定し、目標達成に向けて推進する。	5-8) 5-9) 6-2) 7-6)
【農水】ため池のハード及びソフト対策の推進		防災重点ため池においてハザードマップ等ソフト対策を実施するとともに、農地及び周辺地域の湛水被害等を防止する対策を実施する。	5-8) 5-9) 6-2) 7-4) 7-6)
【農水】農林道の迂回路等としての活用に係る道路管理者間の情報共有等の促進		農林道の有する迂回路としての機能の実態調査をすめるとともに、国・県・民間団体等で構成される「「多様な主体が管理する道活用」連絡会」等を活用することで関係者間での情報共有に努め、地域防災計画に適切に農林道が位置づけられるよう働きかけを行う。	2-1) 2-2) 5-1) 5-5) 5-8) 6-4)
【農水】応急食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進		「緊急災害時対応食料供給体制整備調査」の取りまとめに当たっては、必要に応じて調査品目等の見直しを行うとともに、訓練に当たっては、より現実に応じた訓練内容により、応急食料の調達体制の充実を図るほか、内閣府主催の緊急災害対策本部事務局訓練に職員を派遣し、多くの経験者を確保する。 平成30年度に作成した「災害時に備えた食品ストックガイド」・「要配慮者のための災害時に備えた食品ストックガイド」・Webページ「家庭備蓄ポータル」等を活用し、情報発信を実施することにより、災害時に備えた食品の家庭備蓄の一層の定着を図る。	2-1) 2-2) 5-8)
【農水】農村における基幹集落への機能集約とネットワークの強化		農地・農業水利施設や農村生活環境整備等の地域資源の適切な安全管理を図ることにより、地域コミュニティの維持・活性化を促進するものであるため、着実に地域数を増やしていく必要があるため、取組の定着・拡大のため、ヒアリングを実施し事業推進を支援する。	1-5) 7-6)
【農水】土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定）の推進及び体制強化		担当者会議等の場において、施設管理者に対してBCP策定の必要性について、啓発を図るとともに、「土地改良施設管理者のため業務継続計画（BCP）策定マニュアル」（平成28年3月策定）の周知に努める。	5-8) 5-9) 6-2) 7-4) 7-6)
【農水】農村における想定被害情報の共有による避難計画の精度の向上		防災重点ため池において、ハザードマップ等ソフト対策を実施する。 山地防災に係る情報共有体制の整備や防災意識の向上のためのリーフレットの作成・配布、講習会の開催等を支援し、地域防災力の向上を推進する。	1-3) 1-5) 4-3) 7-4)
【農水】農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策		関係機関、地元関係者と連携し、施設の長寿命化対策や更新を推進する。	5-8) 5-9) 6-2) 7-6)

【農水】 海岸防災林の整備	津波に対する被害軽減効果の高い海岸防災林の整備を推進するとともに、海岸防災林の防災機能の確保に向けた施策の検討を継続する。 津波に対する被害軽減効果の高い海岸防災林の維持管理等に関する指針の策定に向けた検討を行う。 3 年緊急対策に基づき、植栽や防潮堤の設置等の対策を実施する。	1-3) 2-2) 3-3) 5-5) 6-4) 6-5) 7-4) 7-6)
【農水】 山村コミュニティによる森林整備・保全活動等の推進	平成 25 年度から実施している森林・山村多面的機能発揮対策において、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援するとともに、農業と連携した取組も支援する。 効率的な森林整備に資する施策集約化に向けて、より効果的な手法を検討しつつ、森林情報の収集活動や合意形成活動や森林境界の明確化活動を支援する。	7-6) 8-2) 8-4) 8-5)
【農水】 森林の国土保全機能（土壌侵食防止、洪水緩和等）の維持・発揮のための多様な健全な森林の整備等	森林の国土保全機能の維持・発揮に向けて、平成 31 年 4 月からスタートした森林経営管理制度等による森林経営の集積・集約化を図りつつ、間伐や再造林とこれに必要な路網整備、鳥獣害対策の推進等による多様な健全な森林の整備を推進するとともに、近年の災害を踏まえ、市町村等公的主体と森林所有者、施設管理者等が協定を締結して行う、鉄道等の重要インフラ施設周辺の森林整備を支援する。また、3 年緊急対策に基づき、間伐等の森林整備や林道の改良整備といった対策を実施する。	1-5) 6-1) 6-4) 7-6)
【農水】 荒廃地等における治山施設の整備	山地災害危険地区において、治山施設の整備等のハード対策と、関係機関や地域住民と連携した山地災害発生リスクに関する情報の周知等のソフト対策を総合的に実施する。 3 年緊急対策に基づき、治山施設の設置等による荒廃山地の復旧・予防対策や流木捕捉式治山ダムの設置等による流木対策を実施する。	1-3) 1-5) 1-6) 2-2) 3-3) 5-5) 5-8) 6-4) 6-5) 7-4) 7-6)
【農水】 災害時における食品サプライチェーンの事業者間の連携・協力体制の構築	重点的な治山施設の機能強化・老朽化対策、避難経路を保全対象とした緊急的な予防対策等を実施する。 大規模災害時の被災地域において、食料供給の維持・回復に資することを目的として策定した指針等を活用し、食品産業事業者団体や食品産業事業者との会合の場等において食品サプライチェーン全体の食品産業事業者間の連携・協力体制の構築の必要性について普及に努め、食品産業事業者の BCP 策定等を促進する。また、平成 30 年度及び令和元年度に発生した複数の風水害での経験を踏まえ、既に策定済みの BCP についても必要に応じた見直しを促すものとする。	5-8)
【農水】 農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の開発・共有	現場実証・実装を進めるための事業実施や説明会等による技術の啓発を図るとともに、平成 29 年 4 月に策定した「農業農村整備に関する技術開発計画」の周知に努める。	5-8)
【農水】 農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進（排水対策充実、地すべり対策等）	ため池や排水機場、排水路等を整備し、農地及び周辺地域の湛水被害等を防止する。	1-4) 5-8) 7-4) 7-6)
【農水】 農村における地域コミュニティの維持・活性化や自立的な防災・復旧活動の体制整備の推進	取組の定着・拡大を推進するとともに、共同活動による地域資源の保全管理が持続的な体制で行われるよう、活動組織の広域化を推進するとともに、非農業者の参加を促進し、農村協働力の強化を図る。	1-5) 7-6) 8-5) 8-6)
【農水】 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全	「農山漁村振興交付金」において、農山漁村のコミュニティ機能の向上を促進するため、地域の創意工夫による活動計画づくりや実践活動を支援することにより、農村の集落機能の維持や地域資源の保全に向けた地域主体の取組を推進する。	7-6)

【農水】水産物の一連の生産・流通過程における BCP の策定の促進	BCP ガイドラインの普及を行うとともに、それに基づく個別地域 BCP の策定を推進する。	5-1)5-8)
【農水】GIS を活用した農業水利施設の可視化・共有化	まだ GIS 整備ができていない国営造成施設のうち、約 500 施設の GIS 整備を実施する。 また、情報プラットフォームに蓄積された施設情報が施設の機能保全計画の策定や維持管理、防災・減災及び災害対応に一層活用されるよう、位置情報の精度向上を進める。	5-8)5-9)6-2)7-4)7-6)
【農水】卸売市場施設整備の推進	卸売市場法に基づき中央卸売市場又は地方卸売市場の認定を受けた卸売市場において、災害時にも業務が継続できるようにするための防災・減災対策も含めた卸売市場施設整備を推進するとともに、重要インフラ緊急点検を行った卸売市場のうち停電により業務継続に支障が生じる恐れがある卸売市場において非常用電源確保等に向けた緊急対策を実施する。	5-8)
【農水】集落排水施設の耐震化等	指標の目標年次（令和 2 年度）に向け、各地方公共団体のストックマネジメントの取組にかける工程管理について、計画どおり取り組まれるよう進捗のフォローアップを実施する。	2-6)6-3)7-6)
【農水】農地の浸水リスクに関する情報の共有・可視化	国営土地改良事業による排水施設整備の事業化に向けた調査を実施中の 3 地区において農地浸水マップを作成する。	5-8)7-6)
【農水】農道・農道橋等の保全対策の推進	農林道の施設管理者への機能保全対策等に関する説明会等を実施し、施設の経過年数等に応じた計画的な点検・診断の実施について周知するとともに、令和 2 年度に対象施設の機能保全計画の策定率を 100%にする目標の達成に向けて、対象施設をリスト化する等の取組により、確実に計画が策定されるよう、指導・助言を行う。	2-1)2-2)5-1)5-5)5-8)6-4)7-6)
【農水】漁業地域における避難路の整備・保護の強化	「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」等の普及を図るとともに、更なる避難路及び避難施設等の整備を推進し、防災機能の強化対策を図る。	1-3)
【農水】防波堤と防潮堤による多重防護での防災減災対策の促進	漁港管理者等に対して、防波堤と防潮堤での多重防護による漁港漁村の防災・減災対策の考え方等の普及を図るとともに、多重防護等による具体的な施設整備を通じて防災減災対策を促進する。	1-3)2-1)5-1)5-5)5-8)7-6)
【農水】漁港施設の耐震化等	大規模津波による甚大な被害が予測される地域や拠点漁港における防波堤の耐津波化や岸壁の耐震化、近年激甚化する台風・低気圧災害に備え、防波堤の耐震化対策等を推進する。	1-3)2-1)2-2)5-1)5-5)5-8)
【農水】農業水利施設の防災・減災等に係る基準等の改定	計画基準「農地地すべり防止対策」の改定に向けて、有識者委員会による検討等を行う。	5-8)6-2)
【農水】CLT（直交集成板）等の開発・普及	CLT の需要拡大に向けた取組として、施工ノウハウ蓄積のための実証的な CLT 建築物や、CLT を用いた先導的な設計・施工技術が導入される建築物等の木造化プロジェクトを支援するとともに、材料コストや建築コスト低減のために実証的に用いる CLT の部材調達を支援する。 また、CLT に関わる人材育成や CLT を使い易くする環境づくりとして、分野に応じた効果的な技術者育成のための講習会・セミナー等の開催や、顕彰制度を通じた CLT 建築物の普及・啓発活動、施工性・汎用性の高いパネルサイズ等の標準規格の検討・作成を実施する。	7-6)
【農水】「緊急事態食料安全保障指針」に基づく対策	「緊急事態食料安全保障指針」に基づき、平素から適切かつ効率的な備蓄の運用及び安定的な輸入の確保を行い、食料の供給が不足する場合に備える。	5-8)

【農水】農業用水緊急節水対策本部による関係者間の情報共有等の促進	取水制限が実施されている地域の農業に関する情報収集（漏水が発生した場合の被害状況等）、地方農政局等関係機関への節水に関する指導・助言や農業用水の反復利用等に必要となるポンプ貸し出し等の促進など総合的な漏水対策を推進する。	5-9)
【農水】災害時における食肉の持続可能な生産・流通の確保	各都道府県において大規模停電時に稼動を確保すべき基幹となる食肉処理施設の選定及び非常用電源設備の導入が適切に進むよう、適宜進捗管理を行う。	5-8)
【農水】停電時における生乳の持続可能な生産・流通体制の強化	停電時の対応計画が作成されていない4ブロックにおいて停電時の対応計画の作成を推進するとともに、当該対応計画を踏まえ、地域の生乳流通継続のために基幹となる施設の非常用電源設備の導入が適切に進むよう、適宜進捗管理を行う。	5-8)
【農水】災害時における農業用ハウスの被害防止	都道府県が策定した被害防止計画に基づき、ハウスの補強や、保守管理の強化に向けた講習会等を実施する。 被害防止計画の達成のため、農業用ハウス強靱化緊急対策事業において引き続き取組の支援を行う。	5-8)

10. 国土保全

施策名称		令和2年度に実施すべき事項	該当プログラム
【内閣府】PRISM 建設・インフラ維持管理／防災・減災技術の推進		インフラのライフサイクル全体（調査・測量・設計～施工・監督検査～維持管理）のデータ整備を進めるため、調査・測量・設計では3次元測量作業工程の策定や4D 試作モデルの検証を実施し、施工・監督検査では基準等の改定に向けた現場で取得したデータの分析による品質・検査基準の改定、維持管理ではインフラ点検画像データのAI 解析に向けて開発されたAI の性能評価やAI 搭載ロボットの現場実証を実施する。 インフラデータプラットフォームの整備に向けて、国交省内外のデータベースとの連携を試行および運用体制の検討を実施する。 SIP4Dに民間の保有するデータや、民間でのニーズが高い情報等を新たに追加・連携するため、AI による竜巻等即時検出・進路予測・自動追跡・MP レーダーによる気象観測・長周期地震動・詳細震度分布等の予測技術の精度向上やシステムの現地実証試験を実施する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-3)3-2)3-3)4-3)5-4)5-5)5-6)5-8)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)7-6)8-1)8-2)8-3)8-5)
【内閣府】準天頂衛星7機体制の開発・整備・運用		令和5年度を用途に持続測位を可能とする7機体制の運用を開始するため、追加3機（5、6、7号機）について精度向上を含む衛星開発を推進する。	8-3)
【文科】非破壊診断技術に関する研究開発		内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）や関連する各府省の施策や道路政策の質の向上に資する技術研究開発（国総研）等と連携しつつ、これまでに開発したレーザー打音検査装置の社会実装を進めるとともに、引き続きAI による検査判定技術の開発を進める。 中性子ビーム技術により得られる力学的知見に基づく鉄筋コンクリートの変形解析技術を開発し、現場レベルの合理的な耐震・耐久設計の実現や、新しい補修・補強技術の開発に繋げる。	1-1)1-3)2-6)2-7)5-4)5-5)5-6)7-1)7-3)8-1)8-2)
【文科】重点研究開発領域における基礎・基盤的研究の推進		災害に強い強靱な建物・社会インフラ施設等を実現するため、社会インフラ材料の劣化評価技術および劣化機構解明に基づく長寿命材料の開発、輸送機器材料の更なる高度化、エネルギーインフラ用構造材料の耐熱性向上に向けた材料開発など、国土強靱化に資する新しい構造材料の開発を着実に実施するとともに、NIMS インフラ構造材料パートナーシップでの活動等を積極的に推進し、産学官連携ネットワークの強化を目指す。	1-1)
【文科】首都圏を中心としたレジリエンス総合力向上プロジェクト		国立研究開発法人防災科学技術研究所が有する基盤的地震観測網による観測データと民間企業等が有する計測機器による首都圏の観測データを統合した官民連携超高密度地震観測システムの構築、防災ビッグデータの収集・整備、実証実験を実施する。	1-1)1-3)1-5)3-2)4-3)7-3)

【文科】次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト	「次世代火山研究推進事業」において火山観測データ一元化共有システムの開発、噴火先行現象を精度よく捉えるための新たな観測手法及び即時報告に判断する各種ソースの開発、火山噴出物の解析や数値シミュレーション等による火山噴火の予測技術の開発、災害リアルタイム把握技術などの火山災害対策技術の開発を実施する。また、「火山研究人材育成コンソーシアム構築事業」における体系的な教育プログラムを推進する。	1-5)4-3)
【文科】地震調査研究推進本部による評価	毎月の地震活動の評価を行うとともに、大規模地震発生時には臨時の地震調査委員会を開催し、発生した地震について評価を行い、公表する。	1-1)1-3)1-5)
【文科】海底地震・津波観測網の運用	近畿地域の主要な活断層の評価及び南西諸島周辺の地震活動の評価を着実に実施する。	1-3)1-5)4-3)
【文科】南海トラフ海底地震津波観測網の構築	南海トラフ地震の想定震源域の西側（高知県沖～日向灘）における、海底地震・津波観測網の構築を進める。	1-3)1-5)4-3)
【文科】ALOS シリーズ等の地球観測衛星の開発	陸域観測技術衛星 2 号（ALOS-2）の運用を継続するとともに、先進光学衛星（ALOS-3）の開発を着実に推進し、令和 2 年度に打ち上げる。また、先進レーダ衛星（ALOS-4）の開発を着実に推進する。	1-5)6-4)8-3)
【文科】新型基幹ロケット（H3 ロケット）の開発及び射場整備	我が国のロケット打上げサービスの国際競争力を強化し、コスト低減を実現するとともに、民間の自立的な活動による商業打上げ獲得に向け、厳重なスケジューラル管理と必要な資源の投入を図りつつ、第一段及び第二段エンジン並びに固体ロケットブースタの燃焼試験、システム燃焼試験、試験機（初号機及び 2 号機）の実機製作及び射場整備に引き続き取り組み、令和 2 年度に試験機初号機を確実に打ち上げる。	1-1)1-3)1-5)4-1)4-2)4-3)6-4)8-3)
【経産】過去に発生した災害要因の解析・評価（火山の噴火履歴調査と火山地質図の整備）	恵山火山の地質図を出版し、伊豆大島、御嶽火山、日光白根火山、秋田焼山火山で調査を予定している。火山噴火時は緊急調査と噴出物分析を行い、結果を公表していく。	1-5)5-5)
【経産】過去に発生した災害要因の解析・評価（津波の浸水履歴調査と浸水マップの整備）	切迫性が高く、かつ、社会的重要な地域である九十九里浜沿岸における津波堆積物の分布と津波シミュレーションによる過去の浸水域情報を整備する。	1-3)5-5)
【経産】地下水等総合観測施設の整備	南海トラフのゆっくりに滑りのモニタリングのため、観測点を適切に維持し、関係機関へのリアルタイムデータの提供、「ゆっくりに滑り観測データ」のカタログ化、前駆現象の把握・検出手法の開発を継続する。	4-3)
【経産】被災地への物資調達等に係る情報の一元化	プロトタイプの仕様改善・機能改良、有効性評価を実施する。具体的には、大規模災害時の環境下における一連の物資供給・輸送の迅速化に向けた仕様改善・機能改良、SIP スマート物流など関連システムとの連携、社会実装に向けた関連システムとのデモンストラクションの整理・連携、実装先等を行う。	2-1)
【経産】過去に発生した災害要因の解析・評価（活断層の活動履歴調査と活動性評価）	平野部および沿岸海域に加え、令和 2 年度から新たに地震発生確率が不明（X ランク）な活断層での調査データ収集を継続する。	1-1)5-5)

【国交】 ICT・データ・新技術等を活用した災害対策の構築	社会資本情報PFの充実、BIM/CIMのオンライン上での情報共有環境の整備、実用性の高い建設機械やドローン等の直轄現場への導入、国土情報データベースの対象機関の拡大を行うとともに、これらのデータを連携する国土交通データプラットフォームの整備を進める。災害の激甚化による新たな事象等への対策の検討等に必要な実験施設の整備及び調査研究、革新的社会資本整備研究開発推進事業における研究開発を実施する。	6-2)6-3)6-4)6-5)7-3)
【国交】 河川管理施設・砂防設備等の戦略的維持管理・更新	国、水資源機構、地方公共団体などの管理施設について策定する個別施設計画に基づき、点検・診断を実施し、その結果を踏まえ、計画的な修繕・更新を着実に実施していく。	1-3)1-4)1-5)5-5)6-5)7-2)7-4)8-3)
【国交】 社会全体で水災害に備える「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の推進	各地域の大規模氾濫減災協議会等において、利水ダムの管理者や市町村の高齢者福祉部局の構成員への追加やメディア連携分科会の設置等を通じ、様々な主体との連携を強化するとともに、多機関連携型タイムラインの拡充などの緊急行動計画に位置づけた取組を着実に推進する。	1-3)1-4)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-1)3-2)3-3)4-1)4-2)4-3)5-1)5-2)5-3)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-2)7-3)7-5)7-6)8-1)8-2)8-3)8-4)8-5)8-6)
【国交】 緊急速報メーメルを活用した洪水情報のブッシュ型配信	洪水時における住民の主体的な避難を促進するため、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メーメル」のサービスの適切な運用を実施していく。	1-4)
【国交】 事業所等の自衛水防に役立つ情報の提供	企業等の浸水被害の防止・軽減を図るため、「企業等における事業継続のための浸水対策ガイドブック（仮称）」をとりまとめ、HP等において公表・周知を行う。	5-1)5-3)6-1)
【国交】 洪水ハザードマップの作成支援等減災対策	防災・安全交付金により、浸水想定区域やハザードマップの変更・作成等に対して財政的支援を実施する。各種浸水想定区域図作成マニュアル、水害ハザードマップ作成の手引きの周知、市町村職員が直営でハザードマップを作成・加工できる作成支援ツールの提供、相談窓口の設置等により、技術的支援を実施する。大規模氾濫減災協議会の構成市町村における「マイ・タイムライン」や「マイ防災マップ」等の避難の実効性を高める取組の実施状況を確認し、取組内容を共有する。また、別途とりまとめる全国の先駆的な取組や水害や防災の専門家等との連携による取組などの事例を共有する。また、令和元年東日本台風では、水防法に基づく水位周知河川等に指定されていない河川において浸水被害が生じたことから、水位周知河川等に指定されていない中小河川において、国が簡易な評価手法について技術的な検討を実施し、検討結果を手引きとしてとりまとめを行う。本手引きに沿って、実施主体である都道府県が、水位周知河川等以外の河川について浸水が想定される範囲等の評価・公表が順次進められるよう、国が都道府県に対し技術的助言を実施する。	1-4)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)3-2)3-3)4-3)5-7)6-1)6-2)6-3)6-5)
【国交】 洪水調節施設の操作ルールの見直し等施設等の機能向上	既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、令和元年東日本台風等の水害の激甚化を踏まえ、とりまとめた「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、全ての既存ダムを対象に検証し、国管理の一般水系（ダムが存する98水系。）について、令和2年の出水期から新たな運用を開始する。 令和元年度に創設した利水ダムの損失補償制度の運用を実施する。 令和元年度に創設した利水ダムの放流設備等改造に対する補助制度の運用を実施する。	1-4)6-5)
【国交】 水カエネルギーの有効活用及び備蓄燃料の確保等による自己電力の確保	国及び水資源機構が管理するダムにおいて、管理用水力発電設置の検討等を行い、関係者等との調整が整ったダムから順次設置していく。	6-5)7-4)

被害の防止・軽減を図るため、治水安全度の向上に寄与する堤防整備や強化、河道掘削、樹木伐採、洪水調節施設の整備等の事前防災対策を着実に実施するとともに、激甚な水害が発生した地域等においては再度災害防止対策を集中的に実施する。 気候変動に伴い、水害・土砂災害が頻発・激甚化する中、将来にわたって我が国の社会経済の基幹を守る調節池やダム等の基幹的防災インフラの整備を推進する。 また、既設ダムを運用しながら有効活用するダム再生の取組を一層推進する。利水ダムを含めた既存ダムを徹底活用するため、事前放流を行う際の利水者の損失を補填する制度や、放流設備等の改造に対する補助制度の創設により事前放流を推進する。 さらに、氾濫による危険性が特に高い区間における河道掘削・樹木伐採等の3か年緊急対策を着実に実施する。加えて、令和元年東日本台風等で被災した河川については、改良復旧を積極的に活用した災害復旧をすすめる。特に甚大な被害が発生した7つの水系については、国、県、関係市町村等が連携し、流域全体でのハード・ソフト一体となった「緊急治水対策プロジェクト」に、本年1月より着手するとともに、これら7水系以外にも、どこで豪雨が発生してもおかしくない状況であることから、全国の一般水系における緊急的に実施すべき具体的な治水対策等の全体像を示し、事前防災対策を加速していく。	被害の防止・軽減を図るため、治水安全度の向上に寄与する堤防整備や強化、河道掘削、樹木伐採、洪水調節施設の整備等の事前防災対策を着実に実施するとともに、激甚な水害が発生した地域等においては再度災害防止対策を集中的に実施する。 気候変動に伴い、水害・土砂災害が頻発・激甚化する中、将来にわたって我が国の社会経済の基幹を守る調節池やダム等の基幹的防災インフラの整備を推進する。 また、既設ダムを運用しながら有効活用するダム再生の取組を一層推進する。利水ダムを含めた既存ダムを徹底活用するため、事前放流を行う際の利水者の損失を補填する制度や、放流設備等の改造に対する補助制度の創設により事前放流を推進する。 さらに、氾濫による危険性が特に高い区間における河道掘削・樹木伐採等の3か年緊急対策を着実に実施する。加えて、令和元年東日本台風等で被災した河川については、改良復旧を積極的に活用した災害復旧をすすめる。特に甚大な被害が発生した7つの水系については、国、県、関係市町村等が連携し、流域全体でのハード・ソフト一体となった「緊急治水対策プロジェクト」に、本年1月より着手するとともに、これら7水系以外にも、どこで豪雨が発生してもおかしくない状況であることから、全国の一般水系における緊急的に実施すべき具体的な治水対策等の全体像を示し、事前防災対策を加速していく。	1-3) 1-4) 2-1) 2-2) 2-3) 2-4) 2-5) 2-6) 2-7) 3-1) 3-2) 3-3) 4-1) 4-2) 4-3) 5-1) 5-2) 5-3) 5-4) 5-5) 5-6) 5-7) 5-8) 6-1) 6-2) 6-3) 6-4) 6-5) 7-2) 7-3) 7-4) 7-5) 8-1) 8-2) 8-3) 8-4) 8-5) 8-6)
【国交】水害に強い地域づくり (河川)	河川整備を実施するとともに、雨水貯留浸透施設の整備、家屋移転や住宅地のかさ上げ、浸水が想定される区域の土地利用制限など、ハード・ソフト一体となった総合的な治水対策を実施する。 近年、浸水被害があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定され、浸水被害の危険性が高い箇所がある河川における河川改修等の緊急対策など、3か年緊急対策を着実に実施する。そのほか、東京ゼロメートル地帯においては、大規模氾濫が発生した場合でも、命の安全が確保され、最低限の避難生活水準を確保でき、また社会経済活動が長期停止することなく迅速に復旧できるよう高台まちづくり (線的・面的につなげた高台・建物群の創出) を進めていく。	1-4) 2-1) 2-2) 2-3) 2-4) 2-5) 2-6) 2-7) 3-1) 3-2) 3-3) 4-1) 4-2) 4-3) 5-1) 5-2) 5-3) 5-4) 5-5) 5-6) 5-7) 5-8) 6-1) 6-2) 6-3) 6-4) 6-5) 7-3) 7-5) 7-6) 8-1) 8-2) 8-3) 8-4) 8-5) 8-6)
【国交】大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策	切迫する大規模地震に備えるため、河川管理施設の地震・津波対策を実施する。 地震の発生リスクが高く重要な背後地をかかえる河川等のうち、早期に対策が可能な緊急性の高い箇所において行う耐震対策など、3か年緊急対策を着実に実施する。	1-3) 1-4) 2-1) 2-2) 2-3) 2-4) 2-5) 2-6) 2-7) 3-1) 3-2) 3-3) 4-1) 4-2) 4-3) 5-1) 5-2) 5-3) 5-4) 5-5) 5-6) 5-7) 5-8) 6-1) 6-2) 6-3) 6-4) 6-5) 7-2) 7-3) 7-4) 7-5) 8-1) 8-2) 8-3) 8-4) 8-5) 8-6)
【国交】ICTを活用した災害時の情報収集・提供	統合災害情報システム (DiMAPS) の機器更新による性能向上により掲載情報を拡充する。また、水害リスクラインなど、省内の災害情報システムと連携し統合災害情報システム (DiMAPS) への災害情報登録を効率化する。 全ての一般水系において、水害リスクラインによる一般への水位情報提供を開始する。 被災・浸水状況の把握等のため、人工衛星やビッグデータの活用を試行的に実施する。 令和元年東日本台風などにおける課題を踏まえ、住民主体の避難行動につながる情報提供のため、洪水時の観測に特化した低コストな危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラ等の設置・機能強化を実施する。	1-2) 1-3) 1-4) 1-5) 1-6) 2-1) 2-2) 2-3) 2-4) 3-1) 3-2) 3-3) 4-3) 6-3) 6-4) 6-5) 7-4)
【国交】迅速な応急・災害復旧のための自治体支援	本省査定官が自治体へ赴き、災害復旧事業に関する研修・講習会を実施する。 地域の実情に応じた市町村支援制度構築に向けた基礎調査と課題抽出を実施する。 市町村と民間関係業界団体との間の応援協定締結拡大に向けた支援を実施する。	3-3) 6-5)
【国交】雨水・再生水等の水資源の有効利用等	雨水・再生水の導入事例や普及促進施策に関する情報の収集・共有等、雨水・再生水利用の普及促進を図る。	2-1) 2-5) 2-7) 5-1) 5-8) 5-9) 6-2)

【国交】 気候変動等に対応した治水対策及び災害時における用水供給の確保	「渇水タイムライン」作成のためのガイドライン（初版）」を踏まえ、渇水の被害軽減策としての渇水対応タイムラインの作成を促進する。また、気候変動による水系や地域ごとの水資源への影響を評価する手法について検討する。 地下水挙動や実態把握のために必要となる収集したデータの集約・共有を行うためのデータベースの運用方法について検討を行う。	2-1) 2-5) 2-7) 5-1) 5-8) 5-9) 6-2) 7-1)
【国交】 内水ハザードマップの作成支援等減災対策	内水により相当な被害を生ずるおそれがある地下街等がある地方公共団体において、水位周知下水道制度の運用開始・普及展開を促進し、内水ハザードマップを作成する。	1-4) 6-3)
【国交】 水害に強い地域づくり（下水道）	気候変動を踏まえ下水道計画で目標とする降雨量の見直しを促進するとともに、雨水排水施設等の下水道施設の整備や雨水化を加速し、事前防災・減災の観点からハード対策、ソフト対策、自助の組み合わせによる総合的な浸水対策を、河川や住民・民間等とも連携して推進する。	1-4) 2-1) 2-2) 5-5)
【国交】 河道閉塞等が発生した場合の緊急調査の実施および緊急情報等の通知	これまで実施した緊急調査や訓練で抽出された課題等を整理するとともに、訓練を推進する。 平成 30 年北海道胆振東部地震や令和元年東日本台風により河道閉塞が発生したことを踏まえ、緊急調査で必要となる高精度地形情報について、航空レーザ測量等による整備を推進する。 降灰後の土石流発生が予想される場合の、雨量基準の設定手法の高度化に向けた検討を行う。 土砂災害ハザードマップの整備や地区防災計画の策定、地域の防災リーダーの育成を推進する。	1-5) 2-2) 4-1) 4-3) 7-4)
【国交】 豪雨や火山噴火、地震に伴う土砂災害に備えた土砂災害対策	平成 30 年 7 月豪雨や令和元年東日本台風に伴う土砂災害や気候変動による影響を踏まえ、流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備、土砂・洪水氾濫対策としての遊砂地等の整備や、インフラ・ライフラインや避難所・避難路を保全する砂防施設等の整備を重点的に整備するとともに、土砂災害から人命を守る施設整備を重点的に着実に推進する。 土砂災害の危険性の高まりを覚知するため、監視カメラや流砂量計による監視体制を強化する。 火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急的な対策を推進する。	1-5) 2-2) 2-3) 2-4) 2-5) 2-6) 3-2) 4-1) 4-3) 5-5) 6-4) 6-5) 7-4) 7-6)
【国交】 土砂災害ハザードマップ作成や火山地域の緊急減災計画策定の促進	令和元年東日本台風及び低気圧に伴う豪雨では土砂災害警戒区域に指定されていない箇所でも土砂災害が発生したことなどを踏まえ、土砂災害警戒区域の指定や更なる区域指定の精度向上、標識等の設置による土砂災害警戒区域等の認知度向上、警戒避難体制の確立を推進、土砂災害特別警戒区域の指定による一定の開発行為の制限等を行い、土砂災害の防止を図る。 平成 30 年 7 月豪雨や令和元年東日本台風を踏まえ、土砂災害に関するハザードマップの作成を推進するため、防災・安全交付金による財政的支援や、先進的な取組事例の共有など技術的支援を行う。また、火山砂防ハザードマップの作成、火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定及びリアルタイムハザードマップの整備を推進する。	1-5) 2-2) 2-3) 2-4) 2-5) 2-6) 3-2) 4-1) 4-3) 5-5) 6-4) 6-5) 7-4) 7-6)
【国交】 大規模地震を踏まえた土砂災害対策	土砂災害リスクが高まっている阿蘇地域における予防的な土砂災害対策を推進する。 大規模地震発生後の土砂災害警戒避難体制の強化手法について検討した結果を自治体に周知し、警戒避難体制強化の取組を促す。砂防工事における無人化施工の作業効率の向上を図るため、第 5 世代移動通信システム（5G）の導入に向けた検討等を推進する。	1-5) 2-2) 2-3) 2-4) 2-5) 2-6) 3-2) 4-1) 4-3) 5-5) 6-4) 6-5) 7-4) 7-6)
【国交】 津波防災地域づくりの推進	津波浸水想定が未設定の都県を支援し、早期の設定につなげるとともに、推進計画の作成や津波災害警戒区域等の指定を促進する。そのために「津波防災地域づくり支援チーム」を活用するなどにより、地方公共団体の支援を実施する。	1-3) 2-1) 2-2) 3-3) 7-2)
【国交】 安定的な位置情報インフラの提供のための GNSS 連続観測システム（電子基準点網）の推進	電子基準点の故障・停止を未然に防止するための機器更新等による機能維持を実施するとともに、災害時でも安定した地殻変動監視とデータ提供ができるように、運用を継続するための機能を強化する。	4-3) 6-4) 6-5) 8-5)

【国交】防災・被災及び災害対応に資する地理空間情報の整備、活用、共有の推進	災害発生時には、緊急撮影等により現地の被災状況を迅速に把握し、取得した被災情報を関係機関へ提供する。特に、水害発生時には、浸水推定図を速やかに公開する。平時には、電子国土基本図等の基本的な地理空間情報、全国活断層帯情報等の防災地理情報の整備・更新を行うほか、国民の防災意識向上のための地理教育コンテンツの提供等を行う。また、水害発生時における浸水状況推定を正確に行うための標高データ等の整備、浸水推定図を速やかに作成・公開するための仕組みの構築を行う。さらに、当該年度に整備した地図や空中写真などの測量成果を追加・保管し、地理空間情報ライブラリーの運営を行う。	1-3) 1-4) 1-5) 3-2) 3-3) 7-4) 8-3) 8-5)
【国交】SAR 衛星データ等による全国陸域の火山の地殻変動の監視	全国陸域の99火山周辺の定期的な地殻変動を監視するとともに、火山活動時の地殻変動情報の速やかな提供を行う。 解析システムの安定運用と高度化、耐用年数を踏まえた計画的なハードウェアの更新を行う。 先進レーダ衛星 (ALOS-4) に対応した運用体制を確立する。	1-5) 6-5)
【国交】衛星測位システムで標高が決まる社会の実現 (航空重力測量)	航空重力測量の拠点となる3箇所の空港内に、航空重力測量の基点となる重力点を整備する。 東北、関東、中部及び近畿ブロックで航空重力測量を実施し、高品質で均質な重力データを取得する。	8-3)
【国交】グリーンインフラの推進に伴う社会の強靱性の向上	地域のレジリエンスを高め、持続可能な地域社会の形成を図る「グリーンインフラ」を推進する。国、地方公共団体、民間企業、大学、研究機関等、多様な主体が幅広く参画するグリーンインフラ官民連携プラットフォームにおいて、各自の知見を共有するためのシンポジウム等を開催する。グリーンインフラの優良事例の調査を行い、ポータルサイトで公表することで、全国への横展開を図る。地方公共団体において分野横断型の先進的なグリーンインフラのモデルを形成するため、専門家を派遣し、体制づくりからグリーンインフラの基本構想の策定、各種計画への反映等、事業化に向けてのハンズオン支援を実施する。 また、国土の長期展望作業において、将来想定される国土利用面での様々なリスクに対するグリーンインフラも含めたリスク軽減効果の高い国土利用方策を検討する。	1-1) 1-2) 1-3) 1-4) 1-5) 2-1) 2-7) 7-4) 7-6)
【国交】気候変動の影響を考慮した治水対策の推進	着実に河川整備を推進するとともに、令和元年東日本台風など激甚化する水害に対応するために、治水計画の前提となる外力の算定や気候変動を踏まえた治水計画に見直す手法の検討を進め、抜本的な治水対策への転換を図る。 3か年緊急対策を着実に実施するため、防災・安全交付金により、浸水想定区域やハザードマップの変更・作成等に対して財政的支援を実施する。 また、技術相談の内容も踏まえ、都道府県の検討がより進むよう、高潮浸水想定区域図作成の手引き等の点検や水害ハザードマップ作成の手引きの周知、市町村職員が直営でハザードマップを作成・加工できる作成支援ツールの提供、相談窓口の設置等により、技術的支援を実施する。	1-4) 1-3) 1-4) 2-1) 2-2) 2-3) 2-4) 2-5) 3-2) 3-3) 4-3) 5-7) 6-1) 6-2) 6-3) 6-5)
【農水・国交】海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進	海岸保全施設における維持管理等の効率化を図るため、ICT の導入を検討するとともに、海岸管理者による施設の適切な点検やそれに基づく的確な修繕が行われるよう、必要な支援を継続する。 また、海岸管理者の協力を得ながら施設のデータベース構築を推進しつつ、離岸堤等の沖合施設の点検・評価方法を整理するための海岸保全施設維持管理マニュアルを改訂することで海岸管理者による長寿命化計画 (個別施設計画) 策定の支援を継続するとともに、点検・診断等に関する資格制度の充実、民間資格の活用を図る。 さらに、関係法令等の適切な運用により維持・修繕等を推進する。	1-3) 1-4) 2-6) 6-5) 7-2) 7-6) 8-3)
【農水・国交】海岸の侵食対策	総合的な土砂管理のための体制整備の推進を図るとともに、離岸堤、突堤等の海岸保全施設の新設・改良や養浜等の侵食対策を推進する。 また、令和元年房総半島台風・令和元年東日本台風で顕在化した新たな課題についての改善策として、複数の施設により波の力を分散させて受け止める「面的防護対策」を推進する。	1-3) 1-4) 2-6) 7-2) 7-6) 8-3)

【農水・国交】水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化、効果的な管理運用の推進	水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化を推進するとともに、効果的・効率的な整備・運用に係る計画作成について支援するほか、「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン（Ver3.1）」に基づく海岸管理者の取組を支援し、水門・陸閘等の効果的な管理運用を推進する。	1-3) 1-4) 6-5) 7-2) 8-3)
【農水・国交】地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備	地盤改良等のコスト削減を図るため、新技術の活用等を検討するほか、粘り強い構造（緑の防潮堤を含む。）を基本とし海岸堤防等の整備を推進するとともに、必要な耐震性能調査及び耐震・液状化対策、高潮対策を推進する。 また、3か年緊急対策を着実に実施するとともに、令和元年東日本台風・令和元年房総半島台風・令和元年東日本台風で顕在化した新たな課題についての改善策として、「内水浸水対策強化のための水門・排水機場等の整備」や「高波等による護岸等の倒壊防止対策や面的防護対策」を推進する。 気候変動に伴う平均海面の水位上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響及び今後の海岸保全のあり方や海岸保全の前提となる外力の考え方、気候変動を踏まえた整備手法等について検討を進める。	1-3) 1-4) 2-6) 6-5) 7-2) 7-6) 8-3)
11. 環境		
施策名称 令和2年度に実施すべき事項 該当プログラム		
【文科】量子科学技術研究開発機構の被ばく医療共同研究施設の改修	施設の老朽化により施設維持に必要な保守部品の入手が不可能となっており、設備の故障や機能停止による火災発生、放射線物質の漏洩・拡散につながるリスクが懸念されている量子科学技術研究開発機構の被ばく医療共同研究施設の改修を行う。	1-1) 7-1) 7-5) 8-1)
【経産】鉾山集積場の耐震化への対策	技術指針に不適合であった緊急性の高い集積場について、早期の対策の促進を図るべく、対象の集積場を管理している自治体等に対して対策の実施を要請する。	7-5)
【経産】休廃止鉾山鉱害防止等工事に関する緊急対策	東日本大震災後に実施した集積場の耐震化調査、外部有識者による鉱害防止技術委員会にて緊急に対策すべきとされた鉱害防止事業（集積場の耐震化工事、坑道対策工事）を実施し、休廃止鉾山の重点集積場（3集積場）の耐震化、重点坑道（1坑道）の安全対策の完了を目指す。	7-5) 7-6)
【環境】「化学物質に係る災害・事故対応マニュアル策定の手引き」の策定	令和元年8月豪雨や令和元年東日本台風起因した化学物質の漏洩・流出等の事例が発生しており、平成21年に策定した「自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き」のみならず、自然災害にも備えた手引きを策定する必要があることから、各自治体の災害に対する備えの先進事例や災害時の対応事例を把握し、とりまとめる。 また、自治体への情報提供の内容や方法に関するニーズの把握を行い、これらを盛り込んだ、自治体の災害・事故対応マニュアル策定の手引きを検討し、作成する。	7-5)
【環境】自然生態系の機能を活かした社会の強靱性の向上	平成30年度に作成したパンフレットを活用し、地方自治体の防災担当者をターゲットに生態系を活用した防災・減災の実施に関する普及を行う。また、かつての氾濫原や湿地等の再生による流域全体での遊水機能等の強化に向けた調査・検討を行う。 自然再生に関する施策を総合的に推進するための方針である自然再生基本方針に基づき、自然生態系が有する防災・減災機能を活用した事業を実施する。	1-3) 1-4) 1-5) 2-1) 2-6) 2-7) 7-2) 7-4) 7-6) 8-4)
【環境】利用者の安全確保及び森林等の荒廃の拡大を防ぐ自然公園等の整備	人命や国土荒廃の防止の面で課題がある施設について、塀の補修、緊急退避所となる避難小屋等の改修、国土荒廃防止に対応した法面崩落防止に資する整備等の緊急対策を実施する。 令和元年度の台風で千葉県において電柱・電線が倒壊し、大規模な停電につながった事例もことから、国立公園等の利用者の安全を確保するため、緊急退避所となりうる施設において非常用電源を確保するために、自家発電装置の導入や蓄電池の設置などの対策を進める。 緊急点検以降の自然災害により、新たに対策を要する施設が確認されていることから、改めて自然公園等施設に関する点検を行い、新たな目標と目標値の設定を行う。	1-1) 1-5) 7-6) 8-2) 8-4)

【環境】森林等の荒廃の拡大を防ぐための鳥獣害対策の強化	各事業実施県等が策定する計画に掲げた、適正な密度管理のための捕獲目標数の達成に向けた捕獲対策に係る進捗状況の確認を行い、必要に応じて技術的な指導を行う。	7-6)8-4)
【環境】浄化槽長寿命計画策定推進への支援	浄化槽の補修、更新を計画的に行い更新及び維持管理に係る費用の削減や、更新時期が重なることによる予算のひっ迫を防ぐため、長寿命化計画策定のためのガイドラインを作成し、公表する。 地方自治体が管理・運用を行う浄化槽台帳システムを構築する。	2-6)2-7)6-3)
【環境】環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備の推進	全国の市町村の防災計画に定める防災拠点の施設において、老朽化した単独処理浄化槽を集中的に撤去し、浄化槽への転換を積極的に実施する。 また、重要インフラの緊急点検において発見された、長期間の使用などにより早期に転換が必要な単独処理浄化槽について、災害に強く早期に復旧できる特性を持つ合併浄化槽を整備することで、し尿、生活雑排水処理システムの強靱化を図る。	2-6)2-7)6-3)
【環境】循環型社会形成推進交付金等による一般廃棄物処理施設の防災機能の向上への支援	市町村が施設整備を行う際の災害対策について、循環型社会形成推進交付金等説明会や全国廃棄物・リサイクル行政主幹課長会議等の機会に実施を促す。	2-7)6-1)6-3)8-1)
【環境】災害廃棄物仮置場整備の支援	発災後の速やかな体制構築に向けて平時の仮置場候補地の確保を促進するため、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風等の災害対応における教訓を踏まえた仮置場確保の重要性を周知する。	8-1)
【環境】災害廃棄物対策指針に基づく自治体による災害廃棄物処理計画の作成支援	発災後の速やかな体制構築に向けて平時に災害廃棄物処理計画の策定を促進するため、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風等の災害対応における教訓を踏まえた処理計画策定の重要性を周知し、災害廃棄物処理計画の策定支援等を実施する。 今後の災害に備える防衛省・自衛隊と環境省との連携対応マニュアルを作成し、関係機関への周知を行う。	2-7)6-1)6-3)8-1)
【環境】災害時における二次災害防止のための有害廃棄物対策	発災後の速やかな体制構築に向けて平時に有害廃棄物の情報把握も見込んだ災害廃棄物処理計画の策定を促進するため、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風等の災害対応における教訓を踏まえた人材育成プログラムを検討し、当該プログラムを踏まえた教育、訓練を実施することで自治体職員の災害対応能力の向上を図る。	8-1)
【環境】海岸漂着物等に関する緊急対策	海岸漂着物処理推進法第14条に基づく海岸漂着物対策を推進するための計画を作成している40都道府県において、海岸等の漂流・漂着物等の回収・処理等を行う。	6-4)7-2)7-6)
【環境】災害に強いリサイクル設備の整備	災害廃棄物処理を円滑にするため、効果的かつ効率的に高度化リサイクル設備の導入を進める。	5-1)8-1)
【環境】産業廃棄物不法投棄等原状回復措置に関する緊急対策	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等事業を効果的かつ効率的に進める。	2-7)7-5)7-6)
【環境】JESCO高濃度PCB処理施設に関する緊急対策	PCB廃棄物処理施設の設備補修、改修工事等を実施する。	2-7)7-5)
【環境】PCB早期処理のための緊急対策	各保管場所等のPCB廃棄物の速やかな処分が進むよう、掘り起こし調査支援業務、広報業務等を実施する。	2-7)7-5)

【環境】有害物質による健康被害を防ぐための調査	災害時に流出・飛散するリスクのある化学物質へのばく露に関する健康影響を調査するにあたっては、エコチル調査対象者の参加者数を高く維持しつつ、質問票等による情報を可能な限り収集し、健康状態等を把握することにより、化学物質の健康影響をより正確に評価する必要がある。また、災害が起こる前に、より多くの化学物質の健康影響について調査する必要があるため、以下の対策を実施する。 ・参加者へのフォローアップ活動及び国内シンポジウムの開催等のエコチル調査に関する情報発信 ・質問票等による健康状態等の把握 ・予め、POPs 類及び金属元素類について分析	7-5)
【経産・国交・環境】地域資源の活用を通じた地域循環共生圏の構築とレジリエンス向上	地域の資源である再生可能エネルギー等を活用した持続可能な災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を推進する。また、建築物・住宅に再生可能エネルギー・省エネ・省 CO2 性の高いシステム・設備機器等を導入し、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの普及を図る。	1-2) 1-4) 2-1) 2-5) 2-7) 3-3) 5-2) 5-8) 6-1) 8-4)

1 2. 土地利用（国土利用）

施策名称		令和2年度に実施すべき事項	該当プログラム
【法務】登記所備付地図作成作業	都市部、大都市・地方拠点都市及び東日本大震災の被災地に加え、平成 28 年熊本地震の被災地においても、新たに登記所備付地図作成作業を実施する。 具体的な実施内容は、2 か年で実施している登記所備付地図作成作業について、令和元年度に着手した地区においては、一筆地調査（所有者等の立会いの下、筆界の確認等）、細部測量（土地の測量）及び縦覧等を実施する（2 年目作業）。また、令和 2 年度に着手する地区においては、住民説明会及び基準点測量（新設基準点の設置）等を実施する（1 年目作業）。	都市部、大都市・地方拠点都市及び東日本大震災の被災地に加え、平成 28 年熊本地震の被災地においても、新たに登記所備付地図作成作業を実施する。 具体的な実施内容は、2 か年で実施している登記所備付地図作成作業について、令和元年度に着手した地区においては、一筆地調査（所有者等の立会いの下、筆界の確認等）、細部測量（土地の測量）及び縦覧等を実施する（2 年目作業）。また、令和 2 年度に着手する地区においては、住民説明会及び基準点測量（新設基準点の設置）等を実施する（1 年目作業）。	2-3) 8-5)
【法務】長期相続登記等未了土地の解消作業	長期にわたり相続登記が未了となっており、現在の所有者を把握することが困難な土地約 7 万筆（令和 2 年度までに約 14 万筆の土地の調査に着手するものうち、令和元年度に調査に着手する土地約 7 万筆を除いた数）について、所有者を調査し、道路整備等の事業を実施しようとする者に提供する。	長期にわたり相続登記が未了となっており、現在の所有者を把握することが困難な土地約 7 万筆（令和 2 年度までに約 14 万筆の土地の調査に着手するものうち、令和元年度に調査に着手する土地約 7 万筆を除いた数）について、所有者を調査し、道路整備等の事業を実施しようとする者に提供する。	8-5)
【文科】民俗文化財の伝承・活用等	重要無形民俗文化財の指定等及び記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択等を行うとともに、「重要有形民俗文化財修理・防災事業」や「民俗文化財伝承・活用等事業」等を活用した、施設の修理・防災、用具の修理・新調、記録作成、次世代を担う伝承者の育成、有形・無形民俗文化財に関する調査等を支援するほか、文化庁による記録作成事業等を実施する。	重要無形民俗文化財の指定等及び記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択等を行うとともに、「重要有形民俗文化財修理・防災事業」や「民俗文化財伝承・活用等事業」等を活用した、施設の修理・防災、用具の修理・新調、記録作成、次世代を担う伝承者の育成、有形・無形民俗文化財に関する調査等を支援するほか、文化庁による記録作成事業等を実施する。	8-2) 8-4)
【国交】G空間情報センターをハブとした地理空間情報の円滑な利用促進	地方公共団体が保有するオープンデータを中心に引き続き必要なデータの収集・登録を行っていく。また、防災・減災時に活用可能な有用性の高いオープンデータの収集・登録を進めるとともに、防災に関連するデータを Web システムで利用しやすい形式に変換して配信する機能を強化する。地理空間情報の周知・利活用普及を図るために、各種イベント（G空間 EXP0 等）への出展や地方公共団体と連携したワークショップを実施することにより、G空間情報センターの利用促進を図っていく。	地方公共団体が保有するオープンデータを中心に引き続き必要なデータの収集・登録を行っていく。また、防災・減災時に活用可能な有用性の高いオープンデータの収集・登録を進めるとともに、防災に関連するデータを Web システムで利用しやすい形式に変換して配信する機能を強化する。地理空間情報の周知・利活用普及を図るために、各種イベント（G空間 EXP0 等）への出展や地方公共団体と連携したワークショップを実施することにより、G空間情報センターの利用促進を図っていく。	4-3) 8-3)
【法務・国交】災害後の円滑な復旧復興を確保するための地籍調査による地籍図の整備等の推進	国土調査法等の改正により導入される一部の所有者が不明な場合等でも調査を進められるような調査手続や、都市部における官民境界の先行調査、山村部におけるリモートセンシングデータを活用した調査といった、それぞれの地域の特性や技術の進展に応じた効率的な調査手法を活用して、地籍調査の円滑化・迅速化を図るとともに、第 7 次国土調査事業十箇年計画（2020 年度開始）を策定し、同計画に基づき今後災害が想定される地域において重点的に地籍調査を推進する。	国土調査法等の改正により導入される一部の所有者が不明な場合等でも調査を進められるような調査手続や、都市部における官民境界の先行調査、山村部におけるリモートセンシングデータを活用した調査といった、それぞれの地域の特性や技術の進展に応じた効率的な調査手法を活用して、地籍調査の円滑化・迅速化を図るとともに、第 7 次国土調査事業十箇年計画（2020 年度開始）を策定し、同計画に基づき今後災害が想定される地域において重点的に地籍調査を推進する。	1-2) 1-3) 1-4) 1-5) 2-3) 5-5) 8-5)

【法務・国交】所有者不明土地等対策の推進	所有者不明土地法の円滑な施行のため、所有者不明土地に一時的な使用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする制度（地域福利増進事業）についてのガイドラインの周知や講演会・講習会開催等の地方公共団体への支援、地域福利増進事業に係る先進的な取組の支援等を実施する。 また行政と専門人材により構成し、地域における相談体制の構築や空き地・空き家の情報共有をしつつ、土地・不動産の適正な利用・管理に向けたマッチング・コーディネート、所有者に代わる管理等の機能を担うランドバンク等の地域連携に資する先進的な取組を支援し、土地の適切な利用・管理を推進する。 さらに、所有者不明土地等対策のための関係関係会議の基本方針に基づき、相続による所有権移転等を登記に反映させる仕組みや、管理不全化を防止する等のために土地所有権を放棄することができ仕組を創設するなどの民法・不動産登記法の改正に取り組み。	2-3) 8-5)
【国交】復興事前準備の推進	被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興まちづくりに関する体制や手順の事前検討、災害が発生した際の復興に関する課題を事前に把握する復興まちづくりイニシアチブなどの、復興まちづくりのための事前準備の取組を推進する。	8-2) 8-5)

(別紙2) 重要業績指標 (KPI) 一覧

該当 プログラム	指標名	単位	初期値	初年度	2015	2016	2017	2018	2019	目標値	目標年度
1ー1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	【内閣府】地域再生法の規定により内閣総理大臣が認定した地域再生計画に基づき実施する基礎整備事業の完了数	地域	37	2013			331	363	450		
	【法務】法務省施設の耐震化率	%	86	2012	93	94	94	95		527	2020
	【法務】矯正施設の耐震化率	%	70	2012	74	76	81	82		97	2021
	【文科】公立小中学校施設のトイレ洋式化率	%	43.3	2015	43.3					80	2020
	【文科】公立小中学校施設の構造体の耐震化率	%	44.5	2002	98.1	98.8	99.2	99.2		100	2020
	【文科】公立学校施設の個別施設計画の策定率	%	3.7	2016		3.7	6.8	15.2		100	2020
	【文科】公立学校施設の個別施設計画の策定率	%	25.27	2015	25.27	35.66	68.06	70.44		100	2020
	【文科】緊急的に必要な公立小中学校施設の老朽化対策の実施率	%	69	2018				70	72	100	2023
	【文科】教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率	%	69	2018				70	72	100	2023
	【文科】国立大学法人等施設の耐震化率	%	98.7	2016			99	99	99.5	100	2021
	【文科】国立大学附属病院の整備の進捗率	%	0	2016		20.3	32.9	48.2		100	2020
	【文科】国連大学本部施設のエレベーター耐震化対策完了台数	台	0	2019				1	4	2020	
	【文科】防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの充実）を行った国立青少年教育振興機構施設敷設	施設	10	2019				10	28	2024	
	【文科】広域防災調整拠点として機能するための整備を行う必要がある国立青少年教育振興機構施設の整備数	施設	0	2019				0	6	2020	
	【文科】職員に対する研修の実施状況（校内研修の実施）	%	72.3	2015	72.3			73.9		100	2021
	【文科】私立学校施設の耐震化率（高次等以下）	%	64.5	2002	86.4	88.4	90.3	91.4		95	2020
	【文科】私立学校施設の耐震化率（大学等）	%	72.7	2007	88.8	90.3	91.6	92.8		96	2020
	【文科】災害対策に必要な国立大学等の基礎的インフラ設備の整備件数	件	0	2018				0	1	12	2020
	【文科】独立行政法人通則法に基づく主務大臣による業務実績（構造物料領域）の評価において、現中長期計画期間中に標準以上の評価を受けた割合	%	100	2016		100	100	100		100	毎年度
	【文科】避難場所に指定されている公立社会体育施設（体育館）の耐震化率	%	0	2014	20	30	30	50	50	100	2021
	【文科】スポーツセンター「富岳」の開発	%	75	2014	78	81	83	84		95	2023
	【文科】国立文化施設等における来館者の安全の確保等に向けた対策箇所数	箇所	0	2019					0	14	2020
	【厚労】全国の災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率	%	89.4	2017			89.4	90.7		95	2023
	【厚労】病院全体の耐震化率	%	72.9	2017			72.9	74.5		80	2020
	【厚労】社会福祉施設等の耐震化率	%	86.3	2013	89.6	90.3				95.2	2020
	【経産】政府・自治体等の防災計画・被害想定・ハザードマップ策定等に活用される活断層の数	活動セグメント	547	2010	583	583	583	583	583	598	2024
	【国交】官庁施設の耐震基準を満足する割合	%	88	2013	90	91	92	93	94	95	2020
	【国交】液状化ハザードマップ公表率	%	21	2018				21		100	2020
	【国交】大規模盛土造成地の造成年代調査実施率	%	37	2018				37		100	2020
	【国交】大規模盛土造成地の第二次クリーニング計画の作成実施率	%	32	2019				32		100	2022
	【国交】緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	%	75	2015			78	79		81	2020
	【国交】市街地等の幹線道路の無電柱化率	%	16	2014			16.9	17.4		20	2020
1ー2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	【国交】住宅の耐震化率	%	82	2013				87		2025	2025年以降 平均値をおお むかひは概算
	【国交】建築物の耐震化率	%	85	2013				89		95	2020
	【国交】緊急地震速報の迅速化	秒	24.4			24.9	25.4	23.3	22.9	19.4	2020
	【国交】市町村の防災気象情報等に対する一層の理解促進及び避難勧告等の発令の判断における防災気象情報の適切な利活用の促進	市区町村	236	2018				236		600	毎年度
	【環境】自然公園等施設の緊急対策箇所	箇所	0	2018				0	218	317	2020
	【警察】都道府県警察本部及び警察署の耐震化率	%	77	2010	91	93	94	95	96	97	2020
	【警察】都道府県警察本部及び警察署の耐震化率	%	100	2017			100	100	100	100	毎年度
	【警察】都道府県警察本部及び警察署の耐震化率	%	0	2018				0	93.6	100	2020
	【警察】広域緊急援助隊合同訓練の実施回数	回	8	2018			8	8		7	毎年度
	【文科】密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生										
	【文科】国立文化施設等における来館者の安全の確保等に向けた対策箇所数	箇所	0	2019					0	14	2020
	【国交】地籍調査の対象地域全体での進捗率	%	52	2020						57	2029
	【国交】地籍調査の優先実施地域での進捗率	%	79	2020						87	2029
	【国交】地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積	ha	0	2011	1310	1706	2323	2596	2763	5745	2020
	【国交】一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一面以上確保された大都市の割合	%	76	2013	85	85	91			89	2020
	【国交】公園施設の長寿命化計画策定率	%	77	2014	84	90	93	94		100	2020
1ー3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	【警察】都道府県警察本部及び警察署の耐震化率	%	100	2017			100	100	100	100	毎年度
	【警察】都道府県警察本部及び警察署の耐震化率	%	0	2018				0	93.6	100	2020
	【警察】広域緊急援助隊合同訓練の実施回数	回	8	2018				8	8	7	毎年度
	【法務】法務省施設の耐震化率	%	86	2012	93	94	94	95		97	2021
	【法務】矯正施設の耐震化率	%	70	2012	74	76	81	82		86	2021
	【文科】防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの充実）を行った国立青少年教育振興機構施設敷設	施設	10	2019					10	28	2024
	【文科】広域防災調整拠点として機能するための整備を行う必要がある国立青少年教育振興機構施設の整備数	施設	0	2019					0	6	2020
	【文科】職員に対する研修の実施状況（校内研修の実施）	%	72.3	2015	72.3			73.9		100	2021
	【文科】スポーツセンター「富岳」の開発	%	0	2014	20	30	30	50	50	100	2021
	【農水】市街地等を飛砂塵や風雪、潮害から守る海岸防災林等が保全されている割合	%	—	2018				1	3	6	2021
【農水】水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時における水産物の早期回復体制が構築された漁港の割合	【農水】水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時における水産物の早期回復体制が構築された漁港の割合	%	48	2015	48	51	53	56		60	2021
	【農水】防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率（H29〜）	%	5	2010	8	8	8	11	12	13	2024
	【経産】政府・自治体等の防災計画・被害想定・ハザードマップ策定等に活用される津波浸水履歴情報が整備された地域の数	地域	5	2010	8	8	8	11	12	13	2024
	【国交】官庁施設の耐震基準を満足する割合	%	88	2013	90	91	92	93	94	95	2020

該当 プログラム	指標名	単位	初期値	初年度	2015	2016	2017	2018	2019	目標値	目標年度
	【国交】地籍調査の対象地域全体での進捗率	%	52	2020						57	2029
	【国交】地籍調査の優先実施地域での進捗率	%	79	2020						87	2029
	【国交】個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設設計画）の策定率 河川【地方公共団体】	%	83	2014	84	84	89	89		100	2020
	【国交】都道府県河川におけるタイムラインの作成数	自治体	352	2017			352	604	734	1170	2020
	【国交】国管理河川におけるタイムラインの策定数	自治体	148	2014	344	657	730	730	730	730	2020
	【国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の耐震化率	%	32	2014	37	42	47	53		77	2020
	【国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	%	40	2014	42	45	48	52		78	2020
	【国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）	%	37	2014	42	47	55	59		75	2020
	【国交】下水道スロツクマネジメント計画の策定率	%	19	2016		19	38	56			
	【国交】下水道施設の長寿命化計画策定率	%	0	2014	23	43	70	100		100	2020
	【国交】災害時における下水道処理場の機能確保率	%	32	2014		35	36	37		40	2020
	【国交】津波の恐れのある都道府県のうち最大クラスの津波に対応した浸水想定を設定した都道府県の割合	%	55	2014	68	75	88	90		98	2020
	【国交】南海トラフ地震津波津波対策特別強化地域に所在する港湾（重要港湾以上）における避難計画の策定率	%	0	2013	33	33	42	58		100	2020
	【国交】災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾（重要港湾以上）の割合	%	31	2014	45	79	80	80		83	2020
	【国交】国管理空港における地震・津波避難計画策定数	空港	0	2015	0	0	7	12		16	2020
	【国交】市町村の防災気象情報等に対する一層の理解促進及び避難勧告等の発令の判断における防災気象情報の適切な利活用の促進	市区町村	236	2018			236			600	毎年度
	【国交】津波防災情報の整備地域数	区域	13	2013	65	99	143	171	194	204	2021
	【国交】最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施	市町村	0	2015	15	18	91	129		140	2020
	【国交】最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施	市町村	0	2015	0	0	0	0		16	2020
	【農水・国交】個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設設計画）の策定率 海岸【地方公共団体】	%	1	2014	7	18	39	71		100	2020
	【農水・国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	%	43	2014	48	52	56	63		82	2020
	【農水・国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）	%	39	2014	40	46	47	53		69	2020
	【防衛】防災訓練等の実施率	%	100	2013	100	100	100	100		100	毎年度
	【防衛】ヘリコプター映像伝送装置を用いた情報収集体制の整備率	%	100	2013	100	100	100	100		100	毎年度
	【防衛】管機材等の整備率	%	0	2018						100	2020
	【防衛】通信機器等の整備率	%	0	2018						100	2020
	【防衛】車両等の整備率	%	0	2018						100	2020
	【防衛】車両等の整備率	%	0	2019						100	2020
	【警察】警察用航空機に係る各都道府県警察への措置率	%	77	2010	91	93	94	96		97	2020
	【警察】都道府県警察における警察用航空機の夜間最良形用資機材及び救難救助用連絡資機材の整備率	%	100	2017			100	100		100	毎年度
	【警察】広域緊急援助隊合同訓練の実施回数	%	0	2018						93.6	100
	【警察】広域緊急援助隊合同訓練の実施回数	回	8	2018			8			7	毎年度
1-4）架橋的又は広域かつ長期的な市町村等の浸水による多数の死傷者の発生	【文科】防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの充実）を行った国立青少年教育振興機構施設数	施設	10	2019					10	28	2024
	【文科】広域防災連絡拠点としての機能とするための整備を行う必要がある国立青少年教育振興機構施設数の整備数	施設	0	2019					0	6	2020
	【文科】職員に対する研修の実施状況（校内研修の実施）	%	72.3	2015	72.3			73.9		100	2021
	【文科】職員に対する研修の実施状況（校内研修の実施）	%	0	2014	20	30	30	50		100	2021
	【文科】ニューター「富岳」の開発	%	52	2020						57	2029
	【国交】地籍調査の対象地域全体での進捗率	%	79	2020						87	2029
	【国交】地籍調査の優先実施地域での進捗率	%	30	2014	45	62	79	100		100	2020
	【国交】個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設設計画）の策定率 砂防【地方公共団体】	%	83	2014	84	84	89	89		100	2020
	【国交】個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設設計画）の策定率 河川【地方公共団体】	%	28	2014	37	47	79	95		100	2020
	【国交】個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設設計画）の策定率 ダム【地方公共団体】	%	11	2015	11	184	281	390		1200	2020
1-5）大規模な火山噴火・土砂災害（深層防衛）等による多数の死傷者の発生	【国交】「水防意識醸成社会 再構築ビジョン」に沿って、「治水対策を未然に防ぐ対策」として堤防のかさ上げ等を実施した区間の延長（国管理）	km	7	2015	7	541	871	941		1800	2020
	【国交】「水防意識醸成社会 再構築ビジョン」に沿って、「治水対策を未然に防ぐ対策」として堤防のかさ上げ等を実施した区間の延長（国管理）	km	7	2015	7	541	871	941		1800	2020
	【国交】最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市町村の割合	%	0	2015	0	0	6	26		100	2020
	【国交】都道府県河川におけるタイムラインの作成数	自治体	352	2017			352	604	734	1170	2020
	【国交】国管理河川におけるタイムラインの策定数	自治体	148	2014	344	657	730	730	730	730	2020
	【国交】人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率（①国管理）	%	71	2014	71.3	71.8	72.2	72.9		76	2020
	【国交】人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率（②県管理）	%	55	2014	55.3	55.5	55.8	56.2		60	2020
	【国交】人口・資産集積地区等の流域貯留施設の貯留量	万m3	72	2014	77	77	78	79		97	2020
	【国交】最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市町村の割合	%	0	2015	0	0	5			100	2020
	【国交】下水道による都市浸水対策達成率	%	56	2015	57	58	58	59		62	2020
	【国交】下水道スロツクマネジメント計画の策定率	%	19	2016		19	38	56			
	【国交】下水道施設の長寿命化計画策定率	%	0	2014	23	43	70	100		100	2020
	【国交】災害時における下水道処理場の機能確保率	%	32	2014		35	36	37		40	2020
	【国交】市町村の防災気象情報等に対する一層の理解促進及び避難勧告等の発令の判断における防災気象情報の適切な利活用の促進	市区町村	236	2018			236			600	毎年度
	【国交】大規模の予測の正確さを表した指標値（値が1に近いほど正確な予測）	%	0.53	2017			0.53	0.53		0.55	2022
	【国交】台風予測の精度（台風中心位置の予測誤差）	km	13	2013	244	235	226	219		207	2020
	【農水・国交】個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設設計画）の策定率 海岸【地方公共団体】	%	1	2014	7	18	39	71		100	2020
	【農水・国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	%	74	2014	75	77	77	78		76	2020
	【農水・国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）	%	43	2014	48	52	56	63		82	2020
	【農水・国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）	%	39	2014	40	46	47	53		69	2020
	【警察】警察用航空機に係る各都道府県警察への措置率	%	100	2017			100	100		100	毎年度
	【警察】都道府県警察における警察用航空機の夜間最良形用資機材及び救難救助用連絡資機材の整備率	%	0	2018						93.6	100
	【警察】広域緊急援助隊合同訓練の実施回数	回	8	2018						7	毎年度
	【内閣府】噴火時等の具体的な実践的な避難計画の策定率	%	13	2013	14	26	44	98		100	2020
	【文科】防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの充実）を行った国立青少年教育振興機構施設数	施設	10	2019					10	28	2024

該当 プログラム	指標名	単位	初期値	初年度	2015	2016	2017	2018	2019	目標値	目標年度	
1－6）暴風雪や豪雪に伴う多数の死傷者の発生	【文科】広域防災補完拠点として機能するための整備を行う必要がある国立青少年教育振興機構施設の整備数	施設	0	2019					0	6	2020	
	【文科】職員に対する研修の実施状況（校内研修の実施）	%	72.3	2015	72.3			73.9		100	2021	
	【文科】AIOS-20の運用年数	年	0	2014	1	2	3	4	5	5	2019	
	【文科】公共の安全の確保（国内及びアジア地域等の災害時の情報把握）	%	0	2014	100	100	100	100	100	100	毎年度	
	【文科】公共の安全の確保（地殻変動の予測・監視）	%	0	2014	100	100	100	100	100	100	毎年度	
	【文科】先進光学衛星（AIOS-3）の打上げ	年	0	2019					0	1	2020	
	【文科】先進レーザ衛星（AIOS-4）の打上げ	年	0	2019					0	1	2021	
	【農水】耐震対策が必要と判明している重要度の高い国造成施設における耐震化計画の策定割合	%	41	2015	41	55	62	72		100	2020	
	【経産】政府・自治体等の防災計画・被害想定・ハザードマップ策定等に活用される火山地質図の出版数	版	17	2011	21	22	22	23	23	27	2024	
	【国交】地質調査の対象地域全体の進捗率	%	52	2020					57	2029		
	【国交】地質調査の優先実施地域での進捗率	%	79	2020					87	2029		
	【国交】個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率	%	30	2014	45	62	79	100	100	100	2020	
	【国交】土砂災害から保全される人家の割合	%	24.8	2014	25	25.2	25.5	25.6		26.8	2023	
	【国交】火山災害警戒地域が指定されている火山における火山噴火緊急警戒対策砂防計画の策定率	%	59.2	2017		65.3	79.2	83.8		100	2022	
	【国交】土砂災害警戒区域を指定、又は指定予定市町村において、土砂災害防止法に基づく土砂災害ハザードマップを公表済みの市町村の割合	%	62	2016		62	66	68	70	79	2023	
	【国交】全国活断層情報等の整備進捗率	%	100	2016		100	100	100	100	100	毎年度	
	【国交】噴火警戒レベルの運用による火山防災の推進	火山	34	2015	34	38	39	43		49	2020	
	【国交】市町村の防災気象情報等に対する一層の理解促進及び避難勧告等の発令の判断における防災気象情報の適切な利活用の促進	市区町村	236	2018					236	600	毎年度	
	【環境】自然公園等施設の緊急対策箇所	箇所	0	2018					0	218	317	
	【警察】警察用航空機に係る各都道府県警察への措置率	%	100	2017				100	100	100	毎年度	
	【警察】警察用航空機における警察用航空機の夜間撮影用資機材及び救難救助用連絡資機材の整備率	%	0	2018				0	93.6	100	2020	
	【警察】広域緊急援助隊合同訓練の実施回数	回	8	2018				8		7	毎年度	
	2－1）被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	【総務】Jアラートによる自動起動が可能な情報伝達手段を複数保有する市町村数の割合	%	85.6	2017			85.6	86.9	92.3	100	2020
【文科】防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの充実）を行った国立青少年教育振興機構施設数		施設	10	2019				10	28	2024		
【文科】広域防災補完拠点として機能するための整備を行う必要がある国立青少年教育振興機構施設の整備数		施設	0	2019					0	6	2020	
【文科】職員に対する研修の実施状況（校内研修の実施）		%	72.3	2015	72.3			73.9		100	2021	
【国交】市町村の防災気象情報等に対する一層の理解促進及び避難勧告等の発令の判断における防災気象情報の適切な利活用の促進		市区町村	236	2018			236		600	毎年度		
【国交】大雪の予測の正確さを表した指標値（値が1に近いほど正確な予測）		%	0.57	2015	0.57	0.61	0.62	0.63	0.62	0.64	2020	
【防衛】野外通信システム等を用いた連携訓練の実施率		%	7	2013	20	47	60	67	80	100	毎年度	
【防衛】通信システム等対象装備品の整備率		%	0	2013	88	88	88	91	93	100	2021	
【防衛】防災訓練等の実施率		%	100	2013	100	100	100	100	100	100	毎年度	
【防衛】ヘリコプター映像伝送装置を用いた情報収集体制の整備率		%	100	2013	100	100	100	100	100	100	毎年度	
【警察】警察用航空機に係る各都道府県警察への措置率		%	100	2017				100	100	100	毎年度	
【警察】警察用航空機における警察用航空機の夜間撮影用資機材及び救難救助用連絡資機材の整備率	%	0	2018				0	93.6	100	2020		
2－2）被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	【文科】防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの充実）を行った国立青少年教育振興機構施設数	施設	10	2019				10	28	2024		
	【文科】広域防災補完拠点として機能するための整備を行う必要がある国立青少年教育振興機構施設の整備数	施設	0	2019					0	6	2020	
	【文科】国立大学において保有している練習船で、緊急に代船建造が必要な船舶のうち、代船の建造が終了している船舶数	隻	0	2018					0	2	2020	
	【厚労】危機管理マニュアルの策定率	%	70.1	2016		70.1	70.8			100	2023	
	【厚労】水道施設平面図のデジタル化率	%	86.6	2018				86.6		100	2025	
	【厚労】上水道の基幹管網の耐震適合率	%	39.3	2017			39.3	40.3		50	2022	
	【農水】応急用食料（主食系）の充足率	%	100	2013	100	100	100	100	100	100	毎年度	
	【農水】小水力等発電電力量のかんがい・排水に用いる電力に占める割合	%	19.9	2015	19.9	22.9	25.5	28.6		31.7	2020	
	【農水】水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時における水産物の早期回復体制が構築された漁港の割合	%	0	2016		1	3	6	30	2021		
	【農水】防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率（H29～）	%	48	2015	48	51	53	56		60	2021	
	【経産】緊急放出訓練の実施	%	100	2019					100	100	2020	
	【経産】災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業」により、避難所となりうる施設や公的避難所に整備された燃料タンク等の数	件	185	2013	366	444	555	652	856	1941	2020	
	【経産】中核支庁の新設及び機能強化	件	0	2020					8	2022		
	【経産】災害時石油供給連通計画実施訓練の前年度課題の改善率	%	47	2014			100	100	100	100	2023	
	【経産】非常用発電設備の設置・増強や強靱性評価、強靱化対策を行っている製油所・油槽所の割合	%	30	2019					78	100	2020	
	【経産】低圧本支管の耐震化率	%	77.7	2008	87.1	88.1	88.8	89.5		90	2025	
	【経産】地域マイクログリッドの構築モデル件数	件	0	2019					0	12	2022	
	【国交】地域防災計画における民間物資拠点の指定率	%	68	2017				68	85		100	2020
	【国交】全国都道府県における「災害時の船舶活用マニュアル」策定状況	都道府県	2	2018				2	2	47	—	
	【国交】南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に所在する港湾（重要港湾以上）における避難計画の策定率	%	0	2013	33	33	42	58		100	2020	
	【国交】災害発生時の海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾（重要港湾以上）の割合	%	31	2014	45	79	80	80	83	80	2020	
	【国交】国管理空港における地震・津波早期復旧計画策定数	空港	0	2015	0	7	12	16	18	2020		
	【国交】航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口	万人	9400	2014	9500	10100	10100	10400		10700	2022	
	【国交】港湾に被災施設における防災教育の実施回数	回	0	2019					0	50	2022	
	【環境】大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの整備を実施した避難所等の数	箇所	0	2018					0	214	295	2020
	【環境】新たに整備したZEHの数	件	0	2018					158	312	948	2023
	【環境】新たに整備したZEBの数	件	0	2016		13	39	61	88	261	2023	
	【環境】自立・分散型エネルギーシステム構築件数	件	0	2019					0	15	2023	
2－2）多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生												
	【内閣府】地域再生法の規定により内閣府が認定した地域再生計画に基づき実施する基礎整備事業の完了数	地域	37	2013			331	363	460	527	2020	
【農水】迂回路となっている林道について、幅員、設計荷重、通行可能期間等を記載した調査の策定割合	%	100	2015	100	100	100	100	100	100	100	毎年度	

該当 プログラム	指標名	単位	初期値	初年度	2015	2016	2017	2018	2019	目標値	目標年度
	【農水】 迂回路となつてはいる農道について、幅員、設計荷重、通行可能期間等を記載した調書の策定割合	%	100	2015	100	100	100	100	100	100	毎年度
	【農水】 水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時における水産物の早期回復体制が構築された漁港の割合	%	0	2016	100	100	1	3	6	30	2021
	【国交】 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	%	75	2015			78	79	81	81	2020
	【国交】 道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率	%	62	2015			69	71	75	75	2020
	【国交】 全国都道府県における「災害時の船舶活用マニュアル」策定状況	都道府県	2	2018			2		2	47	—
	【防衛】 災害救助能力の向上に資する装備品（SH-60K/K（能力向上型））の整備率	%	0	2019					54	100	2023
	【防衛】 災害救助能力の向上に資する装備品（GH-47JA）の整備率	%	0	2019					100	100	2023
	【警保】 都道府県警察本部及び警察署の耐震化率	%	77	2010	91	93	94	95	96	97	2020
	【警保】 都道府県警察本部及び警察署の耐震化率	%	100	2017			100	100	100	100	毎年度
	【警保】 都道府県警察本部及び警察署の耐震化率	%	0	2018			0	93.6	100	100	2023
	【警保】 ドローンの飛行訓練の実施状況	%	0	2017			0	31	65	100	2023
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足										
	【総務】 非常用電源設置済み消防庁舎	%	88.9	2015	88.9	92.3	93.3	94.4	95.7	100	—
	【総務】 消防庁舎の耐震化率	%	83.8	2013	88.3	90.4	91.5	92.6		100	—
	【総務】 緊急消防援助隊の増強	隊	6258	2019				6258	6600	2023	
	【文科】 防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの充実）を行った国立青少年教育振興機構施設数	施設	10	2019					10	28	2024
	【文科】 広域防災拠点施設として機能するための整備を行う必要がある国立青少年教育振興機構施設の整備数	施設	0	2019					0	6	2020
	【厚労】 DMAT保有率（基幹災害拠点病院1チーム以上、地域災害拠点病院1チーム以上）	%	99	2017			99			100	2023
	【厚労】 TEC-FORCEと連携し訓練を実施した都道府県数の割合	%	17	2014				100	100	100	2020
	【国交】 災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾（重要港湾以上）の割合	%	31	2014	45	79	80	80	83	80	2020
	【国交】 国際空港における地震・津波早期復旧計画策定数	空港	0	2015	0	0	7	12	16	18	2020
	【国交】 航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口	万人	9400	2014	9500	10100	10100	10400		10700	2022
	【国交】 航空輸送上重要な空港における防災教育の実施回数	回	0	2019				0	50	2022	
	【防衛】 配置可能な基幹要員の養成率	%	61	2013	67	72	74	76	79	98	2022
	【防衛】 【耐震化対策】 自衛隊施設（耐震改修促進法等を踏まえた3階建て以上、かつ、床面積の合計が1,000㎡以上の庁舎等）の耐震化実施率	%	82	2013	89	90	93	94	95	2020	
	【防衛】 【3か年緊急対策】 自衛隊施設に関する緊急対策の耐震化対策に係る整備実施率	%	0	2018				0	33	100	2020
	【防衛】 【3か年緊急対策】 自衛隊施設に関する緊急対策の老朽化対策に係る整備実施率	%	0	2018				0	34	100	2020
	【防衛】 【3か年緊急対策】 自衛隊施設に関する緊急対策の電力供給能力向上に係る整備実施率	%	0	2018				0	41	100	2020
	【防衛】 災害救助能力の向上に資する装備品（SH-60K/K（能力向上型））の整備率	%	0	2019					54	100	2023
	【防衛】 災害救助能力の向上に資する装備品（GH-47JA）の整備率	%	0	2019					100	100	2023
	【防衛】 災害救助能力の向上に資する装備品（SH-60K/K（能力向上型））の整備率	%	0	2019					40	100	2023
	【防衛】 災害発生時に迅速に人員及び物資の派遣を可能とする装備品（C-2）の取得・整備率	%	100	2013	100	100	100	100	100	100	毎年度
	【防衛】 防災訓練等の実施率	%	100	2013	100	100	100	100	100	100	毎年度
	【防衛】 ヘリコプター映像伝送装置を用いた情報収集体制の整備率	%	0	2018				0	100	100	2020
	【防衛】 通信用機器等の整備率	%	0	2018				0	100	100	2020
	【防衛】 車両等の整備率	%	0	2019					100	100	2020
	【警保】 都道府県警察本部及び警察署の耐震化率	%	77	2010	91	93	94	95	96	97	2020
	【警保】 都道府県警察本部及び警察署の耐震化率	%	100	2017			100	100	100	100	毎年度
	【警保】 都道府県警察本部及び警察署の耐震化率	%	0	2018				0	93.6	100	2020
	【警保】 都道府県警察本部及び警察署の耐震化率	%	8	2018			8	8	7	7	毎年度
	【警保】 広域緊急消防援助隊合同訓練の実施回数	回	0	2017			0	31	65	100	2023
	【警保】 ドローンの飛行訓練の実施状況	%									
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱										
	【文科】 防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの充実）を行った国立青少年教育振興機構施設数	施設	10	2019					10	28	2024
	【文科】 広域防災拠点施設として機能するための整備を行う必要がある国立青少年教育振興機構施設の整備数	施設	0	2019					0	6	2020
	【内閣府・国交】 都市防災安全確保計画等の策定とPDCAサイクルの実施	計画	0	2019				16	50	2023	
	【国交】 一定水準の防災機能を備えるオーブンスペースが一箇所に確保された大都市の割合	%	76	2013	85	85	91		89	2020	
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺										
	【文科】 国立大学附属病院の整備の進捗率	%	0	2016		20.3	32.9	48.2		100	2020
	【文科】 医療チームにより災害医療全般に対応できるプロフェッショナルな人材を養成するプログラムの実施数	プログラム	0	2018			0		6	8	2022
	【文科】 医療チームにより災害医療全般に対応できるプロフェッショナルな人材の養成人数	人	0	2018			0	42	198	2022	
	【厚労】 DMAT保有率（基幹災害拠点病院1チーム以上、地域災害拠点病院1チーム以上）	%	99	2017			99	99	100	100	2023
	【厚労】 全国の災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率	%	89.4	2017			89.4	90.7	95	95	2023
	【厚労】 病院全体の耐震化率	%	72.9	2017			72.9	74.5	80	2020	
	【厚労】 都道府県に活動要員を随えた講義等を履修した災害医療コーディネーターの研修の実績	%	0	2018			0		100	2019	
	【厚労】 B.C.Pを策定している災害拠点病院の割合	%	57.7	2018				57.7		100	2019
	【厚労】 診療機能を3日程度維持できる非常用自家発電設備を保有する災害拠点病院等の割合	%	80.9	2019					100	2020	
	【厚労】 診療機能を3日程度維持できる給水設備を保有する災害拠点病院等の割合	%	74.8	2019					100	2020	
	【厚労】 EMISのシステム改修の完了	%	0	2019					100	2020	
	【厚労】 DPAT先遣隊の整備率	%	32	2014			58	67		100	2023
	【経産】 緊急物資輸送の実施	%	100	2019				100	100	100	2020
	【経産】 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的・燃料備蓄の推進事業により、避難所となりうる施設や公的避難所に整備された燃料タンク等の数	件	185	2013	366	444	555	652	856	1941	2020
	【経産】 災害時石油供給業務計画実施訓練の前年度訓練の改善率	%	47	2014		100	100	100	100	100	2023
	【経産】 非常用発電設備の設置・増強や強靱性評価、強靱化対策を行っている製油所・油槽所の割合	%	30	2019					78	100	2020
	【経産】 地域マイクログリッドの構築モデル数	件	0	2019					0	12	2022
	【国交】 災害時における主要な管渠の機能確保率	%	46	2014	47	48	50	51	60	60	2020
	【国交】 全国都道府県における「災害時の船舶活用マニュアル」策定状況	都道府県	2	2018			2		2	47	—
	【国交】 国際空港における地震・津波早期復旧計画策定数	空港	0	2015	0	0	7	12	16	18	2020
	【国交】 航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口	万人	9400	2014	9500	10100	10100	10400		10700	2022

該当 プログラム	指標名	単位	初期値	初年度	2015	2016	2017	2018	2019	目標値	目標年度
	【国交】 港湾は域防災施設における防災教育の実施回数	回	0	2019				0	0	50	2022
	【環境】 大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発働が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの整備を推進した避難所等の数	箇所		2018			0	214	295	2020	2020
	【環境】 新たに整備したZEHの数	件	0	2018				158	312	948	2023
	【環境】 新たに整備したZEHの数	件	0	2016		13	39	61	88	261	2023
	【環境】 自立・分散型エネルギーシステムの構築件数	件	0	2019				0	15	2023	2023
	【防衛】 配置可能な基幹要員の養成率	%	61	2013	67	72	74	76	79	98	2022
2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生											
	【文科】 国立大学附属病院の整備の進捗率	%	0	2016	20.3	32.9	48.2			100	2020
	【厚労】 予防接種法に基づく麻疹・風しんの予防接種率	%	95	2013	95	95	96			95	2023
	【農水】 農業集排水施設の新設の進捗率	%	48	2013	54	58	62	76		100	2020
	【国交】 下水道ストックマネジメント計画の策定率	%	19	2016		19	38	56			
	【国交】 下水道施設の長寿命化計画策定率	%	0	2014	23	43	70	100		100	2020
	【国交】 災害時における主要な管渠の機能確保率	%	46	2014	47	48	50	51		60	2020
	【国交】 災害時における下水処理場の機能確保率	%	32	2014	35	36	37	40		2020	2020
	【環境】 災害復旧に対応した浄化槽台帳システム整備市町村数	市町村	30	2008			180	174	672	2023	2023
	【環境】 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率	%	53	2017		54	54	64	70	76	2022
	【環境】 浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基數割合	%	62	2017		64	64				
2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康増進による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生											
	【法務】 デジタル無線機の適正な稼働率	%									
	【法務】 デジタル無線機の衛星携帯電話等の更新稼働率	%	100	2012	100	100	100	100	100	100	毎年度
	【法務】 入居管理システムの整備戸数	戸	0	2018			0	100	100	100	毎年度
	【法務】 特別機動警備隊による管区機動警備隊に対する技術等の指導の実施率	%	0	2020					9	2020	2020
	【文科】 公立小中学校施設のトイレ洋式化率	%	43.3	2015	43.3				0	100	毎年度
	【文科】 公立小中学校施設の構造体の耐震化率	%	44.5	2002	98.1	98.8	99.2	99.2	80	2020	2020
	【文科】 公立小中学校施設の個別施設計画の策定率	%	3.7	2016		3.7	6.8	15.2	100	100	2020
	【文科】 緊急的に必要な公立小中学校施設の老朽化対策の実施率	%	25.27	2015	25.27	35.66	68.06	70.44	100	100	2020
	【文科】 教育研究活動に着しく支援がある国立大学法人等施設（ライブラリーを含む）の老朽化対策の実施率	%	69	2018				70	72	100	2023
	【文科】 国立大学法人等施設の新築化率	%	98.7	2018			99	99.5	100	100	2021
	【文科】 国立大学附属病院の進捗率	%	0	2016	20.3	32.9	48.2			100	2020
	【文科】 国立大学本部施設のエレベーター耐震化対策等完了台数	台	0	2019				1	4	2020	2020
	【文科】 教職員支援機材の研修施設の改修・修繕を行う必要がある設備の整備箇所数	箇所	0	2019				0	4	2020	2020
	【文科】 防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの実施）を行った国立青少年教育振興機構施設の数	施設	10	2019				10	28	2024	2024
	【文科】 防災・減災施設完備率として機能するための整備を行う必要がある国立青少年教育振興機構施設の整備数	施設	0	2019				0	6	2020	2020
	【文科】 点検の結果、故障及び危険性が判明した国立女性教育会館設備の改修箇所数	箇所	0	2019				0	2	2020	2020
	【文科】 放送大学の緊急に改修を行う必要がある施設・設備の整備数	箇所	0	2019				0	3	2020	2020
	【文科】 職員に対する研修の実施状況（校内研修の実施）	%	72.3	2015	72.3		73.9		100	2021	2021
	【文科】 私立学校施設の耐震化率（高校等以下）	%	64.5	2002	86.4	88.4	90.3	91.4	95	2020	2020
	【文科】 私立学校施設の耐震化率（大学等）	%	72.7	2007	88.8	90.3	91.6	92.8	96	2020	2020
	【文科】 避難場所に指定されている公立社会体育施設（体育館）の耐震化率	%	75	2014	78	81	83	84	95	2023	2023
	【文科】 国立文化施設等における来館者の安全の確保等に向けた対策箇所数	箇所	0	2019				0	14	2020	2020
	【厚労】 災害時健康危機管理支援チーム養成研修（基礎編）の受講実績	都道府県	47	2018			47	47	47	47	毎年度
	【厚労】 災害時健康危機管理支援チーム養成研修（高度編）の受講実績	都道府県	47	2018			47	47	47	47	毎年度
	【厚労】 災害福祉支援ネットワークの構築都道府県数	都道府県	24	2018			24	37	47	47	2023
	【厚労】 社会福祉施設等の耐震化率	%	86.3	2013	89.6	90.3			95.2	2020	2020
	【厚労】 DPAT先遣隊整備率	件	32	2014		58	67		100	2023	2023
	【経産】 災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業により、避難所となりうる施設や公的避難所に整備された燃料タンク等の数	件	185	2013	366	444	555	652	856	1941	2020
	【国交】 地域防災計画における民間物資拠点の規定率	%	68	2017		68	85		100	2020	2020
	【国交】 下水道施設BIPのブラッシュアップ率	%	0	2018			0		100	2020	2020
	【国交】 災害時における主要な管渠の機能確保率	%	46	2014	47	48	50	51	60	2020	2020
	【国交】 災害時における下水処理場の機能確保率	%	32	2014	35	36	37		40	2020	2020
	【国交】 全国都道府県における「災害時の船舶活用マニュアル」策定状況	都道府県	2	2018			2	2	47	—	—
	【環境】 災害復旧に対応した浄化槽台帳システム整備市町村数	市町村	30	2008				180	174	672	2023
	【環境】 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率	%	53	2017		54	54	64	70	76	2022
	【環境】 浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基數割合	%	62	2017		64	64				
	【環境】 災害時再稼働可能な施設の数	%	18	2018			18		50	2025	2025
	【環境】 大規模災害発生時においても発電・電力供給等の機能発働が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの整備を推進した避難所等の数	箇所	0	2018			0	214	295	2020	2020
	【環境】 夏季までに、災害時も含めた熱中症対策を実施する自治体の割合	%	95.5	2018			92	93.5	100	2020	2020
	【環境】 新たに整備したZEHの数	件	0	2018			158	312	948	2023	2023
	【環境】 自立・分散型エネルギーシステムの構築件数	件	0	2016		13	39	61	88	261	2023
	【防衛】 防災訓練の実施率	%	100	2013	100	100	100	100	100	100	毎年度
3-1) 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱											
	【法務】 法務省施設の新築化率	%	86	2012	93	94	94	95		97	2021
	【法務】 矯正施設の新築化率	%	70	2012	74	76	81	82		86	2021
	【法務】 デジタル無線機の適正な稼働率	%	100	2012	100	100	100	100	100	100	毎年度
	【法務】 矯正施設の新築化率	%	0	2013	100	100	100	100	100	100	毎年度
	【法務】 刑事施設の一部を避難場所に指定するなどの自治体との協定等の締結等	庁	12	2013	19	28	39	48	59	62	2020
	【法務】 総合警備システム等の警備機器等の適正な稼働率	%	100	2013	100	100	100	100	100	100	毎年度

該当 プログラム	指標名	単位	初期値	初年度	2015	2016	2017	2018	2019	目標値	目標年度
	【法務】 法務省施設の衛星携帯電話等の更新整備率	%	0	2018				0	100	100	毎年度
	【法務】 入退室管理システムの整備行数	行	0	2020					9	100	毎年度
	【法務】 特別機動警備隊による管区機動警備隊に対する技術等の指導の実施率	%	0	2019					0	100	毎年度
	【警察】 都道府県警察本部及び警察署の耐震化率	%	77	2010	91	93	94	95	96	97	2020
	【警察】 警務用航空機に係る各部道府県警察への措置率	%	100	2017			100	100	100	100	毎年度
	【警察】 都道府県警察における警務用航空機の夜間撮影用資機材及び救難救助用連絡資機材の整備率	%	0	2018					93.6	100	2020
	【警察】 プローブ情報処理システムによる道路状況等の把握割合	%	64.7	2017			64.7	74.8	89.8	100	2023
	【警察】 信号機電灯付加装置の整備率（補助事業）	台	0	2015	204	444	701	948	2000	2000	2020
	【警察】 広域緊急援助隊合同訓練の実施回数	回	8	2018				8	8	7	毎年度
	【警察】 ドローンの飛行訓練の実施状況	%	0	2017			0	31	65	100	2023
3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全	カ所	0	2019					0	3	2020
	【経産】 産後給付施設の老朽化対策率	%	88	2013	90	91	92	93	94	95	2020
	【国交】 官庁施設の耐震基準を満たす割合	%	0	2009	100	100	100	100	100	100	—
	【国交】 自動車検査検査査情報処理システムに係る脆弱性の改善指標	%	31	2014	45	79	80	80	83	80	2020
	【国交】 災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾（重要港湾以上）の割合	%	7	2013	20	47	60	67	80	100	毎年度
	【防衛】 野外出動システム等を用いた連携訓練の実施率	%	0	2013	88	88	91	93	100	100	毎年度
	【防衛】 通信システム等対象装備品の整備率	%	100	2017			100	100	100	100	毎年度
	【警察】 警務用航空機に係る各部道府県警察への措置率	%	0	2018					93.6	100	2020
	【警察】 都道府県警察における警務用航空機の夜間撮影用資機材及び救難救助用連絡資機材の整備率	%	0	2017			0	31	65	100	2023
3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	%	33	2013	48	55	74	90	94	100	2024
	【内閣府】 地方公共団体の業務継続計画の策定率（首都直下地震防災対策推進地域）	%	15	2013	32	39	65	83	91	100	2023
	【内閣府】 地方公共団体の業務継続計画の策定率（南海トラフ地震防災対策推進地域）	%	83.8	2013	90.4	91.5	92.6	92.6	100	100	—
	【総務】 消防庁舎の耐震率	%	85.4	2013	90.9	92.2	93.1	94.2	100	100	—
	【総務】 防災拠点となる公民館等の耐震率	%	88.4	2015	88.4	90.9	91.9	92.8	100	100	—
	【総務】 災害対策本部が設置される庁舎の非常用電源の整備率	%	10	2019					10	28	2024
	【文科】 防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの実施）を行った国立青少年教育振興機構施設	施設	0	2019					0	6	2020
	【文科】 広域防災関係拠点として機能するための整備を行う必要がある国立青少年教育振興機構施設の整備数	施設	47	2018			47	47	47	47	毎年度
	【厚労】 災害時健康危機管理支援チーム養成研修（基礎編）の受講実績	都道府県	47	2018			47	47	47	47	毎年度
	【厚労】 災害時健康危機管理支援チーム養成研修（高度編）の受講実績	都道府県	345	2018			345	345	286	0	2020
	【厚労】 災害時に健康危機管理の中心拠点としての保健所機能を3日程度維持できない箇所数	施設	100	2019					100	100	2020
	【経産】 緊急放油施設の実施	%	47	2014			100	100	100	100	2023
	【経産】 緊急放油施設訓練の前年度課題の改善率	%	30	2019					78	100	2020
	【経産】 非常用発電設備の設置・増設や強制待受機・強制化対策を行っている製油所・油槽所の割合	%	2	2018				2	2	47	—
	【国交】 全国都道府県における「災害時の船舶活用マニユアル」策定状況	都道府県	31	2014	45	79	80	83	83	80	2020
	【国交】 災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾（重要港湾以上）の割合	%	62	2016		62	66	68	70	79	2023
	【国交】 全国活断層情報等の整備進捗率	区域	13	2013	65	99	143	171	194	204	2021
	【国交】 建設防災情報の整備区域数	件	0	2018				158	312	948	2023
	【環境】 新たに整備したZEMの数	件	0	2016		13	39	61	88	261	2023
	【環境】 新たに整備したZERの数	件	0	2019			15	0	0	0	2023
	【環境】 自立・分散型エネルギー	%	7	2013	20	47	60	67	80	100	毎年度
	【防衛】 野外出動システム等を用いた連携訓練の実施率	%	0	2013	88	88	91	93	100	100	2021
	【防衛】 通信システム等対象装備品の整備率	%	77	2010	91	93	94	95	96	97	2020
	【警察】 都道府県警察本部及び警察署の耐震化率	%	100	2017			100	100	100	100	毎年度
	【警察】 警務用航空機に係る各部道府県警察の夜間撮影用資機材及び救難救助用連絡資機材の整備率	%	0	2018					93.6	100	2020
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの確保・機能停止	%	7	2018				7	12	20	2021
	【内閣府】 安否確認サービス導入自治体数	台	194	2018				0	9	9	2020
	【総務】 移動電源車の追加配備数	%	0	2019				0	0	0	2020
	【総務】 自治体庁舎等において非常用通信手段が確保されていない状況	%	0	2018				0	100	100	毎年度
	【法務】 法務省施設の衛星携帯電話等の更新整備率	%	0	2018				0	100	100	毎年度
	【文科】 災害対策に必要な国立大学等の基礎的インフラ設備の整備件数	件	0	2018				0	1	12	2020
	【文科】 ETS-9の技術実証（全電化衛星技術）	年	0	2022	0	0	0	0	0	0	2025
	【文科】 ETS-9の技術実証（大電力化、高耐熱技術）	年	0	2022	0	0	0	0	0	0	2025
	【文科】 技術試験衛星9号機（ITS-9）の打上げ	年	0	2019				0	1	1	2022
	【国交】 NTTドコモと民間フェリー事業者との携帯電話基地局の船上開設にかかる協定締結状況	事業者	1	2018				1	1	8	—
	【防衛】 野外出動システム等を用いた連携訓練の実施率	%	7	2013	20	47	60	67	80	100	毎年度
	【防衛】 通信システム等対象装備品の整備率	%	0	2013	88	88	91	93	100	100	2021
	【防衛】 通信システム等対象装備品の整備率	%	0	2018				0	100	100	2020
	【防衛】 通信システム等対象装備品の整備率	%	0	2018				0	100	100	2020
	【防衛】 車両等の整備率	%	0	2019				0	100	100	2020
	【警察】 ドローンの飛行訓練の実施状況	%	0	2017			0	31	65	100	2023
	【警察】 警察移動無線通信システムの更新・統合	都道府県	4	2017			4	8	18	47	2022
4-2	テレビ・ラジオ放送の中継等により災害情報が必要となる者に伝達できない事態	%	0	2018				15	43	30	2020
	【総務】 ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業の交付決定件数	件	0	2022	0	0	0	0	0	0	2025
	【文科】 ETS-9の技術実証（全電化衛星技術）	年	0	2022	0	0	0	0	0	0	2025
	【文科】 ETS-9の技術実証（大電力化、高耐熱技術）	年	0	2022	0	0	0	0	0	0	2025
	【文科】 技術試験衛星9号機（ITS-9）の打上げ	年	0	2019				0	0	1	2022

該当 プログラム	指標名	単位	初期値	初年度	2015	2016	2017	2018	2019	目標年度	
4－3）災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	【内閣府】安否確認サービス導入自治体数	都道府県	7	2018							
	【総務】ＬＡアラート高度化システムを導入している都道府県数	都道府県	0	2018				7	12	2021	
	【総務】Ｇ空間防災システム実装自治体数	団体	12	2016	12	72	74	0	15	2020	
	【総務】防災等に資するWi-Fi環境の整備済み箇所数	万箇所	1.4	2016		2.1	2.4	2.6	3	2021	
	【総務】移動電源車の追加配備数	台	0	2019			0	0	9	2020	
	【文科】ETS-9の技術実証（全電化衛星技術）	年	0	2022	0	0	0	0	100	2025	
	【文科】ETS-9の技術実証（大電力化、高排熱技術）	年	0	2022	0	0	0	0	100	2025	
	【文科】技術試験衛星9号機（ETS-9）の打上げ	年	0	2019				0	1	2022	
	【経産】気象庁の常時監視データとして提供する観測施設の地点数	地点	14	2010	16	16	16	16	20	2024	
	【国交】NTTドコモと民間フェリー事業者との携帯電話基地局の船上開設にかかる協定締結状況	事業者	1	2018			1	1	8	—	
	【国交】電子基連点の観測データの取得率	%	99.78	2013	99.5	99.8	99.9	99.8	99.5	毎年度	
	【国交】安全管理責任者の設置率（第2種旅行業者）	%	33.6	2017		33.6		32.1	100	2023	
	【国交】安全管理責任者の設置率（地域限定旅行業者）	%	0	2017				8.6	70	2023	
	【国交】安全管理責任者の設置率（第3種旅行業者）	%	25.6	2017		25.6		19	70	2023	
	【国交】安全管理責任者の設置率（第1種旅行業者）	%	60.4	2017		60.3		75.4	100	2023	
	【環境】夏まで、災害時も含めた熱中症対策を実施する自治体の割合	%	95.5	2018			92	93.5	100	2020	
	【環境】PRC整備数	施設	0	2019				5	6	2020	
	【防衛】資機材等の整備率	%	0	2018			0	100	100	2020	
	【防衛】通信機器等の整備率	%	0	2018			0	100	100	2020	
	【防衛】車両等の整備率	%	0	2019			100	100	100	2020	
	【警察】ドローンへの飛行訓練の実施状況	%	0	2017			0	31	65	100	2023
5－1）サブライチチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	【内閣府】大企業のBCPの策定割合	%	60.4	2015	60.4		64		100	2020	
	【内閣府】中堅企業のBCPの策定割合	%	29.9	2015	29.9		31.8		50	2020	
	【内閣府】地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員を増加数」	人	4447	2015	4447	7650	10443	13891	30000	2024	
	【農水】水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時における水産物の早期回復体制が構築された漁港の割合	%	0	2016			1	3	6	2021	
	【農水】防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率（B29～）	%	48	2015	48	51	53	56	60	2021	
	【経産】産業保安のための備蓄の実施計画の策定とPICAサイクルの実施	%	100	2013	100	100	100	100	100	毎年度	
	【経産】重要高圧ガス設備の前震対策状況	基数	66	2018			94	105	2022		
	【経産】産総研施設の老朽化対策率	カ所	0	2019				0	3	2020	
	【経産】NITE作業棟備極の整備率	カ所	0	2019				0	1	2020	
	【国交】国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾において、港湾BCPに基づく関係機関と連携した訓練の実施割合	%	31	2014	45	79	80	80	83	80	2020
	【国交】災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がヘッド・ソフトウェアとして構築されている港湾（重要港湾以上）の割合	空港	0	2015	0	0	7	12	16	18	2020
	【国交】航空輸送上重要な空港のうち、地震時に航空ネットワークを維持する機能を有する空港数	空港	0	2015	0	3	3	6	7	13	2022
	【国交】航路網の耐震補強整備箇所数	箇所	165	2013	183	185	193	205	217	229	2020
	【国交】航路網の長寿命化推進のための点検・診断・予防保全基数	箇所	218	2014	472	729	971	1334	1620	2400	2023
	【国交】航路網の海水浸入防止対策箇所数	箇所	0	2018			113	284	330	2020	
	【国交】船舶通信所等の予備電源整備箇所数	箇所	0	2018			7	17	21	2020	
	【国交】航路網の前震改良整備箇所数	箇所	200	2013	247	254	266	281	294	306	2020
	【国交】海城監視体制の強化に必要な監視カメラの整備箇所数	箇所	0	2018			5	5	8	2020	
	【国交】海城監視体制の強化に必要な監視カメラの整備箇所数	箇所	0	2019				4	4	2020	
	【環境】プラスチックリサイクル率高度化設備導入拠点数	施設	0	2018				88	240	2020	
	5－2）エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サブライチチェーンの維持への甚大な影響	【厚労】診療機能を3日程度維持できる非常用自家発電設備を保有する災害拠点病院等の割合	%	80.9	2019					100	2020
【厚労】EIMSのシステム改修の完成		%	0	2019					100	2020	
【経産】住民拠点SSの設置数		件	1346	2017		1346	3498	6902	15000	2020	
【経産】緊急放送訓練の実施		件	100	2019		0	2	5	8	50	2022
【経産】SS訓練地自治体におけるSS訓練地対策計画策定件数（累積）		件	47	2014		100	100	100	100	2023	
【経産】災害時石油供給連携計画実施訓練の前年度課題の改善率		%	30	2019					78	100	2020
【経産】非常用発電設備の設置・増強や強靱性評価、強靱化対策を行っている製油所・油槽所の割合		%	77.7	2008	87.1	88.1	88.8	89.5	90	2025	
【環境】低圧分支管の耐震化率		%	0	2018				0	214	295	2020
【環境】大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発現が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー等の割合		箇所	0	2018				158	312	948	2023
【環境】新たに整備したZIB-Mの数		件	0	2016		13	39	61	88	261	2023
5－3）コンピナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	【環境】新たに整備したZIBの数	件	0	2019				0	15	2023	
	【防衛】燃料の輸送支援に係る防災訓練の実施率	%	0	2013	100	100	100	100	100	毎年度	
	【防衛】燃料の輸送支援に係る共同図上派習の実施率	%	0	2019				0	100	毎年度	
	【防衛】燃料の輸送支援に係る共同図上派習の実施率	%	0	2019				0	100	毎年度	
	【警察】広域緊急援助隊合同訓練の実施回数	回	8	2018				8	7	毎年度	
	【経産】重要産業施設の前震評価・増強や強靱性評価、強靱化対策を行っている製油所・油槽所の割合	%	30	2019					100	2020	
	【経産】重要高圧ガス設備の前震評価・増強や強靱性評価、強靱化対策状況	区域	66	2018			94	105	2022		
	【国交】津波防災情報の整備区域数	区域	13	2013	65	99	143	171	194	204	2021
	【国交】海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	%	0	2019					100	2022	
	【国交】国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾において、港湾BCPに基づく関係機関と連携した訓練の実施割合	%	31	2014	45	79	80	80	83	80	2020
【国交】GNS技術を用いた最低水面調査の実施数	港湾	0	2016		40	80	120	160	240	2021	

該当 プログラム	指標名	単位	初期値	初年度	2015	2016	2017	2018	2019	目標値	目標年度
	【国交】 航路標識の耐震補強整備箇所数	箇所	165	2013	183	185	193	205	217	229	2020
	【国交】 航路標識の長寿命化推進のための点検・診断・予防保全基盤	箇所	218	2014	472	729	971	1334	1620	2400	2023
	【国交】 航路標識の海水浸入防止対策箇所数	箇所	0	2018			113	284	330	2020	
	【国交】 船舶通航信号等への予備電源整備箇所数	箇所	0	2018				7	17	21	2020
	【国交】 船舶通航信号の耐震補強整備箇所数	箇所	0	2013	247	254	266	281	306	2020	
	【国交】 航路標識の耐震補強整備箇所数	箇所	200	2018			5	5	8	2020	
	【国交】 海城監視体制の強化に必要なレーダー・監視カメラの整備箇所数	箇所	0	2019				4	4	2020	
5ー5）	太平洋ベルト地帯の除染が分析するなど、基幹的港湾は海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への大きな影響	地域	37	2013			331	363	460	527	2020
	【内閣府】 地域再生法の規定により内閣総理大臣が認定した地域再生計画に基づき実施する基礎整備事業の完了数	%	100	2015	100	100	100	100	100	100	毎年度
	【農水】 迂回路となっている農道について、幅員、設計荷重、通行可能期間等を記載した調査の策定割合	%	100	2015	100	100	100	100	100	100	毎年度
	【農水】 迂回路となっている農道について、幅員、設計荷重、通行可能期間等を記載した調査の策定割合	%	52	2020						57	2029
	【国交】 地籍調査の対象地域全体の進捗率	%	79	2020						87	2029
	【国交】 地籍調査の優先実施地域での進捗率	%	19	2016		19	38	56			
	【国交】 下水道ストックマネジメント計画の策定率	%	0	2014	23	43	70	100		100	2020
	【国交】 下水道施設の長寿命化計画策定率	%	46	2014	47	48	50	51		60	2020
	【国交】 災害時における主要な管渠の機能確保率	%	75	2015			78	79		81	2020
	【国交】 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	%	68	2014			79	81		約80	2020
5ー6）	【国交】 三大都市圏環状道路整備率	%	16	2014			16.9	17.4	17.7	20	2020
	【国交】 道路による都市間連通性の確保	%	51	2014		54	54			約55	2020
	【国交】 道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率	%	62	2015			69	71		75	2020
	【国交】 首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率	%	97	2017			97	97		100	2022
	【国交】 国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾において、進捗RDPに基づき関係機関と連携した訓練の実施割合	%	0	2019					0	100	2022
	【国交】 災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾（重要港湾以上）の割合	%	31	2014	45	79	80	83	80	83	2020
	【国交】 航空機輸送上重要な空港のうち、地震時に航空ネットワークを維持する機能を有する空港数	空港	0	2015	0	3	3	6	7	13	2022
	【国交】 GNSST技術を用いた最低水面調査の実施数	港湾	0	2016		40	80	120	160	240	2021
	【国交】 航路標識の耐震補強整備箇所数	箇所	165	2013	183	185	193	205	217	229	2020
	【国交】 航路標識の長寿命化推進のための点検・診断・予防保全基盤	箇所	218	2014	472	729	971	1334	1620	2400	2023
5ー7）	【国交】 船舶通航信号の耐震補強整備箇所数	箇所	0	2018				113	284	330	2020
	【国交】 船舶通航信号等への予備電源整備箇所数	箇所	200	2013	247	254	266	281	294	306	2020
	【国交】 海城監視体制の強化に必要なレーダー・監視カメラの整備箇所数	箇所	0	2018			5	5	8	2020	
	【国交】 海城監視体制の強化に必要なレーダー・監視カメラの整備箇所数	箇所	0	2019					4	4	2020
	【国交】 空港地下道における台風、暴風雨に対する浸水対策が必要な空港数	空港	0	2019					0	2	2020
	【国交】 台風、暴風雨等による空港施設の機能停止を防ぐための豪風雨対策空港数	空港	0	2019					0	1	2020
	【警保】 ブローアップ情報処理システムによる道路状況等の把握割合	%	64.7	2017		64.7	74.8	89.8	100	2023	
	【警保】 信号機電源付加装置の整備率（補助事業）	台	0	2015	204	444	701	948	2000	2020	
	【警保】 老朽化した信号機の更新率（補助事業）	基	0	2015	6219	13201	20393	27560		43000	2020
	【警保】 老朽化した信号機の更新率（補助事業）	基	0	2015	6219	13201	20393	27560		43000	2020
5ー8）	【国交】 空港の同時使用による国際航空輸送への大きな影響	空港	0	2015	0	0	7	12	16	18	2020
	【国交】 国管理空港における地震・津波早期復旧計画策定数	空港	0	2015	0	0	7	12	16	18	2020
	【国交】 国管理空港における地震・津波避難計画策定数	空港	0	2015	0	0	7	12	16	18	2020
	【国交】 航空機輸送上重要な空港のうち、地震時に航空ネットワークを維持する機能を有する空港数	空港	0	2015	0	3	3	6	7	13	2022
	【国交】 空港地下道における台風、暴風雨に対する浸水対策が必要な空港数	空港	0	2019					0	2	2020
	【国交】 台風、暴風雨等による空港施設の機能停止を防ぐための豪風雨対策空港数	空港	0	2019					0	1	2020
	【金融】 金融機関におけるRDPの策定率（全預金取扱金融機関）	%	95	2015	95	98	99	100	100	100	毎年度
	【金融】 金融機関におけるRDPの策定率（全預金取扱金融機関）	%	93	2015	93	98	98	98	99	100	毎年度
	【金融】 金融機関におけるシステムセンター等の重要拠点への自家発電機の設置（全預金取扱金融機関）	%	95	2015	95	98	99	99	99	100	毎年度
	【金融】 銀行業界における機能的訓練の実施	%	100	2013	100	100	100	100	100	100	毎年度
	【金融】 三井生命の機能的訓練の実施	%	100	2013	100	100	100	100	100	100	毎年度
5ー9）	【食料】 食料等の安定供給の確保										
	【農水】 耐震対策が必要と判断している重要度の高い国営造成施設における耐震化計画の策定割合	%	41	2015	41	55	62	72		100	2020
	【農水】 ハザーードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合	%	45	2015		73	79		100	2020	
	【農水】 洪水被害等が防止される農地及び周辺地域の土地改良長期計画での目標面積に対する達成率	%	0	2015		30.6	47.1		100	2020	
	【農水】 重要度の高い国営造成施設を管理する土地改良区における業務継続計画の策定割合	%	0	2015		37	55	83	118	100	2020
	【農水】 更新等が必要と判断している基幹的農業水利施設における対策着手の割合	%	0	2015	0	9	31		50	2020	
	【農水】 食料産業者における連携・協力体制の構築割合	%	24	2012		50				50	毎年度
	【農水】 水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時に早期回復体制が構築された漁港の割合	%	0	2016		1	3	6	30	2021	
	【農水】 1中央卸売市場等たる取扱金額	億円	695	2016			684	660		719	2024
	【農水】 農道橋（延長5m以上）・農道トンネルの機能保全計画（個別施設計画）の策定割合	%	9	2015	9	13	36	52		100	2020
5ー10）	【農水】 農道橋（延長4m以上）・林道トンネルの機能保全計画（個別施設計画）の策定割合	%	11	2015	11	22	33	50		100	2020
	【農水】 防犯機能の強化が確認された漁村の人口比率（H29～）	%	48	2015	48	51	53	56		60	2021
	【農水】 農業水利施設の防災・減災等に係る基準等を改定した割合	%	76	2016		76	86		90	95	2023
	【農水】 政府備蓄米の備蓄水準	万トン	91	2018			91		91	100程度	毎年度
	【国交】 全国都市圏における「災害時の船舶活用マニュアル」策定状況	都市圏	31	2018			2	2		47	毎年度
	【国交】 災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾（重要港湾以上）の割合	%	3	2014	45	79	80	83	80	83	2020
	【国交】 国管理空港における地震・津波早期復旧計画策定数	空港	0	2015	0	0	7	12	16	18	2020
	【国交】 国管理空港における地震・津波早期復旧計画策定数	空港	0	2015	0	0	7	12	16	18	2020
	【国交】 国管理空港における地震・津波早期復旧計画策定数	空港	0	2015	0	0	7	12	16	18	2020
	【国交】 国管理空港における地震・津波早期復旧計画策定数	空港	0	2015	0	0	7	12	16	18	2020

該当プログラム	指標名	単位	初期値	初年度	2015	2016	2017	2018	2019	目標値	目標年度
	【国交】航空輸送上重要な空港のうち、地震時に航空ネットワークを維持する機能を有する空港数	空港	0	2015	0	3	3	6	7	13	2022
	【環境】新たに整備したZEH-Aの数	件	0	2018				158	312	948	2023
	【環境】新たに整備したZEBの数	件	0	2016		13	39	61	88	261	2023
	【環境】自立・分散型エネルギーシステム構築件数	件	0	2019					0	15	2023
5－9）異常洪水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響											
	【厚労】危機管理マニュアルの策定率	%	70.1	2016		70.1	70.8			100	2023
	【厚労】水道施設平面図のデジタル化率	%	86.6	2018			86.6	86.6		100	2025
	【厚労】下水道の基幹管線の耐震適合率	%	39.3	2017		39.3	39.3	40.3	50	2022	
	【総経】「工業用水道施設の更新・耐震・アセットマネジメント指針」を活用した更新計画策定率	%	13	2013			46	69	55	2020	
6－1）電力供給ネットワーク（送変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止											
	【総経】緊急放出訓練の実施	%	100	2019					100	100	2020
	【総経】災害時石油供給連通計画実施訓練の前年度課題の改善率	%	47	2014		100	100	100	100	100	2023
	【総経】非常用発電設備の設置・増強や強靱性評価、強靱化対策を行っている製油所・油槽所の割合	%	30	2019					78	100	2020
	【総経】産総研施設の老朽化対策率	カ所	0	2019					0	3	2020
	【総経】NITE作業準備棟の整備率	カ所	0	2019					0	1	2020
	【総経】地域マイクログリッドの構築モデル件数	件	0	2019					0	12	2022
	【国交】災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾（重要港湾以上）の割合	件	31	2014	45	79	80	80	83	80	2020
	【国交】津波防災情報の整備区域数	区域	13	2013	65	99	143	171	194	204	2021
	【国交】津波防災情報の整備区域数	回	0	2019					0	50	2022
6－2）上水道等の長期間にわたる供給停止	【環境】災害時再稼働可能な施設の数	%	18	2018			18		50	2025	
	【環境】大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー等の割合	%	0	2018			0	214	295	2020	
	【環境】新たに整備したZEH-Aの数	件	0	2018				158	312	948	2023
	【環境】新たに整備したZEH-Aの数	件	0	2016		13	39	61	88	261	2023
	【環境】自立・分散型エネルギーシステム構築件数	件	0	2019				0	15	2023	
	【防衛】燃料の輸送支援に係る防災訓練の実施率	%	0	2013	100	100	100	100	100	100	毎年度
	【防衛】停電復旧等に係る共同図上演習の実施率	%	0	2019					0	100	毎年度
	【警察】広域緊急救助隊合同訓練の実施回数	回	8	2018			8	8	7	7	毎年度
	【厚労】EMISOのシステム改修の完了	%	0	2019						100	2020
	【厚労】危機管理マニュアルの策定率	%	70.1	2016		70.1	70.8			100	2023
6－3）汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	【厚労】水道施設平面図のデジタル化率	%	86.6	2018			86.6			100	2025
	【厚労】上水道の基幹管線の耐震適合率	%	39.3	2017		39.3	39.3	40.3	50	2022	
	【農水】農業水利施設の防災・減災等に係る基準等を改定した割合	%	76	2016		76	76	86	90	95	2023
	【経産】工業用水道施設の更新・耐震・アセットマネジメント指針」を活用した更新計画策定率	%	13	2013			46	69	55	2020	
	【国交】全国都道府県における「災害時の船舶活用マニュアル」策定状況	都道府県	2	2018			2	2	2	47	—
6－4）新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	【内閣府】地域再生法の規定により内閣府認定した地域再生計画に基づき実施する基礎整備事業の完了数	地域	37	2013			331	363	460	527	2020
	【農水】農業集落排水施設の機能診断の実施率	%	48	2013	54	58	62	76		100	2020
	【国交】下水道ストックマネジメント計画の策定率	%	19	2016		19	38	56		100	2020
	【国交】下水道施設の長寿命化計画策定率	%	0	2014	23	43	70	100		100	2020
	【国交】下水道施設の長寿命化計画策定率	%	0	2018			0	2018		100	2020
	【国交】災害時における主要な管渠の機能確保率	%	46	2014	47	48	50	51		60	2020
	【国交】災害時における下水道処理場の機能確保率	%	32	2014		35	36	37		40	2020
	【国交】全国都道府県における「災害時の船舶活用マニュアル」策定状況	都道府県	2	2018			2	2	2	47	—
	【環境】災害復旧に対応した浄化槽台帳システム整備市町村数	市町村	30	2008			180	174	672	2023	
	【環境】浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率	%	53	2017		54	54	54	70	2022	
6－4）新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	【環境】浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合	%	62	2017		64	64	64	76	2022	
	【環境】災害時再稼働可能な施設の数	%	18	2018			18		50	2025	
	【内閣府】地域再生法の規定により内閣府認定した地域再生計画に基づき実施する基礎整備事業の完了数	地域	37	2013			331	363	460	527	2020
	【文科】ALOS-2の運用年数	年	0	2014	1	2	3	4	5	5	2019
	【文科】公共の安全の確保（国内及びアジア地域等の災害時の情報把握）	%	0	2014	100	100	100	100	100	100	毎年度
	【文科】公共の安全の確保（地震変動の予測・監視）	%	0	2014	100	100	100	100	100	100	毎年度
	【文科】先進光学衛星（ALOS-3）の打上げ	年	0	2019				0	1	2020	
	【文科】先進レーザ衛星（ALOS-4）の打上げ	年	0	2019				0	1	2021	
	【農水】農道橋（延長15m以上）・農道トンネルの機能保全計画（個別施設計画）の策定割合	%	9	2015	9	13	36	52		100	2020
	【農水】林道橋（延長4m以上）・林道トンネルの機能保全計画（個別施設計画）の策定割合	%	11	2015	11	22	33	50		100	2020
6－4）新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	【国交】緊急輸送道路の橋梁の耐震化率	%	75	2015		78	79	81		2020	
	【国交】道路路面や盛土等の要対策箇所の対策率	%	62	2015			69	71		75	2020
	【国交】緊急輸送道路の橋梁の耐震化率	%	2	2018			2	2	2	47	—
	【国交】全国都道府県における「災害時の船舶活用マニュアル」策定状況	都道府県	2	2018				2	2	47	—
	【国交】国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾において、港湾ICPに基づき関係機関と連携した訓練の実施割合	%	31	2014	45	79	80	80	83	80	2020
	【国交】災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾（重要港湾以上）の割合	空港	0	2015	0	0	7	12	16	18	2020
	【国交】航空輸送上重要な空港のうち、地震時に航空ネットワークを維持する機能を有する空港数	空港	0	2015	0	3	3	6	7	13	2022
	【国交】電子基盤データの取得率	%	99.78	2013	99.5	99.8	99.8	99.9	99.8	99.5	毎年度
	【国交】津波防災情報の整備区域数	区域	13	2013	65	99	143	171	194	204	2021
	【国交】津波防災施設における防災教育の実施回数	回	0	2019				0	50	2022	
【国交】空港地下道における台風、暴風雨に対する浸水対策が必要な空港数	空港	0	2019					0	2	2020	

該当 プログラム	指標名	単位	初期値	初年度	2015	2016	2017	2018	2019	目標値	目標年度
	【国交】台風、暴風雨等による空港施設の機能停止を防ぐための暴風雨対策空港救	空港	0	2019					0		2020
	【環境】漂着物の回収距離	km	5	2018			5			7061	2020
	【警察】ブローヤ清集処理システムによる道路状況等の把握割合	%	64.7	2017		64.7	74.8	89.8		100	2023
	【警察】信号機電源追加装置の整備率（補助事業）	台	0	2015	204	444	701	948		2000	2020
	【警察】老朽化した信号機の更新率（補助事業）	基	0	2015	6219	13201	20393	27560		43000	2020
6－5）防災インフラの長期間にわたる機能不全	【内閣府】地域再生法の規定により内閣府大臣が認定した地域再生計画に基づき実施する基礎整備事業の完了数	地域	37	2013			331	363	460	527	2020
	【国交】個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 砂防【地方公共団体】	%	30	2014	45	62	79	100	100	100	2020
	【国交】個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 河川【地方公共団体】	%	83	2014	84	84	89	89		100	2020
	【国交】個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 タム【地方公共団体】	%	28	2014	37	47	79	95		100	2020
	【国交】自治体における本省災害査定官による災害復旧事業の研修・講習会等の実施都道府県数	都道府県数	31	2017			32	32	47	2023	
7－1）地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	【国交】災害時における下水道処理場の機能確保率	%	32	2014		35	36	37	40	2020	
	【国交】全国都道府県における「災害時の船舶活用マニュアル」策定状況	都道府県	2	2018			2			47	
	【国交】電子基準点の観測データの取得率	%	99.78	2013	99.5	99.8	99.9	99.9	99.8	99.5	毎年度
	【国交】全国津波の99の居火山のうちのSAR衛星データによる地震変動の監視を行った割合	%	100	2016		100	100	100	100	100	毎年度
	【農水・国交】個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 海岸【地方公共団体】	%	1	2014	7	18	39	71		100	2020
7－2）地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	【農水・国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	%	43	2014	48	52	56	63		82	2020
	【農水・国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防等の整備（計画高までの整備と耐震化）	%	39	2014	40	46	47	53		69	2020
	【内閣府・経産・経産】首都直下地震緊急対策区域域内のある都道府県における感震ブレーカー等の普及率	%	22	2019					22	25	2024
	【経産】消防水利用整備率	%	73.5	2015	73.5				78.7	100	2037
	【文科】公立小中学校施設のトイレ洋式化率	%	43.3	2015						80	2020
7－3）台風の暴風雨等による空港施設の機能停止を防ぐための暴風雨対策空港救	【文科】公立小中学校施設の構造体の耐震化率	%	44.5	2002	98.1	98.8	99.2			100	2020
	【文科】公立学校施設の個別施設計画の策定率	%	3.7	2016		3.7	6.8	15.2		100	2020
	【文科】緊急時に必要な公立小中学校施設の老朽化対策の実施率	%	25.27	2015	25.27	35.66	68.06	70.44		100	2020
	【文科】教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率	%	69	2018					72	100	2023
	【文科】国立大学法人等施設の耐震化率	%	98.7	2018				99	99.5	100	2021
7－4）ため池、防災インフラ、天然ダム等の崩壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	【文科】国立大学附属病院の整備の進捗率	%	0	2016		20.3	32.9	48.2		100	2020
	【文科】国立大学本部施設のエレベーター耐震化対策等完了台数	台	0	2019					1	4	2020
	【文科】私立学校施設の耐震化率（高校等以下）	%	64.5	2002	86.4	88.4	90.3	91.4		95	2020
	【文科】私立学校施設の耐震化率（大学等）	%	72.7	2007	88.8	90.3	91.6	92.8		96	2020
	【文科】避難場所に指定されている公立社会体育施設（体育館）の耐震化率	%	75	2014	78	81	83	84		95	2023
7－5）有価物等の大規模盗難・流出による国土の荒廃	【文科】国立文化施設等における来館者の安全の確保等に向けた対策箇所数	箇所	0	2019					0	14	2020
	【厚労】危機管理マニュアルの策定率	%	70.1	2016		70.1	70.8			100	2023
	【厚労】土木道の基幹管線の耐震化率	%	86.6	2018				86.6		100	2025
	【厚労】土木道の基幹管線の耐震化率	%	39.3	2017			39.3	40.3		50	2022
	【国交】地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積	ha	0	2011	1310	1706	2323	2596	2763	5745	2020
7－6）海上・臨海部の広域緊急災害の発生	【国交】一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所に確保された大都市の割合	%	76	2013	85	85	91			89	2020
	【国交】公団施設の長寿命化計画策定率	%	77	2014	84	90	93	94		100	2020
	【警察】警務用航空機に依る各都道府県警察への措置率	%	100	2017		100	100	100	100	100	毎年度
	【警察】都道府県警察における警務用航空機の夜間撮影用資材及び救難救助用連絡資材の整備率	%	0	2018					93.6	100	毎年度
	【警察】広域緊急救助隊合同訓練の実施回数	回	8	2018				8	8	7	毎年度
7－7）台風の暴風雨等による空港施設の機能停止を防ぐための暴風雨対策空港救	【経産】非常用発電設備の設置・増強や強靱性評価、強靱化対策を行っている製油所・油槽所の割合	%	30	2019					78	100	2020
	【国交】個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 河川【地方公共団体】	%	83	2014	84	84	89			100	2020
	【国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の整備（計画高までの整備と耐震化）	%	32	2014	37	42	47	53		77	2020
	【国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防等の整備（計画高までの整備と耐震化）	%	40	2014	42	45	48	52		78	2020
	【国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防等の整備（計画高までの整備と耐震化）	%	37	2014	42	47	55	59		75	2020
7－8）有価物等の大規模盗難・流出による国土の荒廃	【農水・国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防等の整備（計画高までの整備と耐震化）	%	39	2014	40	46	47	53		69	2020
	【環境】漂着物の回収距離	km	5	2018			5			7061	2020
	【国交】下水道ストックマネジメント計画の策定率	%	19	2016		19	38				
	【国交】下水道施設の長寿命化計画策定率	%	0	2014	23	43	70	100		100	2020
	【国交】災害時における主要な管線の機能確保率	%	46	2014	47	48	50	51		60	2020
7－9）ため池、防災インフラ、天然ダム等の崩壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	【国交】市街地等の幹線道路の無電柱化率	%	16	2014			16.9	17.4	17.7	20	2020
	【文科】職員に対する研修の実施状況（校内研修の実施）	%	72.3	2015	72.3					100	2021
	【農水】ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合	%	45	2015			73	79		100	2020
	【農水】治水被害等が防止される農地及び周辺地域の土地改良長期計画での目標面積に対する達成率	%	0	2015			30.6	47.1		100	2020
	【国交】個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 砂防【地方公共団体】	%	30	2014	45	62	79	100	100	100	2020
7－10）有価物等の大規模盗難・流出による国土の荒廃	【国交】個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 河川【地方公共団体】	%	83	2014	84	84	89	89		100	2020
	【国交】個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 タム【地方公共団体】	%	28	2014	37	47	79	95		100	2020
	【経産】対策を行った集積場の数	%	44.1	2018				44.1	47.1		
	【経産】重要商店ガス設備の耐震対策状況	基数	66	2018					94	105	2022
	【経産】安全対策を行った休廃止鉱山の重点坑道の数	坑道	0	2018				0	1	4	2020
7－11）有価物等の大規模盗難・流出による国土の荒廃	【経産】耐震化を行った休廃止鉱山の重点集積場の数	集積場	0	2018				0	1	4	2020
	【環境】エコチル調査参加者数	人	98953	2014	98159	97268	96537	95879	95557	80000	2027

該当 プログラム	指標名	単位	初期値	初年度	2015	2016	2017	2018	2019	目標値	目標年度
7-6) 農地・森林等の被害による国土の荒廃	【内閣府】地域再生法の規定により内閣総理大臣が認定した地域再生計画に基づき実施する基礎整備事業の完了数	地域	37	2013			331	363	460	527	2020
	【農水】市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持推進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合	%	65.36	2018				65.36		74.51	2023
	【農水】周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数のR5年度目標値に対する達成率	(千) 集落	56.2	2018						58.6	2023
	【農水】地域が主体となった地域共同活動への延べ参加者数	万人・団体	0	2015		250	508	775		1200	2020
	【農水】集落活動を通じて都市と農山漁村の交流人口	万人	903	2012	1099	1126	1187	1212		1300	2020
	【農水】農業集落排水施設の機能診断の実施率	%	48	2013	54	58	62	76		100	2020
	【環境】自然公園等施設の見守り活動の実施率	箇所	0	2018			0	218		317	2020
	【環境】「技術的な鳥獣被害軽減強化対策」におけるモニタリングの個体数目標	万頭	320	2011	328	323	310			152	2023
	【環境】「技術的な鳥獣被害軽減強化対策」におけるモニタリングの個体数目標	万頭	98	2011	93	89	88			50	2023
	【環境】漂着物の回収距離	km	5	2018				5		7061	2020
8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	【国土】全国都道府県における「災害時の船舶活用マニュアル」策定状況	都道府県	2	2018				2		47	—
	【環境】災害時再稼働可能な施設の割合	%	18	2018				18		50	2025
	【環境】仮置場整備率	%	49	2016		49	55.9	60		70	2025
	【環境】災害廃棄物処理計画策定率（市区町村）	%	23.7	2016		24	27.3	39		60	2025
	【環境】災害廃棄物処理計画策定率（都道府県）	%	57.4	2016		57	85.1	96		100	2025
	【環境】有害廃棄物対策検討実施率	%	50	2016		50	55.9	63		100	2025
	【環境】教育・訓練の実施率（市区町村）	%	9.6	2016		10	10	12		60	2025
	【環境】教育・訓練の実施率（都道府県）	%	51.1	2016		51	68.1	85		80	2025
	【環境】プラスチックリサイクル高度化設備導入拠点数	施設	0	2018				88		240	2020
	【国土】復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	%	47	2019				47		70	2024
8-3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	【国土】復興まちづくり事前準備に取り組んでいる地方公共団体の割合	箇所	0	2018				0	218	317	2020
	【環境】自然公園等施設の見守り活動の実施率	%	0	2018				0			
	【文科】ALOS-2の運用年数	年	0	2014	1	2	3	4	5	5	2019
	【文科】公共の安全の確保（国内及びアジア地域等の災害時の情報把握）	%	0	2014	100	100	100	100	100	100	毎年度
	【文科】公共の安全の確保（地殻変動の予測・監視）	%	0	2014	100	100	100	100	100	100	毎年度
	【文科】先進光学衛星（ALOS-3）の打上げ	年	0	2019					0	1	2020
	【文科】先進レーザ衛星（ALOS-4）の打上げ	年	0	2019					0	1	2021
	【農水・国交】個別施設ごとの長寿化計画（個別施設計画）の策定率 海岸（地方公共団体）	%	1	2014	7	18	39	71		100	2020
	【農水・国交】侵食海岸において、現状の対策が想定されている地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	%	74	2014	75	77	77	78		76	2020
	【農水・国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における地盤等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）	%	43	2014	48	52	56	63		82	2020
8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	【農水・国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における地盤等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）	%	39	2014	40	46	47	53		69	2020
	【文科】国立文化施設等における来訪者の安全の確保等に向けた対策箇所数	箇所	0	2019					0	14	2020
	【環境】自然公園等施設の見守り活動の実施率	箇所	0	2018				0	218	317	2020
	【環境】「技術的な鳥獣被害軽減強化対策」におけるモニタリングの個体数目標	万頭	320	2011	328	323	310			152	2023
	【環境】「技術的な鳥獣被害軽減強化対策」におけるモニタリングの個体数目標	万頭	98	2011	93	89	88			50	2023
	【法務】登記所備付地図作成作業第2次10か年計画、大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画、震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画、震災復興型登記所備付地図作成作業5か年計画（熊本県）の進捗率	%	10	2016		10	21	31	41	100	2025
	【法務】長期相続登記等完了率の解消作業の着手数	集	70000	2019						140000	2020
	【国交】地籍調査の対象地域全体での進捗率	%	52	2020						57	2029
	【国交】地籍調査の優先実施地域での進捗率	%	79	2020						87	2029
	【国交】復興まちづくり事前準備に取り組んでいる地方公共団体の割合	%	47	2019				47		70	2024
8-6) 国際の風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	【国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の耐震化率	%	32	2014	37	42	47	53		77	2020
	【国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）	%	37	2014	42	47	55	59		75	2020
	【国交】電子基盤データの取得率	%	99.78	2013	99.5	99.8	99.8	99.9		99.5	毎年度
	【国交】全国活断層情報等の整備進捗率	%	62	2016		62	66	68		79	2023
	【国交】風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	%									
	【国交】風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	%									
	【国交】風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	%									
	【国交】風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	%									
	【国交】風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	%									
	【国交】風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	%									

(別紙3)防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策進捗状況一覧

No.	分野	対象 インフラ	緊急対策名	令和2年度までの実施概要	実施主体	令和2年度までの実施箇所数 ※見込みの箇所数を記載しており、実際の 箇所数は今後変わります。	対策箇所数<当初想定>	当初想定していた実施箇所数と実際の 数量が大きく異なる場合はその理由	対策が完了 (見込み)に ならない箇 所数	対策が完了(見込 み)にならない箇所 への対応方針	府省庁 名
1	河川	堤防	全国の河川に おける堤防決 壊時の危険性 に関する緊急 対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、バック ウォーター現象等により氾濫した場 合の治水深等の緊急点検を行い、甚 大な人命被害等が生じる恐れのある 区間を有する河川について、合流部 等の堤防強化対策や堤防かさ上げ等 の緊急対策を実施する。	①国 ②都道府県 ③政令指定都 市	①国：66河川 ②都道府県等：50河川	<堤防強化対策等> ①国：約70河川 ②都道府県等：約50河川				国土交 通省
2	河川	河道等	全国の河川に おける洪水時 の危険性に関 する緊急対策 (河道等)	平成30年7月豪雨を踏まえ、樹木繁 茂・土砂堆積及び橋梁等による洪水 氾濫の危険箇所等の緊急点検を行 い、流下阻害や局所洗掘等によつ て、洪水氾濫による著しい被害が生 ずる等の河川について、樹木伐採・ 掘削及び橋梁架替等の緊急対策を実 施する。	①国 ②都道府県 ③政令指定都 市	①国：135河川 ②都道府県等：2,208河川	<樹木伐採・掘削等> ①国：約140河川 ②都道府県等：約2,200河川				国土交 通省
3	河川	堤防	全国の河川に おける洪水時 の危険性に関 する緊急対策 (堤防)	平成30年7月豪雨を踏まえ、河川の氾 濫の危険性や避難の困難度等の緊急 点検を行い、洪水氾濫した場合に逃 げ遅れの危険性が高い河川につい て、越水による決壊までの時間を引 き延ばす対策等の緊急対策を実施す る。	①国 ②都道府県 ③政令指定都 市	①国：22河川 ②都道府県等：126河川	<危機管理型ハード対策等> ①国：約30河川 ②都道府県等：約130河川				国土交 通省
4	河川	ダム	全国の河川に おける洪水時 の危険性に関 する緊急対策 (ダム)	平成30年7月豪雨を踏まえ、大雨が甚 大かつ長時間継続した場合を念頭 に、ダムの洪水調節機能について緊 急点検を行ったところ、緊急的・集 中のにダムの洪水調節機能を維持・ 確保するうえで、土砂流入対策が必 要となるダム、操作改善のために改 良が必要なダム、ダムの操作規則の 改善のために下流の改修が必要なダ ムについて、ダムの洪水調節機能を 維持・確保するための緊急対策を実 施する。	国、県、国立 研究開発法人 土木研究所	①国：20ダム ②県：12ダム <調査研究等> 1件	①国：約20ダム ②県：約10ダム <調査研究等> 数件程度				国土交 通省
5	河川	河道等	中小河川緊急 治水対策プロ ジェクト(再 度の氾濫防止 対策)	九州北部豪雨等の豪雨災害による中 小河川の氾濫など、近年の豪雨災害 の特徴を踏まえ、全国の中小河川 で点検を行った結果、近年、洪水に より被災した履歴があり、再度の氾 濫により多数の家屋や重要な施設 (要配慮者利用施設・市役所・役場 等)の浸水被害が想定される区間に おいて対策が必要であることが判明 したため、多数の家屋や重要な施設 の浸水被害を解消するための河道の 掘削等を実施する。	②都道府県 ③政令指定都 市	<再度の氾濫防止対策> 都道府県等：359河川	<再度の氾濫防止対策> 都道府県等：約400河川				国土交 通省

6	砂防	砂防堰堤等	中小河川緊急治水対策プロジェクト（土砂・流木対策）	九州北部豪雨等の豪雨災害による土砂・流木の流出など、近年の豪雨災害の特徴を踏まえて、全国の中小河川で点検を行った結果、土砂・流木を伴う洪水により被災があった浸流等がなく、下流の氾濫域に多数の家屋や重要な施設（要配慮者利用施設・市役所・役場等）を抱える浸流明したため、多数の家屋や重要な施設の土砂・流木の流出による被害を防止するための透過型砂防堰堤等の整備を実施する。	①国 ②都道府県	＜土砂・流木対策＞ ①国：51浸流 ②都道府県：489浸流	＜土砂・流木対策＞ ①国：約60浸流 ②都道府県：約480浸流				国土交通省
7	河川・砂防	河道砂防施設等	全国の中小河川における土砂・洪水氾濫等の危険性に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、緊急的に土砂・洪水氾濫等対策が必要な箇所や砂防関係施設の施設配置計画等の緊急点検を行い、土砂・洪水氾濫等の発生リスクが高く、緊急性の高い箇所（砂防・河川）について、流域における土砂・洪水氾濫に対応した砂防関係施設の施設配置計画の策定や砂防堰堤・遊砂地等の整備、河道断面の拡大等の緊急対策を実施する。	国、都道府県（調査研究等） 国	【砂防】 ＜土砂・洪水氾濫対策＞ ①国：91箇所 ②都道府県：318箇所 【河川】 ②都道府県：22河川 【調査研究等】 6件	【砂防】 ＜土砂・洪水氾濫対策＞ ①国：約90箇所 ②都道府県：約320箇所 【河川】 ＜土砂・洪水氾濫対策＞ ②都道府県：約20河川 【調査研究等】 数件程度				国土交通省
8	河川・下水道	雨水排水施設等	全国の内水浸水の危険性に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、内水浸水の危険性や被害状況等の緊急点検を行い、近年、浸水被害があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が相定され、浸水被害の危険性が高い箇所がある下水道事業を実施する地方公共団体及び河川について、雨水排水施設の整備や河川改修等の緊急対策を実施する。	国、都道府県、政令指定都市、市町村	＜雨水排水施設の整備や河川改修等＞ 【下水道】 212地方公共団体 【河川】 ①国：12河川 ②都道府県等：85河川	【下水】 約200地方公共団体 【河川】 約100河川 ①国：約10河川 ②都道府県等：約90河川				国土交通省
9	河川	水門・陸間、排水機場、ダム等	全国の大河川や国土交通省所管ダムの電力供給停止時の操作確保等に關する緊急対策	北海道胆振東部地震における大規模停電を踏まえ、大規模停電が発生し、ダム等への電力供給が停止した場合に、機能（操作等）を確保できない恐れがあるダム等について緊急点検を行い、予備発電機の運転可能時間が72時間未満のダム、電源設備が現行基準を満たしていない排水機場等について、予備発電機の運転可能時間延伸等を緊急対策として実施する。	【河川】 国河川管理者 【ダム】 道府県	【河川】 ＜現行基準を満たす電源設備の整備等＞ 29排水機場等 【ダム】 ＜予備発電運転可能時間延伸化＞ 34ダム	【河川】 ＜現行基準を満たす電源設備の整備等＞ 約30排水機場等 【ダム】 ＜予備発電運転可能時間延伸化＞ 約30ダム				国土交通省
10	河川・下水道	下水処理場、ポンプ場、排水機場	全国の雨水ポンプ場等の耐水化に関する緊急対策	平成30年7月豪雨等を踏まえ、全国の下水道施設等において、浸水により機能に支障があった、あるいは恐れのある施設の緊急点検を行い、浸水化による機能停止リスクが高く、耐水化が完了していない下水道施設（処理場、ポンプ場）、河川の排水機場について、水密扉の設置等の緊急対策を実施する。	国、都道府県、政令指定都市、市町村	＜水密扉の設置等＞ 【下水道】 下水道施設10箇所 【河川】 排水機場24箇所	＜水密扉の設置等＞ 【下水】 処理場約30箇所、ポンプ場約40箇所（うち水密扉の設置等約10箇所） 【河川】 排水機場約20箇所				国土交通省

11	下水道	下水処理場、ポンプ場	全国の下水道施設の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策	北海道胆振東部地震における大規模停電を踏まえ、全国の下水道施設（処理場、ポンプ場）において、電力供給停止時の電源の確保状況や燃料備蓄の状況等の緊急点検を行い、電力供給停止時の非常用電源等を有していない、もしくは能力が不足している施設（処理場、ポンプ場）について、非常用発電設備の設置・増強等の緊急対策を実施する。	都道府県、政令指定都市、市町村	＜非常用発電設備の設置・増強等＞ 処理場96所 ポンプ場116箇所	＜非常用発電設備の設置・増強等＞ 約1,100箇所（処理場約500箇所、ポンプ場約600箇所） （うち、人口集中地区などを抱える地区における非常用発電設備の設置・増強等約200箇所（処理場約100箇所、ポンプ場約100箇所））			国土交通省
12	下水道	下水処理場、ポンプ場	全国の下水道処理場等の耐震対策等に関する緊急対策	過去の大規模地震等を踏まえ、全国の下水道施設（処理場、ポンプ場）の耐震性等の緊急点検を行った結果、地震時の最低限の処理機能等が確保されていない下水道施設（処理場、ポンプ場）について、耐震化等の緊急対策を実施する。	都道府県、政令指定都市、市町村	＜地震時の最低限の処理機能確保＞ 処理場209箇所 ポンプ場252箇所	＜下水道施設（処理場、ポンプ場）の耐震化等＞ 約3,800箇所（処理場約1,300箇所、ポンプ場約2,500箇所）（うち、地震時の最低限の処理機能が確保されていない施設等の耐震化約500箇所（処理場約200箇所、ポンプ場約300箇所））			国土交通省
13	海岸	水門・陸揚、排水機場等	全国の水門・陸揚等（海岸保全施設）の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策	緊急点検の結果を踏まえ、全国の自働化・遠隔操作化された水門・陸揚や排水機場等のうち早期に対策が必要な施設について、予備発電機の設置等の緊急対策を実施する。	【海岸】 ①国 ②管理者	20箇所	予備発電機の設置等 約20施設			農林水産省・国土交通省
14	海岸	海岸堤防等	全国の海岸堤防等の高潮等に対する緊急対策	緊急点検の結果を踏まえ、ゼロメートル地帯または重要な背後地を抱える、堤防高や消波機能等が不足する海岸のうち、堤防等の高さまたは消波機能等が不足し、早期に対策の効果があげられる緊急性の高い箇所に於いて、高潮・津波対策等の緊急対策を実施する。	【海岸】 ①国 ②管理者 【河川】 国、都道府県	【海岸】 堤防高を確保するための対策や消波施設の整備等 133箇所 【河川】 河川堤防等 17河川	【海岸】 堤防高を確保するための対策や消波施設の整備等 約130箇所 【河川】 河川堤防等 約20河川			農林水産省・国土交通省
15	砂防	砂防堰堤等	全国のインフラ・ライフラインの土砂災害に関する緊急対策	平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、土砂災害警戒区域等において、インフラ・ライフラインにも甚大な被害を及ぼす危険箇所の緊急点検を行い、緊急性の高い箇所について、砂防関係施設の整備等の緊急対策を実施する。	国、都道府県	＜インフラ・ライフラインの保全対策＞ ①国：58箇所 ②都道府県：261箇所	＜インフラ・ライフラインの保全対策＞ ①国：約60箇所 ②都道府県：約250箇所			国土交通省

16	砂防	砂防堰堤等	全国の火山における火山噴火緊急防災対策砂防計画の策定等及び同計画に基づく緊急対策	平成30年草津白根山の噴火を踏まえ、火山災害警戒地域の指定された全国の49活火山を対象に、火山噴火緊急防災対策砂防計画の策定状況やそれに基づくハード対策の整備状況や火山砂防ハザードマップの作成、リアルタイムハザードマップの整備状況に関する緊急点検を行い、緊急性の高い火山について、各施策で必要な緊急対策を実施する。	国、都道府県	〈火山噴火緊急防災対策砂防計画の策定〉 12火山 〈火山噴火緊急防災対策砂防計画に基づく緊急的な対策〉 7火山 〈航空レーザ測量データの取得〉 12火山 〈火山砂防ハザードマップの作成〉 8火山 〈リアルタイムハザードマップの整備〉 5火山	〈火山噴火緊急防災対策砂防計画の策定〉 約10火山 〈火山噴火緊急防災対策砂防計画に基づく緊急的な対策〉 約10火山 〈航空レーザ測量データの取得〉 約10火山 〈火山砂防ハザードマップの作成〉 約10火山 〈リアルタイムハザードマップの整備〉 約10火山	国土交通省
17	砂防	砂防堰堤等	全国の土砂災害警戒区域等における円滑な避難の確保に関する緊急対策	平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、地域の避難所や避難路が限られており、土砂災害に伴い被害が生じると、避難に困難が生じる箇所等の緊急点検を行い、緊急性の高い箇所について、砂防関係施設の整備等の緊急対策を実施する。	国、都道府県	〈円滑な避難の確保対策〉 ①国：55箇所 ②都道府県：569箇所	〈円滑な避難の確保対策〉 ①国：約50箇所 ②都道府県：約570箇所	国土交通省
18	海岸	海岸堤防等	全国の海岸堤防等の耐震化に関する緊急対策	緊急点検の結果を踏まえ、地震の発生リスクが高く重要な背後地を抱える海岸等のうち、早期に対策が可能な緊急性の高い箇所において、耐震調査、耐震対策等の緊急対策を実施する。 〈調査研究等〉 平成30年9月には北海道において豪雨と地震が間を置かず発生しており、豪雨による地下水位の上昇等によって、液状化による耐震性能の低下も懸念されることから、地下水位の観測、観測データ活用のために必要な調査研究を実施する。	【海岸】 耐震調査 120箇所 耐震対策 46箇所 調査研究等 1件 【河川】 河川堤防等 44河川	【海岸】 耐震調査 約120箇所 耐震対策 約50箇所 調査研究等 数件程度 【河川】 河川堤防等 約40河川	農林水産省・国土交通省	
19	市街地	市街地	地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策	重点的に不燃化を図るべき地域として、防火規制が実施されている地域において、集中的に不燃化を促進するとともに、避難地、避難路を整備し、地震時等に著しく危険な密集市街地の最低限の安全性を確保する。	都道府県 政令指定都市 市区町村	2,365ha	地震時等に著しく危険な密集市街地のうち防火規制が実施されている地域：約2,800ha 当初想定していた実施箇所数について精査したところ、地震時等に著しく危険な密集市街地が既に解消されるなど、緊急的に実施すべき事業がない地区の存在が明らかになったことから、そのような地区を実施箇所数から除いたため。	国土交通省
20	市街地	避難路	ブロック塀等の安全確保に関する緊急対策	所有者等に対し、ブロック塀等の安全性確保に関する積極的な周知を実施する地域において、ブロック塀等の安全対策への支援を行う。	都道府県 政令指定都市 市区町村	特定行政庁427団体	所有者等に対し、ブロック塀等の安全性確保に関する積極的な周知を実施する特定行政庁が所管する地域：特定行政庁約400団体	国土交通省

21	教育	学校施設等	学校施設等の耐震性及び劣化状況に関する緊急対策	北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の学校施設等を対象に、災害時に落下・倒壊等により人命に関わる重大な被害が懸念される屋根や外壁、内壁、天井等について、耐震性や劣化状況に係る緊急点検を行い、安全性に課題があり、非構造部材の耐震対策等の緊急性の高い学校施設等を国が支援して改善する緊急対策を実施する。	学校施設等の設置者	5400校分相当	約5,400校分相当（※） ※公立学校、国立大学法人等、私立学校及び公立社会体育施設				文部科学省
22	教育	学校施設等	学校施設等の構造体の耐震化に関する緊急対策	＜公立学校＞ 地震により、倒壊等の被害の生じる可能性のある学校施設等の耐震化整備を実施する。 ＜国立大学、私立学校＞ 過去に生じた幾多の大地震では、構造体の耐震化が未完了の学校施設等において甚大な被害が発生したことから、倒壊等の被害の生じる可能性がある、耐震化が未完了で緊急の対応を要すると判断される学校施設等について、耐震化整備を実施する。 ＜公立社会体育施設＞ 過去に生じた幾多の大震災では、構造体の耐震化が未完了で緊急の対応を要すると判断される社会体育施設について、耐震化整備を実施する。	学校施設等の設置者	＜公立学校＞ 990棟 ＜国立大学＞ 13万㎡ ＜私立学校＞ 150棟（私立高等学校等） 28万㎡（私立大学等） ＜公立社会体育施設＞ 14棟	＜公立学校＞ 約990棟 ＜国立大学＞ 約13万㎡ ＜私立学校＞ （1s価0.3未満） 約150棟（私立高等学校等）、約28万㎡（私立大学等） ＜公立社会体育施設＞ 約20棟				文部科学省
23	教育	学校施設等	学校施設等のブロック塀等に関する緊急対策	平成30年大阪府北部を震源とする地震による学校のブロック塀の倒壊事故を受けて行なった、全国の学校施設等を対象とするブロック塀等の安全点検等状況調査の結果を踏まえ、安全性に問題があるブロック塀等の安全対策を実施する。	学校施設等の設置者	1,000km	約1,000km				文部科学省
24	教育	独立行政法人等文教施設	独立行政法人等文教施設等の安全確保に関する緊急対策	平成30年大阪北部地震など、近年多発する災害を踏まえ、多数の人が集まり、災害時には地域の避難所等としても活用される独立行政法人等文教施設について、災害時の安全確保を図るため、施設・設備の改修を実施する。	独立行政法人、文部科学省	9機関	9機関				文部科学省
25	教育	学校施設等	学校施設における空調整備に関する緊急対策	平成30年度の災害ともいえる猛暑に起因する健康被害の発生状況等を踏まえ、早期に子供たちの健康を守るため、熱中症対策としての空調整備の整備を推進する。	公立小中学校等の設置者	13万教室	熱中症対策が必要な全国の公立小中学校等の空調が未設置の普通教室				文部科学省

30	治山	治山施設	国土強靱化緊急森林対策（治山施設）	平成30年7月豪雨等により山地災害が多発していることを踏まえ、山腹崩壊や渓流の荒廃等が発生しており、災害につながるおそれがある山地災害危険地区等において、その荒廃状況、既存施設の健全度の緊急点検を行い、緊急的に対策が必要な箇所において、治山施設の設置等により、荒廃山地の復旧・予防対策を実施する。	国都道府県	577箇所		治山施設の設置等：約600箇所			農林水産省
31	治山	海岸防災林（南海トラフ地震防災対策推進地域、日本列島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に位置するものに限る。）	国土強靱化緊急森林対策（海岸防災林）	台風21号等による高潮被害が発生していることを踏まえ、海岸防災林において、その生育状況、付帯施設の健全度の緊急点検を行い、判明した保安林機能の低下した海岸防災林において、植栽や防潮堤の設置等により、海岸防災林を整備する。	国都道府県	45、86km		海岸防災林の整備：約50 km			農林水産省
32	治山・森林	治山施設 森林	国土強靱化緊急森林対策（流木対策）	平成29年九州北部豪雨による流木災害を踏まえた緊急点検により抽出された、緊急的・集中的に流木対策が必要な箇所において、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の緊急対策を実施する。	国都道府県 市町村等	650箇所		緊急的・集中的に流木対策が必要な地区：約700箇所			農林水産省
33	森林	森林	国土強靱化緊急森林対策（森林整備対策）	平成30年7月豪雨等により山地災害が多発していることを踏まえ、山地災害の危険性が高い地区等の周辺森林において、その荒廃状況、林道の健全性、迂回路機能の緊急点検を行い、以下の対策を実施する。 ＜森林整備＞ 荒廃した森林の間伐や森林の緊急造成等を実施すること、で、山地災害の未然防止を図る。 ＜林道改良＞ 法面崩壊等の危険性が高い林道の改良整備を行い、それらを未然に防止すること、で林道機能の確保を図る。	国都道府県 市町村等	＜森林整備＞ 2,011箇所 ＜林道改良＞ 327箇所		＜森林整備＞ 荒廃した森林における間伐等の森林整備：約2,000箇所 ＜林道改良整備＞ 林道の改良整備：約300箇所			農林水産省
34	環境	公園事業 施設等	自然公園等施設に関する緊急対策	平成30年7月豪雨災害等を踏まえ、全国の自然公園事業等の施設を対象に利用者の安全の確保等に関する緊急点検を行い、人命や国土荒廃の防止の面で課題がある施設317カ所について、人命に対応した皇居外苑の石垣や塀の補修、緊急退避所となる避難小屋等の改修、国土荒廃防止に対応した法面崩落防止に資する整備等の緊急対策を実施する。	国、都道府県、市町村	国立公園（34公園） 公園等（56公園） （4公園）12カ所	国立公園（34公園） 公園等（56公園） （4公園）約10カ所	国立公園（34公園） 公園等（56公園） （4公園）約255カ所、国民公園（4公園）約60カ所、国民公園（4公園）約10カ所			環境省

35	河川	欽害防止 施設	休廃止鉈山鉈 害防止等工事 に関する緊急 対策	休廃止鉈山の集積場の耐震化調査で 耐震基準に不適合であった集積場の 対策工事、及び外部有識者による鉈 害防止技術委員会にて早急に対策す べき坑道対策工事等のうち、特に緊 急性の高い事業について対策を実施 する。対策を講じることによって、 農地・森林等の被害による国土の荒 廃を防止する。	地方公共団体	集積場対策工事：4カ所 坑道対策工事：1カ所	集積場対策工事：4カ所 坑道対策工事：1カ所	経済産 業省
36	森林	森林	指定管理鳥獣 捕獲等に関する 緊急対策	指定管理鳥獣（ニホンジカ等）の生 息数の増加、生息域の拡大により森 林等における食害等の被害が深刻化 しており、それに伴う表土流出等の 国土荒廃を防ぐため、生息密度が特 に高い地域等について、都道府県等 による積極的な捕獲等を実施する。	指定管理鳥獣 捕獲等事業等 を行っている 都道府県等	43箇所	適正な生息密度管理のため、生息密度 が特に高い地域を予定	環境省
37	市街地・ 道路	市街地、 道路等	地籍調査緊急 対策	近年の気象の急激な変化に伴う土砂 災害や洪水等を踏まえ、土砂災害警 戒区域等の今後災害が想定される地 域において、市町村等が実施する地 籍調査に対して国庫負担金を重点的 に交付する。	市町村等	土砂災害や洪水等の被災想定区域 360ha	土砂災害や洪水等の被災想定区域 約 360ha	国土交 通省
38	道路・河 川・砂防	道路、河 川、砂防 等	長期相続登記 等未了土地解 消対応に係る 緊急対策	道路整備及び治水・砂防対策等の事 業の実施や迅速な復旧・復興に支障 となっている所有者の不明な土地の 解消を図るため、約14万筆の長期 にわたり相続登記が未了となってお り、現在の所有者を把握することが 困難な土地（長期相続登記等未了土 地）について所有者を調査し、その 結果を登記記録に記録するととも に、事業を実施しようとする者に提 供する。	国	長期相続登記等未了土地解消対応に係 る緊急対策：約14万筆	長期相続登記等未了土地解消対応に係 る緊急対策：約14万筆	法務省
39	防衛	自衛隊施 設	自衛隊施設に 関する緊急対 策	平成30年大阪北部地震等を踏まえ、 自衛隊施設のうち、災害対処におけ る重要な拠点について、耐震化状 況、老朽化状況及び自家発電機等の設 置状況等の緊急点検を行い、自衛隊 の迅速かつ適切な任務の遂行に支障 を生じる恐れのある施設が判明した ことから、耐震化対策に係る整備、 老朽化対策に係る整備及び電力供給 能力向上に係る整備を実施する。	国	自衛隊施設に 関する緊急対 策 自衛隊施設に 関する緊急対 策 自衛隊施設に 関する緊急対 策	自衛隊施設に 関する緊急対 策 自衛隊施設に 関する緊急対 策 自衛隊施設に 関する緊急対 策	防衛省

40	防衛	防災関係 資機材等	自衛隊の防災 関係資機材等 に関する緊急 対策	災害派遣時における救援活動に必要な 資機材等について、老朽化に起因し た機能上の不具合や、救援活動の 充実強化という観点を踏まえ、速や かに整備する必要があることから、 機能上の不具合等がある資機材等が 置かれている全国の駐屯地等につい て、資機材等の整備、通信機器等の 整備及び車両等の整備に係る緊急対 策を実施する。	国	<資機材等の整備> 148駐屯地等 <通信機器等の整備> 218駐屯地等 <車両等の整備> 111駐屯地等	<資機材等の整備> 対象施設：老朽化に起因した機能上 の不具合等がある資機材等が置かれ ている全国の駐屯地等 <通信機器等の整備> 対象施設：老朽化に起因した機能上 の不具合等がある通信機器等が置か れている全国の駐屯地等 <車両等の整備> 対象施設：老朽化に起因した機能上 の不具合等がある車両等が置かれ ている全国の駐屯地等				防衛省
41	警察	災害対策 に必要な 資機材	警察における 災害対策に必 要な資機材に 関する緊急対 策	平成30年 7 月豪雨、北海道胆振東部 地震等を踏まえ、災害対策に必要な 資機材の整備状況等の緊急点検を行 い、災害時における救出救助、行方 不明者の捜索、被災地の安全確保等 の業務に適切に対応するための資機 材の充実強化の必要性が認められ た北海道府県警察について、救命ボ ート、バックホウ等の災害対策に必 要な資機材を整備する緊急対策を実 施する。	国 都道府県	全47都道府県警察における災害対策 に必要な資機材	全47都道府県警察における災害対策に 必要な資機材				警察庁
42	警察	警察用航 空機等	警察用航空機 等に関する緊 急対策	平成30年 7 月豪雨、北海道胆振東部 地震等を踏まえ、警察用航空機、警 察用船舶及び警察用車両の整備状況 について緊急点検を行い、早急に更 新が必要な老朽化が進んだ警察用航 空機、警察用船舶、警察用車両につ いて、更新整備を行う緊急対策を実 施する。	国	<航空機整備> 警察用航空機4機 <船舶整備> 警察用船舶3隻 <車両整備> 警察用車両 3,770台	<航空機整備> 警察用航空機4機 <船舶整備> 警察用船舶3隻 <車両整備> 警察用車両 約3,800台				警察庁
43	警察	警察用航 空機の資 機材	警察用航空機 の資機材に関 する緊急対策	平成30年 7 月豪雨、北海道胆振東部 地震等を踏まえ、全国の警察用航空 機の資機材について、災害対応能力 等の観点から点検を行い、夜間撮影 用資機材の整備の必要性が判明した 16道府県警察及び救難救助用連絡資 機材の整備の必要性が判明した全47 都道府県警察について、これら資機 材の整備を行う緊急対策を実施す る。	国	<夜間撮影用資機材整備> 資機材整備が必要な16道府県警察 <救難救助用連絡資機材整備> 全47都道府県警察	<夜間撮影用資機材整備> 資機材整備が必要な16道府県警察 <救難救助用連絡資機材整備> 全47都道府県警察				警察庁
44	警察	通信施設	警察情報通信 基盤の耐災害 性等に関する 緊急対策	平成30年 7 月豪雨、北海道胆振東部 地震等を踏まえ、無線中継所につい て耐震強度、経年劣化、災害対応能 力等の観点から緊急点検を行い、建 替えの必要性が判明した1か所及び 非常用電源設備の更新の必要性が判 明した約180か所について必要な措 置を講じる緊急対策を実施する。	国	<耐震強度不足の無線中継所の建替え 整備> 1か所 (非常用電源設備の更新) 175か所	<耐震強度不足の無線中継所の建替え 整備> 1か所 (非常用電源設備の更新) 約180か所				警察庁
45	警察	通信機器 等	警察情報通信 設備・機器の 整備等に関す る緊急対策	平成30年 7 月豪雨、北海道胆振東部 地震等を踏まえ、警察情報通信設 備・機器等について経年劣化、災害 対応能力等の観点から緊急点検を行 い、設備・機器の更新、増強の必要 性が認められた全47都道府県警察及 び各地方機関について、災害対応能 力が強化された無線システムへの更 新等の緊急対策を実施する。	国	全47都道府県・各地方機関における警 察情報通信設備・機器	全47都道府県・各地方機関における警 察情報通信設備・機器				警察庁

46	警察	警察施設	警察施設の耐災害性等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、警察施設に関する耐震強度、経年劣化、災害対応能力等について緊急点検を行い、建替え整備や耐震改修の必要性が判明した警察署等及び非常用電源設備の整備・改修の必要性が判明した警察署等について必要な措置を講じる緊急対策を実施する。	国 都道府県	<警察施設の老朽化対策> 建替え又は耐震改修：警察署等36施設 その他設備等の改修：77施設 <非常用電源設備の整備・改修> 警察署等7施設	<警察施設の老朽化対策> 建替え又は耐震改修：警察署等約40施設 その他設備等の改修：約80施設 <非常用電源設備の整備・改修> 警察署等約10施設			<警察施設の老朽化対策> 建替え又は耐震改修：警察署等1施設	変更後の事業計画に基づいて引き続き対策を実施し、2021年度に完了済み	警察庁
47	消防	車両等	大規模風水害・土砂災害に対応するための緊急消防援助隊に関する緊急対策	平成30年7月豪雨での浸水地域における救助活動や夏季の過酷な気象条件下での長期の活動、北海道胆振東部地震での土砂崩れ等による救助活動が難航したこと等の課題を踏まえ、浸水地域や土砂崩落現場で活動する特殊車両など、効果的な消防活動に必要な車両・資機材を整備することともに、消防機関の対応能力向上のため、実践的な実動訓練を行う緊急対策を実施する。	国	津波・大規模風水害対策車 19台 中型水陸両用車及び搬送車 4台 大型水陸両用車及び搬送車 1台 重機及び重機搬送車 28台 高機能救命ボート 50台 映像伝送システム 1式 教育訓練用資機材 1式	津波・大規模風水害対策車 中型水陸両用車及び搬送車 重機及び重機搬送車 高機能救命ボート 映像伝送システム 教育訓練用資機材			総務省		
48	消防	車両等	大規模災害に対応するための航空消防防災体制に関する緊急対策	近年多発する大規模災害を踏まえて、被害状況の早期把握・孤立地域での救助活動などで活用される消防・防災ヘリコプターの運航の安全性向上と航空消防防災体制の充実強化を図る緊急対策を実施する。	国	地上端末の配備等 57台 警告機能の追加 1式	<地上端末の配備等> 50台程度 <警告機能の追加> 1式程度			総務省		
49	消防	車両等	地域防災力の中核を担う消防団に関する緊急対策	平成30年7月豪雨等における消防団の救助活動において、災害が広範囲にわたったり、現場の機動力や救助用資機材の不足が課題となったことから、消防団の災害対応能力の向上を図るため、訓練用の車両・資機材の無償貸付を行うとともに、資機材の配備を促進させる緊急対策を実施する。	国、市町村 (消防団)	<車両貸付> 188市町村 <資機材配備> 令和2年3月26日現在で493市町村等。今後、予算の範囲内で可能な限り多くの市町村等に対し順次補助金を交付。	<車両貸付> 200市町村程度 <資機材配備> 1,719市町村	<資機材配備> 当初想定は、補助の対象となり得る全ての市町村の数（最大値）としていたため。 なお、事業を実施する市町村等に対し順次補助金を交付しており、緊急対策実施予定の全ての市町村等で資機材の配備を完了する予定。		総務省		
50	災害対応 基盤施設	庁舎	災害対策本部設置庁舎及び災害対応機能確保に関する緊急対策	既往災害を契機に毎年度実施している調査結果を踏まえ、業務継続性の確保に課題のある地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の非常用電源の確保並びに耐震化に関する緊急対策を実施する。	地方公共団体	2019年予算までの進捗状況は以下のとおり。 <非常用電源> 15災对本部設置庁舎 162消防庁舎 <耐震化> 17災对本部設置庁舎 103消防庁舎 2020年当初予算分の進捗状況については、調査単独事業であるため、年内に行う調査において把握する予定。	<非常用電源> 140災对本部設置庁舎程度 350消防庁舎程度 <耐震化> 60災对本部設置庁舎程度 490消防庁舎程度	地方公共団体の自主財源による実施事業であり、地方公共団体の財源確保状況によるため。 なお、施策目標値のうち残る箇所に、地方公共団体の財政状況や庁舎移転等の計画などにより完了していないものの、全庁舎に占める実施割合は消防庁舎耐震化92.6%、災害対策本部庁舎耐震化97.2%、消防庁舎非常用電源95.7%、災害対策本部非常用電源92.8%と高い水準を達成している。	地方公共団体が速やかに設置等の措置を講ずるよう、通知や各種会議を通じて既存の地方財政措置の活用を促すなど、積極的な取組みを行っていく。	総務省		

51	災害対応 基盤施設	海上保安 施設	海上保安施設 に関する緊急 対策	平成30年台風21号等に伴う豪雨災害 及び北北海道胆振東部地震等を踏ま え、災害応急対応に必要な施設（庁 舎・航空基地・船艇基地・陸上通信 施設）を対象に、老朽化状況、非常 用電源設備の設置状況等に関する緊 急点検を行い、被災又は停電等によ り救助・支援活動等に支障を来すお それがある海上保安施設について、 非常用電源設備の設置等の緊急対策 を実施する。	国	＜老朽化対策等が必要な施設の整備＞ （1）船艇基地1箇所、船艇基地60箇 所、陸上通信施設等86箇所 ＜業務継続のための設備の設置等が必 要な施設の整備＞ （1）陸上通信施設等25箇所 （2）船艇基地1箇所、航空基地14箇 所	＜老朽化対策等が必要な施設の整備＞ （1）目視により施設に亀裂等を確認 及び現に雨漏り等不具合を生じている 船艇基地5箇所 （2）老朽化・冠水・設備不備により 業務支障のある海上保安施設：航空基 地約10箇所、船艇基地約60箇所、陸上 通信施設等約90箇所 ＜業務継続のための設備の設置等が必 要な施設の整備＞ （1）発動発電機の性能が低下したこ とにより、長時間停電が発生した場合 に通信機能が停止するおそれがある海 上保安施設：陸上通信施設等約30箇所 （2）災害等発生時に燃料供給等が確 保できず船艇及び航空機の運航に支障 を来すおそれのある海上保安施設：船 艇基地5箇所、航空基地約10箇所	国土交 通省
52	病院	国立大学 附属病院 施設等	国立大学附属 病院等施設の 重要インフラ 設備に関する 緊急対策	平成30年7月豪雨等を踏まえ、国立大 学附属病院等施設を対象に、重要イ ンフラ設備（自家発電設備等）の保 有状況等の緊急点検を行い、洪水に よる浸水など災害発生後の医療継続 に重大な支障が生じ得る病院等につ いて、自家発電設備等に対する浸水 対策等を実施する国立大学附属病院 等を国が支援するなどにより改善す る緊急対策を実施する。	国立大学附属 病院等	6機関（国立大学附属：5機関＋QST病 院：1機関）	6機関	文部科 学省
53	病院	発電施設	災害拠点病院 等の自家発電 設備の燃料確 保に関する緊 急対策	災害時において病院の診療機能を3 日程度維持するために必要な非常用 自家発電設備の増設等が必要な災害 拠点病院等に対して、整備に要する 経費の一部を支援する。	民間等の災害 拠点病院、救 命救急セン ター及び周産 期母子医療セ ンター	15箇所 ※令和元年度末までの交付決定件数。 また、再調査の結果、108病院につい ては、自己財源による整備や優先供給 協定の締結等により外部から燃料が供 給される体制の確保などにより要件を 充足していることを確認している。	125病院	厚生労 働省
54	病院	給水設備	災害拠点病院 等の給水設備 の強化に関す る緊急対策	病院の診療機能を3日程度維持する ために給水設備の増設等が必要な災 害拠点病院等に対して、整備に要す る経費の一部を支援する。	民間等の災害 拠点病院、救 命救急セン ター及び周産 期母子医療セ ンター	23箇所 ※令和元年度末までの交付決定件数。 必要な予算を確保しており、今後も増 加していく見込み。	124病院	厚生労 働省
55	病院	医療機関	在宅の人工呼 吸器使用患者 に貸与可能な 簡易発電装置 に関する緊急 対策	長期停電時においても自力での移動 が困難な在宅患者の使用する人工呼 吸器が稼働できるよう、当該患者を 診ている医療機関に対して、簡易自 家発電機装置等の整備経費の一部を 支援し、停電時に患者に貸し出せる 体制を整備する。	医療機関	1,052人 (交付申請があった全医療機関から申 告されている対象患者数)	訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者 を診ている医療機関	厚生労 働省

56	病院	病院	病院の耐震整備に関する緊急対策	未耐震の災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院及び耐震性が特に低い建物（1s値0.3未満）を有する病院等の耐震整備に対する支援を行う。	民間等の病院（災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院及び耐震性が特に低い建物（1s値0.3未満）を有する病院）	26箇所 ※令和元年度末までの交付決定件数。 必要予算を確保しており、今後も増加していく見込み。	50箇所 ※当該緊急対策も踏まえ、病院全体の耐震化率80%以上の達成を目指す。				厚生労働省
57	通信	情報システム	広域災害・救急医療情報システム(EHIS)を活用した情報収集体制の強化に関する緊急対策	災害時に被災した医療機関の支援に必要な情報を十分に把握するため、広域災害・救急医療情報システム(EHIS)の操作性・機能の改善、情報入力項目の追加等のシステム改修等を行う。	国	1箇所	広域災害・救急医療情報システム(EHIS) 一式				厚生労働省
58	病院	医療情報システムのアップシステム	国立大学附属病院の医療情報システムデータのバックアップ体制に係る緊急対策	東日本大震災を契機として、医療情報のバックアップを行うことの必要性がこれまで以上に認識されているところ、平成24年度補正予算におけるバックアップデータの災害時Web参照システムの構築後、定期的にフォアアップを行ってきたが、設置後時間が経過し、データ量の増大やサーバ等の耐用年数超過に対応するため、これらシステムの更新・機能強化等の緊急対策を実施する。	国立大学法人 東京大学	45箇所	国立大学附属病院：45箇所				文部科学省
59	災害対応基盤施設	原子力災害医療機関の施設設備	原子力災害医療機関の施設に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、高度被災医療支援センターのうち、特に重篤な内部被災患者等の受け入れ拠点において、内部被災の受け入れに必要施設設備に老朽化・狭隘等の課題があることから、当該施設の整備に関する緊急対策を実施する。	高度被災医療支援センターに指定されている機関	1カ所	重篤な内部被災患者の診療に必要線量評価を行うことができる施設設備：1カ所				環境省
60	衛生	発電施設	国立感染症研究所の自家発電設備等に関する緊急対策	北海道胆振東部地震を踏まえ、国立感染症研究所において、停電が長期に及んだ場合、重篤感染症発生時の診断及び検査に支障が生じることから、停電時における業務継続に必要な自家発電設備等について緊急点検を行い、国立感染症研究所のBCPで規定している3日間の停電に対応できない自家発電設備が2台、燃料備蓄タンクの容量が3日間の稼働には不足するものが1基あると判明したため、3日間の停電に対応できる自家発電設備の改良・更新を行い、燃料備蓄タンクの交換等の緊急対策を実施する。	国	自家発電設備の改良：1台 研究棟外壁の防水塗装：3棟 空調機の外パネル：39箇所	自家発電設備の改良・更新：2台 燃料備蓄タンクの交換：1基 研究棟外壁の防水塗装：3棟 空調機の外パネル：39箇所	実施できなかった箇所について、一般競争入札を2回行ったが、1回目は入札不調となり、2回目は申請者が無く不発となり、工事を実施できなかったため。	自家発電設備の更新：1台 燃料備蓄タンクの交換：1基	再度、3日間の停電に対応できる方策を検討の上、令和3年度概算要求における施設整備費に計上する予定。	厚生労働省

61	衛生	保健所	保健所の自家発電設備に関する緊急対策	地域における健康危機管理の拠点であり、避難所や住宅の住民の医療、保健、福祉のニーズに対応する中心拠点である保健所を対象に、災害により停電が生じた場合を想定し、緊急点検を行った。点検の結果、自家発電設備がない施設及び機能が不十分な施設があることが判明したため、自家発電設備の整備に必要な支援を実施する。	都道府県保健所設置市・特別区	345箇所	345箇所	整備状況の点検の結果、非常用自家発電設備がなく、今後整備予定のある施設約1,176箇所 ＜児童関係施設等＞ 約10箇所 ＜障害児者関係施設＞ 約298箇所 ＜介護関係施設＞ 約861箇所 ＜その他関係施設＞ 約7箇所	今後調査を行い把握する予定のため、また、交付決定後に令和2年度の交付決定件数を加算することになるため。 間接補助制度であるため、自治体や設置者における財政上の理由等により、令和2年度までに実施することのできない見込みの施設があるため。 介護関係施設については、近年の災害による介護関係施設等の被害が発生したことからニーズが高まっていることを背景に、当初想定数を達成したと想定される。	厚生労働省
62	福祉	社会福祉施設	社会福祉施設等の非常用自家発電設備に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、停電時に医療的配慮が必要な入所者等の安全を確保するため、社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備状況を点検の結果を踏まえ、現在未整備であり、今後整備予定のある施設について、非常用自家発電設備整備の緊急対策を実施する。	＜児童関係施設＞ 4箇所 ＜障害児者関係施設＞ 139箇所 ＜介護関係施設＞ 1,692箇所 ＜その他関係施設＞ 今後把握予定 ※令和2年4月時点で把握している件数。必要な予算を確保しており、今後増加していく見込み。	345箇所	緊急的・優先的に耐震・老朽化等への対策が必要な施設 ：50施設	緊急的・優先的に耐震・老朽化等への対策が必要な施設 ：矯正施設等約50施設	厚生労働省	
63	災害対応 基盤施設	矯正施設等	矯正施設等の耐震・老朽化等への緊急対策	平成30年7月豪雨及び北海道胆振東部地震において矯正施設は、地域の避難所的役割を果たしているが、老朽化した工作物等に被害が発生したこと等を踏まえ、施設の耐震及び老朽化等の状況の緊急点検を行ったところ、緊急的・優先的に対策が必要な施設が判明したため、これらに対応した施設整備等の緊急対策を実施する。	国		緊急的・優先的に耐震・老朽化等への対策が必要な施設 ：矯正施設等約50施設		法務省	
64	災害対応 基盤施設	矯正施設の監視システム設備等	矯正施設監視システム設備等の機能確保に関する緊急対策	災害発生時においても、監視システム設備等の安定稼働及び地域住民の避難所的役割としての必要な機能確保等を行うため、監視システム等を更新する。	国	201施設	（長時間の大規模停電等により監視システム設備等の安定稼働が困難になり、また、地域住民の避難場所等として、避難所の役割や機能の確保等が困難になるおそれがある施設） 約210施設		法務省	

65	環境	ソフト	熱中症予防のための緊急対策	平成30年夏季の記録的な酷暑や7月豪雨等の災害時における熱中症の発生が問題となり、災害時における熱中症対策に関する情報提供等の課題が見つかったことから、同様の夏季の災害の発生に備えるために、大地震や豪雨災害等によって避難所等に避難した方々、ボランティアなどに協する者や施設管理者等へ熱中症対策に係る情報を効果的に提供出来るよう、熱中症予防情報の発信体制の強化やシンポジウム等知見提供の機会の増加や優良事例の展開等の緊急対策を実施する。	国、自治体の熱中症対策担当者、民間事業者等	・自治体等担当者向けシンポジウム：17ヶ所 ・普及啓発資料の自治体等への配布：全国140自治体（都道府県、政令指定都市、中移市、保健所政令市、特別区）等 ・熱中症予防強化月間イベント：4カ所 ・暑さ指数(WBGT)の算出体制の強化：暑さ指数(WBGT)算出システム 1カ所	・自治体等担当者向けシンポジウム：2ヶ所 ・普及啓発資料の自治体等への配布：全国約140自治体（都道府県、政令指定都市、中移市、保健所政令市、特別区）等 ・熱中症予防強化月間イベント：3カ所 ・暑さ指数(WBGT)の算出体制の強化：暑さ指数(WBGT)算出システム 1カ所	環境省
66	災害対応 基盤施設	地下街	全国地下街における安全な避難等に関する緊急対策	発災時における利用者等の安全な避難や帰宅困難者受入施設としての適切な機能確保する。	民間等の地下街管理会社	10カ所	避難誘導看板や止水板の設置、耐震改修、非常用発電設備、備蓄倉庫の整備等 ：約10カ所	国土交通省
67	災害対応 基盤施設	エレベーター	防災拠点施設となる民間高層建築物のエレベーターの地震対策に関する緊急対策	地震により閉じ込めや、故障等による長期の運転休止が起こるおそれのあるエレベーターについて、地震時管制運転装置の設置、主要機器の耐震補強措置を実施するなど、エレベーターの地震対策の促進に係る緊急対策を実施する。	民間建物所有者	エレベーター400台	エレベーター 約400台	国土交通省
68	災害対応 基盤施設	広域防災拠点（都市公園）	広域防災拠点となる都市公園に関する緊急対策	＜停電対策＞ 非常用発電設備の整備等を行うことで、今般と同規模の災害が発生した場合でも司令塔機能等の中枢的機能を確保する。 ＜豪雨・浸水・暴風・地震対策等＞ 施設の嵩上げ、法面崩壊対策、耐震改修、備蓄倉庫整備、拠点施設へのアークセセス確保等を行うことで、今般と同規模の災害が発生した場合でも司令塔機能等の中枢的機能を確保する。	国、都道府県、市町村	＜停電対策＞ 非常用発電設備の整備等 ：17公園 ＜豪雨・浸水・暴風・地震対策等＞ 施設の嵩上げ、法面崩壊対策、耐震改修、備蓄倉庫整備、拠点施設へのアークセセス確保等 ：49公園	＜停電対策＞ 非常用発電設備の整備等 ：約20公園 ＜豪雨・浸水・暴風・地震対策等＞ 施設の嵩上げ、法面崩壊対策、耐震改修、備蓄倉庫整備、拠点施設へのアークセセス確保等 ：約50公園	国土交通省

69	災害対応 基盤施設	通信施設	自治体庁舎等 における非常 用通信手段の 確保に関する 緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の都道府県、市町村、消防本部において、非常用通信手段の整備状況等の緊急点検を行い、地上通信網が被災した際に使用可能な衛星通信回線を用いた非常通信手段が確保されていない課題がある市町村、消防本部の庁舎について、消防用通信網の構築に係るモデル事業を実施するとともに、衛星通信回線を用いた非常通信手段が整備されている団体において、衛星通信設備を整備する緊急対策を実施する。	国（モデル事業） 都道府県、都道府県、市町村、消防本部	都道府県1箇所（モデル事業） 市町村、消防本部 24団体 ※2020年3月時点での数字。今後も増加していく見込み。	都道府県1箇所程度（モデル事業） 市町村、消防本部の庁舎200箇所程度（地方公共団体による整備）	現在、モデル事業の成果等に基づき各都道府県が衛星通信回線を用いた非常通信手段の整備を進めている段階であるが、機器設置やネットワーク構築のための設計作業等に当初の想定より時間を要しているため。	年度内に調査予定	地域衛星通信ネットワーク次世代システムの成果を全国の都道府県へ展開する等の技術支援や、既存の地方財政措置等を通じ、衛星通信回線とともに、各種会議等での働きかけや導入検討資料の配布などを通じて、衛星携帯電話の配備等の暫定的な対策の実施を促し、非常用通信手段が確保されるよう引き続き取組を進める。	総務省
70	通信	衛星携帯電話	災害対策用衛星携帯電話に係る緊急対策	平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震等を踏まえ、災害時に総務省・総合通信局等から地方公共団体等に貸与している衛星携帯電話について、使用環境の改善等が必要と判明したことから、バッテリー交換、蓄電池の整備、屋内利用設備の整備等を実施する。	国	＜バッテリーの交換＞ 60台 ＜蓄電池の整備＞ 12台 ＜屋内利用設備の整備＞ 62台	＜バッテリーの交換＞ 約60台 ＜蓄電池の整備＞ 約10台 ＜屋内利用設備の整備＞ 約60台			総務省	
71	災害対応 基盤施設	官署施設等	法務省の官署施設等の耐震・老朽化等への緊急対策	法務省の官署施設等では多数の来庁者がいるため、大地震等により施設が倒壊等した場合、多数の人命に影響を与えるおそれがあることから、北海道胆振東部地震及び平成30年7月豪雨災害等を踏まえ、施設の前震及び老朽化等の状況の緊急点検を行ったところ、緊急的・優先的に対策が必要な施設が判明したため、これらに対応した施設整備等の緊急対策を実施する。	国、民間	緊急的・優先的に耐震・老朽化等への対策が必要な施設 ：95施設	緊急的・優先的に耐震・老朽化等への対策が必要な施設 ：法務省官署施設等約100施設			法務省	
72	通信	衛星電話	衛星携帯電話等による通信確保に関する緊急対策	平成30年7月豪雨災害等を踏まえ、全国の法務省の官庁施設を対象に衛星携帯電話の通信状況及び劣化状況等に関する緊急点検を行い、通信機能に支障が生じている1,251台について、衛星携帯電話を更新する緊急対策を実施する。 また、法務省、管区施設等111施設においては、災害応急時等に安定的な通信を可能とするIP無線機を導入する緊急対策を実施する。	国	＜更新整備＞ ○通信機能に支障が生じている衛星携帯電話 ：1,251台 ○災害応急時等に安定的な通信を可能とするIP無線機 ：111台	通信機能に支障が生じている衛星携帯電話 ：約1,260台 災害応急時等に安定的な通信を可能とするIP無線機 ：約120台			法務省	
73	教育	練習船	国立大学の練習船を活用した災害支援体制の整備に関する緊急対策	国立大学の練習船について、外部への電力供給や清水の製造・供給機能などの災害支援機能を強化した代船を建造し、災害支援に必要な体制整備に係る緊急支援を実施する。	国立大学法人	国立大学の保有する練習船：2隻	大規模災害発生時に支援を行うことが可能な練習船の整備 ：国立大学の保有する練習船2隻			文部科学省	

74	災害対応 基盤施設	自家発電 設備、受 変電設備 等	災害応急対策 の活動拠点と なる官庁施設 に関する緊急 対策	平成30年台風21号、北海道胆振東部 地震等を踏まえ、災害応急対策の活 動拠点となる官庁施設の自家発電設 備、受変電設備等について緊急点検 を行い、大規模停電や豪雨災害等の 大規模災害が生じた際に、浸水や容 量不足、故障などによる災害応急対 策活動への支障のおそれがあり、緊 急にハード対策が必要な官庁施設に ついて、支障のおそれを解消するた めの自家発電設備、受変電設備改修 等の緊急対策を実施する。	国		・自家発電設備、受変電設備改修等 ：15施設	・自家発電設備、受変電設備改修等 ：15施設程度		国土交 通省
75	災害対応 基盤施設	庁舎自家 発電施設	国土交通省の 庁舎自家発電 施設の緊急対 策	平成30年北海道胆振東部地震による 北海道全域の停電を踏まえ、庁舎自 家発電施設の状況等について緊急点 検を行い、災害対応拠点としての機 能維持に支障を及ぼす危険箇所が判 明した施設について、施設改修の緊 急対策を実施する。	国		災害対応拠点としての機能維持に支障 を及ぼす庁舎自家発電施設：1カ所	災害対応拠点としての機能維持に支障 を及ぼす庁舎自家発電施設：1カ所		国土交 通省
76	観測	監視設備 (沖ノ鳥 島)、官 庁施設	沖ノ鳥島の監 視設備の電源 系統冗長性等 に関する緊急 対策	【沖ノ鳥島】 台風第8号による監視設備の損傷を 踏まえ、沖ノ鳥島の監視・観測設備 等について緊急点検を行い、沖ノ鳥 島で現在実施している観測拠点施設 の更新に合わせ、通信回線の二重化 や電源設備の管理高度化等の緊急対 策を実施する。	【沖ノ鳥島】 ①国	1箇所		通信回線の二重化や電源設備の管理高 度化等の必要な設備		国土交 通省
77	人材	各種イン フラ等	防災・減災、 国土強靱化を 担う建設業の 担い手確保等 に関する緊急 対策	建設技能者の高齢化が急速に進む 中、防災・減災、国土強靱化の推進 に支障を来さないよう、社会保険加 入の徹底、建設キャリアアップシス テムの活用等の処遇改善による担い 手の確保、生産性向上等を進める。 これらの取組について、改正建設業 法を踏まえて緊急的に実施する。	国	全国で実施中	全国			国土交 通省

78	災害対応 基盤施設	官邸、緊急 時対応 センター (ERC) 、緊急事 態対応 策拠点施 設 (OFC)	固定衛星通信 設備等に関する 緊急対策	平成30年台風21号を踏まえ、緊急 時の対策拠点となる官邸、ERC、OFC 等に設置している固定衛星通信設備 の緊急点検を行い、異常は無かった が18拠点は緊急性が高い経年劣化が 確認されたため、速やかに異常気象 等にも耐えうる設備更新の緊急対策 を実施した。新設する1拠点につい ても上記を踏まえて実施した。ま た、8拠点も経年劣化が見受けられ たことから今後3ヶ年で設備更新を实 施する。 また、平成30年7月豪雨等の一連 の自然災害を踏まえ、全国のオフサ イトセンター（OFC）の建物等につい て、自然災害に対する被害状況や脆 弱性の緊急点検を行ったところ、津 波、洪水、土砂災害による被害が想 定され、対策が行われていない施設 が6施設判明したため、浸水対策施 設や砂防施設の整備等の緊急対策を 実施する。	<固定衛星通 信設備の整備 > 国 <OFC整備> 道府県	<固定衛星通信設備の整備> 対策実施：27拠点 <OFC整備> 自然災害による被害のおそれがある OFCへの対策実施：6施設			環境 省・内 閣府
79	災害対応 基盤施設	モニタリ ングポ スト	モニタリング ポストの機能 維持に関する 緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震による 停電及び台風21号等による水害の影 響により生じた、原子力事故の緊急 時防護措置用等のモニタリングポ ストの一時停止や伝送遅れの不具合 の発生を踏まえ、道府県が所有する モニタリングポストの電源及び通信 設備の構成、停電が長期化した場合 や浸水した場合の代替設置用モニタ リングポストの保有状況等の点検を 行った。その結果、停電時において 非常用電源が十分確保されていない など、災害時のモニタリング機能の 維持に関して課題があることが判明 した。これを踏まえ、非常用発電機 や可搬型モニタリングポストの整 備、多様な通信手段の確保等によ り、災害時のモニタリング機能の維 持に必要な電源及び通信の多重化等 の対応方策を実施する。	道府県	<モニタリングポスト等の電源及び通信の多重化(平常時の環境放射線の監視及び緊急時の防護措置の判断に使用するもの)> (電源) 142件 (通信) 111件 <電子式線量計等の通信の多重化(緊急時の防護措置の判断に使用するもの)> (通信) 716件	<モニタリングポスト等の電源及び通信の多重化(平常時の環境放射線の監視及び緊急時の防護措置の判断に使用するもの)> (電源) 約140件 (通信) 約140件 <電子式線量計等の通信の多重化(緊急時の防護措置の判断に使用するもの)> (通信) 約720件	<モニタリングポスト等の電源及び通信の多重化(平常時の環境放射線の監視及び緊急時の防護措置の判断に使用するもの)> 必要性を再検討した結果、一部については既存設備で代替できると判断した。	環境 省・内 閣府
80	災害対応 基盤施設	放射線測 定設備・ 資機材等	モニタリング ポストの機能 維持に関する 緊急対策等 (放射線測定 設備・資機材 等の整備)	平成30年北海道胆振東部地震等を踏 まえ、同様の災害の発生に備えるた めに、 ①国所有の緊急時モニタリングに係 る設備、資機材を確実に使用できる 状態を維持するためにはモニタリン グカーの緊急自動車や車載機器の 更新等を実施した。 ②道府県で実施された空間放射線量 測定が途絶しないためには道府県が 放射線の常時監視に使用している機 器の更新・耐震化等が必要である という課題があり、必要な緊急対策 を実施する。	道府県	①<緊急時モニタリングに係る国の設備、資機材の整備> ②<モニタリングポスト及びデータ集約システム等の整備> ③<モニタリングポスト等の更新：約114局 ④<データ集約システム(テレメータ)の更新、改修：11式 ⑤<3モニタリングポスト等の耐震工事：30局	①<緊急時モニタリングに係る国の設備、資機材の整備> ②<モニタリングカーの緊急自動車及び車載機器の更新等：約25台分 ③<モニタリングポスト及びデータ集約システム等の整備> ④<1モニタリングポスト等の更新：約90局 ⑤<2データ集約システム(テレメータ)の更新、改修：約10式 ⑥<3モニタリングポスト等の耐震工事：約30局		環境 省

81	災害対応 基盤施設	放射線防 護施設、 原子力災 害医療施 設・設備 等	放射線防護施 設等に関する 緊急対策	自然災害の発生により原子力災害が 発生した際においても、安全に一時 的な屋内退避を行うための施設や原 子力災害医療施設・設備等を整備す る等の緊急対策を実施する。	道府県	道府県	＜放射線防護対策等事業＞ 10道府県21件 ＜原子力災害医療施設等整備事業＞ 10道府県13件	＜放射線防護対策等事業＞ 10道府県約20件 ＜原子力災害医療施設等整備事業＞ 11道府県約15件				内閣府
82	通信	通信イン フラ	準天頂衛星シ ステムに関す る緊急対策	平成30年7月豪雨等大規模自然災害を 踏まえ、準天頂衛星システムを活用 した災害時の通信機能の着実な整備 の必要性が高まっているところ、衛 星開発の効率的な加速化を図り、災 害時に確実に通信できる体制を構築 するたための緊急対策を実施する。	国	国	準天頂衛星 システム	準天頂衛星 システム				内閣府
83	通信	情報シス テム設備	Ｌアラート を活用した災害 対応支援シス テム構築に関 する緊急対策	Ｌアラートの地図化システムにおい て、気象関係情報や他団体の避難情 報の発令状況、過去の発令状況の表 示等を可能とし、避難指示等の発令 の判断からＬアラートへの情報発信ま での災害対応業務を円滑かつ迅速に 行えるよう支援するシステムの構築 を早急に進めるため、緊急対策を実 施する。	道府県	道府県	Ｌアラートの地図化システムを災害対 策支援システムに機能拡張する際の標 準仕様	Ｌアラートの地図化システムを災害対 策支援システムに機能拡張する際の標 準仕様				総務省
84	災害対応 基盤施設	多言語音 声翻訳基 盤技術	災害時におけ る多言語音声 翻訳システム の高度化のた めの緊急対策	平成30年台風第21号及び北海道胆振 東部地震において、訪日外国人等に 対する多言語での避難情報等の提供 が不十分な面があったので、適切な 避難行動が困難な事態が発生したこ とから、情報提供基盤の技術的強化 に向けて多言語音声翻訳基盤技術を 高度化する。	国	国	クラウド型多言語音声翻訳システム	クラウド型多言語音声翻訳システム				総務省
85	通信	通信施設	パブリック ビューイング 会場向けの 避難情報の提 供に係る緊急 対策	重要インフラの緊急点検等を踏ま え、災害時に地域での訪日外国人に 対する多言語での避難情報が提供で きず、適切な避難行動が困難な事象 が生じたことから、大規模災害に備 え、防災・減災、国土強靱化のため の緊急対策を集中的に実施する。	道府県	道府県	映像配信プラットフォームに係る標準 仕様	映像配信プラットフォームに係る標準 仕様				総務省
86	通信	防災行政 無線	高齢者世帯等 への確実な情 報伝達に関す る緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、豪雨災害 時に速やかに避難することが求めら れる地域において、避難勧告等の情 報が届きにくい高齢者世帯等への確 実な情報伝達に課題がある市町村に ついて、戸別受信機等を配備するこ とにより、情報伝達の確実性を向上 させる緊急対策を実施する。	市町村	市町村	101団体 ※2020年3月時点での数値。一部の地 方公共団体においては元となる財源確 保が難しい場合等もあり、別途、令和 元年度補正予算による戸別受信機等の 無償貸付（50市町村程度）を活用する 等により、施策の本来目的を達成して いく。	250市町村程度				総務省

87	観測	災害把握のための観測施設・設備	陸域・海域における地震・津波・火山観測網等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の地震火山観測点及び海底地震・津波観測網等について電力断・回線断等の際のバックアップ体制やシステム等の堅牢性等について緊急点検を行い、故障している観測点の復旧や、震災時に常時観測の継続に支障をきたす恐れのある観測点の更新及び観測システムの計画の早期着手の緊急対策を実施する。	国立研究開発法人防災科学技術研究所	〈地震観測網の復旧・更新〉 Hi-net 約8箇所、F-net 10箇所、K-NET約120箇所 〈南海トラフ海底地震津波観測網の構築〉 高知県沖～日向灘の海域（箇所数表記は困難）	〈地震観測網の復旧・更新〉 Hi-net 約70箇所、F-net 約10箇所、K-NET約120箇所 〈南海トラフ海底地震津波観測網の構築〉 高知県沖～日向灘の海域（箇所数表記は困難）			文部科学省
88	観測	観測・監視・通信施設、官庁施設	全国の水文観測・監視施設の緊急対策	平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の河川の水文観測・監視施設等を対象に観測・通信機能の安全性等の緊急点検を行い、浸水や停電により連続的な観測・監視ができなくなる恐れのある水文観測所、河川監視カメラ等について、浸水・停電対策を実施する。	国、都道府県、政令指定都市	□水文観測所 ・水文観測所の浸水対策 国管理河川：163箇所 都道府県管理河川：375箇所 ・水文観測所の停電対策 国管理河川：168箇所 都道府県管理河川：429箇所 □監視施設・庁舎等 ・河川監視カメラの停電対策 国管理河川：299箇所 ・河川監視カメラの夜間監視不良対策 約214箇所 ・整備局間の通信の増強 9地方整備局等 ・非常用電源設備の増強 9事務所、57中継所 ・大容量小型移動無線の配備 9地方整備局等、128事務所	□水文観測所 ・水文観測所の浸水対策 国管理河川：約200箇所、都道府県等管理河川：約400箇所 ・水文観測所の停電対策 国管理河川：約200箇所、都道府県等管理河川：約400箇所 □監視施設 ・河川監視カメラの停電対策 国管理河川：約300箇所 ・河川監視カメラの夜間監視不良対策 約200箇所 ・整備局間の通信の増強 10地方整備局等 ・非常用電源設備の増強 9事務所、約60中継所 ・大容量小型移動無線の配備 10地方整備局等、約150事務所			国土交通省
89	河川	情報収集	全国の大河川における情報収集に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、複数河川で同時に被災が発生した場合又は連続して襲来する台風などに対する情報収集体制についての緊急点検を行い、複数河川で同時に被災が発生した場合等の情報収集体制に課題がある水系について、台風通過直後のヘリコプターによる情報収集ができない強風下においても飛行が可能な全天候型ドローンの整備、災害発生後の二次被害防止のための情報収集効果の高い陸上・水中ドローンの整備の緊急対策を実施する。	国	全天候型ドローン：国管理河川 35台 陸上水中レーザードローン：国管理河川 11台	全天候型ドローン：国管理河川 約30台 陸上水中レーザードローン：国管理河川 約10台			国土交通省

90	河川	情報基盤	河川情報の提供方法・手段等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、住民自らの行動に結びつく水災害ハザード・リスク情報共有の方法、手段等について緊急点検を行い、監視や周知が必要な氾濫の危険性が高い箇所、河川情報の空白地帯のある河川等について、切迫性のある分かりやすい河川情報や危険情報を提供するための緊急対策を実施する。	国、都道府県、政令指定都市、市町村	＜切迫性のある河川情報の提供＞ ・監視や周知が必要な氾濫の危険性が高い箇所 ・簡易型河川監視カメラ等の設置（国：1,676箇所） ・簡易型河川監視カメラ等の設置（都道府県：2,272箇所） ・水害リスクラインの構築（一級水系） ＜分かりやすい河川情報の提供＞ ・情報の一元化の観点から提供する内容の改善が必要なシステム（川の防災情報、D i M A P S、浸水ナビ等） ・都道府県管理河川：1,500河川 ＜空白地帯のない河川情報の提供＞ ・洪水浸水想定区域図や洪水ハザードマップが未作成の自治体等 ・都道府県：145河川 ・市町村：802市町村 ・異常洪水時防災操作を考慮したダム ・下流地域の浸水想定図等が必要なダム ①国：120ダム ②県：205ダム	＜切迫性のある河川情報の提供＞ ・監視や周知が必要な氾濫の危険性が高い箇所 ・簡易型河川監視カメラ等の設置（国：約1,700箇所、都道府県：約2,200箇所） ・水害リスクラインの構築（一級水系） ＜分かりやすい河川情報の提供＞ ・情報の一元化の観点から提供する内容の改善が必要なシステム（川の防災情報、D i M A P S、浸水ナビ等） ・空白地帯のない河川情報の提供 ・洪水浸水想定区域図や洪水ハザードマップが未作成の自治体等 ・都道府県：約150河川 ・市町村：約800市町村 ・異常洪水時防災操作を考慮したダム ①国：約100ダム ②県：約200ダム	国土交通省
91	下水道	情報基盤	全国の内水浸水のソフト対策に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区について、想定最大規模降雨に対応した内水ハザードマップの作成状況等の緊急点検を行ったところ、作成していない地方公共団体について、想定最大規模の内水ハザードマップ等の作成の緊急対策を実施する。	都道府県、政令指定都市、市町村	＜想定最大規模降雨に対応した内水ハザードマップ等の作成＞ 想定最大規模降雨の内水ハザードマップ等を作成していない約16地方公共団体	＜想定最大規模降雨に対応した内水ハザードマップ等の作成＞ 想定最大規模降雨の内水ハザードマップ等を作成していない約20地方公共団体	国土交通省
92	海岸	情報基盤	高潮対策等のためのソフト対策に関する緊急対策	台風第21号や第24号等を踏まえ、全国において海岸のソフト対策に関する緊急点検を行い、観測体制の強化や津波・高潮浸水想定区域の指定、津波・高潮ハザードマップの作成等の緊急対策を実施する。	■観測体制 【海岸】 ①国 ②管理者 ＜調査研究等＞ 国 ■浸水想定等の推進 ②都道府県 ■高潮・津波ハザードマップ ③市町村 ■浸水ナビのデータ拡充 ①国	■観測体制 26施設 ■調査研究等 2件 ■浸水想定 34海岸・都道府県 ■ハザードマップ 50市町村	観測体制の強化 約30施設 調査研究等 数件程度 浸水想定公表 高潮：2020年度までに約30海岸・都道府県 ハザードマップ：2020年度までに約50市町村	農林水産省・国土交通省

93	砂防	情報基盤	土砂災害対策のためのソフト対策に関する緊急対策	平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の都道府県及び市町村並びに気象庁において、土砂災害へのソフト対策の取組状況の緊急点検を行い、災害リスク情報の整備が不十分な都道府県及び市町村では、基礎調査の実施、土砂災害ハザードマップの作成、気象庁では、土砂災害警戒判定メッシュの高精度化の緊急対策を実施する。	国、都道府県、市町村	<基礎調査> 基礎調査の完了：38,640箇所 <ハザードマップ> 土砂災害ハザードマップの整備：245市町村 <土砂災害警戒判定メッシュ> 提供開始	<基礎調査> 基礎調査の完了：約4万箇所 <ハザードマップ> 土砂災害ハザードマップの整備：約250市町村 <土砂災害警戒判定メッシュ> 土砂災害警戒判定メッシュの提供・改善が必要なシステム			国土交通省
94	観測	観測・監視・通信施設、官庁施設	全国の火山の監視カメラ等の緊急対策	平成30年草津白根山の噴火を踏まえ、全国の火山周辺等の監視カメラ等を対象に、電源・通信等の機能確保体制について緊急点検を行い、機能確保体制が脆弱な箇所について、監視カメラ等の通信回線や電源設備の多重化、通信・電源の状況を確認するシステムの整備等の緊急対策を実施する。	国、都道府県	<カメラの通信回線や電源設備の多重化・電源状況確認機能整備> 監視カメラの電源設備・通信回線の多重化：約150箇所 <火山監視カメラ等の整備> 8箇所 <庁舎の非常用電源整備> 予備電源設備の整備：国：5箇所	<カメラの通信回線や電源設備の多重化・電源状況確認機能整備> 監視カメラの電源設備・通信回線の多重化：約150箇所 <監視体制の強化> 監視カメラ等の整備：約10箇所 <庁舎の非常用電源整備> 予備電源設備の整備：約10箇所			国土交通省
95	観測	気象・地震等観測施設	気象・地震等観測施設の継続性確保に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、気象・地震等の観測施設を対象に、災害時の継続性に係る緊急点検を行い、大規模災害時や停電時等に観測データの収集に支障が生じ、気象・地震等の監視・予測に大きな影響を及ぼすおそれのある施設において機能強化や非常時の電源・通信設備等の整備を実施する。	国	<観測施設の機能強化> 気象レーダーの整備：約10カ所 地域気象観測システムの整備：約1,100カ所 <電源の強化> 観測機器非常用電源設備等の整備：約900カ所 <通信の強化> 観測機器非常用通信設備等の整備：約30カ所 <代替施設の整備> 可搬型観測装置等の整備：約70式	<観測施設の機能強化> 気象レーダーの整備：約10カ所 地域気象観測システムの整備：約1,100カ所 <電源の強化> 観測機器非常用電源設備等の整備：約900カ所 <通信の強化> 観測機器非常用通信設備等の整備：約30カ所 <代替施設の整備> 可搬型観測装置等の整備：約70式			国土交通省

96	観測	気象業務を維持するための拠点施設	気象業務を維持するための拠点施設の継続性に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、気象業務を維持するための拠点施設を対象に、災害時の継続性に係る緊急点検を行い、大規模災害時等において自家発電設備の浸水等により業務の継続が困難になるおそれや、官署間の連絡を行う情報通信設備の冗長性が確保されていない等の課題がある施設について、これら課題に対応した電源設備・情報通信設備等の整備を実施する。	国	電源設備・情報通信設備の整備 66箇所	自家発電設備・情報通信設備の整備 ：約70カ所		国土交通省
97	観測	地震・火山等の状況を監視・観測する施設	電子基準点網等に関する緊急対策	北海道胆振東部地震や草津白根山の噴火等、相次ぐ自然災害を踏まえ、地殻変動の監視・観測等の継続性確保に必要な電子基準点網（GNSS連続観測システム）等の強化のための緊急対策を行う	国	電子基準点の移設：5件 電子基準点網等の強化：1029件 衛星SARによる地殻変動監視等の代替・補完機能強化：4件 電子基準点網等の運用に関する危機管理体制の強化：必要な体制について検討を実施	(1) 電子基準点の移設 数件程度 (2) 電子基準点網等の強化 千件程度 (3) 衛星SARによる地殻変動監視等の代替・補完機能強化 数件程度 (4) 電子基準点網等の運用に関する危機管理体制の強化 必要な体制について引き続き検討		国土交通省
98	宅地	情報基盤	宅地の滑動崩落及び液状化ハザードマップの作成・公表に関する緊急対策	＜滑動崩落対策＞ 全国の大規模盛土造成地マップの作成・公表及び大規模盛土造成地ごとの調査を実施すること、人命にもつながる滑動崩落被害に対する事前対策を促進する。 ＜液状化対策＞ 全国の液状化ハザードマップの作成・公表及び高度化を行うことで、人命にもつながる液状化被害に対する事前対策を促進する。 ＜インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化等＞ 高精度なインフラ等の液状化被害の推定手法等を開発し、インフラ耐震対策の優先順位の検討等に活用する。	国、道府県、都道府県、市、市区町村、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所	＜滑動崩落対策＞ 大規模盛土造成地マップの作成・公表：593市区町村 大規模盛土造成地の調査：431市区町村 ※この他69市区町村については、地方公共団体が交付金によらず実施 ＜液状化対策＞ 液状化ハザードマップの作成・公表：1,741市区町村 液状化ハザードマップの高度化：2市区町村 ＜インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化等＞ 9件	＜滑動崩落対策＞ 大規模盛土造成地マップの作成・公表：約600市区町村 大規模盛土造成地の調査：約500市区町村 ＜液状化対策＞ 液状化ハザードマップの作成・公表：約1,350市区町村 液状化ハザードマップの高度化：約350市区町村 ＜インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化等＞ 数十箇所程度	＜液状化対策＞ 「液状化ハザードマップの作成・公表」の実施箇所は、当初想定では新たに着手する予定の約1,350市区町村であったが、全国統一的なマップ整備が施策推進に有効と判明したことから、既にマップ作成済みの箇所（約350市区町村）を含む全国1,741市区町村について作成・公表を実施。このマップの作成・公表により、結果として当初想定していた高度化部分（マップ作成方法の統一）を対応。 そのうえで、「液状化ハザードマップの高度化」については、地方公共団体から実施要望のあった2箇所を実施し、個別の地域情報（災害時の避難行動における留意点等）の追加等の部分についてさらなる高度化を実施。 ＜インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化等＞ 「液状化ハザードマップの高度化等」については、発注業務を最大数十件程度と見込んでいたが、業務の一本化等により9件の業務発注により実施。	国土交通省

99	電力	発電設備・送配電網	電力インフラの強靱化に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震によって北海道全域の大規模停電(ブラックアウト)が発生したことを受け、電力広域的運営推進機関に設置された第三者委員会における検証作業等も踏まえ、全国の電力インフラ総点検を行った結果、現行の法令等に照らし問題のある設備はないことと、一部においては運用面での対策を講ずることとで全体としてはブラックアウトの再発を防止できることなどが確認された。その上で、更なる電力供給の強靱化に向けて、供給力・予備力の確保や地域間連系の強化等に加え、電力・ガス、燃料の安定供給や、サブライチエーション上重要な事業所・工場、生活必需品の生産拠点等の経済活動が継続できるよう、約55万kW分の自家発電設備や蓄電システム、省電力設備の導入等を支援するとともに、情報共有システムを構築する。	都道府県、民間事業者、個人	55万kw		約55万kW	経済産業省
100	電力	風力発電設備	風力発電の安全確保に関する緊急対策	事故の原因究明の結果、原因は主に事業用風力発電設備の保安体制であることが判明したため全国の事業用風力発電設備2,300基に対して2019年6月13日に、原因究明の結果から得られた対策である①風車の制御のための電源の確保 ②適切な保安管理体制の構築 ③停止・廃止の際の安全の確保について、指示し、7月末までに全ての事業者から報告を受けた。	発電事業者	2300基		約700基の内数	経済産業省
101	燃料	出入荷設備	製油所・油槽所に関する緊急対策	全国の製油所(22箇所)・油槽所(110箇所)について、停電時出荷能力や強靱化(液状化・津波対策)の進捗の緊急点検を行ったところ、製油所・油槽所の非常用発電設備の整備・増強や更なる強靱化対策を進めていく必要があることから、これらの実現に必要な緊急対策を実施する。	石油精製事業者等	73箇所		65箇所	経済産業省
102	燃料	燃料供給設備	燃料供給上重要なSS(サービスマン)等に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国のSS等における自家発電設備の整備状況及び災害時の緊急配送用ローリーの配備状況の緊急点検を行ったところ、更なる強靱化対策を進めていく必要があることから、SS等における自家発電設備の整備、緊急配送用ローリーの配備等の緊急対策を実施する。	民間の桶発油販売業者等	SS等における自家発電設備の整備：全国8,000箇所 緊急配送用ローリーの配備：全国約6,700台	SS等における自家発電設備の整備：全国約8,000箇所 緊急配送用ローリーの配備：全国約6,700台		経済産業省

103	燃料	ガス事業用LNG基地等に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国のガス事業用のLNG基地等へ自家発電設備の設置状況等の緊急点検を実施。長時間停電時、ガス事業者の供給機能を維持するために電気が必要である事業所のうち、自家発電設備等の導入が必要な事業所、自家発電設備を保有しているが、ガスの長時間連続製造/供給に課題がある事業所に対し、自家発電設備整備等の緊急対策を実施する。	民間等のガス事業者	<自家発電設備等の導入が必要な事業所> 2事業所 <ガスの長時間製造/供給に課題がある事業所> 22事業所	<自家発電設備等の導入が必要な事業所> 2事業所 <ガスの長時間製造/供給に課題がある事業所> 22事業所	経済産業省
104	燃料	球形貯槽等の高圧ガス設備の耐震補強に関する緊急対策	東日本大震災における球形貯槽破壊の被害をうけ、既存の高圧ガス設備については、最新の基準に適用するよう耐震補強が求められている。今後、南海トラフ巨大地震等、より大きな地震が発生する可能性も指摘されており、当補強については緊急に実施しなければならない。大規模地震対策として、既存の高圧ガス設備を最新の耐震基準に適合させるために補強工事を行う事業者に対し補助を実施する。	民間事業者	高圧ガスに係る災害事故による人的被害の抑制、最小化を大幅に進捗させるため、石油化学関連設備21基、石油精製関連設備5基について、最新の耐震基準への適合化を全て完了見込み。また事業者独自の取組が並行して進められている。	石油化学関連設備31基以内、石油精製関連設備9基以内	経済産業省
105	電力	再エネ・蓄エネ設備	平成30年の大規模災害を踏まえ、全国の再エネ・蓄エネシステム（太陽光発電、蓄電池等）の破損状況及び災害時の機能発現状況について緊急点検を行い、発電・蓄電容量の不足及び停電時の自立運転が不可能といった課題が判明したため、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再エネ・蓄エネシステムの整備等が可能な再エネ・蓄エネシステムの実装等を実施する。	都道府県、市区町村、民間の施設所有者等	<公共施設> 47都道府県等の避難所等 約250カ所 <民間施設> 災害時の電源確保が必要な施設等 約270カ所	<公共施設> 47都道府県等の避難所等 約250カ所 <民間施設> 災害時の電源確保が必要な施設等 約270カ所	環境省
106	電力	原子力規制検査業務システム及び原子力規制検査ホームページ	平成30年北海道胆振東部地震等の災害の発生を受けて、同様の災害等の発生に備えるために、原子力施設の復旧の状況を確認する検査及び評価に必要な業務システムが未整備で、状況が迅速に国民が共有できないという課題が見つかったため、原子力規制検査業務システム及び原子力規制検査ホームページ整備の緊急対策を行う。	国	<原子力規制検査業務システムの構築・整備> 1 <原子力規制検査ホームページの構築・整備> 1	<原子力規制検査業務システムの構築・整備> 原子力規制検査業務システム <原子力規制検査ホームページの構築・整備> 原子力規制検査ホームページ	環境省
107	農業	農業水利施設に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、食料の安定供給に不可欠な農業水利施設の操作・監視状況、災害時の機能維持の方策等に係る緊急点検を行い、自然災害などの非常時に農業用水の供給などの本来の機能や施設を安全に管理する機能が失われるおそれがある施設が判明したため、早急な対応が必要な施設について、非常時にもこうした機能を確保するために必要な施設の耐震化等の緊急対策を実施する。	国、都道府県等	農業水利施設の整備：969地区（見込み）	耐震性能や健全度等が十分でなく、非常時に機能を喪失する恐れがあるなど、早急な対応が必要な地区：約1000地区	農林水産省

108	農業	卸売市場	卸売市場に関する緊急対策	卸売市場の生鮮食料品等の安定供給機能を維持するため、「重要インフラの緊急点検」を行った卸売市場のうち、停電により卸売市場について、当該市場のBCP（事業継続計画）等の内容を踏まえ、必要性に応じて非常用電源の設置・改修を支援する。	地方公共団体、第三セクター、事業協同組合、法人等	停電時の電源確保等（BCP作成を含む。）に向けた対策を実施：100市場	停電時の電源確保等に向けた対策を実施：約100市場	農林水産省
109	農業	乳業施設	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（乳業施設）に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設等を対象に緊急点検を行い、停電時の対応計画の作成及び非常用電源設備の導入等により、生乳の持続可能な生産・流通を確保する体制を整備する。	指定生乳生産者団体、乳業等（都道府県、農協など地域の関係者と連携）	全国で10ブロックにおいて停電時の対応計画を作成。これに基づき、各計画で位置付けられた基幹となる乳業工場への非常用電源整備を進めることで、災害時における生乳の持続的な生産・流通を確保できる見込み。	全国の10ブロック	農林水産省
110	農業	貯乳施設（クレーンラーション）	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（貯乳施設（クレーンラーション））に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設等を対象に緊急点検を行い、停電時の対応計画の作成及び非常用電源設備の導入等により、生乳の持続可能な生産・流通を確保する体制を整備する。	指定生乳生産者団体、乳業等（都道府県、農協など地域の関係者と連携）	全国で10ブロックにおいて停電時の対応計画を作成。これに基づき、各計画で位置付けられた基幹となる乳業工場への非常用電源整備を進めることで、災害時における生乳の持続的な生産・流通を確保できる見込み。	全国の10ブロック	農林水産省
111	農業	酪農家	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（酪農家）に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設等を対象に緊急点検を行い、停電時の対応計画の作成及び非常用電源設備の導入等により、生乳の持続可能な生産・流通を確保する体制を整備する。	指定生乳生産者団体、乳業等（都道府県、農協など地域の関係者と連携）	全国で10ブロックにおいて停電時の対応計画を作成。これに基づき、各計画で位置付けられた基幹となる乳業工場への非常用電源整備を進めることで、災害時における生乳の持続的な生産・流通を確保できる見込み。	全国の10ブロック	農林水産省
112	農業	食肉処理施設	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（食肉処理施設）に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、畜産物の安定供給上重要な食肉処理施設（157施設）を対象に緊急点検を行い、大規模停電時に稼働を確保すべき基幹となる食肉処理施設について、停電時の対応計画の作成及び非常用電源設備の導入等により、食肉の持続可能な生産・流通を確保する体制を整備する。	食肉処理業者	各都道府県において選定された40施設全ての食肉処理施設において、停電時の対応計画を作成。 また、これに基づき、対応計画の運用（災害時における優先リリースの協定締結や冷蔵施設の開閉制限マニュアル等）を整備するとともに、停電時の対応計画の運用では体制が不十分な施設について、必要な非常用電源設備を導入し、災害時における食肉の持続可能な生産・流通を確保する。	各都道府県において選定した、大規模停電時に稼働を確保すべき基幹となる食肉処理施設のうち、非常用電源設備の導入が必要な施設 40施設	農林水産省
113	農業	農業用ハウス	農業用ハウスの災害被害防止に関する緊急対策	近年の豪雨、台風、大雪被害等の多発と被害拡大を踏まえ、十分な耐候性のない可能性のある農業用ハウスの緊急点検を行い、老朽化等により対策が必要な農業用ハウスが判明したため、被害防止計画を策定した上で農業用ハウスの補強等の対策を実施する。	都道府県	8,773ha	約9,000 ha	農林水産省

118	電力	独立行政 法人所有 施設	大規模災害時 にトラファル架 生の危険性が 高い独立行政 法人関連設備 の緊急対策	国立研究開発法人産業技術総合研究 所【産総研】及び独立行政法人製品 評価技術基盤機構（NITE）の全国の 施設において著しく老朽化している 設備等の更新・改修を行う。これに より、民間企業との共同受託研究・ 法執行支援業務・試験評価業務等を 継続的に実施できる環境を早急に整 備すること、業務停断による企業 の社会経済活動への影響を防止す る。産総研では、電力関連設備、給 排水関連設備等の改修、N I T Eで は、老朽設備の改修等工事、大型蓄 電池システムでの試験評価施設にお ける試験用資材の保全等のための作 業準備棟の早期整備等を行う。	国	【産総研】 （老朽化対策） 電力関連設備及び給排水関連設備並び に空調設備の改修、外壁・屋根・内装 設備の更新：3カ所（つくばセン ター、中部センター、関西センター） 【NITE】 （老朽化対策） 電源設備及び蒸気配管等の更新：4カ 所 （本所、かずさ、九州支所、東北支 所） ＜作業準備棟整備＞ 大阪事業所：1カ所	【産総研】 （老朽化対策） 電力関連設備及び給排水関連設備並び に空調設備の改修、外壁・屋根・内装 設備の更新：3カ所（つくばセン ター、中部センター、関西センター） 【NITE】 （老朽化対策） 電源設備及び蒸気配管等の更新：4カ 所 （本所、かずさ、九州支所、東北支 所） ＜作業準備棟整備＞ 大阪事業所：1カ所	【産総研】 （老朽化対策） 電力関連設備及び給排水関連設備並び に空調設備の改修、外壁・屋根・内装 設備の更新：3カ所（つくばセン ター、中部センター、関西センター） 【NITE】 （老朽化対策） 電源設備及び蒸気配管等の更新：4カ 所 （本所、かずさ、九州支所、東北支 所） ＜作業準備棟整備＞ 大阪事業所：1カ所	経済産 業省
119	教育	国立大 学、国立 研究開発 法人等施 設・設備 等	国立大学法 人、国立研究 開発法人等施 設等の重要イ ンフラ設備に 関する緊急対 策	平成30年大阪・北地部地震等を踏まえ、 国立大学法人、国立研究開発法人等 施設等を対象に、重要インフラ設備 （自家発電設備等）の保有状況等の 緊急点検を行ったところ、直ちに対 策を行わない場合、災害発生後に研 究活動の中断、データ消失、試料滅 失の危機等がある法人について、研 究活動継続や安全確保対策等のため のインフラ設備の更新、最重要研究 設備の改修・整備等を実施する大学 等を国が支援するなどにより改善す る緊急対策を実施する。	国立大学法 人、国立研究 開発法人等 ＜国立大学法人等＞ 82法人 ＜国立研究開発法人＞ 6法人	＜国立大学法人等＞ 82法人 ＜国立研究開発法人＞ 6法人	（国立大学法人等） 82法人 （国立研究開発法人） 6法人	（国立大学法人等） 82法人 （国立研究開発法人） 6法人	文部科 学省
120	教育	国立大学 及び大学 共同利用 機関にお ける研究 基盤	国立大学や大 学共同利用機 関における最 先端研究基盤 に関する緊急 対策	近年多発する災害による超精密機器 の破損や情報ネットワークの断続な どを踏まえ、国内外の多数の学生や 研究者等が防災・減災に資する最先 端の研究活動を行う基盤となる研究 インフラについて、被害の抑止・最 小化などの災害対策が急務となっ ている。このため、大規模災害の発生 に備え、火山等の環境変動観測シ ステムや膨大なデータを瞬時に流通・ 利活用できる情報インフラ設備等の 研究基盤の整備を実施する。	国立大学及び 大学共同利用 機関	国立大学法人10法人、大学共同利用機 関法人3法人	国立大学10法人、大学共同利用機関3 法人	国立大学10法人、大学共同利用機関3 法人	文部科 学省
121	教育	国立大学 等設備	国立大学等の 基盤的インフ ラ設備の強靱 化に向けた緊 急対策	災害発生時における情報通信機能の 確保や人命保護等に係る対策を講じ るため、国立大学法人等の基盤的イ ンフラ設備の整備の緊急対策を実施 する。	国立大学等	災害対策が必要な国立大学等の基盤的 インフラ設備の整備件数：12箇所	国立大学等：12箇所	国立大学等：12箇所	文部科 学省

122	環境	廃棄物処理施設	大規模災害に備えた廃棄物処理体制整備 緊急支援及び一般廃棄物処理施設の整備及び更新に関する緊急対策	平成30年大阪北部を震源とする地震等を踏まえ、災害廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理施設に関する緊急点検を行い、災害廃棄物処理計画の策定促進が必要な自治体について、全国8ブロックからそれぞれ代表的な事例となるような自治体や、災害時の事故リスクが懸念され、更新時期を迎えた一般廃棄物処理施設の促進を強化して行うほか、災害時の事故リスクが懸念される施設について、施設の整備及び更新を支援することともに、防災機能の向上を図る等の緊急対策を実施する。	国、自治体及び事務組合 都道府県等	・災害廃棄物処理計画の策定促進が必要な自治体：169自治体 ・災害時の事故リスクが懸念され、更新時期を迎えた一般廃棄物処理施設：136施設	・災害廃棄物処理計画の策定促進が必要な自治体：全国8ブロックから各15自治体(計約120自治体) ・災害時の事故リスクが懸念され、更新時期を迎えた一般廃棄物処理施設：約160施設	・災害廃棄物処理計画の策定促進については、都道府県下の処理計画未策定の中小規模自治体を対象とした事業を進めた結果、169の自治体で処理計画の素案の作成が完了した。 ・災害時の事故リスクが懸念され、更新時期を迎えた一般廃棄物処理施設については、防災機能の向上を図る等の緊急対策を実施する自治体からの要望が多かったため。	環境省
123	環境	特定支障除去等事業地	産業廃棄物不法投棄等原状回復措置に関する緊急対策	平成30年7月豪雨等を受けて、不法投棄等事業による汚染が大雨等で流出するリスク(地下水汚染除去工事箇所の近接地における土砂崩落等)が判明したことから、こうした災害の発生に備えるために、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく5カ所の産業廃棄物の不法投棄等事業について、緊急対策を実施する。	都道府県等	土壌・地下水の有害物質による汚染等の除去等対策：5箇所	平成10年6月16日以前の不法投棄等事業で平成25年3月31日までに環境大臣に協議し、同意を得た都道府県等による特定支障除去等事業(5カ所)		環境省
124	環境	プラスチックリサイクル設備	災害に強いリサイクル設備 (省CO2型リサイクル高度化設備)整備促進緊急対策	平成30年7月豪雨等における災害廃棄物対応の教訓を踏まえ、同様の災害の発生に備え、災害廃棄物処理等を円滑化するために、災害時に基幹的なリサイクル拠点にプラスチックリサイクル体制の拡充・強化のための新規設備を導入することにより、災害に強く、より高度なリサイクル体制整備を行う緊急対策を実施する。	民間のリサイクル業者等	災害時の基幹的なリサイクル拠点 点：240カ所	災害時の基幹的なリサイクル拠点約240カ所		環境省
125	環境	浄化槽	全国の浄化槽に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の単独浄化槽及び合併浄化槽の設置状況(設置後経過年数、破損、漏水等)について緊急点検を行い、約400万基ある単独浄化槽のうち廃棄物処理施設整備計画に基づき転換すべき単独処理浄化槽であって、早期に転換が必要な浄化槽が残存していることが判明した。浄化槽が破損することにより土壌や地下水への大腸菌群の流出等、生活環境の悪化リスクも増加し、伝染病等の発生につながることから、災害に強く早期に復旧できる合併浄化槽の整備等の緊急対策を実施する。	国、地方公共団体および個人の単独浄化槽管理者	単独処理浄化槽：1.9万基	単独処理浄化槽：約1.9万基		環境省

126	環境	浄化槽	浄化槽長寿命化計画策定のための緊急対策	平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震の発生を受けて、浄化槽の破損等の報告があった。長期間稼働している浄化槽は災害が発生した場合の破損リスクが大きく、それにより土壌や地下水への大腸菌群の流出等、生活環境の悪化リスクも増加し、伝染病等の発生につながることを、こうした災害の発生に備えるために、浄化槽の補修、更新を計画的に行い、更新及び維持管理に係る費用を削減するための各自自治体に向けた長寿命化計画策定のガイドラインを作成に要する調査（単独処理浄化槽の強度試験や構造解析等）を実施する等の緊急対策を実施する。	国		〈国がガイドラインを公表する対象自治体〉 浄化槽整備事業を行っている都道府県、市町村	浄化槽整備事業を行っている都道府県、市町村	環境省
127	環境	PCB廃棄物処理施設	JESCO高濃度PCB処理施設に関する緊急対策	平成30年大阪北部を震源とする地震及び平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、JESCO高濃度PCB処理施設の設備等の点検を行い、処理の安全性を確保し、設備の故障リスクを低減するとともに地元住民の安全・安心を確保するために早期に補修・改修が必要な設備等が判明したため、当該設備等の補修・改修を行うとともに、施設の確実かつ速やかな原状回復を進める等の緊急対策を実施する。	JESCO等	JESCO高濃度PCB処理施設（5ヵ所）	JESCO高濃度PCB処理施設（5ヵ所）	環境省	
128	環境	PCB廃棄物保管事業場	PCB早期処理のための緊急対策	平成30年大阪北部を震源とする地震及び平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、こうした災害に備えるために、未把握の高濃度PCB廃棄物及び使用製品が未だに市中に多数残されているといった課題に対応し、災害時のPCB廃棄物の紛失リスクを低減するため、各都道府県・政令市における高濃度PCB廃棄物及び使用製品の早期処理を促す等の緊急対策を実施する。	国	各都道府県・政令市（127自治体）	各都道府県・政令市（122自治体）	環境省	
129	空港	滑走路、誘導路、エプロン	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（基本施設）	平成30年台風21号等を踏まえ、航空輸送上重要な空港等を対象に、護岸や排水施設の設計条件等の緊急点検を行った結果、部分的な沈下等により必要な護岸高さを確保できていない施設や浸水の可能性が懸念される施設があることが判明したため、護岸の嵩上げや排水機能強化による緊急対策を実施する。 また、液状化の可能性が懸念されることが確認された滑走路等について、所要の耐震対策を実施する。	国、民間	〈護岸の嵩上げ〉 関西国際空港を含む4空港 〈排水機能の強化〉 関西国際空港を含む5空港 〈滑走路等の耐震対策〉 3空港	〈護岸の嵩上げ・排水機能の強化〉 関西国際空港を含む6空港 護岸の嵩上げ：関西国際空港を含む4空港 排水機能の強化：関西国際空港を含む5空港 〈滑走路等の耐震対策〉 3空港	国土交通省	

130	空港	管制施設、電源局舎、無線局舎	航空輸送上重要な空港等に 関する緊急対策（無線施設等）	平成30年台風21号等を踏まえ、航空輸送上重要な空港等を対象に、無線施設等の電源設備等の設置状況等の緊急点検を行った結果、一部の施設において浸水の可能性があることが判明したため、施設への止水庫設置や無線施設の被災時の代替機能確保等の緊急対策を実施する。	国、民間	<無線施設の電源設備等の浸水対策> 6空港 <非常用発電設備等の設置> 8空港	<無線施設の電源設備等の浸水対策> 関西国際空港を含む6空港 <非常用発電設備等の設置> 関西国際空港を含む8空港				国土交通省
131	空港	ターミナルビル、燃料施設	航空輸送上重要な空港等に 関する緊急対策（ターミナルビル）	平成30年台風21号等を踏まえ、航空輸送上重要な空港等を対象に、ターミナルビル等の非常用電源・電気設備の設置状況等の緊急点検を行った結果、一部の電源設備等が地下に設置されており、浸水の可能性があることが判明したため、電源設備等の浸水対策を図る。 また、平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、ターミナルビル等の耐震対策の実施状況等の緊急点検を行った結果、補強が必要な吊り天井が確認されたため、所要の対策を図る。	民間	<ターミナルビルの電源設備等の浸水対策> 7空港 <ターミナルビルの吊り天井の安全対策> 12空港	<ターミナルビルの電源設備等の浸水対策> 関西国際空港を含む7空港 <ターミナルビルの吊り天井の安全対策> 約12空港				国土交通省
132	空港	空港アクセス	航空輸送上重要な空港等に 関する緊急対策（空港BCP）	平成30年台風21号等を踏まえ、航空輸送上重要な空港等を対象に、空港全体としての機能維持・復旧に必要な業務継続計画（BCP）について見直しを行う。	国、民間	<空港BCPの見直し> 16空港	<空港BCPの見直し> 約16空港				国土交通省
133	航空交通	管制施設、電源局舎、無線局舎	航空輸送上重要な空港等に 関する緊急対策（航空路施設）	平成30年台風21号等を踏まえ、航空交通管制部の施設等を対象に、管制施設の電源設備・電気設備の設置状況等の緊急点検を行った結果、一部の施設において浸水の可能性があることが判明したため、施設への止水庫設置による浸水対策を実施する。	国	<管制施設の電源設備等の浸水対策> 6施設	<管制施設の電源設備等の浸水対策> 6施設				国土交通省
134	海上交通	航路標識	全国の航路標識に関する緊急対策（電源設備）	平成30年の北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の船舶通航信号所を対象に、現状の予備電源保持時間等について緊急点検を行い、予備電源保持時間等の基準を満たしていない等、課題がある施設について、基準に対応した予備電源設備の整備に関する緊急対策を実施する。	国	船舶通航信号所の予備電源設備の整備：21箇所	電源保持時間の基準を満たしていない等、課題がある予備電源設備：約20箇所				国土交通省

135	海上交通	航路標識	全国の航路標識に関する緊急対策（海水浸入防止対策等）	国	海水浸入防止対策 ①FRP造灯台：280箇所 ②鉄筋コンクリート造灯台：50箇所 海域監視体制の強化：5箇所（重複除く）	＜海水浸入防止対策＞ ①FRP造の灯台（基礎部アンカー留め）で海水浸入防止対策が必要な施設：約250箇所 ②鉄筋コンクリート造灯台で亀裂が深く海水浸入防止対策が必要な施設：約50箇所 ＜海域監視体制の強化＞ 海域監視体制の強化等が必要な海域：5箇所			国土交通省
136	道路	信号機	信号機電源付加装置の更新・整備に関する緊急対策	都道府県	信号機電源付加装置の整備：1,030台	信号機電源付加装置約1,000台	警察庁		
137	道路	道路法面・盛土等	道路法面・盛土等に関する緊急対策（法面・盛土対策、道路拡張等）	国、高速道路会社、地方自治体	＜道路法面对策等＞ 2,030箇所	＜道路法面对策等＞ 約2,000箇所	国土交通省		
138	道路	排水施設等の道路構造物	道路の排水施設等に関する緊急対策	国、高速道路会社、地方自治体等	＜冠水対策に対応した道路排水施設等の補修等＞ 1177箇所 ＜冠水対策に対応したアンダーパス部等の排水設備の補修等＞ 202箇所	＜冠水対策に対応した道路排水施設等の補修等＞ 約1,200箇所 ＜冠水対策に対応したアンダーパス部等の排水設備の補修等＞ 約200箇所	国土交通省		
139	道路	消波ブロック等の道路構造物	道路における越波、津波に関する緊急対策	国、地方自治体	＜道路越波防止対策やネットワーク整備＞ 83箇所	＜道路越波防止対策やネットワーク整備＞ 約80箇所	国土交通省		

140	道路	橋梁、道の駅等	道路橋・道の駅等の耐震補強に関する緊急対策	＜橋梁の耐震対策の実施＞ 橋梁の耐震対策の実施により、地震による倒壊リスクを解消する。 ＜道の駅の耐震対策の実施＞ 道の駅の施設の耐震対策の実施により、倒壊リスクを解消する。	国、高速道路会社、地方自治体	＜橋梁の耐震対策の実施＞ 597箇所 ＜道の駅の耐震対策の実施＞ 27箇所	＜橋梁の耐震対策の実施＞ 約600箇所 ＜道の駅の耐震対策の実施＞ 約30箇所			国土交通省
141	道路	踏切	全国の踏切道に関する緊急対策	優先的に開放する踏切への指定等や踏切の立体交差を行う。	国、地方自治体、鉄道事業者	＜優先的に開放する踏切への指定等や立体交差の整備＞ 224箇所 うち踏切の立体交差：22箇所	＜優先的に開放する踏切への指定等や立体交差の整備＞ 約200箇所			国土交通省
142	道路	道路施設（道路照明、トンネル照明、CCTV等）、道の駅、庁舎等	道路における無停電設備等に関する緊急対策	＜道路施設の無停電対策に対応した設備の設置等＞ 被災状況を迅速に把握できる体制の確立等のため、道路施設（CCTV、V、道路情報板等）の無停電設備を整備する。 ＜道の駅の無停電対策に対応した設備の設置等＞ 被災時の住民の避難や復旧活動の支援等のため、道の駅の施設の無停電設備を整備する。	国、高速道路会社等、地方自治体	＜道路施設の無停電対策に対応した設備の設置等＞ 1581箇所 ＜道の駅の無停電対策に対応した設備の設置等＞ 82箇所	＜道路施設の無停電対策に対応した設備の設置等＞ 約1,600箇所 ＜道の駅の無停電対策に対応した設備の設置等＞ 約80箇所			国土交通省
143	道路	道路法面、橋梁等の道路構造物	大雪時の車両滞留危険箇所に関する緊急対策	大雪時の大規模な車両滞留リスクを低減させるため、待避場所等のスポット対策、除雪車増強の体制強化等を実施する。	国、高速道路会社、地方自治体	＜待避場所等のスポット対策・除雪車増強の体制強化等＞ 対策箇所：737箇所	＜待避場所等のスポット対策・除雪車増強の体制強化等＞ 対策箇所：約700箇所			国土交通省
144	道路	電柱	市街地における電柱に関する緊急対策	電柱倒壊の恐れのある緊急輸送道路について、道路閉塞等の被害を防止する無電柱化を推進する。また、技術職員がいない自治体における事業実施をサポートする支援体制を構築する。	国、地方自治体、電線管理者	＜電柱倒壊に対応した無電柱化の推進＞ 緊急輸送道路 1,000 k m	＜電柱倒壊に対応した無電柱化の推進＞ 緊急輸送道路 約1,000 k m			国土交通省
145	下水道	下水道管路	緊急輸送路等に布設されている下水道管に関する緊急対策	北海道胆振東部地震における液状化によるマンホール浮上や道路陥没を踏まえ、全国の下水道管路において、緊急輸送路等に布設されているマンホールの浮上防止対策の実施状況や下水道管路の耐震性について緊急点検を実施した結果、緊急輸送路等に布設されている管路のうち、マンホール浮上防止対策が未実施の管路、重要な幹線のうち耐震性が確保されていない管路について、マンホール浮上防止対策や管路の耐震化等の緊急対策を実施する。	国、都道府県、政令指定都市、市町村	過去に液状化が発生した埋立地区等の緊急性が高い地区におけるマンホールの浮上防止対策244km、管路の耐震化603km	＜マンホール浮上防止対策、管路の耐震化等＞ マンホール浮上防止対策が未実施の管路約7千km、重要な幹線のうち、耐震性が確保されていない管路約4万km（うち、過去に液状化が発生した埋立地区等の緊急性が高い地区におけるマンホールの浮上防止対策約200km、管路の耐震化約600km）			国土交通省

146	鉄道	鉄道河川橋梁	豪雨による鉄道河川橋梁の流失・傾斜に関する緊急対策	橋脚の基礎部分をブロック等で補強すること（洗掘防止工）によって、橋脚の洗掘に伴う橋梁の流失・傾斜を防止する。また、万が一、橋梁が傾斜する等の異常が発生した場合に、これをセンサーで検知し、列車が橋梁に進入することを防止する信号設備（異常検知システム）を整備する。	鉄道事業者	優等列車若しくは貨物列車が運行する路線、又は一定以上の輸送密度を有する線区の鉄道河川橋梁：46箇所	優等列車若しくは貨物列車が運行する路線、又は一定以上の輸送密度を有する線区の鉄道河川橋梁：約50箇所	国土交通省
147	鉄道	鉄道隣接斜面	豪雨による鉄道隣接斜面の崩壊に関する緊急対策	モルタル吹き付けやコンクリート枠による補強（法面防護工）等を実施し、線路内への土砂流入等の被害を防止する。	鉄道事業者	優等列車若しくは貨物列車が運行する路線、又は一定以上の輸送密度を有する線区の鉄道隣接斜面：187箇所	優等列車若しくは貨物列車が運行する路線、又は一定以上の輸送密度を有する線区の鉄道隣接斜面：約190箇所	国土交通省
148	鉄道	地下鉄、地下駅、電源設備等	地下鉄、地下駅、電源設備等の浸水に関する緊急対策	止水板、防水扉等の設置により、地下駅等出入口等の浸水被害を防止する。	鉄道事業者	利用者が多い線区の地下駅等出入口：190箇所、地下鉄等換気口：26箇所、地下鉄等トンネル坑口：9箇所、電源設備等：53箇所	利用者が多い線区の地下駅等出入口：約190箇所、地下鉄等換気口：約30箇所、地下鉄等トンネル坑口：約10箇所、電源設備等：約60箇所	国土交通省
149	鉄道	駅、高架橋等	大規模地震による駅、高架橋等の倒壊・損傷に関する緊急対策	鉄骨ブレース、鋼板巻き等の耐震補強を実施すること、駅、高架橋等の大規模地震による倒壊・損傷を防止する。	鉄道事業者	利用者が多い線区の駅：38箇所 高架橋柱等：5,850箇所	首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において、利用者が多い線区の駅：約40箇所 高架橋柱等：約5,900箇所	国土交通省
150	港湾	外貿コンテナターミナル	全国の主要な外貿コンテナターミナルに関する緊急対策	平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要な外貿コンテナターミナルにおいて、高潮等に対する浸水対策等の緊急点検を行い、コンテナ流出リスク、電源浸水リスク、地震リスク等の課題がある施設について、浸水対策、耐震対策、港湾BCPの充実化の緊急対策を実施する。	国、港湾管理者	コンテナ流出対策：30施設、電源浸水対策：21施設、耐震対策：6施設、港湾BCPの充実化：42港	コンテナ流出対策：約30施設、電源浸水対策：約20施設、耐震対策：5施設、港湾BCPの充実化：約40港	国土交通省
151	港湾	内貿コンテナターミナル	全国の主要な内貿コンテナターミナルに関する緊急対策	平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要な内貿コンテナターミナルにおいて、高潮等に対する浸水対策等の緊急点検を行い、コンテナ流出リスク、電源浸水リスク、地震リスク等の課題がある施設について、浸水対策、停電対策、耐震対策、港湾BCPの充実化の緊急対策を実施する。	国、港湾管理者	コンテナ流出対策：2施設、電源浸水対策：2施設、フェリー可動橋停電対策：11施設、耐震対策：4施設、港湾BCPの充実化：66港	コンテナ流出対策：2施設、電源浸水対策：2施設、フェリー可動橋停電対策：約10施設、耐震対策：5施設、港湾BCPの充実化：約65港	国土交通省

152	港湾	クルーズターミナル	全国の主要なクルーズターミナルに関する緊急対策	平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要なクルーズターミナルにおいて、地震時の情報提供体制等の緊急点検を行い、情報提供の体制が不十分等の課題がある施設について、情報提供体制の確保や港湾BCPの充実の緊急対策を実施する。	港湾管理者等	情報提供体制の確保：2箇所、港湾BCPの充実化：39港	情報提供体制の確保：2箇所、港湾BCPの充実化：約40港	国土交通省	
153	港湾	緊急物資輸送ターミナル	全国の主要な緊急物資輸送ターミナルに関する緊急対策	平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要な緊急物資輸送ターミナルにおいて、岸壁の耐震性等の緊急点検を行い、地震時の緊急物資輸送に十分対応できない恐れがある等の課題がある施設について、耐震強化岸壁の整備や港湾BCPの充実の緊急対策を実施する。	国、港湾管理者	耐震強化岸壁の整備：12施設、港湾BCPの充実化：72港	耐震強化岸壁の整備：約10施設、港湾BCPの充実化：約70港	国土交通省	
154	港湾	臨港道路（橋梁・トンネル含む）	全国の主要な臨港道路に関する緊急対策	平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要な臨港道路において、トンネルの冠水対策等の緊急点検を行い、トンネルの冠水リスク、橋梁の地震リスク、道路の液状化リスク等の課題がある施設について、トンネルの冠水対策や道路の液状化対策、橋梁の耐震補強、港湾BCPの充実の緊急対策を実施する。	国、港湾管理者	トンネルの冠水対策：3施設、橋梁の耐震対策：15施設、道路の液状化対策：5施設、港湾BCPの充実化：85港	トンネルの冠水対策：2施設、橋梁の耐震補強：約15施設、道路の液状化対策：5施設、港湾BCPの充実化：約85港	国土交通省	
155	港湾	防波堤	全国の主要な防波堤に関する緊急対策	平成30年台風21号後の24号、25号、更には過去の大型規模風浪や地震・津波等の被災状況を踏まえ、主要な防波堤において、高潮・高波、津波に対する構造物の安定確保等の緊急点検を行い、高潮・高波リスク、津波リスク等の課題がある施設について、防波堤の補強や港湾BCPの充実等の緊急対策を実施する。	国、港湾管理者	高波・高潮対策：10施設、津波対策：5施設、港湾BCPの充実化：67港	高潮・高波対策：約10施設、津波対策：5施設、港湾BCPの充実化：約65港	国土交通省	
156	海岸・港湾	漁港・道路等	海岸漂着物等に関する緊急対策	漂流・漂着物の回収・処理等を行うことにより、再漂流や散乱を防止し、船舶の航行や漁業操業、交通インフラに支障が生じることを防止する。	都道府県、市町村	漂流・漂着物の回収・処理等：40都道府県	37都道府県の海岸・港湾	環境省	
157	通信	通信施設	携帯電話基地局に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の主要な携帯電話基地局を対象に、予備電源の整備状況等の緊急点検を行い、被害状況の把握から応急復旧の初動対応等に課題があったため、迅速な応急復旧のための体制整備を行う。 また通信事業者において、応急復旧手段である車載型基地局等の増設を実施する。	国、通信事業者	7組織、150台	＜迅速な応急復旧のための体制整備＞ 応急復旧の体制 ＜車載型基地局等の増設＞ 約100台	通信事業者の自助努力により、当初想定以上の車載型基地局等の増設を行ったため。	総務省

158	放送	地上放送施設	地上基幹放送設備に関する緊急対策	地上基幹放送事業者の親局及び主要な中継局等の予備電源設備の設置状況について緊急点検を行ったところ、調査対象の全ての放送設備において、予備電源が確保されていることが確認された。また、災害情報の伝達手段について、緊急性の高い情報の配信遅延等の問題が確認された。これらを踏まえ、次の緊急対策を実施する。 ・災害時に全国の地方公共団体がラジオオ局を開設できるように、臨時災害放送局設備が未整備の地方総合通信局に同設備を整備。 ・災害時における聴覚障害者の情報入手手段確保のため、放送番組の音声を手動で文字化し、スマートフォン等に表示させる技術の実用化等に対し経費を助成。 ・各放送局が災害情報をネットで迅速かつ円滑に提供できる共通の配信基盤を整備。	＜臨時災害放送局設備の整備＞ 5局 ＜聴覚障害者への字幕情報提供システムの構築＞ 字幕情報提供システム ＜災害情報の共通の配信基盤の整備＞ 共通の配信基盤	＜臨時災害放送局設備の整備＞ 5局所程度 ＜聴覚障害者への字幕情報提供システムの構築＞ 字幕情報提供システム ＜災害情報の共通の配信基盤の整備＞ 共通の配信基盤			総務省
159	放送	ケーブルテレビ	ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策	平成30年7月豪雨等を踏まえ、ケーブルテレビ事業者を対象に、局舎所在地の災害発生危険度、伝送路の方式及び局舎の停電対策の確認の緊急点検を行い、停電及び局所的豪雨災害等に弱いなど課題が判明したため、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化（ケーブルテレビネットワーク光化）のための緊急対策を実施する。	ケーブルテレビ事業者 52事業者	ケーブルテレビ事業者 30者程度 実際の交付決定は補助金の公募プロセスを経て決定されるため。			総務省
160	鉄道	新幹線の駅、車内	新幹線における外国人旅行者等の情報入手に関する緊急対策	鉄道事業者による自己負担の下、新幹線の駅・車内への無料Wi-Fi環境の整備を進めている。	新幹線全108駅 全車両	新幹線全108駅、新幹線全車両			国土交通省

(別紙 4) 国土強靱化推進本部に報告すべき国の他の計画等

(※を付した計画等は、今後新たに国土強靱化推進本部への報告対象と位置付けたもの)

■今年度改定予定の国の他の計画等

名称	決定主体	所管府省庁	主要分野名	改定時期(予定)
防災基本計画	中央防災会議	内閣府	分野横断	令和2年5月29日
社会資本整備重点計画	閣議決定	警察庁・農林水産省・国土交通省	分野横断	検討中(令和2年度内を予定)
都市再生基本方針	閣議決定	内閣府	住宅・都市	令和2年度内(予定)
住生活基本計画	閣議決定	国土交通省	住宅・都市	令和2年度内(予定)
医療提供体制の確保に関する基本方針 (良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本的な方針)	厚生労働大臣	厚生労働省	保健医療・福祉	令和2年度内(予定)
世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	閣議決定	内閣官房	情報通信	令和2年度内(予定)
宇宙基本計画	宇宙開発戦略本部	内閣府	情報通信	令和2年6月(予定)
土地改良長期計画	閣議決定	農林水産省	農林水産	令和3年3月(予定)
卸売市場整備基本方針	農林水産大臣	農林水産省	農林水産	令和2年6月21日(予定)
土砂災害防止対策基本指針	国土交通大臣	国土交通省	国土保全	令和2年8月末(予定)
水循環基本計画	閣議決定	内閣官房	国土保全	令和2年6月(予定)
海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針	農林水産大臣、国土交通大臣	農林水産省・国土交通省	国土保全	令和3年3月(予定)
科学技術基本計画	閣議決定	内閣府	研究開発	令和2年度内(予定)
統合イノベーション戦略	閣議決定	内閣府	研究開発	令和2年6月(予定)
無電柱化推進計画	国土交通大臣	国土交通省	交通・物流	令和2年度内(予定)
※土地基本方針	閣議決定	国土交通省	土地利用	令和2年5月26日(創設)
※国土調査事業十箇年計画	閣議決定	国土交通省	土地利用	令和2年5月26日(第7次計画)

■その他の国の他の計画等

名称	決定主体	所管府省庁	主要分野名
政府業務継続計画（首都直下地震対策）	閣議決定	内閣府	分野横断
事業継続ガイドライン	内閣府防災	内閣府	分野横断
首都直下地震緊急対策推進基本計画	閣議決定	内閣府	分野横断
南海トラフ地震防災対策推進基本計画	中央防災会議	内閣府	分野横断
活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針	内閣総理大臣	内閣府	分野横断
国土形成計画（全国計画）	閣議決定	国土交通省	分野横断
観光立国推進基本計画	閣議決定	国土交通省	分野横断
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画	中央防災会議	内閣府	分野横断
避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針	内閣府防災	内閣府	分野横断
雨水の利用の推進に関する基本方針	国土交通大臣	国土交通省	分野横断
北海道総合開発計画	閣議決定	国土交通省	分野横断
行政機関の官署及び特殊法人の主たる事務所の移転に関する基本方針	閣議決定	国土交通省	行政機能
中心市街地の活性化を図るための基本的な方針	閣議決定	内閣府	住宅・都市
建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	国土交通大臣	国土交通省	住宅・都市
スポーツ基本計画	閣議決定	文部科学省	住宅・都市
文化芸術推進基本計画	閣議決定	文部科学省	住宅・都市
歴史的風致維持向上基本方針	文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣	国土交通省	住宅・都市
高齢社会対策大綱	閣議決定	内閣府	保健医療・福祉
健康・医療戦略	閣議決定	内閣官房	保健医療・福祉
予防接種に関する基本的な計画	厚生労働大臣	厚生労働省	保健医療・福祉
エネルギー基本計画	閣議決定	経済産業省	エネルギー
地球温暖化対策計画	閣議決定	内閣官房	エネルギー
地理空間情報活用推進基本計画	閣議決定	内閣官房	情報通信
交通政策基本計画	閣議決定	国土交通省	交通・物流
総合物流施策大綱	閣議決定	国土交通省	交通・物流
自転車活用推進計画	閣議決定	国土交通省	交通・物流
水産基本計画	閣議決定	農林水産省	農林水産
食料・農業・農村基本計画	閣議決定	農林水産省	農林水産
森林・林業基本計画	閣議決定	農林水産省	農林水産
漁港漁場整備長期計画	閣議決定	農林水産省	農林水産
森林整備保全事業計画	閣議決定	農林水産省	農林水産
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本指針	農林水産大臣	農林水産省	農林水産

農林水産業・地域の活力創造プラン	閣議決定	農林水産省	農林水産
津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針	国土交通大臣	国土交通省	国土保全
※港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針	国土交通大臣	国土交通省	国土保全
海洋基本計画	閣議決定	内閣府	国土保全
環境基本計画	閣議決定	環境省	環境
廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針	環境大臣	環境省	環境
気候変動適応計画	閣議決定	環境省	環境
循環型社会形成推進基本計画	閣議決定	環境省	環境
鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針	環境大臣	環境省	環境
沖縄振興基本方針	内閣総理大臣	内閣府	土地利用
国土利用計画（全国計画）	閣議決定	国土交通省	土地利用
豪雪地帯対策基本計画	閣議決定	国土交通省	土地利用
離島振興基本方針	国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣	国土交通省	土地利用
奄美群島振興開発基本方針	国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣	国土交通省	土地利用
小笠原諸島振興開発基本方針	国土交通大臣	国土交通省	土地利用
教育振興基本計画	閣議決定	文部科学省	リスキミ
建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画	閣議決定	厚生労働省・国土交通省	人材育成
インフラ長寿命化基本計画	インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議	インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁	老朽化対策

(別紙5) 重点化すべきプログラムに係る工程表

1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

事態を回避するための取組施策		令和2年度に実施すべき事項	令和3年度以降に実施すべき事項	指標
【国交】住宅・建築物の耐震化の促進	耐震改修促進法に基づき、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等に対する耐震診断の義務付けを行うとともに、耐震診断や耐震改修について重点的支援を行う。また、耐震診断義務付け対象建築物については、令和7年を目途に耐震性の不足するものを概ね解消すべく、重点的な取組を推進する。さらに、耐震化に積極的に取り組む地方公共団体を対象とした住宅の耐震改修等に対する定額補助等により、住宅の耐震化を促進する。加えて、避難経路沿道のブロック塀等に対し耐震改修促進法の枠組みを活用した耐震診断を推進するとともに、耐震診断や除却・改修等に対する支援等により、ブロック塀等の安全確保を推進する。		地方公共団体による大規模盛土造成地の滑動崩落に対する安全性調査等の計画を作成し、取組を推進する。 宅地擁壁の老朽化対策を推進する。 液状化のリスクをわかりやすく表現するマップの作成手法を示すマニュアルを普及し、液状化のリスクを住民へ伝える取組を推進する。	【国交】建築物の耐震化率 【国交】住宅の耐震化率
	【国交】宅地の耐震化の推進	重要インフラ緊急点検の結果を踏まえ、地方公共団体による造成年代調査を全国で実施するとともに、宅地の耐震化への取組みを促進する。 また、地震による宅地擁壁の崩壊や宅地地盤の液状化に備えるため、宅地擁壁の老朽化対策および、液状化のリスクをわかりやすく表現するマップの作成方法について検討する。		【国交】大規模盛土造成地の第二次スクリーニング計画の作成実施率 【国交】液状化ハザードマップ公表率 【国交】大規模盛土造成地の造成年代調査実施率
【国交】官庁施設の耐震化及び天井耐震対策	官庁施設の耐震診断結果に基づき、所要の耐震性能に満たない官庁施設の耐震補強等整備を推進する。			【国交】官庁施設の耐震基準を満足する割合
【文科】公立学校施設の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策を含む）	地方公共団体における非構造部材を含めた公立学校施設の耐震対策、トイレ整備等の防災機能の強化、緊急的に必要な老朽化対策を支援する。あわせて、計画的な長寿命化改修等を促進するための普及・啓発を推進する。	公立学校施設の構造体の耐震化の完全達成とともに、トイレ整備、給食施設の整備等の防災機能の強化、緊急的に必要な老朽化対策について推進する。	【文科】公立学校施設の個別施設計画の策定率 【文科】緊急的に必要な公立小中学校施設の老朽化対策の実施率 【文科】公立小中学校施設のトイレ洋式化率 【文科】公立小中学校施設の構造体の耐震化率	
【文科】国立大学法人等施設の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策、ライフロインの老朽化対策を含む）	国立大学法人等施設整備費補助金等により、国立大学法人等施設の非構造部材を含む耐震化対策及び教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフロインを含む）の老朽化対策の実施率		【文科】教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフロインを含む）の老朽化対策の実施率 【文科】国立大学法人等施設の耐震化率	

【文科】私立学校施設の耐震化等の耐震化等 (非構造部材の耐震対策を含む)	私立学校を設置する法人における私立学校施設について、倒壊し又は崩壊する危険が特に高い施設 (Is 値 0.3 未満) の構造体の耐震化や、耐震対策の緊急性の高い非構造部材の耐震化等の安全対策などを中心とし、防災機能の強化を支援する。	私立学校施設の非構造部材を含む耐震化を早期完了し、安全・安心な教育研究環境を確保する。	【文科】私立学校施設の耐震化率 (大学等) 【文科】私立学校施設の耐震化率 (高校等以下)
【文科】公立社会体育施設の耐震化	地方公共団体における公立社会体育施設の構造体や屋根、外壁、天井等の非構造部材の耐震化を促進する。		【文科】避難場所に指定されている公立社会体育施設 (体育館) の耐震化率
【文科】国立大学附属病院施設の防災・減災機能強化	国立大学法人施設整備費補助金及び財政融資資金の活用により、地域医療計画や「第4次国立大学法人等施設整備5か年計画」(平成28年度～32年度)を踏まえた各附属病院の長期整備計画に基づいて、防災・減災機能強化を含めた施設整備を実施する。		【文科】国立大学附属病院の整備の進捗率
【法務】矯正施設の防災・減災対策	現行の耐震基準を満たしていない矯正施設について、令和元年度以前に策定した施設整備方針に基づき、順次整備を実施するとともに、現行の耐震基準を満たす同施設についても、より長期間の使用が可能となるよう長寿命化改修等の検討・実施を図る。	現行の耐震基準を満たしていない矯正施設について、令和2年度以前に策定した施設整備方針に基づき、順次整備を実施するとともに、現行の耐震基準を満たす同施設についても、より長期間の使用が可能となるよう長寿命化改修等の検討・実施を図る。	【法務】矯正施設の耐震化率
【法務】法務省施設の防災・減災対策	現行の耐震基準を満たしていない法務省施設について、令和元年度以前に策定した施設整備方針に基づき、順次整備を実施するとともに、現行の耐震基準を満たす同施設についても、より長期間の使用が可能となるよう長寿命化改修等の検討・実施を図る。	現行の耐震基準を満たしていない法務省施設について、令和2年度以前に策定した施設整備方針に基づき、順次整備を実施するとともに、現行の耐震基準を満たす同施設についても、より長期間の使用が可能となるよう長寿命化改修等の検討・実施を図る。	【法務】法務省施設の耐震化率
【国交】道路橋梁の耐震補強	大規模災害時の救急救命・復旧活動を支えるため、 ・緊急輸送道路の道路橋の耐震補強を加速化させる。 ・高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋の対策について、優先的に支援する。	既設橋梁の耐震補強を推進する。	【国交】緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率
【国交】無電柱化の推進	無電柱化推進計画 (平成30年4月6日決定) に基づく約1,400kmの無電柱化を着実に推進するため、個別補助制度を創設するとともに、引き続き3か年緊急対策に位置づけられた約1,000kmについて着実に事業を推進するほか、関係事業者と連携し、さらなる無電柱化の推進を図る次期推進計画の策定に着手する。 緊急輸送道路や幅員が著しく狭い歩道等の新設電柱の占用を禁止し、道路事業や市街地開発事業等の実施時に技術上困難な場合を除いて原則無電柱化するほか、既設電柱の占用制限に向けた調整を加速化させる。 低コスト手法及び新技術・新工法の導入・普及を図り、設計時のコスト比較を徹底することに加え、既設の民間管路等の活用や一括発注の検討などにより事業のスピードアップを促進する。	無電柱化推進計画に基づき、無電柱化を推進する。	【国交】市街地等の幹線道路の無電柱化率

【文科】学校における防災教育の充実	学校における防災教育・防災管理を行うために学校と家庭・地域・関係機関等との連携体制を構築・強化する地域取組を行う教育委員会を支援する。 各都道府県・指定都市の取組を検証し、先進的な取組を共有するなどして取組の質の向上を図る。 学校での防災教育の質的向上を図るため、教職員等を対象とした講習会に対して支援する。	学校における防災教育・防災管理を行うために学校と家庭・地域・関係機関等との連携体制を構築強化する地域取組を行う教育委員会を支援する。 学校での防災教育の質的向上を図るため、教職員等を対象とした講習会に対して支援する。	【文科】職員に対する研修の実施状況（校内研修の実施） 【文科】災害安全について指導している学校の割合
【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進	大雨特別警報解除後の河川増水に対する危機感の呼びかけ方の改善に取り組みとともに、住民への防災知識の普及啓発のため自治体等と連携し気象防災専門家の育成・活用を推進する。 二重偏波気象レーダーの導入及び地域気象観測システムの更新強化等により、台風・集中豪雨等に対する観測体制の強化・予測精度の向上を図る。大雨特別警報発表の技術的改善を行うとともに、熱帯低気圧の5日先までの予報を提供することによって、住民の避難行動を促す。地震発生後に発表する面的な震度分布情報の高解像度化や長周期地震動に関する情報の提供を行うとともに、津波警報・注意報の解除見込み時間の提供及び津波警報等のビジュアル化によって、二次災害を防止し、救難・救助活動等の応急対応に向けた判断支援や住民の迅速な避難を促す取組を進める。長期間噴火がない火口からの噴火に対して迅速な降灰予報を提供し、住民・登山者の避難行動等を支援する。 JETT（気象庁防災対応支援チーム）の活動等を通じ、地方自治体の防災対応支援するとともに、引き続き各気象台の体制を強化し市町村や住民の防災気象情報等に対する理解促進の取組等を推進し、地域防災力の強化を図る。 加えて、地域における防災・減災対策に資する気候変動適応の取組がより効果的に進められるよう、最新の科学的知見を取りまとめた「気候変動評価レポート」の作成・公表及び市町村レベルでの防災・減災対策に資する地域気候変動予測情報の提供に向けた準備・検討を進める。 さらに、気象観測施設の非常電源を強化するとともに、地震観測施設の機能強化や非常時の電源・通信設備等の整備等、3カ年緊急対策を着実に実施する。	大雨特別警報の改善に引き続き取り組むとともに、雪の面的な予測情報を提供し住民や道路管理者等の支援を行う。台風・豪雨等の異常気象や世界的な問題となっている地球温暖化についてその監視・予測を行う上で欠かせない海洋気象観測を強化する。引き続き地震発生後に発表する面的な震度分布情報の高解像度化、津波警報・注意報の解除見込み時間の提供及び津波警報等のビジュアル化によって、二次災害の防止、救難・救助活動等の応急対策に向けた判断支援や住民の迅速な避難を促す取組を進める。 地方自治体の防災対応支援や、市町村や住民の防災気象情報、防災・減災対策に資する気候変動に関する情報等に対する理解促進の取組等を推進する。	【国交】市町村の防災気象情報等に対する一層の理解促進及び避難勧告等の発令の判断における防災気象情報の適切な利活用の促進 【国交】緊急地震速報の迅速化

1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

事態を回避するため の取組施策	令和2年度に実施すべき事項	令和3年度以降に実施すべき事項	指標
【国交】大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策	切迫する大規模地震に備えるため、河川管理施設の地震・津波対策を実施する。 地震の発生リスクが高く重要な背後地をかかえる河川等のうち、早期に対策が可能な緊急性の高い箇所において行う耐震対策など、3か年緊急対策を着実に実施する。	切迫する大規模地震に備えるため、河川管理施設の地震・津波対策を実施する。	【国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率 【国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の耐震化率 【国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)
【農水・国交】水門・陸間等の自動化・遠隔操作化、効果的な管理運用の推進	水門・陸間等の自動化・遠隔操作化を推進するとともに、効果的・効率的な整備・運用に係る計画作成について支援するほか、「津波・高潮対策における水門・陸間等管理システムガイドライン (Ver3. 1)」に基づく海岸管理者の取組を支援し、水門・陸間等の効果的な管理運用を推進する。		【農水・国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率
【農水・国交】地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備	地盤改良等のコスト縮減を図るため、新技術の活用等を検討するほか、粘り強い構造(緑の防潮堤を含む。)を基本とし海岸堤防等の整備を推進するとともに、必要な耐震性能調査及び耐震・液状化対策、高潮対策を推進する。 また、3か年緊急対策を着実に実施するとともに、令和元年房総半島台風・令和元年東日本台風で顕在化した新たな課題についての改善策として、「内水浸水対策強化のための水門・排水機場等の整備」や「高波等による護岸等の倒壊防止対策や面的防護対策」を推進する。 気候変動に伴う平均海面の水位上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響及び今後の海岸保全のあり方や海岸保全の前提となる外力の考え方、気候変動を踏まえた整備手法等について検討を進める。	地盤改良等のコスト縮減を図るため、新技術の活用等を検討するほか、粘り強い構造(緑の防潮堤を含む。)を基本とし海岸堤防等の整備を推進するとともに、必要な耐震性能調査及び耐震・液状化対策、高潮対策を推進する。	【農水・国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)

【農水・国交】 海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進	海岸保全施設における維持管理等の効率化を図るため、ICT の導入を検討するとともに、海岸管理者による施設の適切な点検やそれに基づく的確な修繕が行われるよう、必要な支援を継続する。 また、海岸管理者の協力を得ながら施設のデータベース構築を推進しつつ、離岸堤等の沖合施設の点検・評価方法を整理するための海岸保全施設維持管理マニュアルを改訂することで海岸管理者による長寿命化計画（個別施設計画）策定の支援を継続するとともに、点検・診断等に関する資格制度の充実、民間資格の活用を図る。 さらに、関係法令等の適切な運用により維持・修繕等を推進する。	海岸保全施設における維持管理等の効率化を図るため、ICT の導入を検討するとともに、海岸管理者による施設の適切な点検やそれに基づく的確な修繕が行われるよう、必要な支援を継続する。 海岸管理者の協力を得ながら施設のデータベース構築を推進しつつ、海岸管理者による長寿命化計画（個別施設計画）策定・変更の支援を継続するとともに、点検・診断等に関する資格制度の充実、民間資格の活用を図る。 関係法令等の適切な運用により維持・修繕等を推進する。	【農水・国交】 個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 海岸 [地方公共団体]
【農水】 海岸防災林の整備	津波に対する被害軽減効果の高い海岸防災林の整備を推進するとともに、海岸防災林の防災機能の確保に向けた施策の検討を継続する。 津波に対する被害軽減効果の高い海岸防災林の維持管理等に関する指針の策定に向けた検討を行う。 3か年緊急対策に基づく、植栽や防潮堤の設置等の対策を実施する。	津波に対する被害軽減効果の高い海岸防災林の整備を推進するとともに、海岸防災林の防災機能の確保に向けた施策の検討を継続する。	【農水】 市街地等を飛砂害や風害、潮害から守る海岸防災林等が保全されている割合

【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進	大雨特別警報解除後の河川増水に対する危機感の呼びかけ方の改善に取り組むとともに、住民への防災知識の普及啓発のため自治体等と連携し気象防災専門家の育成・活用を推進する。 二重偏波気象レーダーの導入及び地域気象観測システムの更新強化等により、台風・集中豪雨等に対する観測体制の強化・予測精度の向上を図る。大雨特別警報発表の技術的改善を行うとともに、熱帯低気圧の5日先までの予報を提供することによって、住民の避難行動を促す。地震発生後に発表する面的な震度分布情報の高解像度化や長周期地震動に関する情報の提供を行うとともに、津波警報・注意報の解除見込み時間の提供及び津波警報等のデジタル化によって、二次災害を防止し、避難・救助活動等の応急対策に向けた判断支援や住民の迅速な避難を促す取組を進める。長期間噴火がない火口からの噴火に対して迅速な降灰予報を提供し、住民・登山者の避難行動等を支援する。JETT（気象庁防災対応支援チーム）の活動等を通じ、地方自治体の防災対応支援するとともに、引き続き各気象台の体制を強化し市町村や住民の防災気象情報等に対する理解促進の取組等を推進し、地域防災力の強化を図る。 加えて、地域における防災・減災対策に資する気候変動適応の取組がより効果的に進められるよう、最新の科学的知見を取りまとめた「気候変動評価レポート」の作成・公表及び市町村レベルでの防災・減災対策に資する地域気候変動予測情報の提供に向けた準備・検討を進める。 さらに、気象観測施設の非常電源を強化するとともに、地震観測施設の機能強化や非常時の電源・通信設備等の整備等、3か年緊急対策を着実に実施する。	大雨特別警報の改善に引き続き取り組むとともに、雪の面的な予測情報を提供し住民や道路管理者等の支援を行う。台風・豪雨等の異常気象や世界的な問題となっている地球温暖化についてその監視・予測を行う上で欠かせない海洋気象観測を強化する。引き続き地震発生後に発表する面的な震度分布情報の高解像度化、津波警報・注意報の解除見込み時間の提供及び津波警報等のデジタル化によって、二次災害の防止、避難・救助活動等の応急対策に向けた判断支援や住民の迅速な避難を促す取組を進める。 地方自治体の防災対応支援や、市町村や住民の防災気象情報、防災・減災対策に資する気候変動に関する情報等に対する理解促進の取組等を推進する。	【国交】市町村の防災気象情報等に対する一層の理解促進及び避難勧告等の発令の判断における防災気象情報の適切な利活用の促進
【文科】学校における防災教育の充実	学校における防災教育・防災管理を行うために学校と家庭・地域・関係機関等との連携体制を構築・強化する地域取組を行う教育委員会を支援する。 各都道府県・指定都市の取組を検証し、先進的な取組を共有するなどして取組の質の向上を図る。 学校での防災教育の質的向上を図るため、教職員等を対象とした講習会に対して支援する。	学校における防災教育・防災管理を行うために学校と家庭・地域・関係機関等との連携体制を構築強化する地域取組を行う教育委員会を支援する。 学校での防災教育の質的向上を図るため、教職員等を対象とした講習会に対して支援する。	【文科】職員に対する研修の実施状況（校内研修の実施） 【文科】災害安全について指導している学校の割合

【国交】地震・津波防災対策のための津波防災情報の整備による船舶安全の確保	大規模な津波災害発生時における船舶交通安全を確保するため、早急に多様な想定地震津波に対応した情報図及び高精度な広域図の整備を行うとともに、整備済み情報図内の港湾施設変更等に対応した維持・更新作業を行う。また、津波襲来時の船舶の安全対策を検討する上で必要となる個別の海域に対応した様々な条件での情報図を作成するとともに、これを常に最新の情報で維持する。	内閣府で検討が進められている「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル」に対応するため、海底地形データの不足する海域の地形データの整備を実施する。 また、既に作成された津波防災情報図について、最新の測量データや地震断層モデルを用いて情報の最新維持を図る。	【国交】津波防災情報の整備区域救
【国交】港湾における津波避難対策の実施	津波避難計画未策定の港湾管理者に対して、「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」に基づいた避難計画の策定を働きかける。 地方公共団体等による津波避難施設の整備を支援するとともに、避難機能（退避施設等）を備えた物流施設等を整備する民間事業者に対して支援を行う。	【国交】南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に所在する港湾（重要港湾以上）における避難計画の策定率	【国交】南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に所在する港湾（重要港湾以上）における避難計画の策定率
【警察】警察用航空機等の整備	3か年緊急対策として製造中の警察用航空機を配備するとともに、警察用航空機の夜間撮影用資機材及び救難救助用連絡資機材を効果的に運用する。	大規模災害・事故等の発生時の活動に備え、警察用航空機、警察用車両及び警察用船舶の継続的な更新整備に取り組む。	【警察】都道府県警察における警察用航空機の夜間撮影用資機材及び救難救助用連絡資機材の整備率 【警察】警察用航空機に係る各都道府県警察への措置率

1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

事態を回避するため の取組施策	令和2年度に実施すべき事項	令和3年度以降に実施すべき事項	指標
【国交】事前防災等による水害発生防止	被害の防止・軽減を図るため、治水安全度の向上に寄与する堤防整備や強化、河道掘削、樹木伐採、洪水調節施設の整備等の事前防災対策を着実に実施するとともに、激甚な水害が発生した地域等においては再度災害防止対策を集中的に実施する。 気候変動に伴い、水害・土砂災害が頻発・激甚化する中、将来にわたって我が国の社会経済の基幹を守る調節池やダム等の基幹的防災インフラの整備を推進する。 また、既設ダムを運用しながら有効活用するダム再生の取組を一層推進する。利水ダムを含めた既存ダムを徹底活用するため、事前放流を行う際の利水者の損失を補填する制度や、放流設備等の改造に対する補助制度の創設により事前放流を推進する。 さらに、氾濫による危険性が特に高い区間における河道掘削・樹木伐採等の3か年緊急対策を着実に実施する。加えて、令和元年東日本台風等で被災した河川については、改良復旧を積極的に活用した災害復旧をすすめる。特に甚大な被害が発生した7つの水系については、国、県、関係市町村等が連携し、流域全体でのハード・ソフト一体となった「緊急治水対策プロジェクト」に、本年1月より着手するとともに、これら7水系以外にも、どこで豪雨が発生してもおかしくない状況であることから、全国の一級水系における緊急的に実施すべき具体的な治水対策等の全体像を示し、事前防災対策を加速していく。	被害の防止・軽減を図るため、治水安全度の向上に寄与する堤防整備や強化、河道掘削、樹木伐採、洪水調節施設の整備等の事前防災対策を実施するとともに、激甚な水害が発生した地域等においては再度災害防止対策を集中的に実施する。 既存ストックの有効活用を図る観点から、ソフト対策・ハード対策を講じて既設ダムを有効活用するダム再生を推進する。	【国交】人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率 ①(国管理) 【国交】人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率 ②(県管理)
【国交】水害に強い地域づくり（下水道）	気候変動を踏まえ下水道計画で目標とする降雨量の見直しを促進するとともに、雨水排水施設等の下水道施設の整備や耐水化を加速し、事前防災・減災の観点からハード対策、ソフト対策、自助の組み合わせによる総合的な浸水対策を、河川や住民・民間等とも連携して推進する。	【国交】下水道による都市浸水対策達成率	【国交】下水道による都市浸水対策達成率
【国交】河川管理施設・砂防設備等の戦略的維持管理・更新	国、水資源機構、地方公共団体などの管理施設について策定する個別施設計画に基づき、点検・診断を実施し、その結果を踏まえ、計画的な修繕・更新を着実に実施していく。		【国交】個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 砂防[地方公共団体] 【国交】個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 河川[地方公共団体] 【国交】個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 ダム[地方公共団体]

【文科】学校における防災教育の充実	学校における防災教育・防災管理を行うために学校と家庭・地域・関係機関等との連携体制を構築・強化する地域取組を行う教育委員会を支援する。 各都道府県・指定都市の取組を検証し、先進的な取組を共有するなどして取組の質の向上を図る。 学校での防災教育の質的向上を図るため、教職員等を対象とした講習会に対して支援する。	学校における防災教育・防災管理を行うために学校と家庭・地域・関係機関等との連携体制を構築強化する地域取組を行う教育委員会を支援する。 学校での防災教育の質的向上を図るため、教職員等を対象とした講習会に対して支援する。	【文科】職員に対する研修の実施状況（校内研修の実施） 【文科】災害安全について指導している学校の割合
【国交】社会全体で水災害に備える「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の推進	各地域の大規模氾濫減災協議会等において、利水ダムの管理者や市町村の高齢者福祉部局の構成員への追加やメディア連携分科会の設置等を通じ、様々な主体との連携を強化するとともに、多機関連携型タイムラインの拡充などの緊急行動計画に位置づけた取組を着実に推進する。	各地域の大規模氾濫減災協議会等において、緊急行動計画に位置づけた取組を着実に推進する。	【国交】「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿って、「危機管理型ハード対策」として決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施した区間の延長（国管理） 【国交】「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿って、「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」として堤防のかさ上げ等を実施した区間の延長（国管理）
【国交】洪水ハザードマップの作成支援等減災対策	防災・安全交付金により、浸水想定区域やハザードマップの変更・作成等に対して財政的支援を実施する。各種浸水想定区域図作成マニュアル、水害ハザードマップ作成の手引きの周知、市町村職員が直営でハザードマップを作成・加工できる作成支援ツールの提供、相談窓口の設置等により、技術的支援を実施する。大規模氾濫減災協議会の構成市町村における「マイ・タイムライン」や「マイ防災マップ」等の避難の実効性を高める取組の実施状況を確認し、取組内容を共有する。また、別途とりまとめる全国の先駆的な取組や水害や防災の専門家等との連携による取組などの事例を共有する。また、令和元年東日本台風では、水防法に基づき水位周知河川等に指定されていない河川において浸水被害が生じたことから、水位周知河川等に指定されていない中小河川において、国が簡易な評価手法について技術的な検討を実施し、検討結果を手引きとしてとりまとめを行う。本手引きに沿って、実施主体である都道府県が、水位周知河川等以外の河川について浸水が想定される範囲等の評価・公表が順次進めていけるよう、国が都道府県に対し技術的助言を実施する。	防災・安全交付金により、浸水想定区域やハザードマップの変更・作成等に対して財政的支援を実施する。各種浸水想定区域図作成マニュアル、水害ハザードマップ作成の手引きの公表、市町村職員が直営でハザードマップを作成・加工できる作成支援ツールの提供、相談窓口の設置等により、技術的支援を実施する。大規模氾濫減災協議会の構成市町村における「マイ・タイムライン」や「マイ防災マップ」等の避難の実効性を高める取組の実施状況を確認し、取組内容を共有する。また、別途とりまとめる全国の先駆的な取組や水害や防災の専門家等との連携による取組などの事例を共有する。また、水防法に基づき水位周知河川等に指定されていない中小河川は、国が簡易な評価手法について技術的な検討を実施し、検討結果を手引きとしてとりまとめを行う。本手引きに沿って、実施主体である都道府県が、水位周知河川等以外の河川について浸水が想定される範囲等の評価・公表が順次進めていけるよう、国が都道府県に対し技術的助言を実施する。	【国交】最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につなげる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合

【国交】水害対応タイムラインの作成	出水期前に大規模氾濫減災協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認する。 水害対応タイムラインを活用して、洪水対応訓練になった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムラインの作成等が進むよう、ノウハウの提供や助言などを行う。	出水期前に大規模氾濫減災協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認する。 水害対応タイムラインを活用して、洪水対応訓練を実施し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムラインの作成等を見直す。 都道府県管理河川における水害対応タイムラインの作成等が進むよう、ノウハウの提供や助言などを行う。	【国交】 都道府県河川におけるタイムラインの作成数 【国交】 国管理河川におけるタイムラインの策定数
【国交】 内水ハザードマップの作成支援等減災対策	内水により相当な被害を生ずるおそれがある地下街等を有する地方公共団体において、水位周知下水道制度の運用開始・普及展開を促進し、内水ハザードマップを作成する。	内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合	【国交】 最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合
【国交】 防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進	大雨特別警報解除後の河川増水に対する危機感の呼びかけ方の改善に取り組みとともに、住民への防災知識の普及啓発のため自治体等と連携し気象防災専門家の育成・活用を推進する。 二重偏波気象レーダーの導入及び地域気象観測システムの更新強化等により、台風・集中豪雨等に対する観測体制の強化・予測精度の向上を図る。大雨特別警報発表の技術的改善を行うとともに、熱帯低気圧の5日先までの予報を提供することによって、住民の避難行動を促す。地震発生後に発表する面的な震度分布情報の高解像度化や長周期地震動に関する情報の提供を行うとともに、津波警報・注意報の解除見込み時間の提供及び津波警報等の応急対応策に向けた判断支援や住民の迅速な避難を促す取組を進める。長期間噴火がない火山からの噴火に対して迅速な降灰予報を提供し、住民・登山者の避難行動等を支援する。JETI（気象庁防災対応支援チーム）の活動等を通じ、地方自治体の防災対応支援するとともに、引き続き各気象台の体制を強化し市町村や住民の防災気象情報等に対する理解促進の取組等を推進し、地域防災力の強化を図る。 加えて、地域における防災・減災対策に資する気候変動適応の取組がより効果的に進められるよう、最新の科学的知見を取りまとめた「気候変動評価レポート」の作成・公表及び市町村レベルでの防災・減災対策に資する地域気候変動予測情報の提供に向けた準備・検討を進める。 さらに、気象観測施設の非常電源を強化するとともに、地震観測施設の機能強化や非常時の電源・通信設備等の整備等、3カ年緊急対策を着実に実施する。	大雨特別警報の改善に引き続き取り組むとともに、雪の面的な予測情報を提供し住民や道路管理者等の支援を行う。台風・豪雨等の異常気象や世界的な問題となっている地球温暖化についてその監視・予測を行う上で欠かせない海洋気象観測を強化する。引き続き地震発生後に発表する面的な震度分布情報の高解像度化、津波警報・注意報の解除見込み時間の提供及び津波警報等のビジュアル化によって、二次災害の防止、避難・救助活動等の応急対応策に向けた判断支援や住民の迅速な避難を促す取組を進める。 地方自治体の防災対応支援や、市町村や住民の防災気象情報、防災・減災対策に資する気候変動に関する情報等に対する理解促進の取組等を推進する。	【国交】 市町村の防災気象情報等に対する一層の理解促進及び避難勧告等の発令の判断における防災気象情報の適切な利活用の促進 【国交】 大雨の予測の正確さを表した指標値（値が1に近いほど正確な予測） 【国交】 台風予報の精度（台風中心位置の予報誤差）

【警察】災害警備訓練の実施	災害現場における広域緊急援助隊員の対処能力の維持・向上を図るため、専門的技術及び知識を有する広域技能指導官を派遣し、広域緊急援助隊合同訓練を全国で実施する（警視庁及び6管区警察局※北海道は地理的に近い東北管区と合同で訓練を行う。）	専門的技術及び知識を有する広域技能指導官を派遣した実践的な災害警備訓練を継続的に実施する。	【警察】広域緊急援助隊合同訓練の実施回数
【国交】水害に強い地域づくり（河川）	河川整備を実施するとともに、雨水貯留浸透施設の整備、家屋移転や住宅地のかさ上げ、浸水が想定される区域の土地利用制限など、ハード・ソフト一体となった総合的な治水対策を実施する。 近年、浸水被害があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定され、浸水被害の危険性が高い箇所がある河川における河川改修等の緊急対策など、3か年緊急対策を着実に実施する。そのほか、東京ゼロメートル地帯においては、大規模氾濫が発生した場合でも、命の安全が確保され、最低限の避難生活水準を確保でき、また社会経済活動が長期停止することなく迅速に復旧できるよう高台まちづくり（線的・面的につなげた高台・建物群の創出）を進めていく。	河川整備を実施するとともに、雨水貯留浸透施設の整備など、総合的な治水対策を実施する。 土地利用規制等を組み合わせ、ハード・ソフト一体となった対策を実施する。	【国交】人口・資産集積地域等の流域貯留施設の貯留量
【農水・国交】水門・陸開等の自動化・遠隔操作化、効果的な管理運用の推進	水門・陸開等の自動化・遠隔操作化を推進するとともに、効果的・効率的な整備・運用に係る計画作成について支援するほか、「津波・高潮対策における水門・陸開等管理システムガイドライン（Ver3.1）」に基づく海岸管理者の取組を支援し、水門・陸開等の効果的な管理運用を推進する。		【農水・国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率
【農水・国交】地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備	地盤改良等のコスト縮減を図るため、新技術の活用等を検討するほか、粘り強い構造（緑の防潮堤を含む。）を基本とし海岸堤防等の整備を推進するとともに、必要なら耐震性能調査及び耐震・液状化対策、高潮対策を推進する。 また、3か年緊急対策を着実に実施するとともに、令和元年房総半島台風・令和元年東日本台風で顕在化した新たな課題についての改善策として、「内水浸水対策強化のための水門・排水機場等の整備」や「高波等による護岸等の倒壊防止対策や面的防護対策」を推進する。 気候変動に伴う平均海面の水位上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響及び今後の海岸保全のあり方や海岸保全の前提となる外力の考え方、気候変動を踏まえた整備手法等について検討を進める。	地盤改良等のコスト縮減を図るため、新技術の活用等を検討するほか、粘り強い構造（緑の防潮堤を含む。）を基本とし海岸堤防等の整備を推進するとともに、必要なら耐震性能調査及び耐震・液状化対策、高潮対策を推進する。	【農水・国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）
【農水・国交】海岸の侵食対策	総合的な土砂管理のための体制整備の推進を図るとともに、離岸堤、突堤等の海岸保全施設の新設・改良や養浜等の侵食対策を推進する。 また、令和元年房総半島台風・令和元年東日本台風で顕在化した新たな課題についての改善策として、複数の施設により波の力を分散させて受け止める「面的防護対策」を推進する。	総合的な土砂管理のための体制整備の推進を図るとともに、離岸堤、突堤等の海岸保全施設の新設・改良や養浜等の侵食対策を推進する。	【農水・国交】侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合

【農水・国交】海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進	海岸保全施設における維持管理等の効率化を図るため、ICT の導入を検討するとともに、海岸管理者に基づく的確な修繕が行われるよう、必要な支援を継続する。 また、海岸管理者の協力を得ながら施設のデータベース構築を推進しつつ、離岸堤等の沖合施設の点検・評価方法を整理するための海岸保全施設維持管理マニュアルを改訂することで海岸管理者による長寿命化計画（個別施設計画）策定の支援を継続するとともに、点検・診断等に関する資格制度の充実、民間資格の活用を図る。 さらに、関係法令等の適切な運用により維持・修繕等を推進する。	海岸保全施設における維持管理等の効率化を図るため、ICT の導入を検討するとともに、海岸管理者による施設の適切な点検やそれに基づく的確な修繕が行われるよう、必要な支援を継続する。 海岸管理者の協力を得ながら施設のデータベース構築を推進しつつ、海岸管理者による長寿命化計画（個別施設計画）策定・変更の支援を継続するとともに、点検・診断等に関する資格制度の充実、民間資格の活用を図る。 関係法令等の適切な運用により維持・修繕等を推進する。	【農水・国交】個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 海岸「地方公共団体」
----------------------------------	--	--	--

1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

事態を回避するための取組施策	令和2年度に実施すべき事項	令和3年度以降に実施すべき事項	指標
【文科】ALOS シリーズ等の地球観測衛星の開発	陸域観測技術衛星 2 号（ALOS-2）の運用を継続するとともに、先進光学衛星（ALOS-3）の開発を着実に推進し、令和 2 年度に打ち上げる。 また、先進レーダ衛星（ALOS-4）の開発を着実に推進する。	可能な限り、陸域観測技術衛星 2 号（ALOS-2）の後期運用を継続するとともに、先進光学衛星（ALOS-3）の運用を継続する。先進レーダ衛星（ALOS-4）の開発を着実に推進し、令和 3 年度に打ち上げる。	【文科】公共の安全の確保（国内及びアジア地域等の災害時の情報把握） 【文科】ALOS-2 の運用年数 【文科】公共の安全の確保（地殻変動の予測・監視）
【国交】SAR 衛星データ等による全国陸域の火山の地殻変動の監視	全国陸域の 99 火山周辺の定期的な地殻変動を監視するとともに、火山活動時の地殻変動情報の速やかな提供を行う。 解析システムの安定運用と高度化、耐用年数を踏まえた計画的なハードウェアの更新を行う。 先進レーダ衛星（ALOS-4）に対応した運用体制を確立する。	全国陸域の 99 火山周辺の定期的な地殻変動を監視するとともに、火山活動時の地殻変動情報の速やかな提供を行う。 解析システムの安定運用と高度化、耐用年数を踏まえた計画的なハードウェアの更新を行う。 令和 3 年度打ち上げ予定の先進レーダ衛星（ALOS-4）データの解析を開始する。	【国交】全国陸域の 99 の活火山のうち SAR 衛星データによる地殻変動の監視を行った割合

【内閣府】火山災害対策の推進	「火山防災対策推進ワーキンググループ」の最終報告（平成27年3月とりまとめ）、平成27年に改正された活火山法の内容を踏まえ、各種対策を推進する。 各火山地域における警戒避難体制の整備を促進するため、火山防災エキスパートの派遣、火山防災協議会等連絡・連携会議の開催、指針・手引等を用いた研修の開催等の取組を実施する。 突発噴火時の緊急避難対策を推進するため、集客避難確保計画作成を支援する。 「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、関係省庁等による具体的な対策の検討を行う。	「火山防災対策推進ワーキンググループ」の最終報告（平成27年3月とりまとめ）、平成27年に改正された活火山法の内容を踏まえ、各種対策を推進する。 各火山地域における警戒避難体制の整備を促進するため、火山防災エキスパートの派遣、火山防災協議会等連絡・連携会議の開催、指針・手引等を用いた研修の開催等の取組を実施する。 突発噴火時の緊急避難対策を推進するため、集客施設等における避難確保計画作成を支援し、検討の具体的な進め方についての事例集等を整備する。 大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、関係省庁等による具体的な対策の検討を行う。	【内閣府】噴火時等の具体的な実践的な避難計画の策定率
【経産】過去に発生した災害要因の解析・評価（火山の噴火履歴調査と火山地質図の整備）	恵山火山の地質図を出版し、伊豆大島、御嶽火山、秋田焼山火山で調査を予定している。火山噴火時は緊急調査と噴出物分析を行い、結果を公表していく。	日光白根火山などの地質図を出版し、伊豆大島、御嶽火山、雌阿寒岳火山、秋田焼山火山などの調査を予定している。	【経産】政府・自治体等の防災計画・被害想定・ハザードマップ策定等に活用される火山地質図の出版数
【国交】豪雨や火山噴火、地震等に伴う土砂災害に備えた土砂災害対策	平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風に伴う土砂災害や気候変動に伴う土砂災害等の整備、土砂・洪水氾濫対策としての遊砂地等の整備や、インフラ・ライフラインや避難所・避難路を保全する砂防施設等の整備を重点的に整備するとともに、土砂災害から人命を守る施設整備を重点的に着実に推進する。 土砂災害の危険性の高まりを覚知するため、監視カメラや流砂量計による監視体制を強化する。 火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急的な対策を推進する。	平成30年7月豪雨や気候変動に伴う土砂災害等の高い透過型砂防堰堤等の整備、土砂・ライフラインや避難所・避難路を保全する砂防施設等の整備を重点的に着実に推進する。 土砂災害の危険性の高まりを覚知するため、監視カメラや流砂量計による監視体制を強化する。	【国交】土砂災害から保全される人家の割合

【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進	大雨特別警報解除後の河川増水に対する危機感の呼びかけ方の改善に取り組むとともに、住民への防災知識の普及啓発のため自治体等と連携し気象防災専門家の育成・活用を推進する。 二重偏波気象レーダーの導入及び地域気象観測システムの更新強化等により、台風・集中豪雨等に対する観測体制の強化・予測精度の向上を図る。大雨特別警報発表の技術的改善を行うとともに、熱帯低気圧の5日先までの予報を提供することによって、住民の避難行動を促す。地震発生後に発表する面的な震度分布情報の高解像度化や長周期地震動に関する情報の提供を行うとともに、津波警報・注意報の解除見込み時間の提供及び津波警報等のデジタル化によって、二次災害を防止し、救難・救助活動等の応急対策に向けた判断支援や住民の迅速な避難を促す取組を進める。長期間噴火がない火山からの噴火に対して迅速な降灰予報を提供し、住民・登山者の避難行動等を支援する。JETT（気象庁防災対応支援チーム）の活動等を通じ、地方自治体の防災対応支援するとともに、引き続き各気象台の体制を強化し市町村や住民の防災気象情報等に対する理解促進の取組等を推進し、地域防災力の強化を図る。 加えて、地域における防災・減災対策に資する気候変動適応の取組がより効果的に進められるよう、最新の科学的知見を取りまとめた「気候変動評価レポート」の作成・公表及び市町村レベルでの防災・減災対策に資する地域気候変動予測情報の提供に向けた準備・検討を進める。 さらに、気象観測施設の非常電源を強化するとともに、地震観測施設の機能強化や非常時の電源・通信設備等の整備等、3か年緊急対策を着実に実施する。	大雨特別警報の改善に引き続き取り組むとともに、雪の面的な予測情報を提供し住民や道路管理者等の支援を行う。台風・豪雨等の異常気象や世界的な問題となっている地球温暖化についてその監視・予測を行う上で欠かせない海洋気象観測を強化する。引き続き地震発生後に発表する面的な震度分布情報の高解像度化、津波警報・注意報の解除見込み時間の提供及び津波警報等のデジタル化によって、二次災害の防止、救難・救助活動等の応急対策に向けた判断支援や住民の迅速な避難を促す取組を進める。 地方自治体の防災対応支援や、市町村や住民の防災気象情報、防災・減災対策に資する気候変動に関する情報等に対する理解促進の取組等を推進する。	【国交】市町村の防災気象情報等に対する一層の理解促進及び避難勧告等の発令の判断における防災気象情報の適切な利活用の促進 【国交】噴火警戒レベルの運用による火山防災の推進
【国交】土砂災害ハザードマップ作成や火山地域の緊急減災計画策定の促進	令和元年東日本台風及び低気圧に伴う豪雨では土砂災害警戒区域に指定されていない箇所でも土砂災害が発生したことなどを踏まえ、土砂災害警戒区域の指定や更なる区域指定の精度向上、標識等の設置による土砂災害警戒区域等の認知度向上、警戒避難体制の確立を推進、土砂災害特別警戒区域の指定による一定の開発行為の制限等を行い、土砂災害の防止を図る。 平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風を踏まえ、土砂災害に関するハザードマップの作成を推進するため、防災・安全交付金による財政的支援や、先進的な取組事例の共有など技術的支援を行う。また、火山砂防ハザードマップの作成、火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定及びリアルタイムハザードマップの整備を推進する。	土砂災害警戒区域の指定や更なる区域指定の精度向上、標識等の設置による土砂災害警戒区域等の認知度向上、警戒避難体制の確立を推進、土砂災害特別警戒区域の指定による一定の開発行為の制限等を行い、土砂災害の防止を図る。 平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風を踏まえ、土砂災害に関するハザードマップの作成を推進するため、防災・安全交付金による財政的支援や、先進的な取組事例の共有など技術的支援を行う。また、火山砂防ハザードマップの作成、火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定及びリアルタイムハザードマップの整備を推進する。	【国交】火山災害警戒地域が指定されている火山における火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定率 【国交】土砂災害警戒区域を指定、又は指定予定市町村において、土砂災害防止法に基づく土砂災害ハザードマップを公表済みの市町村の割合

【経産】災害時に自立した電力供給が可能な地域マイクログリッドの構築支援	一昨年の北海道胆振東部地震や、昨年の令和元年房総半島台風・令和元年東日本台風による災害時には、大規模電源の喪失や鉄塔の倒壊など、復旧に時間を要する被害により、広域・長期間の停電が発生した。災害時に再エネ電源等の自立・分散型エネルギー設備を活用して地域に自立的な電力供給を可能とするシステムは、地域のレジリエンス向上に資する取組として期待されている。このため、先例モデルとなる事例構築や、運用にあたっての制度面の整理を実施する。 また、災害時に活用する設備の導入にあたっては、平常時から設備を有効活用することによる維持コスト低減も必要となる。マスタープランや有識者等との議論を元に普及に向けたビジネスモデルの事例収集を実施する。	実際に運用していく中で発現した課題の整理を行う。 自立的普及に向けた課題の整理や対応策の検討を行う。	【経産】 地域マイクログリッドの構築モデル件数
-------------------------------------	---	--	-------------------------

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

事態を回避するための取組施策		令和2年度に実施すべき事項	令和3年度以降に実施すべき事項	指標
【防衛】自衛隊の災害救助能力の向上のための装備品の整備	中期防衛力整備計画（令和元年度～令和5年度）に基づき、継続的な新造機の製造（CH-47JA 3機、SH-60K 7機）、定期整備、部品製造等に必要なMOR（整備、修理、オーバーホール）認証取得、ライセンス更新、老朽化工具更新を実施する。	中期防衛力整備計画（令和元年度～令和5年度）6機の整備を実施する。 大規模災害に対する地域災害医療計画策定のための新たな災害医療需給均衡指標（災害医療リスクリソース比）の導入に関する研究を踏まえ、DMATの必要チーム数を把握し、それに向けた計画的な養成を行う。	中期防衛力整備計画（令和元年度～令和5年度）6機の整備を実施する。 大規模災害に対する地域災害医療計画策定のための新たな災害医療需給均衡指標（災害医療リスクリソース比）の導入に関する研究を踏まえ、DMATの必要チーム数を把握し、それに向けた計画的な養成を行う。	【防衛】 災害救助能力の向上に資する装備品（SH-60K/K（能力向上型））の整備率 【防衛】 災害救助能力の向上に資する装備品（CH-47JA）の整備率
【厚労】災害派遣医療チーム（DMAT）の養成	DMATの更なる養成を図る。また、DMAT司令塔機能を担うDMAT事務局の体制強化に取り組む。			【厚労】 DMAT保有率（基幹災害拠点病院2チーム以上、地域災害拠点病院1チーム以上）
【総務】消防庁舎の耐震化	消防庁舎における業務継続性確保のための耐震化に係る技術的助言等を行うほか、各種機会を捉えて緊急防災・減災事業債等も活用した取組を呼びかけ、耐震率の向上を図る。	消防庁舎における業務継続性確保のための耐震化に係る技術的助言を行い、耐震率の向上を図る。		【総務】 消防庁舎の耐震率

【防衛】大規模な地震災害にも耐えうる自衛隊施設とするための施設機能の維持・強化	＜耐震化対策＞ 耐震改修促進法等を踏まえた3階建て以上、かつ、床面積の合計が1,000㎡以上の庁舎等の耐震化を効果的に実施する。 ＜津波対策＞ 建物等の高所化や開口部の水密化などの津波対策を推進する。 ＜3か年緊急対策＞ 自衛隊の迅速かつ適切な任務の遂行に支障を生じる恐れのある施設の耐震化対策、老朽化対策及び電力供給能力向上に係る整備に実施する。	＜耐震化対策＞ 耐震改修促進法等を踏まえた3階建て以上、かつ、床面積の合計が1,000㎡以上の庁舎等の耐震化を効果的に実施する。 ＜津波対策＞ 建物等の高所化や開口部の水密化などの津波対策を推進する。	【防衛】【耐震化対策】自衛隊施設（耐震改修促進法等を踏まえた3階建て以上、かつ、床面積の合計が1,000㎡以上の庁舎等）の耐震化実施率 【防衛】【3か年緊急対策】自衛隊施設に関する緊急対策の耐震化対策に係る整備実施率 【防衛】【3か年緊急対策】自衛隊施設に関する緊急対策の老朽化対策に係る整備実施率 【防衛】【3か年緊急対策】自衛隊施設に関する緊急対策の電力供給能力向上に係る整備実施率
--	---	---	--

2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

事態を回避するための取組施策		令和2年度に実施すべき事項	令和3年度以降に実施すべき事項	指標
【文科】公立学校施設の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策を含む）	地方公共団体における非構造部材を含めた公立学校施設の耐震対策、トイレ整備等の防災機能の強化、緊急的に必要な老朽化対策を支援する。あわせて、計画的な長寿命化改修等を促進するための普及・啓発を推進する。	私立学校を設置する法人における私立学校施設について、倒壊し又は崩壊する危険が特に高い施設（Is値0.3未満）の構造体の耐震化や、耐震対策の緊急性の高い非構造部材の耐震化等の安全対策などを中心として、防災機能の強化を支援する。	公立学校施設の構造体の耐震化の完全達成とともに、トイレ整備、給食施設の整備等の防災機能の強化、緊急的に必要な老朽化対策について推進する。	【文科】公立学校施設の個別施設計画の策定率 【文科】緊急的に必要な公立小中学校施設の老朽化対策の実施率 【文科】公立小中学校施設のトイレ洋式化率 【文科】公立小中学校施設の構造体の耐震化率 【文科】私立学校施設の耐震化率（大学等） 【文科】私立学校施設の耐震化率（高校等以下） 【文科】教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率 【文科】国立大学法人等施設の耐震化率
【文科】私立学校施設の耐震化等（非構造部材の耐震対策を含む）	私立学校を設置する法人における私立学校施設について、倒壊し又は崩壊する危険が特に高い施設（Is値0.3未満）の構造体の耐震化や、耐震対策の緊急性の高い非構造部材の耐震化等の安全対策などを中心として、防災機能の強化を支援する。	私立学校施設の非構造部材を含む耐震化を早期完了し、安全・安心な教育研究環境を確保する。		
【文科】国立大学法人等施設の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策、ライフラインの老朽化対策を含む）	国立大学法人等施設整備費補助金等により、国立大学法人等施設の非構造部材を含む耐震化対策及び教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設の老朽化対策（ライフラインを含む）を推進する。			

【文科】独立行政法人国立青少年教育振興機構の広域防災補完拠点化	安全点検の結果、動作不良等が報告されていた施設の自動火災報知設備、地下重油タンク、エレベーターについては整備を終えているが、従来から青少年教育施設において、リフレッシュキャンプ（被災児童・生徒の心身の健全育成やリフレッシュを図るために、一定期間、外遊び、スポーツ及び自然体験活動等ができる機会を提供する事業）等の防災・減災教育関連の取組や東日本大震災時における避難者の長期受入（那須甲子等）、自衛隊の拠点（岩手山等）など、様々な災害対応を実施しており、今後も各施設において広域防災補完拠点としての様々な役割を担うために、以下の施策を実施する。 ・全施設での防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの実施）の推進 ・各施設の実情に応じた広域防災補完拠点としての役割の明確化及び災害時の対応 ・各施設で予備的避難所の運営等のためのライフラインに必要な給排水設備や電源設備等の更新	全施設での防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの実施）を推進する。 各施設の実情に応じた広域防災補完拠点としての役割の明確化及び災害時の対応を行う。 各施設で予備的避難所の運営等のためのライフラインに必要な給排水設備や電源設備等の更新を行う（令和6年度までの完了を目指す）。	【文科】広域防災補完拠点として機能するための整備を行う必要がある国立青少年教育振興機構施設の整備数 【文科】防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの充実）を行った国立青少年教育振興機構施設数
【厚労】社会福祉施設等の耐震化等	社会福祉施設等の耐震化整備を推進するとともに、非常用自家発電設備及び給水設備等の整備を併せて推進する。	令和元年度における社会福祉施設等の耐震化整備、緊急対策の実施状況を踏まえ、必要な予算の確保を図りつつ、これらの対策に取り組む。	【厚労】社会福祉施設等の耐震化率
【厚労】都道府県単位での公民協働の広域的な福祉支援ネットワークの構築	災害福祉支援ネットワークの体制整備を促進するため、構築済の自治体から好事例を収集し、未構築の自治体に対し周知を図るとともに、厚生労働省において「災害派遣福祉チームリーダー養成等研修」を実施し、災害派遣福祉チームの活動内容の質の確保を図る。 地方ブロックごとに国、自治体、倉庫業者・トラック事業者等の関係者が参画する協議会等を通じ、物流事業者団体との災害時協力協定の締結・高度化等の促進や、新たな民間物資拠点の選定及び「ラストマイルにおける円滑な支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」の普及促進等、各地域における支援物資輸送体制の確立に向けた取組を実施するとともに、地方公共団体等が主体となって行う、支援物資輸送の実効性を高める取組を促進する。	全国において、災害福祉支援ネットワークの体制整備が促進されるよう、取組を推進していくとともに、関係者の意見を踏まえつつ、必要な環境整備に取り組む。	【厚労】災害福祉支援ネットワークの構築都道府県数
【国交】ラストマイルを含む円滑な支援物資輸送体制の構築	過去の災害における支援物資輸送事例も踏まえ、自治体と物流事業者団体との災害時協力協定の高度化等により、ラストマイルも含めた円滑な支援物資輸送体制の確立・強化を図る。	過去の災害における支援物資輸送事例も踏まえ、自治体と物流事業者団体との災害時協力協定の高度化等により、ラストマイルも含めた円滑な支援物資輸送体制の確立・強化を図る。	【国交】地域防災計画における民間物資拠点の規定率
【厚労】災害派遣精神医療チーム（DPAT）の養成	災害時に被災地域の精神保健医療機能を補完するために活動するDPATを全都道府県・指定都市に整備するために、DPATを養成するための研修を実施する。	全ての都道府県にDPAT先遣隊が組織されるよう研修を実施する。	【厚労】DPAT先遣隊整備率
【厚労】災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の体制構築	令和元年以降の研修については、DHEAT構成員の養成にとどまらず、各自治体において研修を企画立案・実施できる人材の養成を目的として体系の見直しを行った。引き続き、研修体系の見直しを踏まえ、DHEATの養成研修を各自治体で実施できるよう支援を行う。	47都道府県において、各自治体におけるDHEAT養成研修・訓練を実施する。	【厚労】災害時健康危機管理支援チーム養成研修（高度編）の受講実績 【厚労】災害時健康危機管理支援チーム養成研修（基礎編）の受講実績

4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事態を回避するための取組施策	令和2年度に実施すべき事項	令和3年度以降に実施すべき事項	指標
【総務】Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達及び高度化の推進	地方公共団体やライフライン事業者等の情報発信者、多様なメディアによる更なる利活用及びLアラート高度化システムの導入を促進するためLアラートに関する研修やセミナーを通じて普及啓発等を行う。 周辺自治体に先駆けた先導的な取組を行う自治体に対して補助事業によりシステムの実装に必要な支援を実施するとともに、G空間防災システムの自律的実装を促進するため関係省庁・組織と連携した普及啓発やセミナーの開催等の周知啓発活動を実施する。	標準仕様を策定したLアラートの高度化システムについては、令和3年度以降もその成果の全国展開に向けた普及活動等を進める。	【総務】Lアラート高度化システムを導入している都道府県数
【総務】G空間防災システムの普及の促進	周辺自治体に先駆けた先導的な取組を行う自治体に対して補助事業によりシステムの実装に必要な支援を実施するとともに、G空間防災システムの自律的実装を促進するため関係省庁・組織と連携した普及啓発やセミナーの開催等の周知啓発活動を実施する。	検討中	【総務】G空間防災システム実装自治体数
【警察】機動警察通信隊の対処能力の更なる向上	機動警察通信信隊の対処能力の更なる向上を図るため、各地方機関にドローンの運用態勢を構築するとともに、大規模災害による被害を想定した機動警察通信信隊の訓練（ドローンの運用を含む。）を推進する。	機動警察通信信隊の対処能力の更なる向上を図るため、大規模災害による被害を想定した機動警察通信信隊の訓練（ドローンの運用を含む。）を継続的に推進する。	【警察】ドローンの飛行訓練の実施状況
【内閣府】準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化	安否確認サービスの導入自治体の増加に向けた普及活動を推進する。 安否確認サービスではスマホ de リレーを活用した避難所外情報の収集、災害危機管理通報では災害危機管理情報用の標準フォーマットに関する研究開発を推進する。 7機体制確立のための追加3機（5、6、7号機）の衛星開発を推進する。	安否確認サービスの試行的導入を実施している自治体における更なる利用拡大を図る。 安否確認サービス及び災害危機管理通報に関する研究開発について、社会実装に向けた実証実験等に取り組む。 7機体制確立のための開発を加速化し令和5年度の7機体制確立を確実なものとす。	【内閣府】安否確認サービス導入自治体数
【文科】技術試験衛星9号機(ETS-9)等の通信衛星の開発	平成28年度から開発に着手した ETS-9 においては、ETS-VIIIの10年の運用で得られた知見・技術を活用しつつ、開発を着実に推進する。	平成28年度から開発に着手した ETS-9 においては、ETS-VIIIの10年の運用で得られた知見・技術を活用しつつ、開発を着実に推進し、令和4年度に打ち上げる。	【文科】ETS-9 の技術実証（大電力化、高排熱技術） 【文科】ETS-9 の技術実証（全電化衛星技術）

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

事態を回避するための取組施策	令和2年度に実施すべき事項	令和3年度以降に実施すべき事項	指標
【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発	災害時に陸上輸送が遮断された場合でも緊急物資の輸送を可能とし、災害後の経済活動を支える基幹的海上交通ネットワークの維持を図るため、耐震強化岸壁や粘り強い防波堤の整備等、港湾施設の耐震・耐波性能等の向上を推進する。また、民有港湾施設の耐震化支援及び関連する技術開発等の施策を推進する。 さらに、令和元年房総半島台風では高波による護岸・栈橋等の損壊及び浸水被害が発生したことを受け、設計に用いている波浪を最新の知見で更新し、主要な施設に対する耐波性能の照査や緊急性の高い施設の嵩上げ・補強を実施するとともに、気候変動に伴う平均海面の水位上昇や台風の強大化等の影響を踏まえた港湾施設の整備手法等について検討を進める。	災害時に陸上輸送が遮断された場合でも緊急物資の輸送を可能とし、災害後の経済活動を支える基幹的海上交通ネットワークの維持を図るため、耐震強化岸壁や粘り強い防波堤の整備等、港湾施設の耐震・耐波性能等の向上を推進する。また、民有港湾施設の耐震化支援及び関連する技術開発等の施策を推進する。	【国交】災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾（重要港湾以上）の割合
【内閣府】民間企業及び企業間/企業体/業界等におけるBCPの策定促進及びBCMの普及推進	民間企業等の事業継続体制（BCPの策定状況）に関する実態調査を実施する。 官民が効果的に連携するための課題を考察・共有するため、官民による意見交換を定期的に実施する。民間事業者側からの官側への要望内容も踏まえて連携のための課題を抽出し、施策を検討し、着手可能なものから実行する。	令和2年度の実施状況を踏まえ、検討する。	【内閣府】大企業のBCPの策定割合 【内閣府】中堅企業のBCPの策定割合
【農水】水産物の一連の生産・流通過程におけるBCPの策定の促進	BCPガイドラインの普及を行うとともに、それに基づく個別地域BCPの策定を推進する。		【農水】水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時における水産物の早期回復体制が構築された漁港の割合
【国交】海域監視・情報提供体制の強化	3か年緊急対策として海域監視体制の強化が必要な海域にレーダー、監視カメラの整備を行う。 錨泊制限や巡視船艇等による指導、錨泊船舶への情報提供等を実施する。 海上空港等重要施設の付近海域において、更なる監視・情報提供体制の検討を行う。	錨泊制限や巡視船艇等による指導、錨泊船舶への情報提供等を適切に実施する。 海上空港等重要施設の付近海域において、更なる監視・情報提供体制の検討を行う。 沿岸域情報提供システム（海の安全情報）による災害時の情報収集・分析・提供を強化する。 海域監視と情報提供を強化する。 錨泊時の船舶をAIで解析し、走錨の予兆を検知する技術を導入する。 船舶の動静等をカメラ画像から検出する技術を導入する。	【国交】海域監視体制の強化に必要なレーダー、監視カメラの整備箇所数

	航路標識の耐震及び耐波浪補強を推進する。 海水浸入防止対策の整備を推進する。 予備電源の整備を推進する。 航路標識の維持管理の高度化を図るため、ICT 等の活用について、更なる検討を進める。 航路標識の老朽度調査を推進する。	経過年数のみならず、立地条件等も考慮した航路標識の老朽度調査及び対策を推進する。 ドローン等の新技術による保守支援システムや航路標識データバンクを導入する。 IoT 等の新技術を活用した航路標識の監視システムを導入する。	【国交】 航路標識の海水浸入防止対策箇所数 【国交】 航路標識の耐震補強整備箇所数 【国交】 航路標識の長寿命化推進のための点検・診断・予防保全基数 【国交】 航路標識の耐波浪補強整備箇所数 【国交】 船舶通航信号所等の予備電源整備箇所数
【内閣府】企業の本社機能の地方移転・拡充の支援	東京一極集中の是正に向けて、地方における雇用を創出するため、地域再生法に基づき自治体で作成する地域再生計画に沿って企業が行う地方拠点の強化に対して、支援措置を講じる。具体的には、東京 23 区からの企業の本社機能の移転（移転型）及び、地方において企業の本社機能を強化する取組（拡充型）に対してオフィス減税・雇用促進税制等により支援を行う。 利用促進のために、パンフレットやホームページ等による情報発信により、地方公共団体及び事業者に対する積極的な周知広報を図っていく。	利用促進のために、パンフレットやホームページ等による情報発信により、地方公共団体及び事業者等に対する積極的な周知広報を図っていく。	【内閣府】地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設」において常時雇用する従業員の増加数

5-5) 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響				
事態を回避するための取組施策		令和2年度に実施すべき事項	令和3年度以降に実施すべき事項	指標
【国交】道路橋梁の耐震補強	大規模災害時の救急救命・復旧活動を支えるため、 ・緊急輸送道路の道路橋の耐震補強を加速化させる。 ・高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋の対策について、優先的に支援する。	既設橋梁の耐震補強を推進する。		【国交】緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率
【国交】道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強	大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支えるため、土砂災害対策道路事業補助制度等を活用し斜面崩落などを防止する道路法面や盛土等の防災対策を推進するとともに、新技術等の活用も検討し効率的な予防保全に向けた取組を推進する。	道路斜面や盛土等の防災対策を行う。		【国交】道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率
【国交】航空ネットワークの維持等に必要な空港施設の耐震化・浸水対策	航空輸送上重要な空港について、地震発生時に航空ネットワークの維持や背後圏経済活動の継続性確保を図るため、必要な管制施設、基本施設等の耐震化（排水ポンプ整備）を実施する。	航空輸送上重要な空港について、地震発生時に航空ネットワークの維持や背後圏経済活動の継続性確保を図るため、必要な管制施設、基本施設等の耐震化を実施する。		【国交】航空輸送上重要な空港のうち、地震時に航空ネットワークを維持する機能を有する空港数

【国交】鉄道施設の耐震対策	首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に備え、鉄道施設総合安全対策事業費補助（耐震対策）による支援を行う等、主要駅や高架橋等の耐震補強を一層推進する。	首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震への耐震補強を一層推進する。	【国交】首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率
【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発	災害時に陸上輸送が遮断された場合でも緊急物資の輸送を可能とし、災害後の経済活動を支える基幹的ネットワークの維持を図るため、耐震強化岸壁や粘り強い防波堤の整備等、港湾施設の耐震・耐波性能等の向上を推進する。また、民有港湾施設の耐震化支援及び関連する技術開発等の施策を推進する。さらに、令和元年房総半島台風では高波による護岸・枝橋等の損壊及び浸水被害が発生したことを受け、設計に用いる波浪を最新の知見で更新し、主要な施設に対する耐波性能の照査や緊急性の高い施設の嵩上げ・補強を実施するとともに、気候変動に伴う平均海面の水位上昇や台風の強大化等の影響を踏まえた港湾施設の整備手法等について検討を進める。	災害時に陸上輸送が遮断された場合でも緊急物資の輸送を可能とし、災害後の経済活動を支える基幹的ネットワークの維持を図るため、耐震強化岸壁や粘り強い防波堤の整備等、港湾施設の耐震・耐波性能等の向上を推進する。また、民有港湾施設の耐震化支援及び関連する技術開発等の施策を推進する。	【国交】災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がバード・ソフト一体として構築されている港湾（重要港湾以上）の割合
【国交】大都市圏環状道路の整備	迅速かつ円滑な物流の実現等のため、三大都市圏環状道路の整備を推進する。		【国交】三大都市圏環状道路整備率
【国交】代替性確保のための道路ネットワークの整備	代替性確保のための高規格幹線道路等の整備を推進する。		【国交】道路による都市間到達性の確保率
【国交】迅速な航路啓開のための体制の整備	全国の重要港湾、特定港等主要港湾において、GNSS技術を用いた最低水面の調査を実施する。		【国交】GNSS技術を用いた最低水面調査の実施数
【国交】重要施設周辺海域における走錨事故の防止等に関する緊急対策	錨泊制限や巡視船舶等による指導、錨泊船舶への情報提供等を適切に実施する。海上空港等重要施設の付近海域において、更なる監視・情報提供体制の検討を行う。		【国交】海域監視体制の強化に必要な監視カメラの整備箇所数
【国交】港湾を活用した広域的な復旧・復興体制や物流の代替性の確保	令和元年房総半島台風等をはじめとする近年の台風による港湾での被害等を踏まえ、高潮・高波・暴風等への対応や瓦礫等の仮置き場等を考慮した港湾BCPの改訂を実施する。また、港湾BCPに基づく関係機関と連携した訓練を実施し、昨今の災害の教訓も踏まえ、PDCAサイクルによる継続的な見直し・改善を図る。高潮浸水等によるコンテナターミナル等の機能停止を回避するため、電源設備の浸水対策やコンテナの流出対策等を実施する。台風接近時の暴風等によるコンテナ等の飛散防止に係る民間事業者の取組の促進のため、コンテナ固縛の優良事例の周知を行う。	港湾BCPに基づく関係機関と連携した訓練を実施し、昨今の災害の教訓も踏まえ、PDCAサイクルによる継続的な見直し・改善を図る。高潮浸水等によるコンテナターミナル等の機能停止を回避するため、電源設備の浸水対策やコンテナの流出対策等を実施する。台風接近時の暴風等によるコンテナ等の飛散防止に係る民間事業者の取組の促進のため、コンテナ固縛の優良事例の周知を行う。	【国交】国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾において、港湾BCPに基づく関係機関と連携した訓練の実施割合

【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用	民間事業者から提供を受ける情報量の拡大や、対象の災害の拡大に向け、民間事業者と協議を実施するなどして事業の更なる改善を図る。 集約される交通流監視カメラ画像や民間事業者から提供を受ける情報量の拡大を図るため、広域交通管制システム及びプロープ情報処理システムを統合した新広域交通管制システムを整備・運用する。 警察が交通情報を外部機関と安全に送受信するために必要な交通情報ネットワークセキュリティ装置及びそのバックアップ装置を維持管理して、システムの安定した運用を図る。	集約される交通流監視カメラ画像や民間事業者から提供を受ける情報量の拡大を図るため、新広域交通管制システムを維持管理して、システムの安定した運用を図る。 警察が交通情報を外部機関と安全に送受信するために必要な交通情報ネットワークセキュリティ装置及びそのバックアップ装置を維持管理して、システムの安定した運用を図る。	【警察】プロープ情報処理システムによる道路状況等の把握割合
【警察】信号機電源付加装置の設置等の整備	社会資本整備重点計画では、平成27年度から令和2年度までに信号機電源付加装置約2,000台の整備を目標としていることから、緊急点検の結果を踏まえ、令和2年度は約300台の信号機電源付加装置を整備するなど、交通安全施設等の整備を推進する。	社会資本整備重点計画及び国土強靱化基本計画を踏まえ、信号機電源付加装置の整備を推進するなど、交通安全施設等の整備を推進する。	【警察】信号機電源付加装置の整備率（補助事業）
【警察】老朽化した信号機や道路標識・道路標示等の交通安全施設等の更新	社会資本整備重点計画では、平成27年度から令和2年度までに老朽化した信号機約43,000基の更新を目標としていることから、令和2年度は約7,000基の信号機を更新するとともに、老朽化した道路標識・道路標示等の交通安全施設等の更新を推進する。	社会資本整備重点計画及び国土強靱化基本計画を踏まえ、老朽化した信号機や道路標識・道路標示等の交通安全施設等の更新を継続的に推進する。	【警察】老朽化した信号機の更新率（補助事業）

5-8) 食料等の安定供給の停滞

事態を回避するための取組施策		令和2年度に実施すべき事項	令和3年度以降に実施すべき事項	指標
【農水】水産物の一連の生産・流通過程におけるBCPの策定の促進	BCPガイドラインの普及を行うとともに、それに基づく個別地域BCPの策定を推進する。			【農水】水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合
【農水】土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定）の推進及び体制強化	担当者会議等の場において、施設管理者に対してBCP策定の必要性について、啓発を図るとともに、「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」（平成28年3月策定）の周知に努める。	土地改良区等の施設管理者のBCP策定を促進する。		【農水】重要度の高い国営造成施設を管理する土地改良区における業務継続計画の策定割合
【農水】災害時における食品サプライチェーンの事業者間の連携・協力体制の構築	大規模災害時の被災地域において、食料供給の維持・回復に資することを目的として策定した指針等を活用し、食品産業者団体や食品産業者との会合の場等において食品サプライチェーン全体の食料供給の維持・回復に資することを目的として策定した指針等を活用し、食品産業者のBCP策定等を促進し、また、前年度の取組内容を検証し、食品産業者団体や食品産業者との会合の場等を活用し、食品サプライチェーン全体の食品産業者間の連携・協力体制の構築の必要性について継続的に努めるものとする。	大規模災害時の被災地域において、食料供給の維持・回復に資することを目的として策定した指針等を活用し、食品産業者のBCP策定等を促進し、また、前年度の取組内容を検証し、食品産業者団体や食品産業者との会合の場等を活用し、食品サプライチェーン全体の食品産業者間の連携・協力体制の構築の必要性について継続的に努めるものとする。		【農水】食品産業者における連携・協力体制の構築割合

【農水】農業水利施設の耐震化	計画的に耐震化計画を策定し、目標達成に向けて推進する。	令和2年度までに、耐震対策が必要と判明している重要度の高い国営造成施設における耐震化計画の策定割合を100%とする。	【農水】耐震対策が必要と判明している重要度の高い国営造成施設における耐震化計画の策定割合 【農水】湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の土地改良長期計画での目標面積に対する達成率 【農水】ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合 【農水】湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の土地改良長期計画での目標面積に対する達成率 【農水】農道橋（延長15m以上）・農道トンネルの機能保全計画（個別施設計画）の策定割合 【農水】林道橋（延長4m以上）・林道トンネルの機能保全計画（個別施設計画）の策定割合 【農水】水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合
【農水】ため池のハザード及びソフト対策の推進	防災重点ため池においてハザードマップ等ソフト対策を実施するとともに、農地及び周辺地域の湛水被害等を防止する対策を実施する。		【農水】 1 中央卸売市場当たりの取扱金額
【農水】農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進（排水対策充実、地すべり対策等）	ため池や排水機場、排水路等を整備し、農地及び周辺地域の湛水被害等を防止する。		【農水】 政府備蓄米の備蓄水準
【農水】農道・農道橋等の保全対策の推進	農林道の施設管理者への機能保全対策等に関する説明会等を実施し、施設の経過年数等に応じた計画的な点検・診断の実施について周知するとともに、令和2年度に対象施設の機能保全計画の策定率を100%にする目標の達成に向けて、対象施設をリスト化する等の取組により、確実に計画が策定されるよう、指導・助言を行う。	農林道の施設管理者への機能保全対策等に関する説明会等を実施し、施設の経過年数等に応じた計画的な点検・診断の実施を推進する。	
【農水】漁港施設の耐震化等	大規模津波による甚大な被害が予測される地域や拠点漁港における防波堤の耐津波化や岸壁の耐震化、近年激甚化する台風・低気圧災害に備え、防波堤の耐浪化対策等を推進する。		
【農水】卸売市場施設整備の推進	卸売市場法に基づき中央卸売市場又は地方卸売市場の認定を受けた卸売市場において、災害時にも業務が継続できるようにするための防災・減災対策も含めた卸売市場施設整備を推進するとともに、重要インフラ緊急点検を行った卸売市場のうち停電により業務継続に支障が生じる恐れがある卸売市場において非常用電源確保等に向けた緊急対策を実施する。	卸売市場法に基づき中央卸売市場又は地方卸売市場の認定を受けた卸売市場において、災害時にも業務が継続できるようにするための防災・減災対策も含めた卸売市場施設整備を推進するとともに、重要インフラ緊急点検を行った卸売市場のうち停電により業務継続に支障が生じる恐れがある卸売市場において非常用電源確保等の対策を推進する。	
【農水】「緊急事態食料安全保障指針」に基づく対策	「緊急事態食料安全保障指針」に基づき、平素から適切な備蓄の運用及び安定的な輸入の確保を行い、食料の供給が不足する場合に備える。		

6-1) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

6-1) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止		令和2年度に実施すべき事項		令和3年度以降に実施すべき事項	指標
事態を回避するため の取組施策		令和2年度に実施すべき事項		令和3年度以降に実施すべき事項	指標
【防衛】インフラ企業等関係機関との共同図上演習等の実施	災害時の自衛隊とインフラ企業等関係機関の協力による復旧の迅速化を図るため、共同図上演習等の実施等事前の協力体制の強化に努める。	地域防災計画に避難施設等として位置づけられた公共施設及び民間施設における、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコジェネレーションシステムや燃料電池等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施する。		令和2年度までに大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、蓄エネシステム、停電時自立機能を持つコジェネレーションシステムや燃料電池等の整備等を実施する。	【防衛】 停電復旧等に係る共同図上演習の実施率
【環境】災害時に役立つ再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備に関する整備等の支援	一昨年の北海道胆振東部地震や、昨年の令和元年房総半島台風・令和元年東日本台風による災害時には、大規模電源の喪失や鉄塔の倒壊など、復旧に時間を要する被害により、広域・長期間の停電が発生した。災害時に再生可能エネルギー、分散型エネルギー設備を活用して地域に自立的な電力供給を可能とするシステムは、地域のレジリエンス向上に資する取組として期待されている。このため、先例モデルとなる事例構築や、運用にあたっての制度面の整理を実施する。 また、災害時に活用する設備の導入にあたっては、平常時から設備を有効活用することによる維持コスト低減も必要となる。マスタープランや有識者等との議論を元に普及に向けたビジネスモデルの事例収集を実施する。	令和2年度までに大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、蓄エネシステム、停電時自立機能を持つコジェネレーションシステムや燃料電池等の整備等を実施する。		令和2年度までに大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、蓄エネシステム、停電時自立機能を持つコジェネレーションシステムや燃料電池等の整備等を実施する。	【環境】 大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの整備を実施した避難所等の数
【経産】災害時に自立した電力供給が可能な地域マイクログリッドの構築支援		令和2年度までに大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、蓄エネシステム、停電時自立機能を持つコジェネレーションシステムや燃料電池等の整備等を実施する。		令和2年度までに大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、蓄エネシステム、停電時自立機能を持つコジェネレーションシステムや燃料電池等の整備等を実施する。	【経産】 地域マイクログリッドの構築モデル件数
【経産】災害時石油供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し		災害時石油供給連携計画の訓練については、その定着・習熟を図るため、石油業界、関係省庁、地方公共団体等が連携した上で、訓練を定期的に行う。令和2年度の訓練において見つかっていた課題について対応できるような形で、訓練計画を行う。		災害時石油供給連携計画の訓練については、その定着・習熟を図るため、石油業界、関係省庁、地方公共団体等が連携した上で、訓練を定期的に行う。令和2年度の訓練において見つかっていた課題について対応できるような形で、訓練計画を行う。	【経産】 災害時石油供給連携計画実施訓練の前年度課題の改善率
【経産】製油所・油槽所の緊急応出力の強化		令和2年度予算において、製油所・油槽所の強靱性評価及び強靱化対策、非常用発電機の整備・増強を実施する。		これまで実施してきた事業を検証した上で、更なる強靱化の必要性について今後検討する。	【経産】 非常用発電設備の設置・増強や強靱性評価、強靱化対策を行っている製油所・油槽所の割合

【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発	災害時に陸上輸送が遮断された場合でも緊急物資の輸送を可能とし、災害後の経済活動を支える基幹的海上交通ネットワークの維持を図るため、耐震強化岸壁や粘り強い防波堤の整備等、港湾施設の耐震・耐波性能等の向上を推進する。また、民有港湾施設の耐震化支援及び関連する技術開発等の施策を推進する。 さらに、令和元年房総半島台風では高波による護岸・棧橋等の損壊及び浸水被害が発生したことを受け、設計に用いる波浪を最新の知見で更新し、主要な施設に対する耐波性能の照査や緊急性の高い施設の嵩上げ・補強を実施するとともに、気候変動に伴う平均海面の水位上昇や台風の強大化等の影響を踏まえた港湾施設の整備手法等について検討を進める。	災害時に陸上輸送が遮断された場合でも緊急物資の輸送を可能とし、災害後の経済活動を支える基幹的海上交通ネットワークの維持を図るため、耐震強化岸壁や粘り強い防波堤の整備等、港湾施設の耐震・耐波性能等の向上を推進する。また、民有港湾施設の耐震化支援及び関連する技術開発等の施策を推進する。	【国交】災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾（重要港湾以上）の場合
--------------------------------------	---	--	--

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

事態を回避するための取組施策	令和2年度に実施すべき事項	令和3年度以降に実施すべき事項	指標
【厚労】水道施設の耐震化や耐水化等の推進	改正水道法を踏まえて水道施設の計画的な更新等を適切に行うとともに、水道事業者等に対する耐震化計画等策定指針の周知や財政支援等により、引き続き水道施設の耐震化や耐水化・老朽化対策等の推進を図る。	水道事業者等における対策の実施状況について進捗管理を進めるとともに、水道事業者等に対する技術的支援に取り組む。	【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率
【経産】指針に基づく更新計画の活用による工業用水道強靱化の推進	各経済産業局単位で開催されるブロック会議等を通じて、計画作成及びその計画に基づき事業を実施している事業者全体の公表等）を、工業用水道事業を実施している事業者全体で共有することで、更なる計画策定等の推進を促す。 更新・耐震事業の進捗を促すために事業への補助を行うとともに、新たな補助制度の運用状況に鑑み、必要に応じて補助制度の見直しについて再検討を行う。 緊急対策が必要な事業に対し、補助要望を受けた事業については、補助金交付により支援を図れるよう調整を行う。	各経済産業局単位で開催されるブロック会議等を通じて、計画作成及び事業の実施を促すとともに、計画作成及びその計画に基づき事業を実施している事業者全体の情報（事業体名の公表等）を、工業用水道事業者全体で共有することで、更なる計画策定等の推進を促す。 更新・耐震事業の進捗を促すために事業への補助を行うとともに、新たな補助制度の運用状況に鑑み、必要に応じて補助制度の見直しについて再検討を行う。 重要インフラ緊急点検により課題となった事業（浸水対策、非常用電源設備の対策、耐震化対策）に対し、補助要望を受けた事業については、補助金交付により支援を図れるよう調整を行う。	【経産】「工業用水道施設の更新・耐震・アセットマネジメント指針」を活用した更新計画策定率

7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

事態を回避するため の取組施策		令和2年度に実施すべき事項	令和3年度以降に実施すべき事項	指標
【国交】避難地等となる公園、緑地、広場等における老朽化対策の推進	防災・安全交付金等を活用し、避難地等となる公園、緑地、広場等における老朽化対策を支援する。			【国交】公園施設の長寿命化計画策定率
【国交】避難地等となる公園、緑地、広場等の整備	防災・安全交付金等を活用し、住民の緊急避難の場や最終避難地、防災拠点等となる公園、緑地、広場等の整備を支援する。			【国交】一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所に確保された大都市の割合
【国交】延焼防止等に資する緑地の確保等	防災・安全交付金等を活用し、密集市街地等における大規模火災の延焼防止効果向上のための空き地等における緑地の整備を支援する。			【国交】一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所に確保された大都市の割合
【国交】密集市街地等の改善に向けた対策の推進	密集市街地等において、防災性の向上や住環境改善を図るため、避難路となる道路の整備や避難場所となる公園・空き地の整備、老朽建築物の除却や延焼防止性能の高い建築物への建て替え等の取組を推進する。			【国交】地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積
【内閣府・総務・経産】大規模地震時の電気火災対策の推進	地震ブレイカーの普及等による市街地火災対策を推進する。			【内閣府・総務・経産】首都直下地震緊急対策区域内の延焼のおそれある密集市街地における感震ブレイカー等の普及率
【厚労】水道施設の耐震化や耐水化等の推進	改正水道法を踏まえて水道施設の計画的な更新等を適切に行うとともに、水道事業者等に対する耐震化計画等策定指針の周知や財政支援等により、引き続き水道施設の耐震化や耐水化・老朽化対策等の推進を図る。	水道事業者等における対策の実施状況について進捗管理を進めるとともに、水道事業者等に対する技術的支援に取り組む。		【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率
【総務】消防防災施設の整備	大規模災害による被害を最小限に抑えることや救急需要に迅速・的確に対応すること等により、住民生活の安心・安全を確保するため、地方公共団体のニーズも踏まえながら、補助金を活用した施設の整備を重点的に推進していく。 消防庁舎における業務継続性を確保するために、各種機会を捉えて緊急防災・減災事業債等も活用した非常用電源の設置を呼びかけていく。			【総務】消防水利整備率

7-6) 農地・森林等の被害による国土の荒廃

事態を回避するため の取組施策		令和2年度に実施すべき事項	令和3年度以降に実施すべき事項	指標
【農水】農村における 地域コミュニティの 維持・活性化や自立的 な防災・復旧活動の体 制整備の推進	【農水】農地等にお ける治山施設の整備	取組の定着・拡大を推進するとともに、共同活動による地域資源の保全管理が持続的な体制で行われるよう、活動組織の広域化を推進するとともに、非農業者の参加を促進し、農村協働力の強化を図る。	山地災害危険地区において、治山施設の整備等のハード対策と、関係機関や地域住民と連携した山地災害発生リスクに関する情報の周知等のソフト対策を総合的に実施する。 重点的な治山施設の機能強化・老朽化対策、避難経路を保全対象とした緊急的な予防対策等を実施する。 山地災害が多発する中で、国民の安全・安心を確保していくため、効率的な山地災害対策の実施に向けた検討を継続する。	【農水】地域が主体となった地域共同活動への延べ参加者数
		山地災害危険地区において、治山施設の整備等のハード対策と、関係機関や地域住民と連携した山地災害発生リスクに関する情報の周知等のソフト対策を総合的に実施する。 3か年緊急対策に基づく、治山施設の設置等による荒廃山地の復旧・予防対策や流木捕足式治山ダムの設置等による流木対策を実施する。 重点的な治山施設の機能強化・老朽化対策、避難経路を保全対象とした緊急的な予防対策等を実施する。		
【農水】森林の国土保 全機能（土壌侵食防 止、洪水緩和等）の維 持・発揮のための多様 で健全な森林の整備 等	【農水】森林の国土保 全機能（土壌侵食防 止、洪水緩和等）の維 持・発揮のための多様 で健全な森林の整備 等	森林の国土保全機能の維持・発揮に向けて、平成31年4月からスタートした森林経営管理制度等による森林経営の集積・集約化を図りつつ、間伐や再造林とこれに必要な路網整備、鳥獣害対策の推進等による多様で健全な森林の整備を推進するとともに、近年の災害を踏まえ、市町村等公的主体と森林所有者、施設管理者等が協定を締結して行う、鉄道等の重要インフラ施設周辺の森林整備を支援する。また、3か年緊急対策に基づき、間伐等の森林整備や林道の改良整備といった対策を実施する。	森林の国土保全機能の維持・発揮に向けて、平成31年4月からスタートした森林経営管理制度等による森林経営の集積・集約化を図りつつ、間伐や再造林とこれに必要な路網整備、鳥獣害対策の推進等による多様で健全な森林の整備を推進する。	【農水】市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合
		平成25年度から実施している森林・山村多面的機能発揮対策において、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援するとともに、農業と連携した取組も支援する。 効率的な森林整備に資する施策集約化に向けて、より効果的な手法を検討しつつ、森林情報の収集活動や合意形成活動や森林境界の明確化活動を支援する。		
【農水】山村コミュニ ティによる森林整備・ 保全活動等の推進	【農水】山村コミュニ ティによる森林整備・ 保全活動等の推進	「農山漁村振興交付金」において、農山漁村のコミュニティ機能の向上を促進するため、地域の創意工夫による活動計画づくりや実践活動を支援することにより、農村の集落機能の維持や地域資源の保全に向けた地域主体の取組を推進する。	都市農村交流等の農村が有する地域資源の活用を通じた農村の集落機能の維持や地域資源の保全に向けた地域主体の取組を推進する。	【農水】市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合
		【農水】農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全		